世田谷区子ども・若者総合計画（第３期）

令和７(2025)年度～令和16(2034)年度

令和７年（2025年）３月

世田谷区

はじめに

「一人ひとりが　笑顔で　自分らしくチャレンジできるまち」の実現に向けて

世田谷区では、平成13年（2001年）12月に「世田谷区子ども条例」を23区で初めて制定し、子どもの人権擁護機関「せたがやホッとこどもサポート（略称：せたホッと）」や児童相談所の設置等、権利の主体である子どもの視点（子どもの最善の利益）を根幹に、妊娠期から乳幼児期、学童期、思春期、若者期まで、子どもの権利に基づいた施策を前進させてきました。

令和７年４月、「世田谷区子ども条例」を一部改正し、子ども・若者たちとともにつくった「世田谷区子どもの権利条例」が施行されます。このたび、新たに条例名に「権利」という文言を加えています。また、同時に、妊娠期から乳幼児期、学童期、思春期、若者期まで、切れ目なく総合的に施策を展開していく、という考えのもと、「子ども・若者総合計画（第３期）」がスタートします。

本計画は、「一人ひとりが　笑顔で　自分らしくチャレンジできるまち」の実現に向けて、「子どもが権利の主体として、一人ひとりの健やかな育ちが保障され、子ども・若者が、自分らしく幸せ(ウェルビーイング)な今を生き、明日からもよい日と思える社会を実現する。」ことを目標にしています。そのために、子ども・若者の育ちと成長、子育てを子ども・若者や保護者だけの責任とせず、地域社会全体で支えるための取組みを推進することを「政策の柱」に掲げました。

これまでの子ども・若者への地域社会の関わり方を変え、子どもも、若者も、大人も、年齢や経験に関わらず、人として対等であり、互いに尊重され、対話の中で互いを理解し、ともに成長していける地域社会を実現すること、つまり、子どもの権利が当たり前に保障される文化をつくり、発展させ継承していく地域社会を実現してまいります。

本計画の策定にあたり、お力添えをいただいた関係者や区議会および区民の皆さん、子どもに関わる支援者・団体等の関係者の皆さん、子ども・青少年会議・子ども条例検討プロジェクト・シンポジウムに参加してくださった皆さん、パブリックコメントや子ども・若者の声ポストに意見を寄せてくださった皆さん、アンケートやヒアリング調査に協力してくださった皆さんに、心より感謝申し上げますとともに、本計画に掲げる「一人ひとりが　笑顔で　自分らしくチャレンジできるまち」の実施に向け、今後も、皆さんの一層のご支援とご協力を賜りますことを重ねてお願い申し上げます。

令和７年３月　世田谷区長　保坂　展人

世田谷区子どもの権利条例（抄）

（区や大人の決意表明）

子どもは、生まれながらにして今を生きる権利の主体です。

子ども時代に、周囲の人に意見や思いを受けとめてもらった経験は、子どもの安心や自信につながり、その後を生きる大きな力(ちから)となります。

私たち区や大人は、子どもの思いを大切に受けとめ、子どもにとって一番よいことは何かを真剣に考え、対話し、応えていくよう努力します。

子どもたちがこの条例を通じて、自分に権利があること、また、大人や他の子どもにも権利があることを知ることは、社会における責任ある生活を送る上で、大切なお互いの権利の尊重や、信頼関係の構築につながります。

私たち区や大人は、今と未来をつくるパートナーである子どもの声を聴き、対話しながら、地域が子どもを支え、子どもが地域を豊かにし、誰もがつながり支え合う地域づくりに努めます。

この条例は、日本国憲法、子どもの権利条約（平成元年（1989年）11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」をいいます。）と、こども基本法の理念に基づき制定します。

私たち区や大人は、子どもが権利の主体として、一人ひとりの子どもが豊かに育つことが保障され、自分らしく幸せな今を生き、明日からもよい日と思える社会を実現していきます。

令和７年３月５日

目　次

第１章　計画の策定にあたって　１

１　子ども・若者・子育て施策の現状　１

２　子ども・若者総合計画（第３期）策定の趣旨　６

３　計画の推進　８

第２章　子ども・若者を取り巻く環境、第２期（後期計画）の評価　12

１　調査結果からみえてきた子ども・若者の状況　12

２　計画全体の指標の評価　34

３　子ども計画（第２期）後期計画の評価　36

４　若者計画の評価　43

５　子ども・子育て支援事業計画（令和２年度（2020年度）～６年度（2024年度））　44

６　子ども・子育て会議の評価・検証及び課題整理　46

７　子ども・青少年協議会の評価・検証及び課題整理　50

第３章　基本方針　52

１　めざすまちの姿　52

２　計画の目標　53

３　計画を貫く４つの原則　55

４　子ども・若者政策と少子化対策の関係性　56

第４章　政策の柱　57

１　子ども・若者の意見表明と参加・参画を進め、子どもの権利が保障されるまち（地域）を実現します　60

２　乳幼児期の支援を通じて、子どもの育ちの土台づくりと、健やかな成長を支えます　63

３　子どもが、安心を土台に、ポジティブな体験や挑戦を重ねながら、のびのびと遊び、育つことができる環境をつくります　66

４　若者が、地域での様々な活動や交流、支援を通じて、主体的、継続的に活躍できる環境をつくります　69

５　子ども・若者が、障害や特性等の有無、生まれや育ちの環境等に関わらず、安心して育つことができる地域をつくります　73

６　人や支援につながりながら、地域で心地よく子育てができるよう、家庭に寄り添い、妊娠期から切れ目なく支えます　76

７　子どもの命と権利を守るセーフティネットの整備により、地域で安心して暮らすことができる環境をつくります　79

第５章　計画の内容　82

〇　体系　82

〇　年齢別子ども・若者施策　84

１　乳幼児期の子どもの育ちの土台づくりと成長の支援　86

２　子どもの意見表明・参加・参画と成長・活動の支援　94

３　若者が力を発揮できる環境づくり　117

４　妊娠期からの切れ目のない子育て支援　127

５　支援が必要な子ども・若者・子育て家庭のサポート　137

６　保健福祉分野と教育分野が連携した子ども・若者への支援　163

７　子ども・若者の成長を支える地域社会づくり　169

第６章　子ども・子育て支援事業計画（令和７年度（2025年度）～11年度（2029年度））　182

１　圏域の設定　183

２　将来人口推計　184

３　需要量見込み及び確保の内容と実施時期　186

第７章　子どもの貧困対策計画　203

１　子どもの貧困対策計画の策定にあたって　203

２　世田谷区の子どもを取り巻く現状　206

３　子どもの貧困対策計画の方向性　212

４　子どもの貧困対策計画の内容　213

５　子どもの貧困対策計画の推進　217

〇　年齢別子どもの貧困対策事業　218

資料編　220

１　計画策定にあたっての検討状況　220

２　用語解説　228

３　参考データ　234

４　世田谷区子どもの権利条例　245

コラム

１　調査結果の分析から～推測される事象を踏まえた指標の設定と評価方法のあり方　11

２　だれもが子どものウェルビーイングをつくっている―生態系（エコロジカルモデル）の視点から　59

３　次、世田谷に必要なこと　62

４　子どもの権利を守るための乳幼児期の取組み　65

５　子どもの権利の拠点づくりに向けた子どもの居場所フローターの取組み　68

６　商店街モデル事業の活動と子ども・青少年協議会や議論で感じた事　71

７　地域協働における「可能性」と「壁」　72

８　逆境的体験を減らし・癒し、ポジティブな体験を増やす子どもの貧困対策　75

９　地域の中で「村」を感じる世田谷の子育て　78

10　子育て支援は「つながり」と「おせっかい」で　80

第１章　計画の策定にあたって

１　子ども・若者・子育て施策の現状

（１）全国的な社会状況と国の動向

（人口減少、出生数の減少）

国は、人口減少、少子高齢化の進行が止まらず、年少人口、生産年齢人口の減少と高齢人口の増加が続いています。出生数も減少の一途を辿っており、平成28年（2016年）には100万人を切り、令和４年（2022年）に80万人を切り、さらに減少し、令和５年（2023年）には727,277人となり、コロナ禍を経て、人口減少が加速しています。また、合計特殊出生率も平成28年（2016年）の1.44から低下の一途を辿っており、令和４年（2022年）は1.26、令和５年（2023年）は1.20となっています。

このような現状を踏まえ、国は令和３年(2021年)12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を決定しています。基本方針では、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに対する取組み・政策を我が国社会真ん中に位置づけて（「こどもまんなか社会」）、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることとしています。

（子ども・若者育成支援施策）

令和３年（2021年）４月に、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者育成支援推進大綱」の第３次が策定されています。法施行後10年が経過し、教育、福祉、医療、雇用等の関係分野間の連携が進む等一定の成果が見られる一方、コロナ禍の中、子ども・若者の不安は高まり、状況は深刻さを増していることを踏まえて、大綱では、すべての子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会をめざし、子ども・若者の意見表明や社会参画を促進しつつ、社会総掛かりで子ども・若者の健全育成に取り組んでいくことが示されています。

（こども基本法、こども大綱）

令和４年（2022年）６月には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法としてこども基本法が成立しました。同法では、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、こども政策を総合的に推進することを目的としています。そのなかで、市町村は子ども計画を作成することが努力義務とされているとともに、こども施策の策定・実施・評価に、こども・こどもを養育するもの等の意見を反映させるための必要な措置を講じることが示されています。

そして、令和５年（2023年）４月には、「こどもまんなか社会」の実現を目的として、内閣府や厚生労働省の関係部局を一元化したこども家庭庁も発足しています。また、同年12月には、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく３つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めたものです。「こども大綱」では、すべてのこども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会をめざしています。

（児童福祉法改正）

令和４年（2022年）６月成立、令和６年（2024年）４月施行の児童福祉法の一部改正では、児童虐待相談対応件数が20万件を超える等、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業や親子関係形成支援事業等の新設等が示されました。また、児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることも示されています。

（こども未来戦略、改正子ども・子育て支援法）

「こども大綱」と同時の令和５年（2023年）６月には、「こども未来戦略方針～次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」の策定に向けて～（令和５年（2023年）12月）」を踏まえた「こども未来戦略」が閣議決定されました。戦略では、令和６年度（2024年度）からの３年間で集中的に取り組む「加速化プラン」において、「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組み」、「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援拡充」、「共働き・共育ての推進」、「こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」等の施策が提示されました。

そして、「こども未来戦略」の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、改正子ども・子育て支援法が令和６年（2024年）６月に成立しました。具体的には、児童手当の拡充、出産等の経済的負担軽減、「こども誰でも通園制度」の創設、「産後ケア事業」の提供体制の整備等が盛り込まれています。

（改正こどもの貧困の解消に向けた対策推進法、こども性暴力防止法）

令和６年（2024年）６月に改正されたこどもの貧困の解消に向けた対策推進法では、法律名に「こどもの貧困の解消」が明記され、「貧困により、こどもが適切な養育・教育・医療を受けられないこと、多様な体験の機会を得られないこと」等、貧困によって生じる具体的な課題が明示されました。また、貧困対策の指標の一つとしてひとり親世帯の養育費受領率の向上が盛り込まれています。

また、同時期に成立したこども性暴力防止法（令和６年（2024年）６月）は、こどもへの性被害を防止する目的として創設され、日本版DBS法となりました。令和８年度（2026年度）から、保育所や児童養護施設、障害児施設、学校等において従事する人の犯罪歴を確認し、性犯罪者の就労を事実上制限する取組みが始まります。

（２）東京都の動向

（東京都こども条例、施策推進連携部会の設置）

東京都は、令和３年（2021年）４月に「東京都こども条例」を施行しています。この条例は、「子どもの権利条約」の精神にのっとり、子供を権利の主体として尊重し、子供の最善の利益を最優先にすることを理念として掲げ、東京都が取り組むべき施策の基本となる事項を定めています。また、条例が成立・施行したことを受け、東京都の関係各局で子どもに関する施策を連携して推進するため、令和４年（2022年）４月に「子供・子育て施策推進本部」の下に関係22局で構成する「施策推進連携部会」を設置しました。

（チルドレンファーストな社会の実現）

令和５年度（2023年度）の予算方針として掲げられた「チルドレンファーストの社会の実現に向けた施策の強化」に基づき、“東京から少子化に歯止めをかける”として、「018サポート」（０歳～18歳まで所得制限なしの子ども１人当たり月５千円の支給）、「第二子の保育料無償化」等、様々な施策を展開しています。

そして、「チルドレンファーストの社会の実現に向けた子供政策強化の方針2023」を令和５年（2023年度）７月に策定し、子どもを取り巻く環境を踏まえた子ども政策の課題と今後の政策強化の方向を示しています。その後、子どもの居場所におけるヒアリングやSNSを活用したアンケート等、多様な手法を活用し、令和６年（2024年度）４月に、子ども目線で捉え直した政策の現在地と、子どもとの対話を通じた継続的なバージョンアップの指針となる「こども未来アクション2024」を策定しています。

（３）世田谷区の社会状況と区の動向

（人口、子どもの人口の動向）

平成７年（1995年）以降、区の総人口は長期的には増加傾向にあり、26年間で約14万人増えて、令和３年（2021年）に92万人を超えました。この人口増加の主な要因として、転入者数が転出者数を上回る「社会増」が続いたことがあげられます。一方、世田谷区の出生数は平成28年（2016年）以降、減少傾向が続いており、令和元年（2019年）以降は死亡数が出生数を上回る「自然減」に転じています。

しかし、令和４年（2022年）には新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、「社会減」となったことから人口減少となりました。その後、令和５年（2023年）以降は「社会増」となりましたが、令和５年（2023年）は「自然減」が上回ったため再び人口減少となり、令和６年（2024年）は「社会増」が「自然減」を上回ったため人口増加となり、総人口は918,141人となっています。

年齢別人口をみると、令和２年（2020年）以降、12歳～17歳、18歳～29歳は増加傾向、６歳～11歳はおおよそ横ばいで変化しています。一方で、０歳～５歳は減少傾向にあり、令和５年（2023年）に40,000人を切り、令和６年（2024年）には37,786人まで減少しています。なお、年齢別に転入・転出者数をみると、令和元年（2019年）以降、20歳代は転入超過にあり、30歳代以降は転出超過にあります。

また、区の世帯構成は、令和２年（2020年）国勢調査によると、「単独世帯」が51.0％で最も多く、「夫婦と子ども世帯」が22.7％、「夫婦のみ世帯」が16.7％、「女親と子ども」が5.7％で続いています。平成17年（2005年）と比較すると、「単独世帯」の割合が高くなっています。

■　年代別子ども人口の推移　■

※各年１月１日現在　「住民基本台帳人口」より作成

■　世帯構成の推移（世田谷区）　■

「国勢調査（平成17年、22年、27年、令和２年）」より作成

■　子どもがいる世帯の推移（６歳未満、18歳未満）（世田谷区）　■

「国勢調査（平成17年、22年、27年、令和２年）」より作成

（子ども条例、子ども計画）

世田谷区では、子どもが育つことに喜びを感じることができる社会を実現するため、すべての世田谷区民が力をあわせ、子どもが健やかに育つことのできるまちをつくることを掲げ、平成13年（2001年）12月に「世田谷区子ども条例」を23区で初めて制定し、「子どもがすこやかに育つことのできるまち」の実現をめざし、子どもの人権擁護機関「せたがやホッとこどもサポート（略称：せたホッと）」の設置や児童相談所の設置等、子ども・子育てにかかる支援を前進させてきました。世田谷区の子ども施策の強みは、権利の主体である子どもの視点（子どもの最善の利益）で展開されていることであり、子どもの権利に基づいた施策を実施してきました。

子ども条例で掲げる理念を実現するための推進計画として、平成17年（2005年）３月に「世田谷区子ども計画」を策定しました。平成27年（2015年）３月には「世田谷区子ども計画（第２期）」を策定し、「世田谷版ネウボラ」の実施・推進等により妊娠期からの切れ目のない支援を進めるとともに、喫緊の課題であった保育待機児童の解消に向けた保育施設整備や子育てを身近な地域で支えるための子育て支援の充実等に取り組んできました。また、区民とともに今を生きる子どもの育ちを支え、子育てを応援するまちづくりを推進していく基本姿勢を明確にするため、平成27年（2015年）３月に「子ども・子育て応援都市宣言」を行いました。

「世田谷区子ども計画（第２期）」の策定以降、子どもの貧困の社会問題化、児童福祉法の改正により特別区が児童相談所を設置できるようになる等、区の子ども・子育て家庭を取り巻く社会環境も大きな変容を遂げました。こうした状況の変化に的確に対応し、区の子ども・子育てにかかる施策を総合的に推進する必要があることから、令和２年度（2020年度）に「世田谷区子ども計画（第２期）後期計画」を策定しました。新たに子どもの貧困対策推進法に基づく子どもの貧困対策計画及び子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者計画を内包しました。

また、令和２年度（2020年度）以降、育児休業の利用の拡大、テレワークの普及等、コロナ禍の影響もあり、子どもと子育て家庭をとりまく環境や保護者の働き方が急激に変化したこと、さらに、区における年間の出生数が減少傾向にあることから、令和５年（2023年）３月に「世田谷区子ども・子育て支援事業計画調整計画」を策定し、事業の需要量の見込みと確保の内容等を見直しました。なお、調整計画では、子どもや子育て家庭をとりまく環境の急激な変化やコロナ禍の影響により新たに生じている課題に迅速に対応し、現在の取組みを一層加速させる必要があるため、第３期への展望も見据えて、「今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）」をあわせて定め、施策を実施しています。

２　子ども・若者総合計画（第３期）策定の趣旨

（１）策定の趣旨・計画期間

世田谷区では、子ども・若者にかかる個別計画として、令和２年度（2020年度）から６年度（2024年度）を期間とする「世田谷区子ども計画（第２期）後期計画」と「世田谷区子ども・子育て支援事業計画調整計画」、「今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）」を策定しています。令和６年度（2024年度）に計画の最終年度を迎えたことから、新たに子ども・若者にかかる個別計画を定めます。

子どもと若者を取り巻く環境や社会は、コロナ禍を経て、地域の見守りやコミュニティの希薄化が一層進み、未だ改善すべき問題が多くあります。また、子どもや若者たちの声を聴く中で、子どもの権利が行使できなかったり、保障されなかったりする実態が明らかになりました。さらに、国のこども基本法の施行や児童福祉法の改正、区での世田谷区子ども条例の改正に向けた検討等、子ども・若者、子育て政策を取り巻く状況は大きく変化しています。

「今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）」の考えを引き継ぎつつ、このような状況の変化や課題に的確に対応することをめざし、妊娠期から乳幼児期、学童期、思春期、若者期まで、切れ目なく総合的に施策を展開していく、という考えのもと、「子ども・若者総合計画（第３期）」に名称を変更します。なお、本計画における「若者」は、こども大綱に基づき、中学生世代から39歳までを対象としています。

また、これまでと同様に、子ども計画が大切にしてきた区民とともに進める地域づくりには、長期的な施策の見通しが必要であるという考えに基づき、計画期間は10年間とします。なお、計画策定後も、時勢をみながら必要な見直しを行います。

■　計画期間　■

（２）計画の位置づけ

本計画は、世田谷区子どもの権利条例の推進計画として策定します。また、第３期は、こども基本法で市町村の努力義務とされている自治体こども計画に位置づけるとともに、これまでと同様、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画、こどもの貧困の解消に向けた対策推進法（令和６年（2024年）６月改正）に基づく子どもの貧困対策計画及び子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者計画を内包します。

同時に、区の上位計画である「世田谷区基本構想」や「世田谷区基本計画」、関連計画等である「世田谷区地域保健医療福祉総合計画」、「世田谷区教育大綱」、「世田谷区教育振興計画」、「健康せたがやプラン（第三次）」、「せたがやインクルージョンプラン―世田谷区障害施策推進計画―」等との連携・整合性を図っています。

■　計画の位置づけ　■

３　計画の推進

（１）推進体制

これまで、個別事業及び計画全体の進捗管理や評価・検証について、子ども・子育て施策は世田谷区子ども・子育て会議、若者施策は世田谷区子ども・青少年協議会で行い、その結果を公表してきました。子ども・若者、子育て家庭が抱える困難は、複雑かつ多様化しており、特に、虐待や不登校、貧困等の困難が、子ども期だけで解消されず、その後も引き継がれ、若者期の成長に影響を及ぼし、特有の課題として顕在化していることから、妊娠期から乳幼児期、学童期、思春期、若者期の支援を切れ目なく議論する必要があります。

第３期は、子ども・若者総合計画として策定することから、今後、計画の初年度にあわせて、世田谷区子ども・子育て会議と世田谷区子ども・青少年協議会を統合し、世田谷区子ども・若者・子育て会議を設置し、妊娠期から乳幼児期、学童期、思春期、若者期まで、切れ目なく総合的な視点で、進捗管理と評価・検証を行います。

さらに、新たに、世田谷区子どもの権利条例に基づき、子どもの権利保障に向けた、区の施策の評価・検証と、子どもの権利に関する普及啓発を行う第三者機関である世田谷区子どもの権利委員会を設置します。

世田谷区子どもの権利委員会は、子ども・若者が参加・参画し、意見表明できる機会を仕組みとして位置づけ、教育委員会との連携・協力のもと、世田谷区子ども・若者・子育て会議、児童福祉審議会、子どもの人権擁護機関「せたがやホッとこどもサポート（略称：せたホッと）」等の関係機関とも、定期的に、子どもの権利に関する課題を共有し、評価・検証、ヒアリング等のモニタリング調査を実施します。また、世田谷区子どもの権利委員会は、評価・検証結果を踏まえて、区長に対して、政策提言を行います。

（２）指標を用いた計画の評価

区の子ども・若者施策は、権利の主体である子どもの視点（子どもの最善の利益）で展開しています。そのため、本計画の推進にあたっては、新たに政策の柱ごとに、子ども・若者一人ひとりのウェルビーイング※１を実現するための指標を導入し、計画の指標とします。

子どもは、周囲の様々な関係（層）が相互に影響を与えあう環境の中で、その影響を通じて、発達していきます。

ライフステージを通じて、基本的な生活基盤の安定と、家庭や学校、地域での安全で安心できる応答的な関わりや体験、居場所があること等のポジティブな体験を重ねることは、子どものウェルビーイング※１の基盤となります。

一人ひとりのウェルビーイング※１を実現するためには、保護者や家族、友達、先生や保育士、支援者や周囲の大人、幼稚園や保育園、学校や居場所、地域社会や政策・文化、社会環境等、相互が影響を与えあい、子どもにとって、よりよい環境が保障され、その中で、子どもが成長・発達していくことが必要です。

この指標は、社会環境等の影響も受けるものですが、本計画で推進する「政策の柱」を通じて、めざす状態を明らかにするために、子ども・若者、保護者の主観的な評価を指標に設定します。

子どものウェルビーイングの生態系※３：安心の輪

※１「ウェルビーイング（Well-being)」

身体的、精神的、社会的に満たされ、その人にとってちょうど心地よい、幸せな状態であることをいいます。

※２「アタッチメント」

不安や恐怖等を感じたときに「特定の誰か（アタッチメント対象）」にくっつき、ケアされることで安心感を得ようとする本能的な欲求や行動のこと。アタッチメントが安定していると、子どもは自分や社会への基本的な信頼感を育むことができ、アタッチメント対象を安全基地として外の世界を探索することができます。

※３「生態系（エコロジカルモデル）」

ウェルビーイングは、子ども自身の世界（自分や、身近な人との関係）、子どもを取り巻く世界（学校などの居場所や地域の状態）、より大きな世界（政策、文化、社会の環境など）の互いの作用によってかたちづくられます。この全体的な構造と、その相互のかかわりのこと。

子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標

数字（％）は現況数値（令和５年度）、中間目標値（令和10年度）、最終目標値（令和15年度）の順です。

指標❶周りの人は自分の意見をちゃんと聞いてくれている、と思う子ども・若者の割合

小学生低学年84.4％、87.2％、90.0％

小学生高学年84.2％、87.2％、90.0％

中学生84.1％、87.2％、90.0％

若者75.7％、80.4％、85.0％

指標❷自分にとって一番よいことはなにか、大人にいっしょに考えてもらえる、と思う子どもの割合

小学生低学年77.1％、81.0％、85.0％

小学生高学年76.0％、81.0％、85.0％

中学生69.6％、73.4％、80.0％

指標❸社会を自分の力で変えられる、と思う子どもの割合

中学生29.5％、44.8％、60.0％

指標❹人や社会の役に立ちたい、と思う若者の割合

若者77.4％、80.2％、83.0％

指標❺自分のことが好きだ、と思う子どもの割合

小学生低学年68.0％、69.0％、70.0％

小学生高学年55.0％、61.5％、65.0％

中学生54.7％、61.5％、65.0％

指標❻子育てを楽しい、と感じる保護者の割合

就学前児童保護者80.1％、80.0％、80.0％

就学児保護者76.3％、80.0％、80.0％

指標❼やりたいことを楽しみ、のびのび遊び、疲れたら休むことができている、と思う子どもの割合

小学生低学年87.5％、88.8％、90.0％

小学生高学年80.2％、82.6％、85.0％

中学生74.3％、80.0％、82.0％

指標❽家族の他に自分のことを真剣に考えてくれる大人がいる、と思う子どもの割合

小学生低学年77.8％、81.4％、85.0％

小学生高学年77.7％、81.4％、85.0％

中学生68.6％、73.3％、80.0％

指標❾世田谷区の相談支援機関を知っている若者の割合

若者45.6％、53.8％、62.0％

指標❿ホッとでき、安心していられる場所がある、と思う若者の割合

若者92.9％、94.0％、95.0％

指標⓫最近２、３年の間に、学校や仕事以外で、趣味の活動やイベント、ボランティア等に参加・企画から関わった、若者の割合※１

若者27.9％、39.0％※1、50.0％※1

指標⓬世田谷区の制度・施策について意見を伝えたい、と思う若者の割合

若者49.9％、57.5％、65.0％

指標⓭心も身体ものびのび成長でき、安心して暮らしている、と思う子どもの割合

小学生低学年85.5％、87.8％、90.0％

小学生高学年84.9％、87.8％、90.0％

中学生75.0％、80.5％、83.0％

指標⓮どんな理由でも差別されない、と思う子どもの割合

小学生低学年59.4％、67.2％、75.0％

小学生高学年68.8％、75.0％、80.0％

中学生74.0％、80.0％、85.0％

指標⓯自分のことが大事だ、と思う若者の割合

若者84.2％、86.6％、89.0％

指標⓰子育てしやすい環境だ、と感じる保護者の割合

就学前児童保護者80.6％、80.0％、80.0％

就学児童保護者82.6％、80.0％、80.0％

指標⓱地域の子ども・子育て支援に携わってもよい、と考える保護者の割合※２

就学前児童保護者64.5％、70.0％※２、75.0％※２

就学児童保護者64.2％、70.0％※２、75.0％※２

※１　最近２、３年の間に、趣味の活動や地域のイベント、ボランティア等に参加・企画から関わった、若者の割合

※２　地域に携わってもよい、と考える保護者の割合

コラム１

調査結果の分析から～推測される事象を踏まえた指標の設定と評価方法のあり方

国立成育医療研究センター　こどもシンクタンク　竹原　健二、小林　しのぶ

「こどもまんなか社会」、「こども・若者のウェルビーイング」といった用語が全国各地に広がっています。これらの概念が示す社会やその実現を目指すことについては、誰もがすばらしいと感じることでしょう。しかし、「その実現に向けた具体的な方策とは？」、「その実現に向けた体系的な計画のあり方とは？」と問われると、答えに困ってしまう。それが自治体こども計画なのだと思います。われわれ成育こどもシンクタンクは2024年に世田谷区と協定を結び、計画策定のプロセスを拝見しつつ、調査結果や指標の設定などについて助言する機会をいただきました。子ども・若者への想いを大切にする世田谷区の取り組みについて共に考える機会をいただけたことに感謝するとともに、その中で感じたことをまとめてみました。

事業や政策の評価において、方法論上のポイントはいくつかあります。計画立案時に事業と期待される効果、その評価方法を考えておくことや、対象集団に偏りが生じないようにデータを収集すること、他の自治体と比較できるように項目を揃えること、できるだけ妥当性のある評価指標を用いること、などがそれに該当します。しかし、そうした方法論上のポイントを踏まえる以前に考えておくべき重要なことがあります。それは「子ども・若者にどのようにあってほしいと願うのか」、そして「そのためにあるべき地域・社会とはどのようなものか」といった“めざす状態”を定めることです。子ども・若者のこえを聴き、子ども・若者とその周りの人々が笑っている景色を想像する。“めざす状態”を定めるためにもこうした姿勢やプロセスがとても重要なのではないでしょうか。

事業や政策の評価として、「“自分のことが好きだ、と思う子どもの割合”が10％増えました」といった、集団としての評価は重要です。しかし、“子ども・若者”といっても、個人レベルでは好きなことや、価値観、家族や取り巻く環境などは様々です。世田谷区の子ども・若者総合計画（第３期）では、めざす状態の達成状況を評価するために、子ども・若者、保護者の“主観的評価”が重要な指標として位置づけられています。また、評価指標について、現在と５年後、10年後の小・中学生を比べることだけでなく、その子どもたちの”世代”を追跡して評価することも設計されています。限界がある中でも、一人ひとりの子ども・若者に目を向けようという非常に意欲的な評価計画だと感じています。

多様な子ども・若者すべてのウェルビーイングの向上を目指すためには、今後も調査を継続して、ウェルビーイングの向上につながる要因を特定して、事業や政策に落とし込んでいかなければいけません。今回の計画策定に向けて実施された事前調査では、“めざす状態”の達成にネガティブな影響を与えていそうな項目は多く明らかになりましたが、ポジティブな影響を与えていそうな項目はあまり特定できませんでした。どうしたら子ども・若者のウェルビーイングを向上させやすい地域・社会となりえるのか。これは今後に向けた大きな挑戦と言えるでしょう。

国立成育医療研究センターと区は協定を締結し、計画を策定するための調査結果の分析等を行いました。

第２章　子ども・若者を取り巻く環境、第２期（後期計画）の評価

１　調査結果からみえてきた子ども・若者の状況

（１）小中学生アンケート調査結果から推測される子どもの状況

今回、子どもたちの声を聴く中で、子ども自身が、遊んだり、のんびり過ごしたり、自分のしたいように過ごしたいと思っても、周囲の大人から、時間の使い方や過ごし方を決める余地が制限されたり、その時間を持つことができないぐらい忙しい状況に置かれ、その結果、子どもの権利が行使できなかったり、保障されなかったりする実態が明らかになりました。

小学生（低学年）

調査対象：区立小学校に通う児童1,519人（５校）

調査方法：調査依頼文を学校を通じて配布し、インターネットで回答

調査期間：令和５年（2023年）10月２日（月）～10月23日（月）

回収数（回収率）：743件（48.9％）【参考】平成25年度（2013年度）1,541件（学校で配布・回収）

調査項目：基本属性、ふだんの生活、子どもの権利等、子どもの参加・参画・意見表明、放課後の過ごし方、日ごろの思いや悩み、自由意見

小学生（高学年）

調査対象：区立小学校に通う児童1,533人（５校）

調査方法：調査依頼文を学校を通じて配布し、インターネットで回答

調査期間：令和５年（2023年）10月２日（月）～10月23日（月）

回収数（回収率）：717件（46.8％）【参考】平成25年度（2013年度）1,331件（学校で配布・回収）

調査項目：基本属性、ふだんの生活、子どもの権利等、子どもの参加・参画・意見表明、放課後の過ごし方、日ごろの思いや悩み、自由意見

中学生

調査対象：区内在住の12～14歳の子ども各年齢1,000人　計3,000人

調査方法：調査依頼文を郵送し、インターネットで回答

調査期間：令和５年（2023年）10月２日（月）～10月23日（月）

回収数（回収率）：809件（27.0％）【参考】平成30年度（2018年度）1,092件（36.4％）（郵送で配布・回収）

調査項目：基本属性、ふだんの生活、学校生活と放課後の過ごし方、将来、子どもの権利等、子どもの参加・参画・意見表明、日ごろの思いや悩み、自由意見

※実施にあたっては、事前に、子どもたちの協力を得て、プレテストを実施。

１）ふだんの活動

「毎日、勉強をする（学校の授業以外の宿題等）」割合は、小学生低学年74.4％、小学生高学年76.3％、中学生63.9％となっており、小学生高学年では、３時間以上が３割（うち５時間以上が１割強）となっています。

一方で、「毎日、公園等の外で遊ぶ」割合は、小学生低学年11.2％、小学生高学年15.5％、中学生6.0％であり、外で遊ぶ機会が少ない状況です。

■　勉強をする（学校の授業以外の宿題等）：小学生（低学年・高学年）・中学生　■

■　公園等の外で遊ぶ：小学生（低学年・高学年）・中学生　■

２）最近の身体や心の調子

中学生に心身の調子を質問したところ、「よくねむれない」割合は６割、「いつも疲れている」割合は７割、「やる気が出ない」割合は７割強にものぼっています。

■　最近の身体や心の調子：中学生　■

３）自分への思い、家族と学校、周囲への思い

「自分自身のことが好きだ」と回答した割合は、小学生低学年68.0％、小学生高学年55.0％、中学生54.7％で前回調査から増えたものの、「孤独だと感じる」と回答した割合は、中学生19.2％で５年前の調査より倍増しています。

■　自分への思い、家族と学校、周囲への思い：小学生（低学年）　■

■　自分への思い、家族と学校、周囲への思い（全体）：小学生（高学年）　■

■　自分への思い、家族と学校、周囲への思い：中学生　■

■　孤独だと感じる：中学生　■

４）子どもの権利は守られているか

子どもの権利が守られているか、について、次の７つの項目をたずねました。

・どんな理由でも差別されない

・自分にとって一番よいことは何か、大人に一緒に考えてもらえる

・心も身体ものびのびと成長でき、安心して暮らしている

・自由に意見を言うことができ、大人はその意見を大切にしてくれる

・おうちの人から叩かれたり、酷いことを言われたりしていない

・自分に合った方法で学ぶことができている

・やりたいことを楽しみ、のびのび遊び、疲れたら休むことができている

「はい」の割合が、小学生低学年は「やりたいことを楽しみ、のびのび遊び、疲れたら休むことができている（87.5％）」、小学生高学年、中学生では、「心も身体ものびのびと成長でき、安心して暮らしている（小学生高学年84.9％、中学生75.0％）」で最も高くなりました。

一方で、「いいえ」の割合が、「おうちの人からたたかれたり、ひどいことを言われたりしない」権利で、小学生低学年18.0％、小学生高学年15.9％、中学生11.1％と最も高い結果となりました。

■　どんな理由でも差別されない：小学生（低学年・高学年）・中学生　■

■　自分にとって一番よいことは何か、大人に一緒に考えてもらえる：小学生（低学年・高学年）・中学生　■

■　心も身体ものびのびと成長でき、安心して暮らしている：小学生（低学年・高学年）・中学生　■

■　自由に意見を言うことができ、大人はその意見を大切にしてくれる：小学生（低学年・高学年）・中学生　■

■　おうちの人からたたかれたり、ひどいことを言われたりしていない：小学生（低学年・高学年）・中学生　■

■　自分に合った方法で学ぶことができている：小学生（低学年・高学年）・中学生　■

■　やりたいことを楽しみ、のびのび遊び、疲れたら休むことができている：小学生（低学年・高学年）・中学生　■

５）平日の放課後（夕方６時まで）と平日夜間（夕方６～８時）過ごす場所

平日の夕方６時くらいまでの放課後の過ごし方を質問したところ、毎日、「塾や習い事、スポーツクラブ」で過ごしている割合は、小学生高学年で13.1％（夜間（６時～８時）では、10.0％）にものぼっています。

学年別では小学校６年生が最も高くなっています（夕方６時くらいまで20.0％、夜間（６時～８時）17.6％）。一方、児童館や公園等の外で過ごす割合が低く、まったく過ごさない割合も高くなっています。

■　平日の放課後（夕方６時くらいまで）に「塾や習い事、スポーツクラブの活動の場」で過ごす頻度：小学生（低学年・高学年）・中学生　■

■　平日の放課後（夕方６時くらいまで）に「塾や習い事、スポーツクラブの活動の場」で過ごす頻度：小学生低学年（学年別）　■

■　平日の放課後（夕方６時くらいまで）に「塾や習い事、スポーツクラブの活動の場」で過ごす頻度：小学生高学年（学年別）　■

■　平日夜間（６～８時）に「塾や習い事、スポーツクラブの活動の場」で過ごす頻度：小学生（高学年）・中学生　■

■　平日の放課後（夕方６時くらいまで）に「児童館」で過ごす頻度：小学生（低学年・高学年）・中学生　■

■　平日の放課後（夕方６時くらいまで）に「公園等の外」で過ごす頻度：小学生（低学年・高学年）・中学生　■

６）平日の放課後（夕方６時まで）過ごしたい場所

平日の夕方６時くらいまでをどこで過ごしたいか（希望）をたずねたところ、小学生高学年は「自分の家」が８割を超えており、「友達の家」４割強、「公園等の外」４割弱の回答となりました。中学生は、「部活動等」４割強、「塾や習い事等」２割強と続いています。令和４年（2022年）の保護者調査の結果とは異なっています。

■　平日の放課後（夕方６時くらいまで）過ごしたい場所：小学生（高学年）・中学生　■

■　小学生高学年参考比較：世田谷区就学児童保護者調査（令和４年（2022年））　■

７）困っていること、悩んでいること、つらいこと

小学生高学年と中学生に困っていること、悩んでいること、つらいこと、をたずねたところ、「特にない」以外では、勉強や受験、進学や将来のことの悩みが多い結果となりました。

■　困っていること、悩んでいること、つらいこと：小学生（高学年）・中学生　■

８）困っていることや悩み、つらいことがある時に話を聞いてくれる人の有無

困っていることや悩み、つらいことを聞いてくれる人がいる割合は、小学生低学年89.4％、小学生高学年81.0％、中学生82.6％となりました。一方で、「いない」「誰にも話さない・話したくない」割合は、小学生低学年8.3％、小学生高学年17.6％、中学生15.8％となり、「誰にも話さない・話したくない」割合が高くなっています。

■　困っていること、悩んでいること、つらいことがある時に話を聞いてくれる人の有無：小学生（低学年・高学年）・中学生　■

９）世田谷区に意見を伝えたり、実現に向けて一緒に取り組む機会への参加意向

世田谷区に意見を伝えたり、実現に向けて一緒に取り組む機会への参加意向がある人は、小学生高学年では37.4％、中学生では30.5％となっています。

学年別にみると、小学生高学年では、学年が上がるほど参加意向が低くなっており、中学生では、３年生で参加意向が高くなっています。

自己肯定感別にみると、自分のことが好きな人は参加意向が高くなっています。

周りの人が意見を聞いてくれるか別にみると、周りの人が意見を聞いてくれると思う人、周りの人が意見を聞いてくれると思わない人どちらも参加意向が高くなっています。

■　世田谷区に意見を伝えたり、実現に向けて一緒に取り組む機会への参加意向：小学生（高学年）・中学生　■

■　世田谷区に意見を伝えたり、実現に向けて一緒に取り組む機会への参加意向：小学生（高学年）（学年別、自己肯定感別、周りの人が意見を聞いてくれるか別）　■

■　世田谷区に意見を伝えたり、実現に向けて一緒に取り組む機会への参加意向：中学生（学年別、自己肯定感別、周りの人が意見を聞いてくれるか別）　■

（２）若者調査結果から推測される若者の状況

今回、若者の声を聴く中で、多くの若者が進学・就職・結婚・出産等の様々なライフイベントが重なって訪れる時期を過ごしており、将来に対する希望を持っている一方で、経済的基盤やライフプランに関する悩みが多い傾向がみられました。また、自身のニーズにあった地域の居場所や活動の場を十分に持っておらず、主体的に参加できる活動の機会や情報が不足しているという課題が明らかになりました。

Ⅰ　アンケート調査（無作為抽出）

調査対象：区に住民登録のある15～29歳の若者のうち、住民基本台帳から抽出した　6,000人

調査方法：調査依頼文を郵送配布　インターネットによるWeb回答

調査期間：令和５年（2023年）11月15日（水）～12月６日（水） 令和５年（2023年）10月26日（木）11月29日（水）

回収数（回収率）：875件（14.6％）【参考】平成30年度（2018年度）1,132件(18.9％)（郵送配布・郵送またはWeb回答）

調査項目：受け取った施設・団体（Ⅱのみ）、基本属性、ふだんの生活、悩みや相談相手、将来、地域コミュニティ、区の施設（認知・利用状況）、子どもや若者の権利、区への希望

Ⅱ　アンケート調査（若者施設利用者等）

調査対象：世田谷区の主要な若者施設・団体等を利用している若者　500人

調査方法：調査依頼文を郵送配布　インターネットによるWeb回答

調査期間：令和５年（2023年）11月15日（水）～12月６日（水）

回収数（回収率）：172件【参考】平成30年度（2018年度）103件（郵送配布・郵送またはWeb回答）

調査項目：受け取った施設・団体（Ⅱのみ）、基本属性、ふだんの生活、悩みや相談相手、将来、地域コミュニティ、区の施設（認知・利用状況）、子どもや若者の権利、区への希望

Ⅲ　ヒアリング調査（若者施設利用者等）

調査対象：①世田谷区の主要な若者施設・団体等を利用している若者

②施設・団体等を運営している職員（支援者）

調査方法：インタビュー調査（対面）

調査期間：令和５年（2023年）10月26日（木）11月29日（水）

回収数（回収率）：①47名　②19名

調査項目：①基本属性、居場所、地域活動への参加・参画、悩み・相談、意見反映、その他（役に立ちたいこと）

②基本属性、居場所、施設利用の促進及び地域活動への参加・参画、意見反映、その他（困りごと、区への要望）

１）自分への思い

「自分のことが大事だと思う」「人や社会の役に立ちたいと思う」等の回答は７割を超えている一方、「孤独だと感じる」と回答した割合は21.6％で、中学生調査の19.2％より高い結果となっています。

■　自分への思い　■

２）ホッとでき、安心していられる場所の有無

ホッとでき、安心していられる場所の有無をたずねたところ、９割以上の若者が「ある」と回答しました。

一方で、具体的な場所については、自分の部屋、自室以外の部屋、自宅以外の家（友人宅、祖父母の家等）が多く、地域の中に、ホッとでき、安心していられる場所があると答えた若者は少ない結果となりました。

■　ホッとでき、安心していられる場所の有無　■

■　ホッとでき、安心していられる場所　■

３）外出頻度

外出頻度をたずねたところ、外出頻度が低い人（ひきこもりがちな人）の割合は8.1％であり、平成30年度（2018年度）（3.7％）より4.4ポイント高くなっています。

外出しなくなったきっかけは「仕事や授業がリモートになったため（39.4％）」が最も高く、新型コロナウイルス感染症が外出をしなくなった理由に影響を与えている可能性があります。

■　外出頻度　■

※平成30年度（2018年度）は、『自室からは出るが、家からは出ない』『自室からほとんど出ない』の合計。

■　外出しなくなったきっかけ　■

４）生活習慣、健康状態

生活習慣、健康状態をたずねたところ、「自分の精神状態は健康ではないと思う」の回答は25％を超えました。

また、「深夜まで起きていることが多い」「昼夜逆転の生活をしている」「政治や経済・社会報道に目を通す」「誰とも口を利かずに過ごす日が多い」「人と会話するのはわずらわしい」「自分の精神状態は健康ではないと思う」の項目が平成30年度（2018年度）調査と比較して高い結果となっています。

■　生活習慣、健康状態：令和５年度（2023年度）調査　■

■　生活習慣、健康状態：平成30年度（2018年度）調査　■

５）悩んでいることや心配なこと

悩んでいることや心配なことの有無は、「ある」が66.1％となっています。「ある」と回答した人に、悩んでいることや心配なことをたずねたところ、「お金のこと（55.5％）」が最も高く、「仕事のこと（43.9％）」、「進学、就職のこと（42.7％）」が続き、経済的基盤やライフプランに関する悩みが多い結果となりました。

また、悩んでいることや心配なことを聞いてくれる人の有無は、「いる」が88.1％、「いない」が11.3％となっています。

■　悩んでいることや心配なことの有無　■

■　悩んでいることや心配なこと　■

■　悩んでいることや心配なことを聞いてくれる人の有無　■

６）20年後に希望する暮らし方

20年後に希望する暮らし方をたずねたところ、前回調査（20年後の自分のイメージ）と比較して「やりたいと思っている仕事をしていたい（92.5％）」「結婚していたい・パートナーと生活していたい（81.2％）」等、いずれも増える結果となりました。

■　20年後に希望する暮らし方　■

■　参考比較：平成30年度（2018年度）調査　■

７）世田谷区への居住継続意向

世田谷区への居住継続意向をたずねたところ、「住み続けたい・どちらかといえば住み続けたい」が８割以上と高い結果となりました。

一方、「住み続けたいが、住み続けられない」「どちらかといえば住み続けたくない」「住み続けたくない」と回答した人に、住み続けたくない理由についてたずねたところ、「家賃、または住宅購入費が高い（64.7％）」が最も高いという結果となりました。

■　世田谷区への居住継続意向　■

■　住み続けたくない理由　■

８）学校や仕事以外の活動参加の有無

学校や仕事以外の活動参加の有無をたずねたところ、「参加していない・関わっていない」が７割以上と高い結果となりました。

一方、「参加していない・関わっていない」と回答した人に、活動への参加意向についてたずねたところ、６割以上の若者が参加意向や興味は持っているという結果となりました。

■　学校や仕事以外の活動参加の有無　■

■　活動への参加意向　■

９）学校や仕事以外の活動への参加条件

学校や仕事以外の活動への参加条件をたずねたところ、現在の就学・就業状況別にみると、生徒・学生は「友人や知人と一緒に活動できる」「進学・就職の際、自己PRにつながる経歴になる」等の割合が、正社員・正規職員より高い結果となりました。

■　学校や仕事以外の活動への参加条件（全体、現在の状況別）　■

10）区施設の認知状況・利用状況

区施設の認知状況・利用状況をたずねたところ、相談機関について「知っているものはない」は５割を超える結果となりました。若者関連施設についても多くの施設について「知らない」が８割を超える結果となりました。

■　世田谷区の相談機関の認知状況　■

■　若者関連施設の利用状況　■

11）世田谷区の制度・施策について意見を伝えたい意向の有無

世田谷区の制度・施策について意見を伝えたい意向の有無をたずねたところ、伝えたいと思う人と、伝えたいと思わない人が半々に分かれる結果となりました。

■　世田谷区の制度・施策について意見を伝えたい意向の有無　■

２　計画全体の指標の評価

「世田谷区子ども計画（第２期）後期計画」では、計画全体の進捗の評価・検証を行うことを目的として、子どもの視点と保護者の視点、地域の子育て力の向上を測る視点から、次の（１）～（３）の指標を設定しています。

（１）子どもの指標

子どもの指標である「自分のことが好きだと思う子どもの割合」については、令和５年度（2018年度）は、小学校低学年では68.0％、小学校高学年では55.0％、中学生では54.7％となっています。平成30年度（2018年度）から令和５年度（2023年度）にかけて、小学校低学年、中学生では、好きだと思う割合が高くなっており、自己肯定感が高まっているといえます。小学校高学年では大きな変化はありません。

中学生の指標である「住んでいる地域のために、自分の力を役立てたいと思う子どもの割合」については、平成30年度（2018年度）から令和５年度（2023年度）にかけて、肯定的な回答が低くなっており、地域に貢献したいという意識が低くなっているといえます。

数字（％）は平成25年度（2013年度）、平成30年度（2018年度）、令和５年度（2023年度）の順です。

自分のことが好きだと思う子どもの割合

小学生(低学年)54.0％、51.1％、68.0％

小学生(高学年)54.6％、57.2％、55.0％

中学生39.4％、48.4％、54.7％

住んでいる地域のために、自分の力を役立てたいと思う子どもの割合（中学生）46.8％、54.7％、46.4％

（２）保護者の指標

保護者の指標である「子育てについて楽しいと感じる保護者の割合」については、令和４年度（2022年度）は、就学前児童保護者では80.1％、就学児童（小学生）保護者では75.8％となっています。就学前児童保護者、就学児童（小学生）保護者どちらも平成25年度（2013年度）から大きな変化はありません。

「世田谷区を子育てしやすい環境だと感じる保護者の割合」については、令和４年度（2022年度）は、就学前児童保護者では80.6％、就学児童（小学生）保護者では82.6％と８割を超えています。その割合は、就学前児童保護者、就学児童（小学生）保護者ともに、平成25年度（2013年度）から令和４年度（2022年度）にかけて高くなっています。

数字（％）は平成25年度（2013年度）、平成30年度（2018年度）、令和４年度（2022年度）の順です。

子育てを楽しいと感じる保護者の割合

就学前児童保護者80.2％、79.1％、80.1％

就学児童（小学生）保護者75.1％、77.6％、75.8％

子育てしやすい環境だと感じる保護者の割合

就学前児童保護者73.2％、73.9％、80.6％

就学児童（小学生）保護者76.5％、78.2％、82.6％

（３）地域の指標

地域の指標である「地域の子ども・子育て支援に携わってもよいと考える保護者の割合」については、令和４年度（2022年度）では携わる意向がある（計）の割合は、就学前児童保護者では64.5％、就学児童（小学生）保護者では64.2％となっています。その割合は、就学前児童保護者では、平成30年度（2018年度）から令和４年度（2022年度）にかけて低くなっています。就学児童（小学生）保護者では、大きな変化はありません。

数字（％）は平成30年度（2018年度）、令和４年度（2022年度）の順です。

地域の子ども・子育て支援に携わってもよいと考える保護者の割合

就学前児童保護者

すでに携わっている1.5％、0.5％

ぜひ携わりたい16.7％、14.9％

携わってもよい50.9％、49.1％

携わる意向がある（計）69.1％、64.5％

就学児童（小学生）保護者

すでに携わっている3.2％、1.1％

ぜひ携わりたい13.6％、13.7％

携わってもよい49.2％、49.4％

携わる意向がある（計）66.0％、64.2％

３　子ども計画（第２期）後期計画の評価

（１）子育て家庭への支援

【評価対象の内容】

大項目１　子育て家庭への支援

中項目（１）身近なつどい・気軽な相談の場の充実

小項目①子育て中の親子の身近なつどい・気軽な相談の場の充実

②就学後の子どもを育てる保護者が気軽に相談できる場や機会の充実

中項目（２）身近な地区における相談支援・見守りのネットワークの強化

小項目①児童館を拠点とした地区における見守りのネットワークの強化

②児童館の機能強化

③児童館の再整備

中項目（３）妊娠期から地域につながる取組みの推進～世田谷版ネウボラの推進～

小項目①相談支援の充実

②支援につながる仕組みの充実

③地域で子育てを支える環境づくり

中項目（４）子どもと親のこころと体の健康づくり

小項目①子どもと親のこころと体の健康づくり

②思春期のこころと体の健康づくり

③食育の推進

④歯と口の健康づくり

中項目（５）子育て力発揮への支援

小項目①親の学びの支援

②親がリフレッシュできる場・機会の充実

【総括】

〇おでかけひろばの新規整備は、コロナ禍の影響により新規整備の中断を余儀なくされましたが、制限をつけながらも、おでかけひろばを開設し、子育て家庭同士のつながりが維持できるよう取り組みました。また、調整計画及び「今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）」により、おでかけひろばをより身近な場所（子どもやベビーカーを押した保護者が歩いて15分で行ける距離）に整備することを定め、整備を進めました。

〇就学後の子どもを育てる保護者が気軽に相談できる場や機会を充実させるために、児童館での乳幼児の子育て支援から継続して気軽に相談ができるよう、相談支援とともに乳幼児期からの関係づくりに取り組みました。今後は、相談の場の確保だけでなく、新たな保護者とのつながりをどう広げていくか検討していく必要があります。

〇妊娠期からの切れ目ない支援のため、令和５年度（2023年度）から、ネウボラ・チームに「地域子育て支援コーディネーター」を加え、定期的にネウボラ会議を実施するとともに、顔の見える関係構築のためにネウボラ・チームによる産科医療機関への訪問等を実施しました。今後は、情報連携や情報共有の有効な手段について検討する必要があります。

〇妊娠期から支援につながる仕組みとして、ネウボラ面接や両親学級等の機会を捉えて、おでかけひろばの周知を図る等の取組みを進めることができました。調整計画及び「今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）」により、妊娠初期から１歳までの子育て家庭へアプローチする事業の充実を図り、情報が届きにくい等、身近な地域子育て資源や支援につながるきっかけを持てなかった家庭等にも伴走し、母子保健と連携しながら、資源や支援につなぎ、取り組むことができました。妊娠期からおでかけひろば等につながる機会は増えてきたものの、さらに取組みを充実させていくとともに、特に孤立しやすいとされる０歳児を育てる家庭に対する見守りや孤立防止、情報が届きにくい家庭への周知等の取組みを強化する必要があります。

〇令和５年（2023年）１月から、専門職による相談事業を新たに開始し、妊娠を希望する区民への支援体制を整備しました。今後も、子ども期からのこころとからだの健康づくりとして相談支援及び啓発事業の充実を図る必要があります。

〇親がリフレッシュできる場・機会の充実として、令和４年度（2022年度）から、私立保育園で一時保育の要件を緩和し、子育て不安や育児疲れの解消を目的とした預かりを充実しました。また、区立保育園では、これまで０歳児の受け入れや受け入れ枠の拡大、子育てに不安のある家庭の受け入れ等を進めてきており、子育て家庭への支援の充実に取り組みました。引き続き、保育士の確保が課題となることから、保育士確保策等を含め、園支援の強化が必要です。

〇理由を問わないほっとステイの利用を促進することができましたが、施設によって稼働率に差があるため、平準化することと、認証保育園等の一時預かりとの連携が課題となっています。ファミリー・サポート・センター事業については、コロナ禍では、感染症拡大防止の観点から援助内容を縮小したため、保護者のニーズに全面的に答えられたとはいいがたい状況にありました。引き続き、利用ニーズを満たすために援助会員の確保と質の確保に、取り組む必要があります。

（２）教育・保育の充実

【評価対象の内容】

大項目２　教育・保育の充実

中項目（１）子育て家庭のニーズに沿った教育・保育の受け皿確保

小項目①子育て家庭のニーズに沿った教育・保育施設の整備

②子育て家庭のニーズに沿った多様な保育の推進

③災害時や緊急時におけるセーフティネットの構築

中項目（２）教育・保育の質の向上

小項目①教育・保育の質を支える仕組みの構築

②乳幼児期の教育・保育の充実

③幼保小連携の促進

④教育・保育に携わる人材の確保・育成

⑤保護者の教育・保育等の選択への支援

⑥「区立保育園の今後のあり方」に基づく取組み

【総括】

〇私立保育園を中心に保育施設の整備を進めた結果、令和２年度（2020年度）から３年間、保育待機児童を解消することができました。しかしながら、令和５年度（2023年度）から再び、保育待機児童が生じています。一方で、私立保育園の急増と就学前人口の急激な減少により、既存施設の欠員が増加しており、保育需給の偏在とともに、運営支援が課題となっています。定員弾力化の解消を含めた定員の適正化を進める必要があります。

〇多様な保育について、保育園での休日保育や長時間延長保育の実施、私立保育園における一時保育の要件緩和、区内私立幼稚園での預かり保育への区独自補助により、取組みを充実しました。コロナ禍を経た保護者の働き方の変化や多様化により、休日保育のニーズが高止まりしている一方、長時間の延長保育を希望しない家庭が増加しています。また、理由を問わない預かりを望む声も多く、今後の保護者ニーズを的確にとらえ、在宅子育て家庭を含めた支援の充実をはかる必要があります。

〇教育・保育の質の向上に向けて、巡回訪問、指導検査の強化、保育の質ガイドラインにもとづく保育の質の維持向上に取り組みました。しかしながら、令和２年（2020年）から区内保育施設で不適切な保育や重大事故が続いており、改めて保育施設への支援の重要性が高まっています。令和５年度（2023年度）から実施している保育園と顔の見える関係構築をめざし、巡回訪問を地域担当制にするとともに、より専門的な観点で関わりを持つ等、保育園への支援体制強化を継続しています。また、策定から10年を迎える「世田谷区保育の質ガイドライン」の改訂作業に着手し、子どもの権利や地域子育て支援の視点の充実に取り組んでいます。

〇保育人材の確保・育成に向けて、保育士等就職相談会やアドバイザー派遣を実施し、人材不足の中においても、区内保育施設では国基準を超える保育士等の配置ができている等、一定の成果が見られました。一方で、保育士資格取得をめざす学生の減少もあり、今後も保育人材は不足していくことが見込まれ、人材確保の取組みを継続する必要があります。保育士は他自治体との人材の取り合い状態が続いているほか、国や都の補助制度の存続が見えない等、制度の維持や財源確保等が課題となるため、既存制度の存続や保育士の処遇改善について、引き続き、国や都へ働きかけを行う必要があります。

〇幼稚園教諭の人材確保支援や研修支援により、教育・保育の質の確保・向上に取組み、子どもの健全な成長を支える体制の構築に努めました。預かり保育の拡充、要配慮児童の増加等により、幼稚園教諭の需要は増加しており、更なる人材確保策や研修内容の見直し、教職員の研修受講時間の確保が課題となっています。

（３）支援が必要な子ども・子育て家庭のサポート

【評価対象の内容】

大項目３　支援が必要な子ども・子育て家庭のサポート

中項目（１）要保護児童・養育困難家庭への重層的支援

小項目①要保護児童・養育困難家庭の早期支援の充実

②継続支援・生活支援のための子育て支援サービスの充実とケースマネジメントの強化

③地域支援体制の構築

④子どもの命と権利を守るセーフティネットの整備

⑤家庭養育を優先した社会的養護の推進

中項目（２）配慮が必要な子どもの支援

小項目①配慮が必要な子どもの早期支援の充実

②日常を過ごす場や地域で安心して過ごせる支援の充実

③途切れのない支援の実施

④医療的ケアが必要な子どもへの支援

中項目（３）生活困難を抱える子どもの支援～子どもの貧困対策の推進～

小項目①教育の支援

②生活の安定に資するための支援

③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

④経済的負担の軽減のための支援

⑤支援につながる仕組みづくり

中項目（４）ひとり親家庭の子どもの支援

小項目①子育てと仕事の両立を図るための子育て・生活支援等の充実

②子育てや就労等の横断的な情報提供・相談機能の充実

③子どもの生活安定に向けた支援の充実

④将来設計を見据えた多様な働き方サポートの充実

中項目（５）悩みや困難を抱える子ども、家庭に課題を抱える子どもの支援

小項目①ニーズに応じた相談機能の充実

②子どもの居場所の拠点整備

【総括】

〇児童館を中核とした見守りネットワークとの連携として、支援が必要な子ども・子育て家庭への支援の充実に向け、子ども家庭支援センターや児童相談所をはじめ、地域の子育て支援団体等様々な地域資源との連携体制の強化を図りました。ハイリスクの子どもへの支援スキルを向上させるため、児童館職員の人材育成手法について検討するとともに、地域資源との連携を一層強化し、地域全体で支援の質を向上させていく必要があります。

〇産後ケア事業は、令和５年（2023年）４月より至誠会第二病院での産後ケア（ショートステイ）を開始し、令和５年（2023年）10月より産後１年未満の母子を対象とするアウトリーチ型を開始しました。産後ケアセンターを中心に需要は増加しており、希望日程で利用することができない状況が恒常的に続いていることを受け、国の動向等も踏まえ、産後ケア事業の果たすべき役割と事業の方向性を検討してきました。検討の結果をもとに、令和７年度以降利用枠の拡充を図っていく必要があります。

〇１歳６か月児健診後のフォローグループは、子どもの発達支援を行うとともに、保護者へ気づきの学びの支援を実施し、発達障害等の早期発見につないできました。今後も、乳幼児健診をはじめとした母子保健事業の機会を捉えて、発育・発達に不安を持つ保護者に対する早期支援を実施する必要があります。

〇医療的ケア児者や家族が安心して日常生活を営めるように、看護師等の担い手支援、研修や医療的ケア連絡協議会等を通じた関係機関連携、相談支援従事者の育成や世田谷区医療的ケア相談支援センターの整備、医療的ケア児を受け入れる障害児通所施設への助成等に取り組みました。医療の進歩等により、区内の医療的ケア児者は増加傾向にあるため、引き続き、充実を図る必要があります。

〇子ども・若者本人や周囲の大人に対し、ヤングケアラーについての普及啓発を行うことにより、相談につながりやすい環境づくりを進めました。また、教育をはじめ、庁内横断的に構成したヤングケアラー支援連絡会・勉強会において支援施策の検討や情報交換を行い、各分野においてヤングケアラー支援に対する理解を深めることができました。教育・高齢・障害・生活福祉・医療・地域等の各関係機関において、子ども・若者の周囲にいる大人の気づきの感度を上げ、ヤングケアラーを早期発見し必要な支援につなげられるよう更なる普及啓発を図るとともに、各関係機関が連携して支援に取り組む必要があります。

（４）質の高い学校教育の充実

本節は「第２次世田谷区教育ビジョン・第２期行動計画」に基づき推進する取組みを掲げています。令和４年(2022年)３月に「第２次世田谷区教育ビジョン・調整計画」が策定されたため、後期計画の内容が変更になっています。なお、教育委員会では「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」において年度ごとに評価を行い、必要に応じて次年度の事業の見直しに取り組み、計画の着実な推進につなげています。

（５）子どもの成長と活動の支援

【評価対象の内容】

大項目５　子どもの成長と活動の支援

中項目（１）子どもが安心して過ごせる居場所、成長できる場・機会の充実

小項目①成長に応じた放課後等の居場所の確保

②外遊びの機会と場の拡充

③文化・芸術にふれられる機会の充実

④スポーツの機会と場の充実

⑤読書に親しむ環境づくり

⑥子どもの成長を支える職員等のスキルの向上と地域の子育て力の向上

中項目（２）子どもの地域・社会への参加・参画の機会の充実

小項目①子どもが主体的に活動できる場・機会の充実と支え手の確保・育成

②子どもが意見を表明しやすい環境づくりと関わる大人の意識の醸成

【総括】

〇子どもが安心して過ごせる居場所、成長できる場・機会について、外遊び事業の充実に向け、啓発イベントやネットワーク会議を実施する等連携体制の強化を図ってきました。また、令和４年（2022年）３月には羽根木プレーパークリーダーハウスの建替えを行ったほか、令和７年（2025年）３月には砧あそびの杜プレーパークを整備し、５地域全てにプレーパークが整備されました。今後は、小中学生アンケート結果から、外遊びの展開が停滞している状況を踏まえ、区内における外遊びを活性化していくために、プレーパークやプレーカー等の外遊びに関連する各事業の実施・有機的な連携について整理・再構築を行うとともに、外遊び推進委員の役割を踏まえたうえでの育成や配置について検討する必要があります。

〇子どもの地域・社会への参加・参画の機会について、児童館でのティーンズプロジェクトや子ども夢プロジェクト、ティーンズカーニバル事業の開催を通じて、小学生から中高生世代までが主体的に取り組むことができる企画を地域の協力を得ながら充実させることにより、自己肯定感と自己有用感を育み、世代間の交流や地域への参加等へつなげました。また、子どもが意見を表明しやすい環境づくりと関わる大人の意識の醸成として、児童館での子ども企画事業の充実等子どもの声を基盤とした参加・参画の取組みや新BOPでの放課後児童健全育成事業の運営方針を踏まえた環境づくりに取り組みました。今後は、こども基本法の理念や子ども条例の改正の議論を踏まえ、子ども参加・参画の取組みを一層充実させていく必要があります。

（６）子どもが育つ環境整備

【評価対象の内容】

大項目６　子どもが育つ環境整備

中項目（１）地域の子育て力の向上

小項目①子どもの育ちを見守り支える気運醸成と地域人材の確保

②共助の取組みや自主的な支援活動の推進とネットワーク形成の支援

中項目（２）社会環境の整備

小項目①子育てしやすいまちづくり

②子どもの安全・安心

③子どもを生み育てやすい環境の整備

中項目（３）子どもの権利擁護・意識の醸成

小項目①子どもの権利への意識の醸成、子どもの権利学習の推進

②子どもの権利を守る仕組みの強化と体制の充実

【総括】

〇子ども基金のメニュー化、児童館地域サポーターの発掘・連携促進、子育て活動団体等への助成や子ども・子育てつなぐプロジェクト・世田谷子育てメッセの開催等により、地域の子育て力や子ども・子育てに対する地域の理解・協力を進め、気運の向上を図りました。今後は、より一層の寄附文化の醸成に向けた、子ども基金についての広報活動の強化等の取組みや新たな使途の検討が必要です。また、児童館地域サポーターの確保の方策について、検討する必要があります。

〇令和５年度（2023年度）からの子ども医療費助成の高校生相当世代までの拡大、令和５年度（2023年度）からのすべての出産児を対象とした出産費用の一部助成の拡充、令和５年（2023年）10月から認可保育所等での第２子無償化ならびに認可外保育施設等利用者の多子世帯負担軽減の拡充、令和６年度（2024年度）からの一時預かり利用者負担軽減事業等を実施し、子どもを生み育てやすい環境の整備に取り組みました。今後は、複雑化する補助や助成の制度を、区民にとってわかりやすく利用しやすい内容にまとめ、周知する必要があります。

〇子どもの権利学習、リーフレット配布による子ども条例の周知、カードによるせたホッとの周知、令和２年度（2020年度）からの児童相談所の区移管を機会として、せたホッとが、より緊密に様々な関係機関と連携する等、子どもの権利を守る仕組みを強化しました。今後は、小・中学校の授業で実施する権利学習、区職員や学校教員向けの権利学習を検討する必要があります。また、子ども条例の認知度にも課題があり、令和７年（2025年）４月の子どもの権利条例の施行に合わせ、掲載内容を分かりやすく更新し、子どもを含む区民にわかりやすい周知に取り組む必要があります。

４　若者計画の評価

【評価対象の内容】

大項目若者計画

中項目（１）若者の交流と活動の推進

小項目①若者の交流と活動の場の充実

②青少年交流センターと児童館の連携

中項目（２）生きづらさを抱えた若者の支援

小項目①支援につながりやすい仕組みづくり

②多機関で連携した支援

中項目（３）若者が地域で力を発揮できる環境づくり

小項目①地域での若者の参加・参画の推進

②若者の活動を支えるネットワークの強化

中項目（４）若者の社会に向けた文化・情報の発信への支援

小項目①若者の主体的な活動、参加・参画の機会を広げるための支援

②安定・継続した情報発信の仕組みづくり

【総括】

〇若者支援として、若者の交流と活動の推進、生きづらさを抱えた若者の支援、若者が地域で力を発揮できる環境づくり、若者の社会に向けた文化・情報の発信への支援を推進しています。

〇若者の交流と活動の推進については、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、青少年交流センター等において一部制限を設けての運営を余儀なくされましたが、その後の制限緩和により若者の主体性を育むプログラムが充実してきています。今後、地域との関わりの強化や、ユースリーダー事業の更なる充実を図り交流を活性化させることで、若者が地域で活躍できる循環の仕組みを充実させる必要があります。また、青少年交流センターと児童館の連携強化や地域団体等で実施されている若者の居場所との連携を進め、若者自身がニーズに応じて居場所を選択できる環境づくりが必要となります。

〇生きづらさを抱えた若者の支援として、メルクマールせたがやにおいて訪問相談や定期的な出張相談会の開催、問合せフォームの設置等、来所が困難な方も相談しやすい環境づくりを充実させるとともに、若者サポートステーションとの連携を円滑に進めました。今後、より相談しやすく、支援につながりやすい環境の整備や、つながり続けられる支援体制の充実が必要となります。また、令和４年度（2022年度）にひきこもり相談窓口「リンク」開設に伴うメルクマールせたがやにおける対象年齢の上限撤廃により、年齢で途切れることのない支援体制の構築を進めました。家族も含めた世帯の複合的課題に、子ども・若者支援協議会等を通じ、多機関が重層的に関わる支援体制の強化が必要となります。

〇若者が地域で力を発揮できる環境づくりについては、子ども・青少年協議会の若者委員の増員やモデル事業における評価・検証を進めるとともに、多くの若者が利用する施設等を紹介する情報誌を充実させました。今後、各会議体へ安定して若者を登用できる仕組みづくりを進めるとともに、若者や若者を支援する団体に向けたより効果的・効率的な情報発信や団体との連携構築を推進する必要があります。

〇若者の社会に向けた文化・情報の発信への支援として、『情熱せたがや、始めました。』の活動において区及び委託事業者によるサポートを強化することで、若者が主体的に活動できる環境づくりを進めました。対面活動を含めたメンバー間の連携強化を通じて、より若者に届く情報発信の充実や安定・継続した組織構築に引き続き取り組む必要があります。

５　子ども・子育て支援事業計画（令和２年度（2020年度）～６年度（2024年度））

（１）教育・保育事業

子ども・子育て支援法では子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられており、世田谷区では子ども計画（第２期）後期計画に内包するかたちで、令和２年度（2020年度）から令和６年度（2024年度）の５年間を計画期間とする子ども・子育て支援事業計画を策定しました。その後、子どもの人口の増加を背景に、令和４年度（2022年度）に見直しを行い、子ども・子育て支援事業計画調整計画を策定しました。

子ども・子育て支援事業計画調整計画における確保の内容（目標事業量）、達成状況は次のとおりです。

◆幼稚園、認定こども園教育標準時間利用

目標

令和６年度（2024年度）（R7.4）

１号認定

２号認定幼児期の学校教育の希望が強い

特定教育・保育施設1,781

新制度に移行しない幼稚園9,965

区外利用－区内利用636

確保総計12,382

実績

令和２年度（2020年度）（R3.4）

１号認定

２号認定幼児期の学校教育の希望が強い

特定教育・保育施設1,907

新制度に移行しない幼稚園9,900

区外利用－区内利用636

確保総計12,443

令和５年度（2023年度）（R6.4）

１号認定

２号認定幼児期の学校教育の希望が強い

特定教育・保育施設1,958

新制度に移行しない幼稚園9,545

区外利用－区内利用602

確保総計12,105

◆保育所、認定こども園保育時間利用、地域型保育事業

目標

令和６年度（2024年度）（R7.4）

３号認定０歳

特定教育・保育施設1,633

地域型保育事業89

認可外保育施設308

計2,030

３号認定１－２歳

特定教育・保育施設6,477

地域型保育事業269

認可外保育施設946

計7,692

２号認定３－５歳

特定教育・保育施設10,980

地域型保育事業7

認可外保育施設247

計11,234

確保総計20,956

実績

令和２年度（2020年度）（R3.4）

３号認定０歳

特定教育・保育施設1,587

地域型保育事業90

認可外保育施設347

計2,024

３号認定１－２歳

特定教育・保育施設6,261

地域型保育事業267

認可外保育施設1,127

計7,655

２号認定３－５歳

特定教育・保育施設10,689

地域型保育事業10

認可外保育施設295

計10,994

確保総計20,673

令和５年度（2023年度）（R6.4）

３号認定０歳

特定教育・保育施設1,601

地域型保育事業88

認可外保育施設274

計1,963

３号認定１－２歳

特定教育・保育施設6,440

地域型保育事業271

認可外保育施設899

計7,610

２号認定３－５歳

特定教育・保育施設10,921

地域型保育事業6

認可外保育施設240

計11,167

確保総計20,740

（２）地域子ども・子育て支援事業

数字（％）は目標令和６年度（2024年度）、実績令和２年度（2020年度）、令和５年度（2023年度）の順です。

利用者支援事業

基本型・特定型（か所）11、11、11

母子保健型（か所）5、5、5

延長保育（時間外保育事業）　人数5,579、5,261、5,383

一時預かり事業

幼稚園による一時預かり　人日数471,418、387,899、406,945

その他の一時預かり

一時預かり（人日）218,780、179,410、194,856

ファミサポ（人日）32,360、9,334、20,097

合計（人日）251,140、188,744、214,953

ファミリー・サポート・センター事業＜就学児＞（子育て援助活動支援事業）　人日数13,367、1,963、5,123

学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）　人数9,058、7,861、8,962

ショートステイ事業（子育て短期支援事業）　人日数3,861、3,285、3,861

ひろば事業（地域子育て支援拠点事業）

人日数428,210、393,210、413,210

箇所数74、67、71

養育支援等ホームヘルパー訪問事業（養育困難家庭）（養育支援訪問事業）

件数306、361、339

委託事業者数29、28、29

病児・病後児保育事業　人日数26,100、23,100、25,200

乳児期家庭訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）

対象人数6,441、6,153、6,003

委託訪問指導員数54、41、54

嘱託訪問員数5、5、5

妊婦健診事業　確保内容　都内契約医療機関にて実施、都内契約医療機関にて実施、都内契約医療機関にて実施

６　子ども・子育て会議の評価・検証及び課題整理

（１）子どもの権利に関すること

分類①子どもの意見表明・反映、参加・参画の仕組みと環境づくり

評価・検証及び課題整理

世田谷区子ども・青少年協議会には大学生は参加しているが、中学生以上の子どもが参加する常設の会議体の設置が必要である。政策への提言を可能とし、多様な背景を持った子ども・若者が議論できるとよい。

中学生アンケート結果では「社会を変えられる」と回答した割合が減っている。この割合を上げるには、乳幼児期から子どもが、自身の周りのことを変えられるという実感と経験を得ることができる環境づくりが必要である。自由回答からは、「自分のことをもっと尊重してほしい、個人としてしっかりと認めてほしい」という思いが聞こえてきた。子どもの声をしっかりと聴いて受け止められること自体が子どもの権利である。

分類②子ども関連施設での子どもの権利の実現（支援の質の確保）

評価・検証及び課題整理

区では教育・保育の質の向上のため、多様な取組みを行っているが、子どもの権利の保障と実現に関する職員の質の向上は、区が責任を持って関わる必要がある。子どもの権利を学ぶゆとりと学習の場を区が継続的に保障する取組みが必要である。学習した職員のもとで、日常的に、子ども一人ひとりが権利を体験することが、子どものウェルビーイングである。

子どもたちは、生活や遊びの中で、自分自身の興味・関心を追求し、充実感や満足感を味わる。これらの自発的活動を積み重ね、子どもの自己肯定感が育まれる。その実現のために、支援の質を向上する必要がある。

多様な方法で地域に施設を開いていくことが大切である。地域の方が、日常的に子どもたちの様子を見ることができることで、誰にとっても安心できる施設につながる。そのための支援を検討する必要がある。

分類③保護者も含めた大人への子どもの権利の意識醸成・働きかけ

評価・検証及び課題整理

区では、子どもの権利擁護・意識の醸成のため、多様な取組みを行っているが、低学年ほど親からひどいことをされたと回答した割合が高い傾向がある。保護者への働きかけがとても重要である。子どもは自身の力で育っていく主体であり、子どもの中にある力の素晴らしさを保護者に伝えていくことは、家庭という身近な場での子どもの意見表明権の保障につながる。

保護者の地域社会からの孤立、子育てのストレスが子どもへのマルトリートメントの原因となる可能性を考慮し、子どもだけでなく保護者自身も多様な他者とつながりあえる方策が必要である。

子どもたちの声が聞こえる地域づくりを推進し、世代を超えて子育てを社会化していく、というスタイルを打ち出す必要がある。

分類④子どもの遊び

評価・検証及び課題整理

小学生アンケート結果から、外遊びをする低学年の子どもがとても少ないことが分かる。その一方で自由意見には、外遊びをする機会や公園を求める声が多い。区では、外遊びの機会と場の拡充を推進しているが、更なる環境整備と保護者への意思啓発が必要である。

（２）妊娠期から乳幼児の施策に関すること

分類①乳幼児家庭への支援の充実

評価・検証及び課題整理

区では、「今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）」に基づき、子育て家庭への支援として、身近なつどい・気軽な相談の場の充実、身近な地区における相談支援・見守りのネットワークの強化等を行っているが、子育て家庭の孤立化や子育て支援のサービス化が進む中で、すべての乳幼児家庭を対象とした予防型の多様な訪問事業を充実させる必要がある。訪問事業等の利用等を通じて出会った人が保護者を地域の場や支援につなぐことが重要である。

両親学級に参加する保護者の意向をみると、産後ケア事業に対するニーズが非常に高いため、充実の検討が必要である。

分類②乳児期に孤立する子育て家庭への乳幼児教育・保育施設等での支援

評価・検証及び課題整理

区では、子育て家庭のニーズに沿った教育・保育の受け皿を確保するため、多様な保育を推進しているが、国の「こども誰でも通園制度」を見据え、孤立する子育て家庭への支援に向けた保育施設等の位置づけを考える必要がある。また、様々な支援に関する情報を保護者へ届ける方法の検討が課題である。

分類③子ども関連施設の連携強化

評価・検証及び課題整理

配慮が必要な子どもの支援については、早期の段階からの支援・連携が重要であり、幼保小連携の促進を図っている。また、子どもを中心に職員同士が互いを理解し、日常的に交流しあえる学び合いの機会を増やす必要がある。

分類④保護者の学びの機会の拡充

評価・検証及び課題整理

区では、乳幼児教育支援センターで家庭教育・子育て支援講座「すくすくコンパス」等を実施しているが、オンラインも含めて参加者も多く、関心が高くなっている。このような講座にオンデマンドで参加できる環境や、児童館・おでかけひろば等で学べる機会があるとよい。

乳幼児期のみならず学齢期においても、子どもの声を聴く子育ての大切さを、保護者が、継続的に学べる機会を拡充する必要がある。

（３）学童期以降、若者施策に関すること

分類①学童期・思春期・若者期の居場所づくり

評価・検証及び課題整理

児童館や青少年交流センター等、様々な居場所を提供しているが、アンケートの結果から、子ども・若者は、単にほっとできたり、ゆっくりできたり、遊べるというだけでなく、学習をしたり、何かを学ぶことができる居場所を求めていることが分かった。学齢期以降の子ども・若者を対象とした居場所が少なく、子ども・若者が身近なところに権利が守られた居場所を持てる環境をつくる必要がある。

中学生アンケートの結果から、回答者の４割を超える子どもたちが区立以外の中学校に通っていることがわかった。また、小学生高学年のアンケートの結果では、勉強時間がとても長い子どももいれば、動画を見ている時間が長い子どももおり、時間の使い方が極端に分かれていることもわかった。子ども・若者同士が、学校や年齢等に関わらず、交流できる場所があれば、お互いを補い、関係を築くことができるのではないか。

中学生アンケートの結果から、「孤独を感じる」と回答した割合がかなり増えている。他者と交流するための時間と環境づくりをどうしていくのかを考えていく必要がある。

アンケートの結果から、自己肯定感を持ちにくい、家族と一緒にいてもくつろげないと答えている子どもにとってはインターネット空間が救いになっていることが読み取れる。一方、インターネット空間は様々な危険と隣り合わせになっている状態でもあり、どのように対策が必要なのか考える必要がある。

分類②困難を抱えている子ども・若者への支援や支援を届かせる仕組みづくり

評価・検証及び課題整理

アンケートの自由回答からは、話を聞いてほしいといった声が多く、区では、世田谷若者総合支援センター等生きづらさを抱えた若者の支援を目的とした機関が設置されているが、子ども・若者の相談場所の増加、より相談しやすい窓口への工夫が必要である。そしてソーシャルワーク等の教育を受けた専門職の配置ができるとよい。

さらに、支援者等が困難を抱えている子ども・若者を発見するためのアウトリーチ型支援、地域連携・庁内連携やネットワークの強化、伴走型支援等に取り組む必要がある。また、発達に課題のある子ども・若者が適切な支援につながる取組みが必要である。

中学校卒業後の支援が少なく、特に高校中退等への支援が必要である。

分類③情報が届きにくい子ども・若者（区立小・中以外に通う子どもや高校生、大学生）に届ける取組みの充実

評価・検証及び課題整理

アンケートの結果から区立以外の学校に通う子どもは、小学校で１割、中学校で４割となっている。また、高校生以上は区と接点を持つことが難しく、カバーできているとは言い難い。区のイベントや施設利用等において、これらの非カバー層をどれだけ取り込むことができるかが、施策の持続可能性の上でも重要である。施策へのアクセシビリティの確保と公平性・実効性の面から、DXも含めた取組みを推進する必要がある。

分類④子ども期の時間を大切にする意識の醸成

評価・検証及び課題整理

子ども自身が塾や習い事に忙しく、興味あることを楽しんだりする自由な時間が減ってきている。時間（過ごし方）を子ども主体で考えることを意識づけするための取組みが必要である。

地域や社会全体で子どもの時間（過ごし方）に対する価値観を変えていかないといけない。休息も含めた何もしない時間は、子どもにとって、大事な時間であることを広く伝えていく必要がある。

分類⑤若者が安心して住み続けられる環境づくり

評価・検証及び課題整理

子育てが始まると、居住費が高くて、広い住居を求めて区外に出てしまう現状がある。若者世代が、働きながら住み続けられ、子育てができる環境をめざす必要がある。

ここで焦点を当てる若者期とは、中学や高校、大学や専門学校に在籍、もしくはそれらの学校を卒業後、結婚や子育てに入るまでの者のことである。居場所について、疲れた時に一人になってホッと一息つける自分の部屋等はあるが、楽しいことや嬉しいこと、辛かったこと等を対面で気兼ねなく話し、共有できるという意味での居場所は限られている。こうした居場所づくりを進める等を通して、若者の社会的孤立と向き合う必要がある。

若者の意見を聴きながら、若者とともに、必要な支援をつくり出す等、一人ひとりの若者が生き方や人生の選択肢の幅を増やしていくことができるようになる施策に取り組む必要がある。

（４）子ども・子育てを支える地域社会（子育ての社会化）や基盤づくりに関すること

分類①情報や施策へのアクセシビリティ

評価・検証及び課題整理

保護者や子ども、若者が、情報や施策に容易にアクセスできる方策の検討が必要である。

分類②施策の面的な広がり拡充の推進

評価・検証及び課題整理

これまで区の子ども・若者、子育て施策は、充実してきた。今後は、子育て世帯と子ども・若者の行動半径を考慮し、その範囲に子ども・若者施設が存在するよう、拠点施設（幹）と複数のミニ施設（枝）を組み合わせたり、その施策をつなぐ機能を置く等、区全域で面的な広がりを確保するための工夫が必要である。また、地域的な偏りなく、どこに居住していても同じ施策を享受できるような工夫も必要である。

既存の施設に、複数の機能やコンセプトの施設を複合化させる等して、コスト抑制を図りながら、面的な広がりを確保する必要がある。

分類③「社会的マルトリートメント※」をなくすための働きかけ

評価・検証及び課題整理

前倒しの教育、課金システム的な受験のしわ寄せ等により、子どもの主体的な活動と、それを支える地域における市民性の育みが阻害されていると感じる。地域の人々が、子どもや子育て家庭に対して、具体的に関わる仕組みを構築すべきである。

分類④ボランティアや多世代とともに進める地域・居場所づくり

評価・検証及び課題整理

子どもの居場所づくりとボランティアは、親和性が高い。区では、子育て活動団体等への助成を行っているが、ボランティアと子どものよい関係づくりや、地域で子どもの応援団を増やしていく視点が大切である。

中学生が授業で保育園を訪問する等小さな子どもたちと関わって育つと、その後のボランティアにつながりやすい。子どもに関するボランティアの循環を作っていく具体的な支援ができるとよい。

分類⑤未だ改善すべき潜在的な課題

評価・検証及び課題整理

区では、子ども家庭支援センターと児童相談所を一元的に運用し、子どもの命と権利を守るセーフティネットの整備をしている。しかし、顕在化している子ども・若者、子育て家庭の課題は、未だ氷山の一角であり、生きづらさを抱える子ども（乳児、幼児、児童、思春期、青年期、若者）や保護者が広範に存在している。その課題に対して、誰が（どの組織・機関）、どのような課題認識を持って、どのように取り組むのか様々な具体的な施策を拡充しながら、さらに取り組む必要がある。

※「社会的マルトリートメント（不適切な関わり）」

みんなが持っている価値観が対象を傷つける行為を正当化しているために、みなが気づかずに、よいことのつもりで不適切なことをしてしまっていること、また、見すごしてしまっていることを示す言葉です。〔一般社団法人ジェイズホームページより〕

７　子ども・青少年協議会の評価・検証及び課題整理

（１）若者の交流と活動に関すること

分類①若者の交流と活動の場

評価・検証及び課題整理

居場所を必要としている方に情報が届くよう周知・広報を行う必要がある。（学校でのチラシ配布等）

学齢期以降の子ども・若者を対象とした居場所が少なく、子ども・若者が身近なところに権利が守られた居場所を持てる環境をつくる必要がある。

小さな子どもたちと関わって育った中高生は、大学生ボランティアにつながりやすい。そのような循環を作っていく具体的な支援ができるとよい。

若者がふらっと出入りして集うことができ、交流・活動できる場（若者サロン）があるとよい。

分類②地域での若者の参加・参画

評価・検証及び課題整理

生きづらさを抱えた若者と活発な若者の交流等、多様な若者同士の関係づくりの視点も必要である。

若者支援者・団体、居場所スタッフ、行政職員等の交流を活発に行う必要がある。

若者の意見の政策反映について、計画の中に位置づける必要がある。ユースカウンシルは参加のハードルが高いため工夫が必要。一部の人だけが参加する形式より、たくさん会議体があり、いろんな若者が参加できる形式のほうがみんなで活発な議論ができるのではないか。

豊かな体験を通して、日ごろからの関係づくりをすることが大切。（子ども・若者と一緒につくるイベント等）

若者が社会に関わる仕組みづくりができるとよい。若者が母親や乳幼児と触れ合う機会等。つながりが生まれ、将来の子育てのイメージもできる。

（２）生きづらさを抱える若者に関すること

分類①生きづらさを抱える若者への支援

評価・検証及び課題整理

中高生のうちから相談支援先の情報を周知・広報する必要がある。

相談に行くことへのうしろめたさ、周囲の目を気にする様子がまだ見られる。早く相談に行くことができ、しんどくなったら休んでも、また仕事を始められる支援が必要である。

不登校、学校に行けていないことに対する偏見が親を含めてまだある。社会的理解や、親・家族、学校の理解促進のための働きかけが必要である。

相談に来てくれる親、講演会に参加してくれる方だけでなく、広く一般に理解を広める必要がある。

当事者になる前に知識や情報が届くよう、周知・啓発をする必要がある。

誰もが利用できる場につながっていない子ども・若者への見守りやアプローチの方法が少なく、子ども・若者へアウトリーチして、働きかけ、様々な居場所につなげる必要がある。

子ども・若者が相談しやすい窓口の工夫や広報のみならず、支援者等が困難を抱えている子ども・若者を発見するためのアウトリーチ型支援、地域連携・庁内連携やネットワークの強化、伴走型支援等に取り組む必要がある。

（３）ライフプランに関すること

分類①生活の安定と多様な働き方

評価・検証及び課題整理

子育てが始まると、居住費が高くて、広い住居を求めて区外に出てしまう現状がある。

若者世代が、働いて、住み続けられ、子育てできることをめざす必要がある。

結婚はしたいが、収入が不安定で自分一人が生活するだけで精一杯の方も多い。地域や企業におけるキャリア形成支援の体制づくりができるとよい。

フリーランス等、就労しない（雇用されない）という選択肢も含めた多様な働き方の支援する必要がある。

障害施策と連携し、障害の有無に関わらず、希望する結婚をあきらめないよう支援できるとよい。

分類②多様な経験、出会いの機会

評価・検証及び課題整理

お金や経済、詐欺やブラックアルバイト等について学ぶ場、機会の提供ができるとよい。

子ども・若者がロールモデルについて触れ、ライフプランを考えるきっかけづくりの取組みができるとよい。

（４）若者を支える地域社会や基盤づくりに関すること

分類①福祉と教育の連携

評価・検証及び課題整理

福祉と教育の連携、教育計画との関係性の見える化ができるとよい。

地域と学校の連携による、学校生活への支援が必要。地域で手が空いている方たちに、研修をしたうえで、学校に入って先生のサポートをしてもらう取組みができるとよい。

様々な支援者（包括支援員、学校支援員、スクールソーシャルワーカー、学校生活サポーター等）を効果的・効率的につなげる仕組みをつくり、学校側も支援を気軽に使えることが大事。

子どもの権利条約について、学校の先生に対する教育も必要。

中学生世代の議論が抜けないようにする必要がある。

教育振興基本計画で触れられている、学校改革、インクルーシブ教育との接続を強く意識したものになるとよい。

分類②人材確保・育成

評価・検証及び課題整理

子どもの支援と大人の教育は同時に考える必要がある。

若者を様々な専門機関や地域につなげていく、統合的人材や部署が必要ではないか。

第３章　基本方針

１　めざすまちの姿

第１期、第２期は、「めざすべき姿」を「子どもがいきいきわくわく育つまち」として、すべての子どもが、家庭や地域・他者との関わりや多様な体験の中で、本来持っている力を存分に発揮し、喜びを持って健やかに育っていくまちをめざしてきました。

世田谷区基本計画（令和６年(2024年)３月策定）では、区政がめざすべき方向性の一つとして「子ども・若者を中心に据える」を掲げ、子ども・若者一人ひとりを大人とともに地域を一緒につくる主体として位置づけ、子どもが社会の真ん中にいると実感できる地域づくりをめざし、取組みを進めています。

第３期で定める「めざすまちの姿」は、世田谷区子どもの権利条例の目標です。まちの主役である子ども・若者が、地域社会に参画した地域社会の将来像であるという考えのもと、世田谷区子ども条例の改正に向けた子どもたちによる条例検討プロジェクトの中で、令和５年度に小中学生アンケート調査や子ども・若者の声ポスト、児童館等で行った子ども・青少年会議で寄せられた「〇〇のまち」の意見をもとに、決めました。

■　めざすまちの姿　■

一人ひとりが　笑顔で　自分らしくチャレンジできるまち

２　計画の目標

区は、子どもの権利条約及び世田谷区子ども条例に則して、子どもを権利の主体とし、その権利が保障され、成長段階に応じた環境がある『子どもが、すこやかに育つことのできるまち』の実現をめざし、計画を推進してきました。

しかしながら、不登校、児童虐待、子どもの貧困、いじめ、子ども・若者の自死等、子どもの権利や健やかな育ちが侵害されている現状があります。さらに、コロナ禍を経て、地域の見守りやコミュニティの希薄化が一層進み、子どもと若者を取り巻く環境や社会には、未だ改善すべき問題が多くあります。

さらに、今回、子どもや若者たちの声を聴く中で、子ども自身が、遊んだり、学んだり、のんびり過ごしたり、話をしたり、自分のしたいように過ごしたいと思っても、周囲の大人から、時間の使い方や過ごし方を決める余地が制限されたり、その時間を持つことができないぐらい忙しい状況に置かれ（競争的な社会のもとでの教育虐待（ときに教育という名目で遊びや余暇、健康的な生活を制限される）やしつけ等）、子どもの権利が行使できなかったり、保障されなかったりする実態が明らかになりました。

これら子どもの権利が行使できなかったり、保障されなかったりすることは、子どもやその周囲だけの責任では決してありません。子どもの権利の保障は、子どもと保護者の心身の状況や家庭の社会経済状況、子どもが通う施設や学校の状況、地域の環境、政策や社会情勢・文化、さらには、保護者も含めた周囲の大人が育った環境（子ども期を子どもの権利を学び、実感しながら育つことが難しかったこと）等の相互作用によるものであり、区を含めた地域社会の責任として捉え、今一度、子ども・若者の育ちと成長、子育てを保護者だけのものとせず、地域社会全体でともに支え合うことを明確にします。

本計画では、少子化という大人が多い現代において、これまでの子ども・若者への地域社会の関わり方を変え、子どもも、若者も、大人も、年齢や経験に関わらず、人として対等であり、互いに尊重され、対話の中で互いを理解し、ともに成長していける地域社会を実現すること、つまり、子どもの権利が保障されるまちを文化として築いていくことをめざします。

■　計画の目標　■

この目標は、こども基本法及び子どもの権利条約、世田谷区子どもの権利条例に則り、「子ども主体：子どもを権利の主体として、その最善の利益を保障する（子どもの最善の利益）」という考えのもと、子ども・若者や大人に分かりやすく、また、子ども・若者、子育て支援に関わる人が「日々の関わりの中で、大切にすること」として共有しやすい言葉で定めます。

この目標により『一人ひとりが　笑顔で　自分らしくチャレンジできるまち』を実現します。

子どもが権利の主体として、一人ひとり※２の健やかな育ちが保障され、子ども・若者が、

自分らしく幸せ(ウェルビーイング※１)な今を生き、明日からもよい日と思える※３社会を

実現する。

※１「ウェルビーイング（Well-being)」

身体的、精神的、社会的に満たされ、その人にとってちょうど心地よい、幸せな状態であることをいいます。

※２「一人ひとり」

個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、LGBTQ等の性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無等に関わらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くという共生社会の実現に向けた考えを踏まえます。

※３「明日からもよい日と思える」

主語は子ども・若者です。子ども・若者にとっての明日、明後日、その先の未来の時間も含みます。

３　計画を貫く４つの原則

本計画の推進にあたっては、第２期計画の「基本コンセプト＝子ども主体」を実現する施策を実施する上での、「３つの視点」として掲げた「つなぐ・つながる」、「参加と協働」、「地域の子育て力」を改め、新たに、本計画における「計画を貫く４つの原則」を定めます。政策及び施策を実施するにあたっては、この４つの原則を踏まえます。

（１）子どもの権利と最善の利益の保障

子どもを権利の主体とし、子ども一人ひとりの気持ちや個性、考えを受けとめ、子どもにとって一番良いことは何かをともに考え、その権利と最善の利益を保障します。

（２）子ども・若者の意見表明と参加・参画

子ども時代に、周囲の人に意見や思いを受けとめてもらった経験は、子どもの安心や自信につながり、その後を生きる大きな力となります。年齢や発達にあわせて、様々な場面や機会で、子ども・若者の声※1を聴き、対話しながら、ともにウェルビーイング※２を実現します。

※１「声」…意見だけでなく、広く気持ちや考えを含むものであり、子どもの年齢や発達に応じて、言語化された声のみならず、遊びや身振り等の非言語のコミュニケーションも含んでいる。

※２｢ウェルビーイング（Well-being)｣…身体的、精神的、社会的に満たされ、その人にとってちょうど心地よい、幸せな状態であることをいいます。

（３）地域の多様な関わりの中で、切れ目なく支える

子ども・若者一人ひとりの心身の育ちや状況にあわせ、地域の多様な関わりの中で、切れ目なく、重なりあいながら、子ども・若者、子育て家庭を支えます。

（４）子ども・若者とともに進める地域社会づくり

年齢、発達、性別、LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無などに関わらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くという共生社会の実現に向けて、子ども・若者、保護者、区民とともに、多様なコミュニティや人とのつながりの中で、互いを尊重し、多世代で交流しながら、誰もがつながり支え合う地域社会をつくります。

４　子ども・若者政策と少子化対策の関係性

現在の少子化は、経済的要因・心理的要因・環境的要因等、複数の要因が絡まっており、その対策には子どもや子育てを応援するといった社会全体の意識改革や子育ての社会化等も含み、国、都、区市町村、民間企業等がそれぞれの役割の下、連携しながら取組みを推進する必要があります。

区は、「今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）」を踏まえ、住民に最も身近な基礎自治体として、世田谷版ネウボラを中心とした妊娠期からの子育て支援、区民に寄り添った切れ目ない施策を強化していくことに重点を置き、事業者を含むすべての区民とともに、「子ども・子育て応援都市」の施策と地域の力を総動員して、子ども・若者が「このまちで育ってよかった」と思えるまち、「子ども・若者、Do 真ん中」の実現に取り組んでいます。

最も身近な自治体として、区民の多様な価値観を尊重しつつ、希望する方が子どもを産み育てることを選択し、喜びを持てる環境を整えることが重要であることから、本計画の目標である「子どもが権利の主体として、一人ひとりの健やかな育ちが保障され、子ども・若者が、自分らしく幸せ(ウェルビーイング)な今を生き、明日からもよい日と思える社会を実現する。」ことによって、「世田谷で子育てしやすい」「子育てし続けたい」と実感できる区民を増やし、社会増及び自然増により持続可能な人口構成になることで、区として「希望する暮らしを叶えられるまち、住み続けられる世田谷」を実現し、国、都の少子化対策に資することにつなげていきます。

第４章　政策の柱

「子どもが権利の主体として、子ども・若者が、自分らしく幸せ(ウェルビーイング)な今を生き、明日からもよい日と思える社会を実現する」ために、子ども・若者の育ちと成長、子育てを子ども・若者や保護者だけの責任とはせず、地域社会全体で育ちと成長、子育てを支えるための取組みを推進することを主眼に「政策の柱」を定めます。

妊娠期からの子どものライフステージを通じて、基本的な生活基盤の安定と、家庭や学校、地域で、あたたかく応答的な関係性や、居場所があること等、子ども期にポジティブな体験（PCEs※１）を重ねることは、子ども一人ひとりのウェルビーイングの基盤となります。

小中学生アンケート調査の結果からも、〈周囲の人が自分の意見をちゃんと聞いてくれている〉、〈家族に大事にされている〉、〈学校が楽しい〉、〈地域のお祭り等に行くのが好き〉、〈家族の他に自分のことを真剣に考えてくれる大人がいる〉という複数の体験や実感が、自己肯定感に影響することが推測される結果でした。

さらに、こうした体験は、虐待・ネグレクト・家庭内での困難やいじめ等の逆境的体験（ACEs※２）がある子どもたちの傷つきの影響を緩和する可能性があります。その観点からも、子どもを取り巻く多様なコミュニティ※３の中で、信頼できる人々との関わりや体験を、子どもの権利に根差して保障することが必要です。

区は、事業者を含む区民とともに、子どもの生活するあらゆる場において、子どもの権利が当たり前に保障され、それを基盤に、妊娠期から乳幼児期にかけて、子ども一人ひとりが安定したアタッチメント※４を形成できる環境を整えます。そして、子どもや若者、子育て家庭（保護者）が、ライフステージを通じて多様なコミュニティ※３とつながり、様々な人と出会うことのできる環境をつくります。

子ども期を通じて、自分らしさが肯定されて、自分自身の声が周囲に受け止められる応答的で安心のできる関係や環境を基盤にして、豊かに遊び、意見を表明し、地域や社会に参画し、挑戦できるポジティブな体験（PCEs※１）を増やし、様々な生き方を選択できる機会を充実します。　　　　　　　　　　（「子どものウェルビーイングの生態系：安心の輪」図：９ページ参照）

７つの政策の柱

※１「PCEs（子ども時代のポジティブな体験）」

家庭や学校や地域で、温かく応答的な関係性や、居場所があること等

※２「ACEs（子ども時代の逆境的体験）」

虐待やネグレクト、家庭内での暴力やメンタルヘルスの不調、貧困、排除等

※３「コミュニティ」

これまでの地域行政における地域・地区等の場所や圏域としての意味に止まらず、子どもや若者、子育て家庭が紡ぐ日常的なつながりや人間関係（対面的な関係に加え、インターネット空間における関係性も含む）を意味する。

※４「アタッチメント」

不安や恐怖等を感じたときに「特定の誰か（アタッチメント対象）」にくっつき、ケアされることで安心感を得ようとする本能的な欲求や行動のこと。アタッチメントが安定していると、子どもは自分や社会への基本的な信頼感を育むことができ、アタッチメント対象を安全基地として外の世界を探索することができる。

コラム２

だれもが子どものウェルビーイングをつくっている―生態系（エコロジカルモデル）の視点から

小児科専門医・子どものこころの専門医　山口　有紗

このコラムを読んでくださっているのは、子どもや若者の方かもしれないし、子どもと一緒に暮らしている方かもしれません。園や学校の先生、子どもが学んだり遊んだりする場所で働く方や、子どもにかかわる研究をしたり、仕組みを作っている方かもしれません。もしかしたら、子どもと直接かかわる機会は多くはないけれど、道端やスーパーマーケットで、ときどき子どもを見かける人かもしれないし、きょうどこかで、子どもが落としたおもちゃを拾った人かもしれません。

子どものウェルビーイング（身体も心も社会的にその人にとってちょうど心地よく満たされている状態）をとらえるうえで大切にしたい考え方のひとつに、「生態系（エコロジカルモデル）」というものがあります。

子どもを含むすべての人は、その人生をそれぞれ豊かに花開かせ、ウェルビーイングな状態で暮らす権利を持っています。そして、ウェルビーイングは、その子どもの持っている身体や心の特徴や行動だけは決まりません。ウェルビーイングは、子ども自身の世界（自分や、身近な人との関係）、子どもを取り巻く世界（学校などの居場所や地域の状態）、そしてより大きな世界（政策、文化、社会の環境など）の互いの作用によって立体的にかたちづくられます。この全体的な構造と、その相互のかかわりのことを「エコロジカルモデル（生態系）」と呼びます。つまり、子どもの方自身だけではなく、コラムのはじめに書いたような、子どもを直接あるいは間接的に包みこむすべての「もの」・「こと」・「いのち」が、子どものウェルビーイングを担っているのです。また、これらのすべての層は、独立して役割分担をしているわけではありません。たとえば、学校と地域がどのようにつながっているかとか、子どもの声が政策にどのように影響を与えるかなど、お互いの対話と交流が満ち足りていることで、子どものウェルビーイングは実現していきます。

「世田谷区子ども・若者総合計画（第３期）」の特徴は、すべての子どもと若者の方たちが、毎日の生活の中で、安全と安心を感じながら、いろいろなことにチャレンジをし、自分らしくゆったり過ごしたりできることはもちろん、子どもを取り巻く生態系が豊かになることをめざしてつくられていることです。保護者など子どもと暮らしている人の生活や状態や心身の状態、園や学校の人や組織のあり方、地域のさまざまな居場所、遊びや学びが豊かに保障される暮らしの環境や時間の流れ方など、子どもが暮らし、育っていく生態系全体へのアプ

ローチが描かれていると思います。

この計画をもとに、子どもを主体としたさまざまな施策が実現することで、権利と尊厳に根ざした、すべての子どものウェルビーイングが保障されることを、心から願っています。

１　子ども・若者の意見表明と参加・参画を進め、子どもの権利が保障されるまち（地域）を実現します

子どもは、一人ひとりが権利の主体であり、大人とともに地域社会をつくっていく一員であり、これからの社会を変え、地域社会を一緒に創っていくパートナーです。

急激な社会状況の変化の中で、これまで以上に地域や社会の課題の多様化・複雑化が進んでいます。この課題に向き合うには、子ども・若者と大人が互いを尊重しながら対話を重ね、それぞれのアイデアや考えを持ち寄り、解決したり、新たな価値をつくりだしていける地域社会を実現する必要があります。

日々の暮らしの中で、子ども・若者が、意見や考えを聴いてもらえている、と実感できることは、子ども自身の意見表明や意見形成、地域社会への参加意向を支える土台となります。また、意見や考えは、子どもの年齢や発達に応じて、言語化された声のみならず、泣き声、遊び、身振り、しぐさや表情等の非言語のコミュニケーションを含むことから、乳幼児期も含めて、日常的に過ごす場から、対話を重ねる必要があります。

子ども・若者と大人が互いを尊重し対話を重ねることができる地域社会を実現するために、乳幼児期も含めて、日常の関わりや過ごす場、地域や社会の機会等、多様な意見表明と参加・参画の取組みをさらに充実し、子ども・若者一人ひとりが、参加しやすく、安心して声や意見を表明し、自分らしさが肯定される応答的な関わりを通じて、周囲に何らかの変化をもたらしたり、受け入れられたと実感できる環境づくりに取り組みます。

これらの取組みにより、子ども・若者が、様々な人々や地域・社会に関わっている、と実感できるまちを実現します。

子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標

めざす状態

安心して、自分の意見を言うことができ、その意見が大切にされていると感じている

子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標

❶周りの人は自分の意見をちゃんと聞いてくれている、と思う子ども・若者の割合

めざす状態

一人ひとりの子どもの最善の利益が、その子の意見を踏まえて十分に考慮されている

子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標

❷自分にとって一番よいことはなにか、大人にいっしょに考えてもらえる、と思う子どもの割合

めざす状態

子どもが、周囲や地域の様々な人々と社会的に関わっている、と感じることができている

子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標

❸社会を自分の力で変えられる、と思う子どもの割合

めざす状態

若者が、地域での活動や交流を通して、いきいきと力を発揮している

子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標

❹人や社会の役に立ちたい、と思う若者の割合

施策の方向性

日常的に子ども・若者が意見を表明しやすい環境づくり※と地域・社会への参加・参画の推進　※うまく意見を表明できない乳幼児等の意見をくみ取る関わり、自己を形成するための支援等

施策展開：第５章 計画の内容

２（１）①　身近な場所で子ども・若者が意見表明し、参加・参画できる機会の充実　P95

子ども・若者が参画した施策の評価・検証の仕組みの構築

施策展開：第５章 計画の内容

２（１）②　身近な参加・参画の機会から、その意見を区の施策に反映する仕組みの構築　P96

２（２）②　子どもの権利擁護の取組みの充実　P102

子どもの権利学習・意識の醸成、権利擁護の取組みの推進

施策展開：第５章 計画の内容

２（２）①　子どもの権利学習、意識醸成の推進　P101

２（２）②　子どもの権利擁護の取組みの充実　P102

施設や学校で子どもに関わる大人への子どもの権利学習、保護者への子どもの育ちや子どもの権利に関する意識醸成

施策展開：第５章 計画の内容

２（２）①　子どもの権利学習、意識醸成の推進　P101

地域で子どもを見守り支える気運醸成と子育ての社会化

施策展開：第５章 計画の内容

７（３）①　子どもの育ちを見守り支える気運醸成と地域で子育てを支える地域社会づくり　P176

７（３）②　地域でともに支え合う活動の推進とネットワークづくり　P177

政策の柱１　コラム３

次、世田谷に必要なこと

子ども・青少年協議会若者委員　中谷　友美

76人。この数字を見て、多いと感じますか？それとも、少ないと感じますか？

これは、子ども・若者総合計画の検討をするにあたってヒアリング調査や条例検討プロジェクトを通して直接関わった若者の数です。（直接という部分を無くせば、アンケート調査ではこれより多くの人から意見を集めることができたため1,760人になります。）

直接意見を届けられる機会があるのは、素晴らしいことです。子ども・若者の施策に対して、ここまで当事者が関わることができる世田谷区は、他の自治体より１歩先を歩んでいると言えるでしょう。私は、次の段階として、このような意見を届けられる機会が若者にとって「日常的な場」になることが必要ではないかと考えます。今集められている意見は、まだまだ限られたものです。意見表明ができる機会をそもそも知らない人、興味がない人がほとんどでしょう。地域のつながりをより身近なものにしていくことが、次に世田谷が目指すべき姿ではないかと考えます。

また、子ども・若者のための居場所を作っていくことももちろん大切ですが、子ども・若者がいる場（学校や塾、習い事、アルバイトなど）に出向いていくことも重要だと思います。普段どこでどのように時間を過ごしているのか、実際に何を求めているのかを分析し、地域に参画していくことのメリットや楽しさ、安心感をしっかり届けていくことが必要ではないでしょうか。

最後に、私は子ども・青少年協議会に２期連続で参加させていただいています。その中で、区の方には、商店街モデル事業のイベント開催や、計画や条例への意見表明、条例検討プロジェクトでのファシリテーションなど、主体的に行動できる場をいくつも用意していただき、貴重な経験を沢山させていただきました。若者が活躍できる場は大人の皆様に支えてもらっていることを実感し、感謝の念に堪えません。これからも、このような機会が継続し、増えていくことを願っています。

令和６年度（2024年度）子ども条例検討プロジェクト

２　乳幼児期の支援を通じて、子どもの育ちの土台づくりと、健やかな成長を支えます

乳幼児期の子どもが、健やかに成長（育ち）するとともに、心も、身体も、周囲との関係も、心地よく満たされ、自分のことが好き、と実感できる社会を実現する必要があります。また、保護者は子どもに最も近い存在であり、子ども期を通じて、保護者自身のウェルビーイングを高めることが、子どものウェルビーイングを実現するために欠かすことができません。

そのためには、子どものウェルビーイングと成長を支えるともに、子どもが保護者と安定したアタッチメント※が形成できるような環境を整える等の子どもの育ちの土台づくりも重要です。

区は、乳幼児期の子どもの健やかな成長と育ちの土台づくりのために、子どもや子育て家庭の状況を把握し、それぞれのニーズに沿った教育・保育事業や子ども・子育て支援事業をきめ細かく展開します。

また、子どもの育ちに関わるすべての関係者（施設・事業） が、専門性をいかしながら、子どもの権利を主体にした支援を行えるよう、質の確保と向上に取り組みます。

これらの取組みにより、子どもの健やかな成長と自己肯定感の向上に向けた取組みを継続することで、生涯にわたるウェルビーイングの実現を図ります。

※「アタッチメント」…不安や恐怖等を感じたときに「特定の誰か（アタッチメント対象）」にくっつき、ケアされることで安心感を得ようとする本能的な欲求や行動のこと。アタッチメントが安定していると、子どもは自分や社会への基本的な信頼感を育むことができ、アタッチメント対象を安全基地として外の世界を探索することができる。

子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標

めざす状態

子どもが自分自身のことが好きだ、と感じることができている

子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標

❺自分のことが好きだ、と思う子どもの割合（小学校低学年のみ）

めざす状態

保護者も、子どもと一緒に育ち、子育てを楽しい、と感じることができている

子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標

❻子育てを楽しい、と感じる保護者の割合

施策の方向性

子どもの育ちを支えるための教育・保育施設等の充実

施策展開：第５章 計画の内容

１（１）①　子どもの育ちを支えるための教育・保育施設の定員確保　P88

１（１）②　子どもの育ちを支えるための多様な保育の充実　P89

１（１）③　区立保育園における子どもの育ちのセーフティネットの支援　P89

子どもの権利を主体とした教育・保育の質を守り、高めるための支援

施策展開：第５章 計画の内容

１（２）①　教育・保育の質を守る取組みの推進　P92

２（２）①　子どもの権利学習、意識醸成の推進　P101

子どもの健やかな育ちを支える専門人材の確保・育成

施策展開：第５章 計画の内容

７（１）②　子ども・若者、子育て支援に携わる専門人材の確保・育成・専門性の向上　P171

保護者への子どもの育ちや子どもの権利に関する意識醸成（再掲）

施策展開：第５章 計画の内容

２（２）①　子どもの権利学習、意識醸成の推進　P101

教育・保育施設から学校への円滑な接続のための連携強化

施策展開：第５章 計画の内容

１（２）③　教育・保育施設から学校への円滑な接続のための連携強化　P93

政策の柱２　コラム４

子どもの権利を守るための乳幼児期の取組み

『ある日の保育園での出来事です。３歳の男の子が積み木に夢中になっていました。彼は黙々と積み木を高く積み上げ、「できるだけ高くする」という挑戦をしているようでした。すると、それを見た他の子どもたちが興味を持ち、「一緒にやりたい！」と声をかけます。しかし彼は、首を横に振って「だめ！ぼくの！」と必死に抵抗します。そのやりとりを見守っていた私は一瞬迷いました。「みんなで仲良く遊ぼう」と仲裁に入るべきか、彼の気持ちを尊重してそっと見守るべきか。考えた末、彼の気持ちに寄り添うことにしました。私は他の子どもたちに、「今は一人でやりたいみたいだよ。別の遊びをして待っていようか」と伝えました。少し不満げな顔をしながらも、子どもたちは納得してそれぞれ別の遊びを始めました。しばらくして、彼はついに完成した積み木のタワーを見上げ、「できた！」と大きな声をあげました。その瞬間、周りの子どもたちが駆け寄り、「すごい！」「高いね！」と歓声をあげました。彼も自信に満ちた表情で「これ、僕がやったんだよ！」と他の子どもたちとその成果を共有しました。』

このエピソードは、乳幼児期における子どもの権利を考えるうえで、大切なことを教えてくれます。乳幼児期は、「自分のやりたいことを大切にしたい」「自分のペースでやり遂げたい」という気持ちが確かに存在します。その声を聞き取り、尊重することが、大人の役割であると考えます。

令和７年３月改訂の「世田谷区保育の質ガイドライン」の冒頭には、子どもの権利条約に示される４つの一般原則の内容を基に「わたしとの８つの約束」を掲載しました。一人ひとりの子どもが「今を生きる主体」としてウェルビーイングを実現することを目指すことを宣言しています。子ども自身が活動を選び、取組む環境を保障することや子どもが自分で選び、自分の意志で行動する経験は、自己肯定感を育む大切な機会です。この経験が、将来の自立や他者との良好な関係を築く力へと繋がっていきます。

区では、日常のいろいろな場面で子どもの権利について、みんなで考える機会を作るため「子どもの権利まるっとプロジェクト」を展開しています。例えば泣くことも気持ちを表現するための大切な手段であること、何もしてないように見えても子どもの心は常に動いていること等を４コマ漫画で発信しています。

乳幼児期の子どもの権利を守る取組みは、子どもの声を尊重し、一人ひとりの気持ちに寄り添うことで、子どもたちは「自分は大切にされている」と感じることができます。それが将来、自己肯定感や他者への思いやりに繋がります。

私たち大人ができること。それは、子どもたちの声を見逃さず、その思いを日々の生活や保育の中で丁寧に受け止めることです。乳幼児期の子どもの権利を守ることが、未来の社会をより良くする大切な一歩になると信じています。

３　子どもが、安心を土台に、ポジティブな体験や挑戦を重ねながら、のびのびと遊び、育つことができる環境をつくります

区ではこれまで、子どもの成長・発達を支える「遊び」を大切にしながら、子どもが自分らしく安心・安全に過ごし、育つことができる環境づくりに取り組んできました。

その一方で、児童虐待相談件数の増加や遊び場の減少、子ども自身が自由に使える時間を十分に持てない状況等、子どもを取り巻く環境の厳しさが増しており、「遊ぶ権利」や「育つ権利」、「参加する権利」をはじめとした子どもの権利を全ての子どもが実感できる環境整備が以前にも増して重要となっています。

そのために、子どもの成長を温かく見守るネットワークを拡充していくとともに、児童館をはじめとした居場所が「子どもの権利の拠点」となり、子どもが遊んだり、くつろいだり自由に過ごすことができたり、意見を言いやすい環境を整え、その取組みを地域に広げていきます。

これらの取組みにより、子どもが、その時々のニーズに応じた居場所を持ちながら、心も身体ものびやかに成長でき、安心して暮らしている、そして、やりたいことを楽しみ、のびのびと遊び、くつろぐことができている、と実感できる地域社会を実現します。

子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標

めざす状態

子どもが自分自身のことが好きだ、と感じることができている（再掲）

子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標

再❺自分のことが好きだ、と思う子どもの割合

めざす状態

一人ひとりの子どもの最善の利益が、その子の意見を踏まえて十分に考慮されている（再掲）子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標

再❷自分にとって一番よいことはなにか、大人にいっしょに考えてもらえる、と思う子どもの割合

めざす状態

子どもが安心して過ごせる場所があり、行くことができ、子どもにとって安心できる関係がある

子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標

❼やりたいことを楽しみ、のびのび遊び、疲れたら休むことができている、と思う子どもの割合

❽家族の他に自分のことを真剣に考えてくれる大人がいる、と思う子どもの割合

施策の方向性

子どもに身近な相談支援・見守りネットワークの強化

施策展開：第５章 計画の内容

２（３）①　児童館を拠点とした子どもに身近な見守りのネットワークの強化　P104

子どもの権利の拠点の充実

施策展開：第５章 計画の内容

２（４）①　子どもの権利の拠点の充実　P107

子どもが安心して過ごすことができ、多様な経験を重ねることができる場や機会の充実

施策展開：第５章 計画の内容

２（５）①　成長に応じた放課後等の居場所の拡充　P112

２（５）③　多様な体験を重ねることができる環境づくり　P113

外遊びの機会と場の拡充

施策展開：第５章 計画の内容

２（５）②　外遊びの機会と場の拡充　P113

施設や学校で子どもに関わる大人への子どもの権利学習、保護者への子どもの育ちや子どもの権利に関する意識醸成（再掲）

施策展開：第５章 計画の内容

２（２）①　子どもの権利学習、意識醸成の推進　P101

政策の柱３　コラム５

子どもの権利の拠点づくりに向けた子どもの居場所フローターの取組み

都市部における親戚や地域のつながりの希薄化の課題に加え、コロナ禍における表情の見えないマスク生活や人との接点を断つソーシャルディスタンス。その影響は子どもにとって特に大きく、人と関わることが以前より困難になっています。このような社会状況だからこそ、子ども同士の関わりや同じ目線で信頼できる大人と出会うことのできる居場所の存在が非常に重要になっています。

区内では、児童館をはじめ様々な子どもの居場所があり、近年増えている子ども食堂や学習支援等では、地域の方が子どものために…と積極的に活動されています。ただ、その中には、子どもの成長とともに関わり方に自信が持てなくなり、どこに相談したらいいかも分からない悩みを抱えるケースも少なくありません。人的に余裕のない居場所も多く、情報発信や関係機関との連携にまで手が回らないという切実な声を耳にします。

一方で、子どもたちへのヒアリング調査結果からは、子ども自身がどこにどういった居場所があるかを知る術がなく、知ったとしても、そこが自分の求める安全な場所か判断できないなど、子どもが居場所と繋がりにくい現状が浮き彫りになりました。

こうした中で、令和６年４月から２つの児童館で、子どもと居場所を繋ぎ、居場所と居場所を繋ぐなどの役割を担う「子どもの居場所フローター」のモデル事業をスタートさせました。フローター（floater）とは、フリーな立場で遊軍的に動く職員のことを意味する海外の事例を参考に、子どもの居場所づくりに関して児童館運営に縛られずに自由に動く児童館職員の呼称です。

配置されたフローターは、新たな居場所の発掘や居場所間の顔の見える関係づくりから取組みを開始しました。新たに構築した居場所間のネットワークでは、各現場で抱える課題をざっくばらんに共有しながら、様々な支援機関との情報連携を行っています。これにより、気がかりな子どもの相談先が見つかったり、児童館の仲介により学校と連携が取れる関係が生まれるなど、これまでやりたくても出来なかったサポートが可能になった居場所も出てきました。

他にも、居場所情報の発信や子どもが新しい居場所に行く際の同行支援、子どもの権利に関する学習機会の提供等を進めることで、子どもが居場所と繋がりやすくなる環境づくりや子どもの居場所全体の質の向上の効果の芽が少しずつ出始めています。

日常の場面において、意見表明や参加、最善の利益といった子どもの権利を全ての子どもが実感できる居場所（子どもの権利の拠点）として、地域の居場所同士が、タッグを組んで、子どもが様々な居場所を安心して利用できるよう、取組みを進めています。

居場所間の情報交換の場「つながる学習会」の様子

４　若者が、地域での様々な活動や交流、支援を通じて、主体的、継続的に活躍できる環境をつくります

若者期における課題として、子ども期から引き継がれる課題と、自立※を見据えた若者期特有の課題があり、成人期に向けて自立を見据えた支援の体制が必要です。地域の中で様々な人がつながりながら、若者の悩みや葛藤に寄り添い、活動や交流をサポートすることで、若者が自立し活躍するための環境を充実させることがより一層重要となっています。

そのため、地域全体で一人ひとりの若者の悩みや葛藤に寄り添い、支え、互いにつながり合うことができるよう、若者と社会をつなぐ取組みや様々な支援機関・地域団体等の連携強化が必要です。

また、若者にとって身近な地域のなかで安心して過ごせる居場所の充実を進めるとともに、若者が様々なことにチャレンジし、失敗したり、成し遂げたりする経験を繰り返しながら、自らの力を育むとともにライフプランの選択肢を増やすことができる場や機会を拡充します。さらに、若者が過ごすあらゆる場面において、若者の意見を受け止め、尊重し、ともに考えることで、若者が安心して意見を言える環境づくりや意見反映の取組みを進めます。

これらの取組みを通して、すべての若者が様々な活動や交流に参加・参画し、大人を含めた多様な人々とつながり、自分のことを理解してくれる、応援してくれていると実感できる地域の中で、社会の真ん中にいるという実感を持ち、いきいきと力を発揮できる環境を実現します。

※様々な場や人とつながり、色々な頼り先をつくりながら、自己選択・自己決定し、自分らしく生きていくこと

子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標

めざす状態

若者が、地域での活動や交流を通して、いきいきと力を発揮している（再掲）

子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標

再❹人や社会の役に立ちたい、と思う若者の割合

❾世田谷区の相談支援機関を知っている若者の割合

めざす状態

若者が身近な地域のなかで、安心して過ごせる居場所がある、知っている

子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標

❿ホッとでき、安心していられる場所がある、と思う若者の割合

めざす状態

若者がやりたいことにチャレンジしたり、多様な経験を重ねることができる機会が充実している

子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標

⓫最近２、３年の間に、学校や仕事以外で、趣味の活動やイベント、ボランティア等に参加・企画から関わった、若者の割合　※１

めざす状態

若者が日ごろから意見を尊重されていると実感し、希望を持って自分の意見を伝えたいと思っている

子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標

⓬世田谷区の制度・施策について意見を伝えたい、と思う若者の割合

※１　最近２、３年の間に、趣味の活動や地域のイベント、ボランティア等に参加・企画から関わった、若者の割合

施策の方向性

若者にとって力を発揮できる場や居心地のよい安心して過ごせる場の充実

施策展開：第５章 計画の内容

３（１）①　若者の交流と活動の場の充実　P118

若者が地域で多様な経験を重ねることができる場や機会の充実及び参加・参画の推進

施策展開：第５章 計画の内容

３（１）②　地域での若者の参加・参画の推進　P120

３（１）③　若者に向けた文化・情報の発信　P121

３（２）①　生活の安定と多様な働き方への支援　P123

３（２）②　ライフプランの選択肢を増やす多様な経験や正しい知識を得る機会の創出　P125

政策の柱４　コラム６

商店街モデル事業の活動と子ども・青少年協議会や議論で感じた事

子ども・青少年協議会若者委員　遠藤　恵理菜

子ども・青少年協議会のモデル事業の一つとして、私は商店街モデル事業に参加させて頂きました。政策の柱４の中にある若者が、地域での様々な活動や交流支援を通じて、主体的、継続的に活躍できる環境作りの一環としてこの取り組みは始まりました。具体的な活動として、ムーンアートナイト下北沢とハブカルチャーの運営を担当させて頂きました。世田谷区が誇る若者カルチャーの発信地であるシモキタから、ワクワクするアイデアや新しい居場所を作り出し、実際に企画として立ち上げ、イベントを行い、その様子をSNS等で発信していくプロジェクトです。このハブカルチャーは企画から若者主体で動いており、１からイベントを作り上げる楽しさや、若者だけで運営する大変さ等を経験致しました。ゲストをお呼びする際には世田谷区役所の皆様のお力を借り大盛況のイベントを開催する事が出来ました。

また子ども・青少年協議会では専門家の方々、世田谷区職員の方々、世田谷区議会議員の方々、若者委員と共にハブカルチャーの概要や取り組みをお話する貴重な機会を頂き、この取り組みが今後も継続していく事が出来るよう改善策等を議論致しました。問題点の１つとして学校生活等で忙しい若者が、全ての運営をするのは負担が大きくなる為、長期的に継続をする事が難しくなること、ゲスト交渉や費用の算出など若者だけで扱うとリスクが生じる事柄に関して、トラブルを未然に防ぐ為に、責任ある大人の方の介入が必要不可欠である事などが挙げられました。また居場所という概念として、特定の場所にスポットを当てその地域で活動していましたが、若者の居場所は固定せずに世田谷区の様々な場所に焦点を当てるといいのではないか等の意見も挙げられました。

今回モデル事業を通して若い力が一体となり、世田谷区を巻き込み、皆様と協力する事で素敵な思いを持った素晴らしい方々との出会いや、繋がりが沢山ありました。若者だけでは実現が難しいとされるイベントも、世田谷区の方々のサポートや助言があった事により、会場や費用の事、ゲスト交渉等に携わって頂きとても円滑に進めていくことが出来ました。

このプロジェクトに関わって下さった全ての皆様にとても感謝しております！今後も引き続き明るい若者達の未来と、今後も発展していく世田谷区の素晴らしい将来の為に、これからも若者から面白い取り組みを生み出し、実現し、発信して参ります。

子ども・青少年協議会　商店街モデル事業「しもきた倶楽部」が参加したムーンアートナイト下北沢

政策の柱４　コラム７

地域協働における「可能性」と「壁」

子ども・青少年協議会若者委員　大橋　海斗

高校時代から現在の大学生活に至るまで、「しもきた倶楽部」（子ども・青少年協議会モデル事業における若者主体の活動）における多世代交流の活動に携わる中で、地域協働には無限の可能性が広がっていることを実感してきた。同時に、地域活性化においていくつかの課題も浮き彫りとなった。特に私が感じたのは、地域活性化に関する情報が広く共有されていないこと、そして地域を愛し主体的に関与しようとする若者が少ないという現状である。

私自身は、地元である世田谷区の方々が温かく迎え入れてくれたことで、心理的なハードルを感じることなく地域活動に関わることができた。しかし、他の多くの若者にとっては、地域活性化や行政の活動に対する心理的な壁が依然として高いのではないかと感じている。この「壁」を取り除くためには、地域や行政が若者を積極的に受け入れ、参加しやすい環境を整える必要がある。

まず、行政側が若者への門戸を広げることが重要である。具体的には、若者が意見を述べる場を提供する地域会議の設置や、学生でも手軽に参加可能なプロジェクトの公募などが考えられる。こうした仕組みが整えば、若者が地域活動への第一歩を踏み出すきっかけになるだろう。また、若者が活動を通じて得られるリターンを明確にすることも有効であるだろう。

さらに、若者同士が地域活動の魅力を共有することも重要である。活動の意義や楽しさを積極的に発信することで、「自分にもできる」と感じる若者を増やすことができる。SNSや地域メディアを活用した情報発信に加え、活動報告の場を設けることは、他の若者を巻き込むための有力な手段となるだろう。

若者が地域や行政に対して感じる心理的な壁を壊し、多世代が協働する場を広げていくことが地域の未来を切り拓く鍵であると考える。私自身、これからも活動を通じてその壁を取り除き、地域に新たな活力をもたらす取り組みを続けていきたい。

子ども・青少年協議会　商店街モデル事業「しもきた倶楽部」が実施したハブカルチャー

５　子ども・若者が、障害や特性等の有無、生まれや育ちの環境等に関わらず、安心して育つことができる地域をつくります

子ども・若者一人ひとりが、性別、LGBTQ等の性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害や特性等の有無、家庭の経済状況等生まれや育ちの環境に関わらず、安心して暮らせている、と実感でき、自分らしさが肯定される応答的な関わりの中で、ポジティブな体験を重ねることができる環境づくりを進める必要があります。

そのためには、子ども・若者が、心身ともに豊かに育つことができるために、社会とのつながり方や経済的に弱い立場になりやすいこと等を踏まえて、様々な課題や個別ニーズに応じて必要な支援が受けることができるよう施策を充実するとともに、子ども・若者が抱える悩みや困難を身近な人に語ることができたり、身近な周囲の人がその悩みや困難に気づくことができるよう、サポートにつなげることができるネットワークづくり等に取り組みます。

これらの取組みにより、子ども・若者一人ひとりが、性別、LGBTQ等の性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害や特性等の有無、家庭の経済状況等生まれや育ちの環境で選択肢が制約されず、多様性が認められ、本来持っている力が発揮でき、ウェルビーイングな状態にあることを実現します。

子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標

めざす状態

子ども・若者が、障害や特性等の有無、生まれや育ちの環境等に関わらず、安心して暮らせている、と感じることができる

子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標

再❽家族の他に自分のことを真剣に考えてくれる大人がいる、と思う子どもの割合

⓭心も身体ものびのび成長でき、安心して暮らしている、と思う子どもの割合

⓮どんな理由でも差別されない、と思う子どもの割合

⓯自分のことが大事だ、と思う若者の割合

施策の方向性

子どもの貧困対策

施策展開：第５章 計画の内容

５（３）①　教育の支援　P148

５（３）②　生活の安定に資するための支援　P149

５（３）③　保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援　P149

５（３）④　経済的負担の軽減のための支援　P150

５（３）⑤　支援につながる仕組みづくり　P150

ひとり親家庭への支援

施策展開：第５章 計画の内容

５（４）①　つながる情報提供、相談機能の充実　P154

５（４）②　子育て・日常生活における多面的な支援の充実　P154

５（４）③　子どもの健やかな成長に向けた支援の充実　P155

５（４）④　将来設計を見据えた多様な働き方サポートの充実　P155

発達・発育を支える体制の整備・充実（医療的ケア児への支援や施設整備等）

施策展開：第５章 計画の内容

５（２）①　配慮が必要な子ども・若者への連携した途切れのない支援の実施　P144

５（２）②　日常を過ごす場や地域で安心して過ごせる支援の充実　P144

５（２）③　医療的ケアが必要な子どもへの支援の充実　P145

ヤングケアラーへの支援の充実

施策展開：第５章 計画の内容

５（５）①　ヤングケアラーへの支援体制の充実　P158

何らかの悩みや困難、生きづらさを抱えた子ども・若者への支援

施策展開：第５章 計画の内容

５（５）②　生きづらさを抱える若者と家族に寄り添う支援　P159

５（５）③　多様化する悩みや困難、課題に応じた支援　P160

５（５）④　悩みや困難を抱える女性のための居場所と支援の充実　P161

保健福祉分野と教育分野が連携した子ども・若者への支援

施策展開：第５章 計画の内容

６（１）①　多機関が連携した支援体制の強化　P164

６（２）①　インクルーシブ教育の推進　P167

６（２）②　特別支援教育の充実　P167

６（２）③　教育相談・不登校支援の充実　P167

政策の柱５　コラム８

逆境的体験を減らし・癒し、ポジティブな体験を増やす子どもの貧困対策

日本では約９人に１人の子ども（厚生労働省調査）が、その社会のほとんどの人が当たり前のもの、普通のこととしている生活ができない状態にある、「相対的貧困」にあるといわれています。

区では、子どもの生活における困難を①低所得に加え、剥奪指標である②家計の逼迫、③子どもの体験や所有物の欠如の３つの要素から捉える生活困難度を用いて、区内における子どもの貧困を把握しています。その結果、小学５年生の11.7％が、中学２年生の13.9％（平成30年度区調査）、高校２年生世代の子どもの15.4％（令和５年度区調査）が、経済的な理由による生活困難を抱えていることが明らかになりました。

調査結果をふまえ、子どもの貧困対策の一環として、子どもと家庭を支える学習・生活支援の拠点事業を令和３年８月から開始しました。経済的な理由等で支援を必要とする家庭の中学生が、平日や土日の16時から21時に、安心した空間で、勉強をしたり、ごはんを食べたり、自由に過ごすことができるように、現在区内２カ所で居場所を提供し、支援しています。

本事業では、子どもの意見、子ども参加にもとづいて運営することを大切にしています。子どもも大人も水平な関係になるように、子どもとユーススタッフ、職員同士、あだ名で呼び合う。夕食のメニューをはじめ子どもが意見を表明できる機会を多様な形で提供し、反映できない場合は理由を説明する。ルールで管理するのではなく、困ったことがあれば子どもと相談する。「あなたはどう思う？どうしたい？」と、子ども一人ひとりの気持ちや考えに基づいて、子どもにとって一番良いことを、関係機関と連携しながら子どもと一緒に考える。

利用している子どもたちは、経済的困窮に加え、様々な複合的な困難を抱え、逆境的体験があることも少なくはありません。しかしながら、子どもたち自身が居場所と感じる空間に、自分の声なき声にも耳を傾けてくれる大人がいて、自分の「したい」を「できる」ように、個々の状況に合わせて伴走してくれる。そんなポジティブな体験を日常の中で積み重ねることにより、「人前で話せるようになった」「自分の好きなところがみつかった」「なんか挑戦してみるようになった」と、子どもたちは自信をつけ、学習・生活習慣を獲得し、将来について思い描きながら、中学卒業後の新たな一歩を踏み出していきます。

経済的な理由による生活困難は、食や体験、学習、人間関係、健康面等において「子どもの権利」が保障されないリスクを高めます。また、経済的な理由による生活困難を抱えている保護者ほど、保護者自身が子ども時代に親からの暴力といった逆境的体験があることが明らかになっています。

子どもの貧困は外からは見えにくく、様々な要因が複雑に重なり、子どもとその家庭だけでは解決できません。家庭の自己責任にすることなく、官民を超えて連携し、地域の大人が一丸となり、社会全体で受け止めて取り組むことで、子どもたち一人ひとりが安心して育ち、本来持っている力を発揮することができるのです。

６　人や支援につながりながら、地域で心地よく子育てができるよう、家庭に寄り添い、妊娠期から切れ目なく支えます

妊娠期から、子育て支援と福祉、医療、地域とが連携しながら、顔が見えるネットワークの中で、「世田谷版ネウボラ」を中心に、子育て家庭を切れ目のない支援に取り組んできました。

しかしながら、コロナ禍を経て、地域の見守りや支え合いのコミュニティの希薄化に拍車がかかり、家族の核家族化や子育て世代の減少等もあり、妊娠や出産、子育てが孤立しており、その対応が急務になっています。

また、保護者は子どもに最も近い存在であり、子ども期を通じて、子どもが安定したアタッチメントを基盤に、自分や社会への基本的な信頼を実感する上で、大きな影響を与えることから、保護者自身のウェルビーイングを高めることが、子どものウェルビーイングを実現するために欠かすことができません。

「今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）」の考えを踏襲し、子育て家庭が、日々の暮らしの身近なところで、地域の人々や支援につながりながら、孤立することなく、安心して暮らせるよう、包括的な相談支援体制の強化や伴走型支援、予防型施策の充実に取り組みます。また、妊娠期も含めて、地域につながりながら子育てするための仕掛けや、オンラインも活用した相談やプッシュ型の情報提供・支援、アウトリーチによる支援を充実します。

これらの取組みにより、子どもとその保護者のウェルビーイングを実現し、地域の中で人々とつながりながら、心地よく暮らすことができる地域社会を実現します。

子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標

めざす状態

保護者も、子どもと一緒に育ち、子育てを楽しい、と感じることができている（再掲）

子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標

再❻子育てを楽しい、と感じる保護者の割合

めざす状態

保護者等が、地域の中で人々とつながりながら、心地よく子育てしている

子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標

⓰子育てしやすい環境だ、と感じる保護者の割合

⓱地域の子ども・子育て支援に携わってもよい、と考える保護者の割合　※２

※２　地域に携わってもよい、と考える保護者の割合

施策の方向性

伴走型相談支援体制の強化

施策展開：第５章 計画の内容

４（１）②　伴走型相談支援の強化P130

妊娠期から地域につながる取組みの推進、相談からつながる育児不安の軽減に向けた支援や仕組み、情報や支援を届ける取組みの充実

施策展開：第５章 計画の内容

４（１）①　身近なところで人や支援につながる場の充実　P129

４（１）③　人や支援につながるための仕組みの充実　P130

４（１）④　就学後の子どもを育てる保護者が身近なところで相談できる場や機会の充実　P131

７（２）①　子育てに関する情報を届けるための情報発信　P172

保護者の学びの支援とリフレッシュできる場・機会の充実

施策展開：第５章 計画の内容

４（２）①　保護者の学びの支援　P135

４（２）②　保護者がリフレッシュできる場・機会の充実　P135

保護者への子どもの育ちや子どもの権利に関する意識醸成（再掲）

施策展開：第５章 計画の内容

２（２）①　子どもの権利学習、意識醸成の推進　P101

政策の柱６　コラム９

地域の中で「村」を感じる世田谷の子育て

NPO法人せたがや子育てネット、子ども・子育て会議委員　加藤　剛

現在、10歳と５歳の娘２人を４年前から世田谷区で子育てしている父親であると同時に、子育て支援に携わる身として、世田谷区での子育てについて感じていることを書かせていただきます。

アフリカには、「１人の子どもを育てるには村全体（の人の知恵と力）が必要」ということわざがあるそうです。これはつまり、子育てには、親だけでなく友人、学校や地域など社会全体で子どもや子育てを支える必要があるということです。私が子育てを始めたときは、子育ては親だけで頑張ってどうにかなると思っていました。

しかしその後、祖父母の手伝いが限られている中、子育ては親だけで乗り切れるものではないと強く実感ました。

世田谷区では年間6,000人ほどの赤ちゃんが生まれていて、13の県の出生数よりも多い数となっています。このような大きな都市でどうすれば子どもの周りに「村」を作ることができるのでしょうか。

世田谷区は、地域主体の子育て支援体制を行政と連携しながら作ってきたという歴史があり、制度内外の様々な取り組みが地域で行われています。まず、児童館と共に赤ちゃんを育てる家族にとって心強い存在になっているのが、親子で気軽に立ち寄り、交流できる「おでかけひろば」です。区内徒歩15分圏内で整備されつつあり、まさに網の目のように張り巡らせています。ほとんどのひろばが、委託ではなく補助という形で地域の団体が主体となっていて、パッションを持った人たちが運営しています。また、ひろばの利用者だった方がスタッフになる循環が生まれているのも特徴の一つです。

外遊びの場と機会もたくさんあります。日本初の常設型である羽根木プレーパークをはじめ、本年３月に砧地域のプレーパークが整備されたことで、全地域に「自分の責任で自由に遊ぶ」ことができる遊び場ができました。「きぬたまあそび村」でも、多摩川の広々とした河川敷で普段は体験できない遊びが楽しめます。これらに加えて、様々な団体が外遊びの機会を区内の公園や道で作ってくださっています。赤ちゃん親子と地域の中学生が交流する機会である「赤ちゃんを連れて学校へ行こう！」も、子どもの育ちを支える取り組みの一つです。ボランティア赤ちゃん親子が地域の中学校へ出向き、中学生に抱っこしてもらい、子育てのお話をシェアします。触れ合いを通じ、中学生自身が家族をはじめ、多くの人に支えられて成長してきたことを振り返ると同時に、地域のメンバーとして誰かを支えることができる存在であることに気が付く機会になっています。

区内には、今回ご紹介できなかった取り組みも含めて、子どもと子育てを支える人の存在を感じる機会が日常的にあります。一方で、つながっていない人、孤独な子育てになってしまっている人がまだまだいることも事実です。世田谷で育つすべての親子が、様々な関係性の中で必要なサポートや仲間がいる「村」を見つけることを願っています。

７　子どもの命と権利を守るセーフティネットの整備により、 地域で安心して暮らすことができる環境をつくります

令和２年度（2020年度）に児童相談所を開設し、区民生活に密着した基礎自治体として、児童相談のあらゆる場面において子どもの権利が保障され、その最善の利益が優先された「みんなで子どもを守るまち・せたがや」の実現をめざすことを理念とし、あらゆる子どもには家庭与えられるべきという視点に立ち、子どもが家庭で健やかに養育されるよう保護者支援を重点的に行うとともに、子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用を大きな柱として、地域の支援を最大限に活用した予防型の児童相談行政の展開を図ってきました。

一方で、令和５年度（2023年度）の区の児童虐待相談対応件数は、3,265件にのぼり、複雑・困難なケースも増加していることから、更なる支援の充実を図る必要があります。

そのために、家庭への養育環境の支援に取り組むとともに、代替養育を必要とする子どもが、家庭と同様の養育環境において養育されるよう、子どもの最善の利益が保障された権利擁護の取組みを推進します。

これらの取組みを通じて、子どもの命と権利を守るセーフティネットが整備された地域のつながりの中で、子どもの権利が保障され、心身ともに安全・安心して暮らすことができる地域社会を実現します。

子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標

めざす状態

子どもが、安心して暮らせている、と感じることができる

子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標

再⓭心も身体ものびのび成長でき、安心して暮らしている、と思う子どもの割合

施策の方向性

予防型の児童相談行政の推進

施策展開：第５章 計画の内容

５（１）①　予防型の児童相談行政の推進　P139

家庭養育を優先した社会的養護の推進

施策展開：第５章 計画の内容

５（１）③　家庭養育を優先した社会的養護の推進　P141

地域で安心して暮らすことができるための環境整備と支援の充実

施策展開：第５章 計画の内容

５（１）②　地域で安心して暮らすことができるための環境整備と支援の充実　P139

政策の柱７　コラム10

子育て支援は「つながり」と「おせっかい」で

明星大学人文学部教授、児童福祉審議会臨時部会部会長　川松　亮

子育てに行き詰まっている保護者や、家庭に居場所がなく苦しんでいる子どもなど、困難を抱えている親子が気づかれずにいることは多い。気づかれない限り支援の手は届かない。苦しみながら声を上げられないでいる親子に、地域の身近な支援者や周りの人が気づくことから支援は始まる。しかし、気づきは誰かに伝えられなければ支援のネットワークが動き始めない。気づきを支援につなげること、支援者同士がつながり合うこと、困難を抱える親子と支援者が丁寧につながっていくための努力が大切になる。

支援を始めようと思うと、支援の資源が足りないことに気づかされる。地域のサービスには谷間や限界があり、使える資源が見つからないこともある。そこで、足りない支援資源を新たに創りだしていくことが重要になってくる。そのために地域全体で声を上げ行政を巻き込んでいくことが必要になる。サービスに費用がかかるとそれだけで使えない家庭もたくさんある。支援サービスの情報が届いていない家庭もある。支援につながらない背景には、それらの課題があることも考えなければならない。想像と創造を繰り返しながら、地域の仲間を集めて工夫を重ねていくことが必要になる。こうした工夫は民間団体が得意としている。敷居が低く間口の広い民間団体の取り組みと行政の力とが結びつき合ったときに、支援の幅が広がっていく。地域の身近な場所だからこそつながることができる家庭があることを意識したい。

地域の支援が足りないと、親子が離れて暮らさなければならない事態が起こりえる。逆に言うと、地域の支援資源が豊かであれば、親子が離れずに地域で暮らし続けることができる。また、仮に家庭から離れて社会的養護の枠の中で暮らさざるを得ない子どもがいたとしても、地域の支援に支えられながら自立への道を歩めるとよい。さらには、子どもをサポートする社会的養護の実践者（養育家庭など）も地域で支えられる必要がある。

このような地域社会が創りだされるとよいと思う。虐待対応は何よりも予防が大切である。虐待に至るずっと以前に、子育てに行き詰まりが生じないように、地域の子育て支援が充実することこそが重要である。こうした地域であれば、子育てが楽になり、子どもが子どもらしい時間を豊かに過ごすことができるようになる。様々な子育て支援を地域に張り巡らしていくことこそが虐待防止の早道なのだ。

ところで、困っている人はなかなかそのことを伝えてくれない。困難感が深ければ深いほど、伝えることができにくくなる。とりわけ子どもは伝えることができず、またどう伝えれば良いかがわからない場合もある。困っている人は、人に頼って良いことがあると思えなくなってしまう。援助を求めて良いのだと言うことを、人に頼ることが大事だということを丁寧に伝えていきたい。

地域の支援に必要なのは「おせっかい」だと思う。積極的におせっかいをしていけるような地域を住民の参加で創っていきたい。必要なのは共感とアイデアだと思う。

７つの政策の柱と子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標

政策の柱1　子ども・若者の意見表明と参加・参画を進め、子どもの権利が保障されるまち（地域）を実現します

子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標

❶周りの人は自分の意見をちゃんと聞いてくれている、と思う子ども・若者の割合

❷自分にとって一番よいことはなにか、大人にいっしょに考えてもらえる、と思う子どもの割合

❸社会を自分の力で変えられる、と思う子どもの割合

❹人や社会の役に立ちたい、と思う若者の割合

政策の柱2　乳幼児期の支援を通じて、子どもの育ちの土台づくりと、健やかな成長を支えます

子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標

❺自分のことが好きだ、と思う子どもの割合（小学校低学年のみ）

❻子育てを楽しい、と感じる保護者の割合

政策の柱3　子どもが、安心を土台に、ポジティブな体験や挑戦を重ねながら、のびのびと遊び、育つことができる環境をつくります

子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標

❺自分のことが好きだ、と思う子どもの割合　（再掲）

❷自分にとって一番よいことはなにか、大人にいっしょに考えてもらえる、と思う子どもの割合　（再掲）

❼やりたいことを楽しみ、のびのび遊び、疲れたら休むことができている、と思う子どもの割合

❽家族の他に自分のことを真剣に考えてくれる大人がいる、と思う子どもの割合

政策の柱4　若者が、地域での様々な活動や交流、支援を通じて、主体的、継続的に活躍できる環境をつくります

子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標

❹人や社会の役に立ちたい、と思う若者の割合　（再掲）

❾世田谷区の相談支援機関を知っている若者の割合

❿ホッとでき、安心していられる場所がある、と思う若者の割合

⓫最近２、３年の間に、学校や仕事以外で、趣味の活動やイベント、ボランティア等に参加・企画から関わった、若者の割合　※１

⓬世田谷区の制度・施策について意見を伝えたい、と思う若者の割合

政策の柱5　子ども・若者が、障害や特性等の有無、生まれや育ちの環境等に関わらず、安心して育つことができる地域をつくります

子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標

❽家族の他に自分のことを真剣に考えてくれる大人がいる、と思う子どもの割合　（再掲）

⓭心も身体ものびのび成長でき、安心して暮らしている、と思う子どもの割合

⓮どんな理由でも差別されない、と思う子どもの割合

⓯自分のことが大事だ、と思う若者の割合

政策の柱6　人や支援につながりながら、地域で心地よく子育てができるよう、家庭に寄り添い、妊娠期から切れ目なく支えます

子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標

❻子育てを楽しい、と感じる保護者の割合　（再掲）

⓰子育てしやすい環境だ、と感じる保護者の割合

⓱地域の子ども・子育て支援に携わってもよい、と考える保護者の割合　※２

政策の柱7　子どもの命と権利を守るセーフティネットの整備により、地域で安心して暮らすことができる環境をつくります

子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標

心も身体ものびのび成長でき、安心して暮らしている、と思う子どもの割合　（再掲）

※１　最近２、３年の間に、趣味の活動や地域のイベント、ボランティア等に参加・企画から関わった、若者の割合

※２　地域に携わってもよい、と考える保護者の割合

第５章　計画の内容　　〇体系

大項目１　乳幼児期の子どもの育ちの土台づくりと成長の支援

中項目（１）子どもの育ちを支えるための教育・保育施設の充実

小項目①子どもの育ちを支えるための教育・保育施設の定員確保

②子どもの育ちを支えるための多様な保育の充実

③区立保育園における子どもの育ちのセーフティネットの支援

中項目（２）教育・保育の質を守り、高めるための支援

小項目①教育・保育の質を守る取組みの推進

②子どもの育ちの土台づくりための教育・保育の充実

③教育・保育施設から学校への円滑な接続のための連携強化

大項目２　子どもの意見表明・参加・参画と成長・活動の支援

中項目（１）子ども・若者が意見表明しやすい環境づくりと参加・参画の機会の充実

小項目①身近な場所で子ども・若者が意見表明し、参加・参画できる機会の充実

②身近な参加・参画の機会から、その意見を区の施策に反映する仕組みの構築

中項目（２）子どもの権利学習・意識の醸成、権利擁護の取組みの推進

小項目①子どもの権利学習、意識醸成の推進

②子どもの権利擁護の取組みの充実"

中項目（３）子どもに身近な相談支援・見守りのネットワークの強化

小項目①児童館を拠点とした子どもに身近な見守りのネットワークの強化

中項目（４）子どもの権利の拠点の充実

小項目①子どもの権利の拠点の充実

中項目（５）子どもが安心して過ごすことができ、多様な経験を重ねることができる場や機会の充実

小項目①成長に応じた放課後等の居場所の拡充

②外遊びの機会と場の拡充

③多様な体験を重ねることができる環境づくり

④子ども・若者にわかりやすく情報を伝える取組みの充実"

中項目（６）子ども期からのこころとからだの健康づくり

小項目①こころとからだの健康づくり

②思春期世代に向けたリプロダクティブヘルス／ライツ周知啓発の実施

大項目３　若者が力を発揮できる環境づくり

中項目（１）若者が力を発揮できる環境の充実

小項目①若者の交流と活動の場の充実

②地域での若者の参加・参画の推進

③若者に向けた文化・情報の発信"

中項目（２）若者自身がライフプランを描き実現するための支援

小項目①生活の安定と多様な働き方への支援

②ライフプランの選択肢を増やす多様な経験や正しい知識を得る機会の創出

大項目４　妊娠期からの切れ目のない子育て支援

中項目（１）妊娠期から人や支援につながりながら、子育てできる環境づくり～世田谷版ネウボラの深化～

小項目①身近なところで人や支援につながる場の充実

②伴走型相談支援の強化

③人や支援につながるための仕組みの充実

④就学後の子どもを育てる保護者が身近なところで相談できる場や機会の充実 "

中項目（２）保護者の子育て力をともに支えるための支援

小項目①保護者の学びの支援

②保護者がリフレッシュできる場・機会の充実

大項目５　支援が必要な子ども・若者・子育て家庭のサポート

中項目（１）要保護児童・養育困難家庭への重層的支援

小項目①予防型の児童相談行政の推進

②地域で安心して暮らすことができるための環境整備と支援の充実

③家庭養育を優先した社会的養護の推進

中項目（２）配慮が必要な子ども・若者への支援

小項目①配慮が必要な子ども・若者への連携した途切れのない支援の実施

②日常を過ごす場や地域で安心して過ごせる支援の充実

③医療的ケアが必要な子どもへの支援の充実

中項目（３）生活困難を抱える子どもの支援～子どもの貧困対策の推進～

小項目①教育の支援

②生活の安定に資するための支援

③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

④経済的負担の軽減のための支援

⑤支援につながる仕組みづくり

中項目（４）ひとり親家庭の子どもの支援

小項目①つながる情報提供、相談機能の充実

②子育て・日常生活における多面的な支援の充実

③子どもの健やかな成長に向けた支援の充実

④将来設計を見据えた多様な働き方サポートの充実

中項目（５）悩みや困難、生きづらさを抱える子ども・若者への支援

小項目①ヤングケアラーへの支援体制の充実

②生きづらさを抱える若者と家族に寄り添う支援

③多様化する悩みや困難、課題に応じた支援

④悩みや困難を抱える女性のための居場所と支援の充実

大項目６　保健福祉分野と教育分野が連携した子ども・若者への支援

中項目（１）保健福祉分野と教育分野の連携強化

小項目①多機関が連携した支援体制の強化

中項目（２）「共に学び、共に育つ」教育の充実

小項目①インクルーシブ教育の推進

②特別支援教育の充実

③教育相談・不登校支援の充実

大項目７　子ども・若者の成長を支える地域社会づくり

中項目（１）子ども・若者、子育てに携わる人材の確保及び育成、支援

小項目①地域の子ども・子育て支援に携わる人材の確保・育成

②子ども・若者、子育て支援に携わる専門人材の確保・育成・専門性の向上

中項目（２）子育てに係る手続きの負担軽減、情報を届ける仕組みの充実

小項目①子育てに関する情報を届けるための情報発信

②保育入園事務のデジタル化・オンライン化による保護者の利便性向上と事務の効率化

中項目（３）地域の子育て力への支援

小項目①子どもの育ちを見守り支える気運醸成と地域で子育てを支える地域社会づくり

②地域でともに支えあう活動の推進とネットワークづくり

中項目（４）子ども・若者、子育てを支える基盤

小項目①子ども・子育てにやさしいまちづくり

②子ども・子育て家庭の安全・安心

③妊娠や出産、子育てを希望する選択を支えるための環境の充実

〇年齢別子ども・若者施策

１　乳幼児期の子どもの育ちの土台づくりと成長の支援

（１）子どもの育ちを支えるための教育・保育施設の充実

現在の取組み

保育待機児童解消対策として、既に事業決定している保育施設の整備や認可外保育施設等からの移行支援に取り組む一方、保育待機児童に影響のない地域や年齢の定員弾力化の解消等に取り組んでいます。

令和３年度（2021年度）に今後の認定こども園に関する施策の方向性について検討しましたが、人口動向や既存施設の状況等の課題を考慮し、引き続きの検討としています。

子どもの育ちを支えるために、多様な保育（延長保育、休日保育、年末保育、一時預かり、病児・病後児保育等）に取り組んでいます。また、令和６年度（2024年度）から、都の事業を活用した就労要件等を問わない未就園児の定期的な預かり事業を実施し、在宅子育て家庭の支援の充実に取り組んでいます。さらに、区立・私立保育園では、子育て相談、地域交流事業、産前・産後家庭の支援等の事業にも取り組んでいます。

私立幼稚園等における幼児教育の充実として、教育時間前後及び三季休業中の預かり保育（一時預かり事業（幼稚園型）、区独自制度、園独自制度）に取り組んでいます。また、教育環境の向上に関する事業に対して助成を行い、教育環境の充実に取り組んでいます。

区立幼稚園においては、平成26年（2014年）８月に作成した「区立幼稚園用途転換等計画」を見直し、令和４年（2022年）８月に「区立幼稚園集約化等計画」を作成しました。本計画に基づき、区立幼稚園の集約化に取り組んでいます。

区立保育園においては、平成31年（2019年）２月に作成した「区立保育園の今後のあり方」等に基づき、再整備を計画的に進めています。

■　認可保育園の申込者数の推移（４月入園）　■

世田谷区ホームページ「保育の統計資料」より作成

■　保育施設の総定員数の推移　■

「保育待機児童等の状況について（各年４月１日現在）より作成

課題

就学前人口は減少しているものの、保育に対する利用意向は高い状況が続いており、一部の地域や年齢で保育待機児童が生じています。一方で、定員に欠員が生じている保育施設もあり、保育需給に偏在が生じています。今後の保育の需給状況の推計を踏まえ、保育の質を確保しながら既存保育施設の更なる活用等、保育定員の確保策に取り組む必要があります。

私立幼稚園は幼児減少等により、入園児が減少しており、教育環境の充実、向上及び経営の健全化に関する事業に対して運営支援を行う必要があります。

区立幼稚園等の円滑な集約化・機能充実に向けて、必要な園舎の改修等や条例・規則改正等の手続き等に取り組むとともに、保護者や地域住民、関係団体に丁寧な説明を行うことが必要です。また、集約化後も安定した園運営ができる体制整備の必要があります。

認定こども園については、今後の人口の動向や保育・教育のニーズ、既存施設の状況等を踏まえ、施策の方向性を引き続き検討する必要があります。

子育てが配偶者やパートナーだけで行われている現状があり、子どもが多様な関わりの中で、安定したアタッチメントを形成しながら育っていけるよう、子どもと子育て家庭を支える施策の充実が必要です。また、保護者の働き方の変化や多様化により、休日保育のニーズが高止まりしている一方、長時間の延長保育を希望しない家庭が増加していることから、保護者のニーズの変化を踏まえた多様な保育を提供する必要があります。令和８年度（2026年度）から、新たに「こども誰でも通園制度」の開始が予定されており、未就園児の定期的な預かり事業の利用対象者と重複することから、国や都の動向を注視し、対応を検討する必要があります。

保護者の働き方が多様化する中、多様な保育ニーズに対応するため、区内私立幼稚園の預かり保育の実施園数、実施時間の更なる拡充を図る必要があります。

区立保育園は、公設の児童福祉施設であることを鑑み、在宅子育て家庭を含めた、すべての子育て家庭に対するセーフティネットの役割を果たす必要があります。また、子育てに困難を抱える家庭への支援強化に向け、区立保育園における緊急保育の充実を図る必要があります。

■　年齢別待機児童数の推移（世田谷区）　■

世田谷区ホームページ「保育の統計資料」（各年４月１日現在）より作成

■　認可保育園等の空き状況の推移（世田谷区）　■

世田谷区集計（各年４月１日現在）より作成

■　母親の就労状況の変化　■

【令和４年度調査】

【平成30年度調査】

※平成30年度調査の就学児童の対象は６～９歳

「世田谷区子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査（就学前児童保護者、就学児童保護者）」（令和４年、平成30年）より作成

めざす状態

子どもの育ちを支えるための質の高い教育・保育が、需要量見込みに対応できる供給量を確保できている。

子どもが多様な関わりの中で、安定したアタッチメントを形成しながら育っていけるよう、在宅子育て家庭も含め、保育施設や幼稚園等で、専門性をいかしながら、多様な教育・保育や子育て支援が提供され、子どもとその家庭を支える環境が整っている。

区立保育園が、地域における身近な子どもの育ちのセーフティネットとしての役割を果たしている。また、他の保育施設で保育が困難になった際、支援の体制が維持され、災害時や不測の事態においてもセーフティネットが機能している。

施策展開

①子どもの育ちを支えるための教育・保育施設の定員確保

主な事業・取組みⅰ

教育・保育施設の定員確保

目的・内容

保育の需給状況の推計を踏まえ、需要量見込みに対応できる教育・保育施設の定員を確保します。所管課

保育課、子ども・若者支援課、乳幼児教育・保育支援課

確保の内容は「第６章　子ども・子育て支援事業計画」で定めます。

主な事業・取組みⅱ

私立幼稚園等の教育環境の充実

目的・内容

私立幼稚園等での預かり保育事業や障害児を受け入れるための特別支援教育事業等、教育環境の充実、向上に関する事業に対して支援を行います。

所管課

子ども・若者支援課

主な事業・取組みⅲ

区立幼稚園集約化等計画に基づく取組みの推進 区立幼稚園集約化等目的・内容

目的・内容

計画に基づき、区立幼稚園等における利用状況のバランスを踏まえた定員の確保に取り組みます。所管課

乳幼児教育・保育支援課

主な事業・取組みⅳ

区立保育園の再整備

目的・内容

区立保育園の今後のあり方等に基づき、計画的に区立保育園の再整備を進めます。

所管課

保育課

②子どもの育ちを支えるための多様な保育の充実

主な事業・取組みⅰ

保育施設等における一時預かりの拡充

目的・内容

保育施設等での一時預かりを充実し、需要量見込みに対応した提供体制を確保します。

所管課

保育課、保育認定・調整課

確保の内容は「第６章　子ども・子育て支援事業計画」で定めます。

主な事業・取組みⅱ

私立幼稚園等における預かり保育の拡充

目的・内容

幼稚園等を希望し、保育の必要性がある家庭のニーズに対応できるよう、幼稚園での預かり保育の充実を図ります。

所管課

子ども・若者支援課

確保の内容は「第６章　子ども・子育て支援事業計画」で定めます。

主な事業・取組みⅲ

区立幼稚園における３年保育の実施や預かり保育の拡充

目的・内容

区立幼稚園集約化等計画に基づき、３年保育や長期休業期間中の預かり保育の実施、時間延長等の充実に取り組みます。

所管課

乳幼児教育・保育支援課

確保の内容は「第６章　子ども・子育て支援事業計画」で定めます。

主な事業・取組みⅳ

こども誰でも通園制度の円滑な実施

目的・内容

既存の事業と連携しながら、新たな給付制度である「こども誰でも通園制度」の円滑な実施に向けた準備を進めるとともに、提供体制の確保等に取り組みます。

所管課

保育課

確保の内容は「第６章　子ども・子育て支援事業計画」で定めます。

③区立保育園における子どもの育ちのセーフティネットの支援

主な事業・取組みⅰ

区立保育園での在宅子育て支援の充実

目的・内容

地域の子育て支援の拠点として、子育て相談、子育て支援事業の充実に取り組みます。

所管課

保育課

主な事業・取組みⅱ

区立保育園のセーフティネットの強化

目的・内容

災害等により他の保育施設で保育が困難になった場合や不測の事態の際に、区立保育園による支援体制が維持できるよう災害対策等セーフティネットの強化に取り組みます。

所管課

保育課

（２）教育・保育の質を守り、高めるための支援

現在の取組み

子どもの人権及び子どもの安全に配慮した保育を徹底するため、「区立保育園における保育のあり方検討会」、「保育施設への支援・指導のあり方検討会」及び「認可外保育施設の重大事故検証委員会」での提言をもとに、再発防止策を講じるとともに、区の保育施設への支援・指導について、検討・実施しています。

「世田谷区保育の質ガイドライン」と紐づけた「子どもの人権チェックリスト」により、区立保育園ではセルフチェックを実施するとともに、園内で結果を共有し、研修等に活用しています。また、区立以外の保育施設に対して「子どもの人権チェックリスト」の周知を行っています。

区内保育施設で虐待（不適切な保育）や重大事故が続いており、改めて、保育施設への支援の重要性が高まっています。令和５年度（2023年度）から実施している支援体制の強化を継続するほか、策定から10年を迎える「世田谷区保育の質ガイドライン」の改訂作業に着手し、子どもの権利や地域子育て支援の視点の充実に取り組んでいます。

私立・区立保育園園長と区との会議を実施しており、保育現場の声を取り入れながら、保育の質の向上に取り組むとともに、保育実施者以外の第三者の視点による質の確保を図っています。また、自主的に運営されている地域の保育施設間のネットワークによる保育の質の向上に向けた取組みに対して、自主研修へ講師料助成等の支援を行っています。

区ホームページに保育施設における虐待（不適切な保育）や重大事故等の通報に関するページを開設し、利用者等の区民に広く周知するとともに、相談に対して速やかな対応を図り、不適切な保育の防止に努めています。

「巡回支援相談」の名称を「保育サポート訪問」に変更し、より専門的な観点で関わりを持ち、支援を強化することにより、虐待（不適切な保育）をはじめとする各保育施設での課題を的確に捉えつつ、迅速に対応し、保育の質の向上に取り組んでいます。

児童相談所設置市事務として、また子ども・子育て支援法に基づき、保育施設をはじめとする児童福祉施設及び認可外保育施設等への指導検査を実施するとともに、ホームページへの結果の公表等を通して保育の質の向上に取り組んでいます。

区における就学前の子どもの教育・保育について、施設の種別や設置主体の違いを超えて、区内教育・保育施設が共有すべき基本的な方針として「世田谷区教育・保育実践コンパス」(以下「実践コンパス」という。)を策定し、普及に取り組んでいます。また、保護者向けの「せたがやコンパスガイド」(以下「コンパスガイド」という。)を活用し、保護者への共有にも取り組んでいます。

令和６年（2024年）３月に策定した「教育振興基本計画」に基づき、乳幼児教育支援センターにおいて、大学連携、文化芸術体験事業、学び舎の仕組みを活用した幼保小の連携接続支援、アプローチ・スタートカリキュラムの実施及び改訂に向けた取組み等により、乳幼児期における教育・保育の充実に取り組んでいます。

課題

指導検査や運営支援について、関係機関の更なる情報の共有化を行い、迅速かつ継続的に保育施設への指導・支援を行う必要があります。

令和６年度に改訂する「世田谷区保育の質ガイドライン」を、保育士をはじめ、保育施設の職員一人ひとりが日々の保育で活用していくとともに、保育施設における保育の内容や取組みについて、保護者、事業者、地域と共有し、理解を深めていく必要があります。そのためには、保育園長会や、保育サポート訪問、研修等の機会を捉え、各保育施設への周知に努めるとともに、改定内容の周知を目的とした講演会や、「子どもの権利意識啓発プロジェクト」等の取組みの場を活用した普及啓発を実施し、保護者、地域等に広く周知していく必要があります。

「実践コンパス」を踏まえ、各種事業を展開するとともに、区内教育・保育施設における「実践コンパス」の共有化を図る必要があります。また、「コンパスガイド」の普及啓発により、保護者等に対して区の教育・保育に関する想いや考え方を共有していく必要があります。

乳幼児教育支援センターの各事業について、効果的な事業展開を行い、事業成果の効率的な共有化方法等について検討する必要があります。さらに、区内の乳幼児教育・保育関係者の情報共有・意見交換の場において、多角的な意見を有効に機能させることが必要です。

学び舎の参加施設の拡充について、教育委員会が一体となり幼保小連携の促進をサポートしていく必要があります。国の「架け橋プログラム」等を踏まえ世田谷版アプローチ・スタートカリキュラムの改訂及び共有化の促進を図る必要があります。

めざす状態

すべての教育・保育施設において、令和６年度に改訂した「世田谷区保育の質ガイドライン」にて示す「子どもの命」と「子どもの権利」が守られた環境が整えられているとともに、「子どもの育ちの土台づくり」のための質の高い教育・保育が提供されている。さらに、「世田谷区保育の質ガイドライン」が子どもに関わる全ての人に共有され、地域社会に安全な基盤を築き、全ての子どもが生きる主体として、自分らしさを発揮し、幸せな生活（ウェルビーイング）が保障されている。

「実践コンパス」の共有化が進み区内教育・保育施設への浸透が図られ、各事業が効果的に展開されるとともに、各施設において質の高い教育・保育が実践されている。また、「コンパスガイド」の普及啓発により、保護者等に区の教育・保育に関する想いや考え方が共有されることで、教育・保育施設に対する信頼感が高まる。

乳幼児教育支援センターにおける各事業を通じて、事業成果が共有化され、区の教育・保育が充実する。

アプローチ・スタートカリキュラム(改訂版)や学び舎の連携促進、専門人材派遣の活用による幼保小連携が円滑に行われ、子どもが安心して小学校生活を送れている。

施策展開

①教育・保育の質を守る取組みの推進

主な事業・取組みⅰ

保育サポート訪問の強化

目的・内容

区内保育施設に対して、運営や困りごとの相談支援を行う保育サポート訪問を実施し、専門性をいかした支援を強化します。

所管課

保育課

主な事業・取組みⅱ

指導検査の強化

目的・内容

法令に基づき保育施設への指導検査･立入調査を確実に実施し、保育サポート訪問と連携しながら保育の質の確保・向上に取り組みます。

所管課

保育認定・調整課

主な事業・取組みⅲ

「世田谷区保育の質ガイドライン」に基づく取組み

目的・内容

令和６年度に改訂した「世田谷区保育の質ガイドライン」を通じて、区がめざす子どもの権利を中心とした保育について、子どもに関わる全ての人の共通理解を図り、保育の質の向上に取り組みます。

所管課

保育課

主な事業・取組みⅳ

地域の保育施設間のネットワークの強化

目的・内容

地域の保育施設間のネットワークによる保育の質の向上に向けた取組みへの支援を行っていきます。また、地域の保育施設間のネットワークに未参加の保育施設へ参加を働きかけていきます。さらに、地域を超えた様々な交流を通じて、互いに支え合える関係の構築に努めます。

所管課

保育課

主な事業・取組みⅴ

「世田谷区教育・保育実践コンパス」の共有化

目的・内容

「世田谷区教育・保育実践コンパス」を踏まえた各種事業の展開及び各園での実践を促進します。また、「コンパスガイド」により、乳幼児期の教育・保育で大切にしたいことや基本的な方針について保護者等との共有化を図ります。

所管課

乳幼児教育・保育支援課

主な事業・取組みⅵ

乳幼児教育支援センター事業における成果の共有化

目的・内容

乳幼児教育・保育関係者連絡会等を通じて事業の改善に取組み、その成果を施設に広く共有することで、質の向上を図ります。

所管課

乳幼児教育・保育支援課

②子どもの育ちの土台づくりのための教育・保育の充実

主な事業・取組みⅰ

地域資源を活用した教育・保育施設における質の向上

目的・内容

ボランティア等の地域資源と協力した取組みを推進します。地域に開かれた園運営により質向上に向けた取組みを充実します。

所管課

保育課

項目名〈単位〉

ボランティア等と連携した教育・保育施設数〈か所〉

現況値(2024年度)

121（見込み）

令和7年度(2025年度)

169

令和8年度(2026年度)

175

令和9年度(2027年度)

179

令和10年度(2028年度)

179

令和11年度(2029年度)

179

主な事業・取組みⅱ

乳幼児教育支援センターにおける各事業の実施

目的・内容

子どもたちが、様々な体験を通じ、非認知能力等「これからの社会を生き抜く力の基礎」を身に付けることのできる環境づくりに取り組みます。

所管課

乳幼児教育・保育支援課

③教育・保育施設から学校への円滑な接続のための連携強化

主な事業・取組みⅰ

乳幼児期の教育・保育と学校教育の円滑な接続に向けた取組み

目的・内容

世田谷版アプローチ・スタートカリキュラム（改訂版）や「学び舎」の活動等を通じ、「架け橋期」の取組みが充実するようサポートを行います。

所管課

乳幼児教育・保育支援課

主な事業・取組みⅱ

専門人材派遣事業による取組み

目的・内容

実践充実コーディネーターや乳幼児教育アドバイザー等の専門人材を教育・保育施設に派遣し、質の向上に取り組みます。

所管課

乳幼児教育・保育支援課

主な事業・取組みⅲ

認可保育所等における放課後児童健全育成事業の実施

目的・内容

施設内の余裕スペース等を活用して、放課後児童健全育成事業を運営する保育園が、学校や新BOPと連携して、円滑な学校生活への移行に向けた情報共有等の取組みを推進しています。

所管課

児童課

２　子どもの意見表明・参加・参画と成長・活動の支援

（１）子ども・若者が意見表明しやすい環境づくりと参加・参画の機会の充実

現在の取組み

子ども・若者の居場所や活動の場では、年齢や発達にあわせて様々な場面や機会で、子ども・若者の声を聴き、主体的な参加・参画を促すための取組みを行っています。また、乳幼児教育・保育施設においても、「世田谷区保育の質ガイドライン」に基づき、子どもを主体とした教育・保育を実践しています。

子どもが歩いて行ける身近な場に意見を表明できる機会を創出するため、各地域で子ども・青少年会議を実施しています。

小学生・中学生・若者アンケート調査、子ども・若者ヒアリング、せたがや子ども・若者の声ポスト（インターネットアンケート）等の様々な手法により、子ども・若者の声を聴き、子ども・若者を取り巻く現況と課題を把握しています。

中学生・高校生世代の子どもによる、子ども条例検討プロジェクトを実施し、子どもたちの声も反映して、子ども条例の改正や、計画策定に向けた検討を進めました。

課題

令和５年（2023年）小中学生アンケート調査結果では、自己肯定感が高い子どもや、普段の生活の中で周囲の人が自分の意見を聴いてくれていると感じている子どもほど、意見表明の機会への参加意向が高い傾向があることが明らかになりました。

日々の暮らしの中で、子ども・若者が、意見や考えを聴いてもらえている、と実感できることは、子ども自身の意見表明や意見形成、地域社会への参加意向を支える土台となります。また、意見や考えは、子どもの年齢や発達に応じて、言語化された声のみならず、泣き声、遊びや身振り等の非言語のコミュニケーションを含むことから、乳幼児期も含めて、日常的に過ごす場から、地域や社会の機会まで、多様な意見表明と参加・参画の取組みを一層充実させていく必要があります。

子ども・若者が、参加しやすく、安心して意見を表明するできる場や機会をつくり、その意見を施策に反映させ、どのように反映されたか、されなかった場合の理由も含めて、フィードバックする必要があります。一方で、令和５年（2023年）小中学生アンケート調査結果では、世田谷区に意見を伝えたり、実現に向けて一緒に取り組む機会への参加意向は、「どちらでもない・わからない」が半数近い結果となっており、子ども・若者にとって、そのような機会が身近でなかったり、十分ではないことも、参加意向に影響していると考えられます。

子ども・若者にとって、区の施策に意見を表明し、参加・参画する機会をより身近なものにするため、様々な機会において子ども・若者の参加・参画のもとで、その意見を区の施策に反映していく必要があります。

■　世田谷区に意見を伝えたり、実現に向けて一緒に取り組む機会への参加意向（全体、自己肯定感別、周りの人が意見を聞いてくれるか別）　■

【小学生高学年】

「世田谷区小中学生アンケート調査」（令和５年）より作成

めざす状態

子ども・若者が、乳幼児期も含めて、日常的な場面において、自分の意見が受けとめられて、その意見が反映されている、自身の意見が変化をもたらすことができる、と実感できている。また、多様な場面や機会で意見が聴かれ、安心して参加・参画できる環境が整っている。

子ども・若者が、安心して意見を表明することができる場や機会に参加・参画し、その意見が区の施策に反映されたり、反映されなかった理由も含めて、その結果がフィードバックされ、その過程が社会全体に発信されている。

施策展開

①身近な場所で子ども・若者が意見表明し、参加・参画できる機会の充実

主な事業・取組みⅰ

児童館・青少年交流センターでの日常的な意見表明と参加・参画の取組み

目的・内容

児童館において、子ども会議や意見箱等の日常的に実施されている意見表明及びフィードバックの取組みを充実していきます。

青少年交流センターにおいても、参加・参画の機会と意見表明の場を設置します。

所管課

児童課、子ども・若者支援課

項目名〈単位〉

参加・参画意見表明の機会実施施箇所数（累計）〈か所〉

現況値(2024年度)

児童館25

青少年交流センター１

令和7年度(2025年度)

児童館25

青少年交流センター３

令和8年度(2026年度)

児童館25

青少年交流センター３

令和9年度(2027年度)

児童館26

青少年交流センター３

令和10年度(2028年度)

児童館27

青少年交流センター３

令和11年度(2029年度)

児童館28

青少年交流センター３

主な事業・取組みⅱ

学校生活での意見表明・自治的活動の推進、生徒会サミットの取組みの充実

目的・内容

学校生活における自治的活動をより推進し、子どもたちが社会の仕組みに変化をもたらすことを実感できるような取組みを進めます。また、子どもの意見を表明する機会の確保に向け、生徒会サミットの取組みを充実させます。

所管課

教育指導課

主な事業・取組みⅲ

基金を活用した子どもの主体的な地域活動への支援

目的・内容

せたがや子どもFun！Fan！ファンディング事業として、子どもたちが、地域の中で「したい、やってみたい」企画を提案し、公開審査会で審査・団体を決定し、その活動費用を世田谷区子ども・若者基金から補助し、子どもたちの活動を支援します。

所管課

子ども・若者支援課

項目名〈単位〉

補助団体〈団体〉

現況値(2024年度)

８

令和7年度(2025年度)

15

令和8年度(2026年度)

15

令和9年度(2027年度)

15

令和10年度(2028年度)

15

令和11年度(2029年度)

15

主な事業・取組みⅳ

基金を活用した若者の主体的な地域活動への支援

目的・内容

若者が地域とつながりを持ち、多様な出会いや経験を通して、主体的に活動できるよう、基金を活用した補助の仕組みを構築し、若者の地域活動を応援します。

所管課

子ども・若者支援課

項目名〈単位〉

補助団体〈団体〉

現況値(2024年度)

―

令和7年度(2025年度)

６

令和8年度(2026年度)

７

令和9年度(2027年度)

８

令和10年度(2028年度)

９

令和11年度(2029年度)

10

②身近な参加・参画の機会から、その意見を区の施策に反映する仕組みの構築

主な事業・取組みⅰ

ユースカウンシル事業の実施

目的・内容

新たに子ども・若者から提起した課題や、区が提起した課題について、子ども・若者目線で議論を行い、区へ提言を行う。

所管課

子ども・若者支援課

項目名〈単位〉

実施回数〈回〉

現況値(2024年度)

―

令和7年度(2025年度)

３

令和8年度(2026年度)

６

令和9年度(2027年度)

６

令和10年度(2028年度)

６

令和11年度(2029年度)

６

主な事業・取組みⅱ

子ども・若者の意見を施策に反映させる取組みの充実（附属機関等への参加・参画、区の子ども・若者関連施設整備や政策・施策への意見反映等）

目的・内容

子ども・若者に関わる施策について、意見を聞く関係者に子ども・若者を位置づけるとともに、区の附属機関等への参加・参画等を進め、幅広い世代の意見が、区政に反映するための取組みを充実します。また、子ども・若者に関わる施設を整備等する際や政策・施策について、多様な方法で声を聴き、可能な限り反映させるとともに、その結果のフィードバックに努めます。

所管課

―

項目名〈単位〉

区審議会への若者（19～39歳）の参加割合〈％〉

現況値(2024年度)

1.7（審議会33）

令和7年度(2025年度)

2.4

令和8年度(2026年度)

3.1

令和9年度(2027年度)

3.8

令和10年度(2028年度)

4.5

令和11年度(2029年度)

5.2

■　世田谷区における子ども・若者の参加・参画の全体像　■

■　ユースカウンシル事業　■

（２）子どもの権利学習・意識の醸成、権利擁護の取組みの推進

現在の取組み

子どもの人権擁護機関「せたがやホッと子どもサポート（略称：せたホッと）」では、いじめや虐待等子どもの権利侵害に関する相談を受け、必要な支援等を行い、救済と問題解決に取り組んでいます。また、子どもの権利擁護の理解促進を図るため、これまでの小・中学校への出張授業の他、児童館においても子どもの権利学習の取組みを開始するとともに、教育委員会と連携した教員への研修（中堅教諭必修研修）に加え、区職員を対象とした研修（研修担当課との共催研修）を実施しています。

令和５年度（2023年度）から、保護者向けに乳幼児期の子どもの権利について考える「子どもの権利意識啓発プロジェクト」を立ち上げ、区立・私立保育園の保護者へ４コマ漫画を掲載したリーフレットを配信し、子どもの権利の理解促進に努めています。

令和４年（2022年）改正児童福祉法を踏まえ、意見表明等支援事業等の児童相談所が関わる子どもの権利擁護に係る取組みについて、実施しています。

課題

子どもが意見を表明し、参加・参画する上で、意見形成は欠かせないものであり、その過程を支えるための支援や安心して意見を述べることができる環境づくりは、とても重要です。子どもが、安心して豊かに日常生活を過ごすことができる居場所づくりを進めるとともに、保護者も含めて、子どもの権利保障の理解者となる大人を増やしていく必要があります。そのために、小・中学校の授業で実施する権利学習、区職員や学校教員向けの権利学習だけではなく、子どもの居場所の質の向上に向けた大人への権利学習も推進する必要があります。

令和５年（2023年）小中学生アンケート調査結果からも、子ども条例や子どもの権利に関する認知度に課題があり、令和７年（2025年）４月の子どもの権利条例の施行に合わせ、条例パンフレットの掲載内容を分かりやすく更新し、子どもを含む区民にわかりやすい周知に取り組む必要があります。また、せたホッとの周知についても、子どもが理解しやすい、対象年代別の周知用カードの作成に取り組む必要があります。

せたホッとの相談業務について、今後は、相談はがきの学校常設等、全ての子どもがより相談しやすい環境の整備に取り組む必要があります。

意見表明等支援事業等の児童相談所が関わる子どもの権利擁護に係る取組みについて、令和６年（2024年）４月からの運用状況を適切に把握し、評価検証を実施していく必要があります。令和４年（2022年）改正児童福祉法の趣旨を踏まえ、意見表明等支援事業や子ども本人による児童福祉審議会（措置部会）への直接申し立て制度等の新たな取組みを通じ、子どもの権利擁護の取組みを一層推進していく必要があります。

区が実施する子ども事業や施策において、子どもの権利が保障されているかを評価する機関がないため、第三者機関「子どもの権利委員会」を設置して、調査に基づく評価・検証を行っていく必要があります。

■　子ども条例の認知度　■

■　「せたがやホッと子どもサポート（せたホッと）」の認知度　■

「世田谷区小中学生アンケート調査」より作成

■　子どもの権利を守るための仕組みであるとよいと思うこと　■

「世田谷区小中学生アンケート調査」より作成

めざす状態

子どもに関わる大人が、子どもの権利について十分理解を深め、子どもたちとの対話やかかわりの中で、子どもを権利の主体として尊重することができている。

子どもも大人も子どもの権利を知り、子どもの権利の意識が醸成され、子どもの権利が文化としてまちに根付いている。

区や大人が子どもの権利を正しく理解し、子どもの意見や思いを聴きながら、子どもの最善の利益を第一に子どもと向き合い、子どもの権利保障のもとで区の事業や施策が実施されている。また、子どもの権利の侵害があった時には、せたホッとが関係機関と協力・協働し、その救済に向けて取り組んでいる。

施策展開

①子どもの権利学習、意識醸成の推進

主な事業・取組みⅰ

子どもの権利学習の推進（子ども向け）

目的・内容

子どもを対象に、生まれながらにして持っている権利について理解できるよう、学校や児童館でそれぞれの年齢や成長発達に応じた権利学習を実施し、効果的に学習を進めるための教材作成に取り組みます。

所管課

子ども・若者支援課

項目名〈単位〉

小・中学校での実施回数〈回〉

現況値(2024年度)

３（見込み）

令和7年度(2025年度)

３

令和8年度(2026年度)

３

令和9年度(2027年度)

３

令和10年度(2028年度)

３

令和11年度(2029年度)

３

主な事業・取組みⅱ

子どもの権利学習の推進（学校教員向け）

目的・内容

学校教員向けの研修を実施し、子どもの権利全般について理解を深め、学習内容を校内全体に広めるよう人材の育成を図り、こども基本法の趣旨を踏まえた教員の指導力の向上を図ります。

所管課

子ども・若者支援課

項目名〈単位〉

研修受講者数累計〈人〉

現況値(2024年度)

82（見込み）

令和7年度(2025年度)

182

令和8年度(2026年度)

282

令和9年度(2027年度)

382

令和10年度(2028年度)

482

令和11年度(2029年度)

582

主な事業・取組みⅲ

子どもの権利学習の推進（区職員向け）

目的・内容

区職員向けの研修を実施し、子どもの権利全般について理解を深めるとともに、様々な区の施策に子どもの意見をいかす方法等を習得します。

所管課

子ども・若者支援課

項目名〈単位〉

研修受講者数累計〈人〉

現況値(2024年度)

100（見込み）

令和7年度(2025年度)

200

令和8年度(2026年度)

300

令和9年度(2027年度)

400

令和10年度(2028年度)

500

令和11年度(2029年度)

600

主な事業・取組みⅳ

「世田谷区保育の質ガイドライン」の普及啓発

目的・内容

令和６年度に改訂した「世田谷区保育の質ガイドライン」を通じて、区がめざす保育のあり方や子どもの権利の普及啓発に取り組みます。

所管課

保育課

主な事業・取組みⅴ

保護者等への子どもの権利意識啓発プロジェクトの推進

目的・内容

乳幼児教育・保育施設への訪問や各イベントでの啓発活動等を通じて、保護者等への子どもの権利の理解促進に取り組みます。

所管課

保育課

主な事業・取組みⅵ

子どもの居場所の質の向上に向けた大人への権利学習の推進

目的・内容

子どもの居場所フローター等が中核となり、子どもの居場所の質の向上に向け、地域・地区の居場所を対象に権利学習の機会を提供し、子どもに関わる大人の意識醸成に取り組みます。

所管課

児童課

項目名〈単位〉

権利学習の実施〈回〉

現況値(2024年度)

２（見込み）

令和7年度(2025年度)

２

令和8年度(2026年度)

３

令和9年度(2027年度)

４

令和10年度(2028年度)

５

令和11年度(2029年度)

５

主な事業・取組みⅶ

せたホッとの周知啓発活動

目的・内容

相談機関「せたホッと」を身近に感じてもらえるよう、各学校や児童館まつり等イベント実施時にカードやはがきを配布する。

所管課

子ども・若者支援課

項目名〈単位〉

広報用カード配布〈枚〉

現況値(2024年度)

136,000（見込み）

令和7年度(2025年度)

136,000

令和8年度(2026年度)

136,000

令和9年度(2027年度)

136,000

令和10年度(2028年度)

136,000

令和11年度(2029年度)

136,000

②子どもの権利擁護の取組みの充実

主な事業・取組みⅰ

せたホッと子どもサポート相談業務

目的・内容

子どもや保護者から相談を受け、納得できるまで話を聴いて解決策を一緒に探り、必要に応じて学校等の関係機関への訪問や子ども家庭支援センター及び児童相談所等との緊密な連携により、子どもの権利擁護に取り組みます。

所管課

子ども・若者支援課

主な事業・取組みⅱ

社会的養護のもとにいる子どもへの意見表明等支援事業の実施

目的・内容

社会的養護のもとにいる子どもを対象に、意見表明等支援員による子どもの意見形成や意見表明に係る支援を実施します。令和６年９月から、まずは区児童相談所一時保護所において活動を開始し、その後、関係機関とも綿密な調整を行った上で、区内の児童養護施設や里親家庭で生活している子ども等への段階的な事業展開を図ります。

所管課

児童相談支援課

項目名〈単位〉

①意見表明等支援事業を利用可能な子どもの人数及び

②割合並びに

③そのうち事業を利用した子どもの割合

現況値(2024年度)

①24人

②13.4％

③32.5％

令和7年度(2025年度)

①32人

②18.5％

③60.9％

令和8年度(2026年度)

①42人

②24.6％

③61.9％

令和9年度(2027年度)

①54人

②31.9％

③62.6％

令和10年度(2028年度)

①54人

②32.3％

③62.6％

令和11年度(2029年度)

①54人

②27.9％

③62.6％

主な事業・取組みⅲ

子ども本人による児童福祉審議会（措置部会）への直接申し立て制度

目的・内容

子ども本人が児童相談所の措置内容に不服がある場合に、児童福祉審議会（措置部会）へ直接申し立てを行うことができる当該制度について、子どもに対し、年齢や発達の状況等に応じたより分かりやすい制度周知を徹底するとともに、意見表明等支援員とも逐次連携しながら、円滑・公平な制度運営を行います。

所管課

児童相談支援課

主な事業・取組みⅳ

子どもの権利委員会による子どもの権利保障の取組み

目的・内容

日常的に子どもが過ごす場や施設、施策及び事業等において、子どもの権利をまもるため、子どもの権利委員会が権利保障の視点に立った調査・評価・検証を行います。

所管課

子ども・若者支援課

項目名〈単位〉

委員会の開催回数〈回〉

現況値(2024年度)

―

令和7年度(2025年度)

４

令和8年度(2026年度)

４

令和9年度(2027年度)

４

令和10年度(2028年度)

４

令和11年度(2029年度)

４

（３）子どもに身近な相談支援・見守りのネットワークの強化

現在の取組み

子どもが地域の中で遊びや体験を通じて健やかに成長するために、児童館が子ども家庭支援センター等と連携しながら、地区における子どもの見守りの拠点や身近な相談支援機関としての役割を担い、様々な地域資源とともに子どもの成長を支える環境整備に取り組んでいます。

令和４年度（2022年度）より開始した地区における四者連携（まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会及び児童館）の取組みを通じて、子どもや子育て家庭を見守るネットワークの充実や地域資源の開発を進めています。

児童館が有する「遊び」「相談支援」「地域資源開発」「ネットワーク支援」の４つの機能を充実させて一体的に運営し、あわせて、児童館職員の人材育成や支援力向上に取り組んでいます。

地区における子どもの身近な相談や見守りの中核の役割を担うため、１地区１児童館を基本として、33館を目標に（現在25館）、未整備地区への児童館の整備を進めています。

課題

地域のつながりの希薄化が課題となる中、児童館が拠点となり、地域関係者や活動団体、相談支援機関等とのネットワークを充実し、身近な地区における子どもの見守りの目を一層広げていく必要があります。

ハイリスクの子どもへの支援や子育て支援におけるスキルの向上を図るため、児童館職員の研修体系の再構築等、育成手法の検討が必要となっています。

地区の四者連携においては、各地区の好事例等を共有し、児童館が連携に加わる意義を確認しながら、全体的な底上げを図る必要があります。

めざす状態

児童館が、身近な地区における相談支援や見守りネットワークの中核的役割を担い、多様な地域資源との連携・協力を一層進めることにより、切れ目のない支援や見守りが強化され、子どもが安心して生活ができている。

施策展開

①児童館を拠点とした子どもに身近な見守りのネットワークの強化

主な事業・取組みⅰ

地区の子どもの見守り等のネットワーク強化に向けた取組み

目的・内容

多様な地域資源を有機的につなげるため、児童館地域懇談会等を実施し、日常的に子どもを見守り支えるネットワークの強化や多世代の交流を推進していきます。

所管課

児童課

項目名〈単位〉

地域懇談会の実施回数〈回〉

現況値(2024年度)

68（見込み）

令和7年度(2025年度)

70

令和8年度(2026年度)

70

令和9年度(2027年度)

72

令和10年度(2028年度)

74

令和11年度(2029年度)

76

主な事業・取組みⅱ

子育て支援における地域資源開発の推進

目的・内容

児童館、地域子育て支援コーディネーター及び社会福祉協議会の三者が連携し、子育て支援に必要な地域資源の開発や連携のコーディネート等に取り組みます。

所管課

児童課

項目名〈単位〉

ネットワーク会議の実施回数〈回〉

現況値(2024年度)

95（見込み）

令和7年度(2025年度)

98

令和8年度(2026年度)

99

令和9年度(2027年度)

104

令和10年度(2028年度)

108

令和11年度(2029年度)

112

主な事業・取組みⅲ

児童館の再整備

目的・内容

地区における子どもの身近な相談や見守りの中核の役割を担うため、区立児童館を未整備地区に順次開設し、子どもの居場所の充実を図ります。

所管課

児童課

項目名〈単位〉

児童館の箇所数（累計）〈か所〉

現況値(2024年度)

25

令和7年度(2025年度)

26

令和8年度(2026年度)

26

令和9年度(2027年度)

27

令和10年度(2028年度)

28

令和11年度(2029年度)

29

■　世田谷区の児童館の特色と機能イメージ　■

（４）子どもの権利の拠点の充実

課題

児童虐待の相談対応件数の増加や自殺する子どもの数の増加等、子どもを取り巻く環境が厳しさを増す中、全ての子どもにとって、子どもの権利擁護が図られ、権利を実感することができる場として、「居場所」を持つことはとても重要となっています。

子どものニーズに対応した遊び場や居場所が子ども自身の行動範囲の中で不足しているほか、子どもが安心して利用できる遊び場や居場所の情報が子ども自身に十分に伝わっていない状況が見受けられます。

日常の場面において子どもの権利を全ての子どもが実感できる居場所（子どもの権利の拠点）の充実と子ども自身が居場所を選択できる環境づくりに向け、児童館がコーディネート機能を担い、居場所間の連携強化や子どもへの同行支援を率先して行うことで地域全体の居場所の質の向上を図っていく必要があります。

大規模災害等の非常時こそ子どもの権利が守られることが心の回復の観点からも重要であり、避難所等における子どもの遊び場の確保等、非常時の子どもの居場所づくりに関して検討を進めていくことが重要です。

■　ホッとでき、安心していられる場所の要件　■

【小学生低学年】

【小学生高学年、中学生】

「世田谷区小中学生アンケート調査」より作成

めざす状態

子どもの居場所同士が顔の見える関係でつながり、子どもの意見表明・反映、参加・参画等に関するスキルやノウハウの共有を通じて、身近な地区において子どもの権利が保障された居場所が充実しており、子ども自身が「居場所」の情報を認知できている。

災害時においても子どもの権利が保障された居場所が確保され、災害で傷ついた子どもの心身の回復や区民生活の早期再建につながる環境が整っている。

施策展開

①子どもの権利の拠点の充実

主な事業・取組みⅰ

児童館における子どもの居場所フローターの配置（モデル実施）

目的・内容

地域全体の子どもの居場所の質の向上を図るため、児童館に子どもの居場所フローター※を配置し、居場所間の連携強化等を推進します。

※フローター（floater）…フリーな立場で遊軍的に動く職員のことを意味する海外の事例を参考とし、子どもの居場所づくりに関して館運営に縛られずに自由に動く児童館職員の呼称です。

所管課

児童課

項目名〈単位〉

子どもの居場所フローターの配置

現況値(2024年度)

モデル実施・検証

令和7年度(2025年度)

モデル実施・検証

令和8年度(2026年度)

令和9年度(2027年度)

令和10年度(2028年度)

令和11年度(2029年度)

モデル事業の評価・検証を踏まえたうえで、本格実施の内容を決定

主な事業・取組みⅱ

子どもの居場所間の連携強化

目的・内容

身近な地域・地区の子どもの居場所間の連携強化に向け、運営における課題共有や意見交換を行うための情報連絡会を定期的に実施します。

所管課

児童課

項目名〈単位〉

情報連絡会の実施〈回〉

現況値(2024年度)

６（見込み）

令和7年度(2025年度)

10

令和8年度(2026年度)

14

令和9年度(2027年度)

18

令和10年度(2028年度)

24

令和11年度(2029年度)

28

主な事業・取組みⅲ

子どもの居場所の質の向上に向けた大人への権利学習の推進（２-(２)再掲）

目的・内容

子どもの居場所フローター等が中核となり、子どもの居場所の質の向上に向け、地域・地区の居場所を対象に権利学習の機会を提供し、子どもに関わる大人の意識醸成に取り組みます。

所管課

児童課

■　子どもの居場所フローターの事業イメージ　■

■　子どもの権利の拠点づくりに向けたネットワーク図　■

（５）子どもが安心して過ごすことができ、多様な経験を重ねることができる場や機会の充実

現在の取組み

新BOP学童クラブでは、令和４年度（2022年度）に策定した世田谷区放課後健全育成事業の運営方針のもと、子どもの権利保障と最善の利益を考慮して、成育支援の推進に取り組むため、新たに作成したチェックリストを活用しながら、運営方針の理解を深め、実践につなげています。また、新BOPの規模の適正化等に向けて、令和６年（2024年）４月より民設民営放課後児童クラブを整備しており、運営にあたっては、新BOP学童クラブ同様、運営方針を前提とした質の向上を図り、児童が生きる力と主体性を伸ばす取組みを進めています。

子どもにとっての身近な居場所として、区内全28地区に児童館を設置していくこととし、未整備地区における整備を進めています。

子どもたちが身近な場所でのびのびと自然と触れ合える外遊びの場の拡充に取り組んでいます。そとあそびプロジェクト・せたがやと協働して、全区ネットワークづくりの強化を推進するとともに、外遊び推進員による外遊びの啓発や外遊びへの理解促進を進めています。砧あそびの杜プレーパークの開設にあたっては、現地での活動回数を増やしたり、地域住民や利用者の声を反映させながら、整備に取り組んできました。

世田谷区第４期文化・芸術振興計画（令和６年度（2024年度）～令和13年度（2031年度））に基づき、学校や施設等におけるアウトリーチ活動や、子どもの鑑賞・参加機会の充実等、誰もが身近なところで文化・芸術に触れ、親しむことができる機会の充実に取り組んでいます。

世田谷区スポーツ推進計画（令和６年度（2024年度）～令和13年度（2031年度））に基づき、スポーツや運動を習慣とするために子どものころから楽しむことができる環境つくりや、親子・多世代で参加できるスポーツイベントの実施、身近な場でスポーツに参加できる機会の創出に取り組んでいます。

第３次世田谷区立図書館ビジョン（令和６年度（2024年度）～令和10年度（2028年度））に基づき、子どもが本に出合う機会の拡充や、読みづらさや図書館利用に困難を抱える子どもへのサービス、中高生世代の居場所となりその成長を支えるための取組みを進めています。

世田谷区教育振興基本計画（令和６年度（2024年度）～令和10年度（2028年度））の重点取組みとして、区内外の企業等との連携により、仕事をテーマとした教育課程外の小・中学生向け講座「ハローキャリアワーク」を実施しています。各企業等の活動を知ったり、職場体験したりしながら、企業等の課題解決のために子どもたちがアイデアを生かして提案する等、自らのキャリアや未来を思い描く機会となることをめざしています。

令和５年度（2023年度）から、区のホームページに「子ども・若者の声とともにつくるページ」を開設し、子ども・若者から声を聴く取組みを発信したり、アンケートによる意見募集や会議等への参加を呼びかけています。また、その結果のフィードバックにも取り組んでいます。

課題

引き続き、民設民営放課後児童クラブ等の整備を進め、新BOP学童クラブの規模の適正化や狭あい化の解消を図るとともに、成育支援の質の向上をめざす必要があります。

令和５年度（2023年度）に実施した中高生世代を対象とした居場所に関するインタビュー調査や小中学生アンケート調査結果では、ゆっくりできる場所や勉強できるスペース、19時以降の利用を求める声が多く挙がっており、こうした中高生世代の声の受け皿となる居場所を充実させていく必要があります。

令和５年（2023年）小中学生アンケート調査結果では、特に小学校高学年以降において外遊びの展開が停滞している状況であり、外遊びを全くしない中学生ほど自己肯定感を持ちづらい現状が浮き彫りとなっています（「平日の放課後（夕方６時くらいまで）」に「公園等の外」で過ごす頻度：20ページ参照、「過ごしたい場所：21ページ参照」）。保護者をはじめ、地域の中で子どもに関わる大人が、子どもの育ちにとっての外遊びの重要性と有用性を正しく認識し、子どもたちが伸び伸びと外遊びできる環境を整えることが必要です。プレーパークやプレーカー等の外遊びに関連する各事業の実施・有機的な連携について整理・再構築を行うとともに、外遊び推進員の役割を踏まえた上での育成や配置について検討する必要があります。

子どもたちに質の高い文化・芸術を提供するため、地域や学校等に出向いて実施するアウトリーチ事業に力を入れ、区民や児童・生徒との交流を通して文化芸術に触れる機会の創出に取り組む必要があります。障害や特性の有無や運動の得手不得手に関わらず、幼児期から体を動かす喜びを体験できる機会を充実するよう取り組んでいく必要もあります。また、子どもの発達段階に応じた切れ目のない読書支援を行うとともに、図書館利用に困難を抱える子どもに対するサービスの充実が求められています。

令和５年度（2023年度）に実施した子ども・青少年会議や小中学生アンケート調査では、中高生世代から「中高生・若者に届く情報発信・子どもの声を聴く社会づくりについての提言」として、「区が中高生のために様々な施策やイベントを実施していても、それらの情報が中高生に届いていない」、「中高生が必要に迫られ、ホームページ等で探そうと思っても、なかなか自分の知りたい情報にたどりつかない」、「対象となる中高生の声を聴いてほしい」等の意見があった。また、令和６年度（2024年度）に実施した「せたがや子ども・若者の声ポスト」では、知りたい情報の入手方法は、インターネットやSNS、チラシや保護者に聞く等、様々な意見があり、子ども・若者の意見を聴きながら、参加・参画のもと、子ども・若者にわかりやすく情報を伝える取組みを充実させる必要があります。

■　放課後（夕方６時まで）過ごす場所別日数：公園等の外（全体、自己肯定感別）：中学生　■

「世田谷区小中学生アンケート調査」より作成

めざす状態

区内で運営される放課後児童健全育成事業においては、「世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針」の実現をめざし、子どもが楽しく自由に遊び、安心して過ごせる生活の場としての環境を整えるとともに、地域や民間事業者が実施主体となった多様な場が確保され、子どもが選択できる多様な場が整っている。

身近な地域・地区において、中高生世代がより自由に、行きたい時や必要な時に立ち寄ることのできる居場所が充実している。

身近で外遊びができる場や取組みが充実しているとともに、アウトリーチ活動を通じて外遊びの必要性や重要性に関する普及啓発等について、地域・地区の大人や団体が十分に理解し、子どもたちが地域や大人から温かい目で見守られながらのびのびと遊ぶことができている。

乳幼児期から子どもが、遊びの中で気軽に文化・芸術にふれることができ、様々な経験を積み重ね、興味・関心を広げられている。幼児期から体を動かす喜びを体験できる機会が充実し、子どもがスポーツに親しんでいる。また、図書館が、子どもにとって、楽しく居心地の良い場所として、読書や様々な活動を通じて心安らかに時間を過ごせる場となっている。さらに、図書館利用に困難を抱えている子どもにも、図書館を利用しやすくなるための資料やサービスが提供され、乳幼児期から小学生、中高生、そして大人へと読書や学びの習慣が続くよう、子どもの発達段階に応じた切れ目のない読書支援が行われている。

子ども・若者が、知りたい情報や必要な情報を適切に得ることができ、多様な活動等に参加・参画し、経験を重ねることができている。

施策展開

①成長に応じた放課後等の居場所の拡充

主な事業・取組みⅰ

民設民営の放課後児童クラブの整備・充実

目的・内容

新BOP学童クラブの大規模化等の課題解消に向け、学校外に民設民営放課後児童クラブを整備します。

所管課

児童課

項目名〈単位〉

民設民営の放課後児童クラブの総定員数（累計）〈人〉

現況値(2024年度)

360

令和7年度(2025年度)

552

令和8年度(2026年度)

952

令和9年度(2027年度)

1,272

令和10年度(2028年度)

1,592

令和11年度(2029年度)

1,952

主な事業・取組みⅱ

中高生世代を対象とした児童館施設の開放

目的・内容

中高生世代が身近な地域でより自由に立ち寄ることができる居場所の充実に向け、中高生世代を対象に夜間の時間帯において児童館施設を開放し、放課後の居場所の充実を図ります。

所管課

児童課

項目名〈単位〉

開放する児童館の箇所数〈か所〉

現況値(2024年度)

―

令和7年度(2025年度)

２館

※試行実施

令和8年度(2026年度)

令和9年度(2027年度)

令和10年度(2028年度)

令和11年度(2029年度)

試行実施の評価・検証を踏まえたうえで、本格実施について決定

主な事業・取組みⅲ

児童館の再整備（２－（３）：再掲）

目的・内容

地区における子どもの身近な相談や見守りの中核の役割を担うため、区立児童館を未整備地区に順次開設し、子どもの居場所の充実を図ります。

所管課

児童課

主な事業・取組みⅳ

中高生世代が図書館を利用したくなる環境整備

目的・内容

学習用の席等、図書館で比較的長い時間を過ごせるような、図書館スペースを提供し、中高生世代にとってサードプレイスの充実を図ります。

所管課

中央図書館

項目名〈単位〉

中高生用学習机設置館数〈館〉

現況値(2024年度)

１

令和7年度(2025年度)

４

令和8年度(2026年度)

６

令和9年度(2027年度)

８

令和10年度(2028年度)

10

令和11年度(2029年度)

11

主な事業・取組みⅴ

区民利用施設の空き時間を活用した中高生世代への学習スペースの開設

目的・内容

区民利用施設の空き時間等を活用して、中高生世代が利用できる学習スペースを開設し、放課後の自主学習の場を提供します。

所管課

各総合支所地域振興課

主な事業・取組みⅵ

らぷらすでの中学・高校・大学世代に向けた研修室の開放（自習室）

目的・内容

らぷらすの研修室を自習室として開放することで、若年層にらぷらすを知ってもらい、利用を促進するとともに、男女共同参画について考えるきっかけを創出します。

所管課

人権・男女共同参画課

②外遊びの機会と場の拡充

主な事業・取組みⅰ

外遊び事業の拡充

目的・内容

地域の活動団体等と連携して、外遊びの普及啓発や更なる事業の推進を図りながら、外遊び事業の拡充を図ります。

所管課

児童課

項目名〈単位〉

外遊びの事業実施回数〈回〉

現況値(2024年度)

1,588

令和7年度(2025年度)

1,655

令和8年度(2026年度)

1,709

令和9年度(2027年度)

1,759

令和10年度(2028年度)

1,784

令和11年度(2029年度)

1,792

主な事業・取組みⅱ

外遊び事業の普及啓発事業費補助の実施

目的・内容

子ども・若者基金を活用し、外遊びの重要性や必要性を広く発信し、理解促進を広げるための普及啓発の取組みに対し、事業費の補助を実施し、外遊びの普及啓発に取り組みます。

所管課

児童課

項目名〈単位〉

外遊びの普及啓発補助団体数〈団体〉

現況値(2024年度)

―

令和7年度(2025年度)

３

令和8年度(2026年度)

３

令和9年度(2027年度)

４

令和10年度(2028年度)

４

令和11年度(2029年度)

５

主な事業・取組みⅲ

公園等の外遊びの環境整備

目的・内容

身近な場所で外遊びができる環境づくりを進めます。

所管課

公園整備利活用推進課、公園緑地課

③多様な体験を重ねることができる環境づくり

主な事業・取組みⅰ

どこでも文学館の実施

目的・内容

学校や地域の図書館等と連携した写真展や文学作品のパネル等の出張展示・出張展示ワークショップを実施し、子どもたちが身近な場所で文化・芸術に親しむ機会を提供します。

所管課

文化・国際課

項目名〈単位〉

実施回数〈回〉

現況値(2024年度)

50（見込み）

令和7年度(2025年度)

50

令和8年度(2026年度)

50

令和9年度(2027年度)

50

令和10年度(2028年度)

50

令和11年度(2029年度)

50

主な事業・取組みⅱ

身近な地域で親子・多世代で参加できるスポーツイベントの実施

目的・内容

総合運動場を会場として行っている区民スポーツまつりを含め、親子や多世代が身近な場所でスポーツに触れる機会の地域展開を図ります。

所管課

スポーツ推進課

項目名〈単位〉

地域でのスポーツイベントの実施〈回〉

現況値(2024年度)

２（見込み）

令和7年度(2025年度)

３

令和8年度(2026年度)

３

令和9年度(2027年度)

４

令和10年度(2028年度)

４

令和11年度(2029年度)

５

主な事業・取組みⅲ

おはなし会やイベントを通じた子どもが本に親しむ機会の充実

目的・内容

子どもの年齢や発達段階に応じたおはなし会の開催や、中高生世代の興味関心に合った講演会やイベント等と通じて、子どもたちに本の楽しさを感じてもらい、本に親しむ契機を充実します。

所管課

中央図書館

主な事業・取組みⅳ

読書リーダー活動による本に触れる機会の充実

目的・内容

「読書リーダー」を募集し、本や図書館の仕事を知ってもらう活動により、読書好きの子どもたちがもっと本や図書館を楽しめるよう取り組みます。

所管課

中央図書館

項目名〈単位〉

読書リーダー活動回数〈回〉

現況値(2024年度)

70（見込み）

令和7年度(2025年度)

80

令和8年度(2026年度)

80

令和9年度(2027年度)

90

令和10年度(2028年度)

90

令和11年度(2029年度)

90

主な事業・取組みⅴ

ハローキャリアワーク

目的・内容

連携先企業等のつながりを一層広げることで、業種やプログラムのバラエティを増やしていく等、子どもたちのキャリア教育に資する多様な経験の機会をさらに充実させていきます。

所管課

教育総合センター事業推進担当課

④子ども・若者にわかりやすく情報を伝える取組みの充実

主な事業・取組みⅰ

子ども・若者へのわかりやすい情報の発信

目的・内容

子ども・若者が知りたい情報をわかりやすく伝えたり、子ども・若者にとって必要な情報を適切に伝えることができるよう、子ども・若者の声を聴きながら、内容や方法等を検討し、取組みを充実します。

所管課

子ども・若者支援課

（６）子ども期からのこころとからだの健康づくり

現在の取組み

生涯にわたり健康に暮らすために、子ども期から良い生活習慣を身につけ、病気や事故を予防することを学べるよう取り組んでいます。また、子どもが自分のからだとこころの変化に関心を持ち、自分自身の健康を守る取組みを実施しています。

若者世代には、健康課題の解決につながる正しい知識や情報が届きにくい傾向にあるため、若者世代を取り巻く身近な家族や関係者も含めて普及啓発に取り組んでいます。

近年、医薬品を過剰に摂取する薬物乱用が若い世代を中心に増加していることから、害に関する正しい知識の普及啓発として健康教育等を実施してきました。また、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※周知啓発にかかる取組みとして、思春期世代の子どもたちが、自身のこころとからだの健康づくりについて正しい知識を得ることができるよう、思春期世代に起こりやすい健康上の問題をテーマに中高生向け講演会等を実施してきました。

※「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」…「性と生殖に関する健康と権利」と日本語では訳される

課題

令和５年（2023年）中学生アンケート調査結果では、平成30年（2018年）と比べて「よく眠れない」「ゆううつになる・気持ちが落ち込む」「やる気が出ない」割合が増加しています。

健康づくりや疾病予防に関する正しい情報が届きにくいため、今後も深刻化する過度なやせ志向、喫煙、アルコール摂取、市販薬等の薬物乱用や、ゲームやインターネットへの依存等、思春期保健の課題を的確に捉えた正しい知識の普及啓発が必要です。

思春期世代の誰もが、こころとからだ、性について正しい情報を入手できるよう周知啓発の充実を図っていく必要があります。

■　最近の身体や心の調子　■

■よくねむれない

■ゆううつになる、気持ちが落ち込む

■やる気が出ない

「世田谷区小中学生アンケート調査」（令和５年、平成30年）より作成

めざす状態

基本的な生活習慣を整え、こころとからだの変化に気づき、自分自身を主体的に守ることができている。

思春期世代が、自身の生涯にわたる心身の健康を意識し、リプロダクティブ・ヘルス／ライツについて正しい知識を持つことができている。

施策展開

①こころとからだの健康づくり

主な事業・取組みⅰ

こころスペース事業の実施

目的・内容

こころの悩みや不安を持つ子ども・若者が予約不要・匿名で気軽に相談できる場を確保します。

所管課

健康推進課

項目名〈単位〉

実施回数〈回〉

現況値(2024年度)

６（見込み）

令和7年度(2025年度)

６

令和8年度(2026年度)

６

令和9年度(2027年度)

６

令和10年度(2028年度)

６

令和11年度(2029年度)

６

主な事業・取組みⅱ

こころの健康相談（子ども・思春期）の実施

目的・内容

専門医と保健師による、子ども・若者に特有のこころの悩みや不安に対する相談を実施します。

所管課

健康推進課、健康づくり課

項目名〈単位〉

実施回数〈回〉

現況値(2024年度)

60（見込み）

令和7年度(2025年度)

60

令和8年度(2026年度)

60

令和9年度(2027年度)

60

令和10年度(2028年度)

60

令和11年度(2029年度)

60

②思春期世代に向けたリプロダクティブ・ヘルス／ライツ周知啓発の実施

主な事業・取組みⅰ

出張リプロダクティブ・ヘルス／ライツ講座の実施

目的・内容

区立中学校の２，３年生を対象に専門家等による講座を実施します（各学校、２年に１回）。また、希望する生徒へパンフレットを配付します。

所管課

健康推進課

項目名〈単位〉

実施校数〈校〉

現況値(2024年度)

15（見込み）

令和7年度(2025年度)

14

令和8年度(2026年度)

15

令和9年度(2027年度)

14

令和10年度(2028年度)

15

令和11年度(2029年度)

14

主な事業・取組みⅱ

講演会の実施

目的・内容

中高生及び保護者を対象とした講演会を実施します。

所管課

健康推進課

項目名〈単位〉

実施回数〈回〉

現況値(2024年度)

２（見込み）

令和7年度(2025年度)

２

令和8年度(2026年度)

２

令和9年度(2027年度)

２

令和10年度(2028年度)

２

令和11年度(2029年度)

２

３　若者が力を発揮できる環境づくり

（１）若者が力を発揮できる環境の充実

現在の取組み

青少年交流センター運営について、若者ファーストの視点に立ち、児童館等と連携して実施するユースリーダー事業を核として、中高生世代を中心とした青少年が活躍できるよう、活動を支援しています。また、協定大学との連携協力により、学生が主体となって中高生を支える居場所事業の更なる充実を図っています。

全児童館で中高生世代の主体的な参加・参画による多世代との交流の機会や、実体験を通した自己実現の機会の充実に取り組んでいます。各地域に１館ずつ指定した中高生支援館は、開設時間の延長を行うとともに、合同事業や情報交換等をとおして地域の児童館の支援の充実と、地域との連携を図り、地域の中高生支援の向上をめざしています。

児童館と青少年交流センターとの情報交換の機会を確保することにより、両者の連携強化を図り、事業の充実につなげています。

若者自身がSNS（ねつせた！）等を活用して地域情報を発信することで、若者の地域参加や多世代交流を推進し、地域の活性化につなげています。

子ども・青少年協議会は、地域活動に関心のある若者が中心となって企画する取組みをサポートしながら実施しています。

課題

学齢期を終えた若者は、進学・就職等で環境が変化し社会とのつながりが希薄になる中で、自立に向けて様々な課題を抱えています。そのため、若者の悩みや課題が深刻化しないよう若者と支援機関等をつなげる取組みが必要であるとともに、若者の自立を家庭や一個人の問題として捉えるのではなく、社会全体の課題として捉える必要があります。

令和５年（2023年）の若者調査において、「ホッとでき、安心していられる場所の有無」をたずねたところ、地域の中に安心していられる場所があると答えた若者が少なく（26ページ参照）、悩んでいることや心配なことをたずねたところ、「お金のこと（55.5％）」、「仕事のこと（43.9％）」、「進学、就職のこと（42.7％）」が上位を占め（29ページ参照）、さらに、今まで出会ったことのない人と出会える場や交流の機会が欲しいという意見が多い結果となりました。このことから、地域全体で一人ひとりの若者に寄り添い、支える仕組み、そして地域の中に様々な居場所があることや、生活、仕事等の課題を抱える若者のニーズを踏まえた居場所の整備が求められています。

青少年交流センターと児童館の更なる連携強化、ユースリーダー事業の更なる充実を図り、中高生世代の交流を活性化させることで、地域で活躍できる循環の仕組みを定着させていく必要があります。

若者調査で「区の制度や施策に対して自分の考えを伝えたいか」とたずねたところ、「そう思わない」と答えた人は48.6％でした（33ページ参照）。若者が日常を過ごす場で意見を聴く取組みや、各会議体へ安定して若者を登用できるよう仕組みづくりを検討する必要があります。また、地域参加への意欲はあっても、実際の参加につながっていない若者が一定数存在することがわかりました。若者の主体的な地域での活動を後押しする場や機会の充実を進める必要があります。

若者支援者や支援機関が互いにつながり合いながら、若者の活動・交流を支えるため、若者の活動を支援する人材・団体との連携を構築する必要があります。

世田谷区の施策や相談・活動の場に関する認知度が低いため、若者や支援者に届くより効果的な広報を行う必要があります。

めざす状態

若者と社会をつなぐ取組みや、様々な支援機関・地域団体等の連携強化を通して、若者が地域に色々な頼り先をつくりながら、自己選択・自己決定し、若者自身が社会の真ん中にいると実感している。

若者にとって、青少年交流センター等の若者施設をはじめ、身近な地域に、ホッとでき、安心していられ、個々のニーズや特性に合った居場所が充実している。

若者が気軽に立ち寄れる主体的な活動や多世代交流等の拠点として、また、生活や仕事等の青年期特有の悩みを持つ若者が自立に向けて主体的・継続的に活躍できることを支援する場として、各地域に青少年交流センターが整備されている。

青少年交流センターや児童館をはじめ、地域の多様な居場所が連携を強化することで、中高生世代同士や異なる世代の交流が活性化され、若者が地域で活躍できる循環の仕組みが定着している。

若者が地域で多様な経験を重ね、活動・交流する場や機会が充実するとともに、日常を過ごす場で若者が安心して意見を言える環境づくりや意見反映の取組みが広がり、若者の参加・参画、意見表明への意識が高まっている。

若者の「知る機会」が確保され、若者自身が居場所や若者施策に関する情報を認知できている。

施策展開

①若者の交流と活動の場の充実

主な事業・取組みⅰ

青少年交流センターの運営の充実と支援機能強化

目的・内容

青少年交流センターの各種プログラムを充実させるとともに、若者と地域資源等をつなぐためのユースコーディネーターを配置することで、全区的な若者支援の強化を図ります。

所管課

子ども・若者支援課

項目名〈単位〉

プログラムの実施〈回〉

現況値(2024年度)

140（見込み）

令和7年度(2025年度)

150

令和8年度(2026年度)

160

令和9年度(2027年度)

170

令和10年度(2028年度)

170

令和11年度(2029年度)

170

項目名〈単位〉

ユースコーディネーターの配置〈人〉

現況値(2024年度)

―

令和7年度(2025年度)

１

令和8年度(2026年度)

３

令和9年度(2027年度)

３

令和10年度(2028年度)

３

令和11年度(2029年度)

３

主な事業・取組みⅱ

青少年交流センターの拡充

目的・内容

若者の実態やニーズを踏まえ、若者の居場所を拡充する必要があることから、各地域に青少年交流センターを整備できるよう取組みを進めます。

所管課

子ども・若者支援課

主な事業・取組みⅲ

青少年交流センターと児童館の連携強化

目的・内容

青少年交流センターと児童館職員間の交流等を通じて、連携を強化するとともに、ユースリーダー事業の推進を図ることで、若者が次代の担い手として活躍できる循環の仕組みを定着させます。

所管課

子ども・若者支援課

項目名〈単位〉

職場交換交流実施回数〈回〉

現況値(2024年度)

４（見込み）

令和7年度(2025年度)

６

令和8年度(2026年度)

８

令和9年度(2027年度)

10

令和10年度(2028年度)

12

令和11年度(2029年度)

14

項目名〈単位〉

ユースサポーター派遣人数〈人〉

現況値(2024年度)

12（見込み）

令和7年度(2025年度)

15

令和8年度(2026年度)

20

令和9年度(2027年度)

20

令和10年度(2028年度)

20

令和11年度(2029年度)

20

主な事業・取組みⅳ

大学と連携した身近な居場所の実施

目的・内容

大学連携による地域の身近な居場所（あいりす・たからばこ）において、大学生スタッフの対応力向上を目的とした勉強会・交流会等を実施することで、居場所の質の向上を図るとともに、大学生スタッフの自立と成長を促します。

所管課

子ども・若者支援課

項目名〈単位〉

勉強会・交流会等の実施〈回〉

現況値(2024年度)

４（見込み）

令和7年度(2025年度)

４

令和8年度(2026年度)

４

令和9年度(2027年度)

４

令和10年度(2028年度)

４

令和11年度(2029年度)

４

主な事業・取組みⅴ

地域団体と連携した身近な地域にある居場所の充実

目的・内容

若者の居場所を運営する地域団体に対し補助事業を実施することで、身近な地域に多種多様な特色を持った若者の居場所を地域に広く展開し、より個々のニーズや特性に合った居場所の充実を図ります。

所管課

子ども・若者支援課

項目名〈単位〉

補助団体〈団体〉

現況値(2024年度)

―

令和7年度(2025年度)

２

令和8年度(2026年度)

３

令和9年度(2027年度)

４

令和10年度(2028年度)

５

令和11年度(2029年度)

６

②地域での若者の参加・参画の推進

主な事業・取組みⅰ

ユースカウンシル事業の実施（２－（１）：再掲）

目的・内容

新たに子ども・若者から提起した課題や、区が提起した課題について、子ども・若者目線で議論を行い、区へ提言を行います。

所管課

子ども・若者支援課

主な事業・取組みⅱ

子ども・若者の意見を施策に反映させる取組みの充実（附属機関等への参加・参画、区の子ども・若者関連施設整備や政策・施策への意見反映等）（２－（１）：再掲）

目的・内容

子ども・若者に関わる施策について、意見を聞く関係者に子ども・若者を位置づけるとともに、区の附属機関等への参加・参画等を進め、幅広い世代の意見が、区政に反映するための取組みを充実します。また、子ども・若者に関わる施設を整備等する際や政策・施策について、多様な方法で声を聴き、可能な限り反映させるとともに、その結果のフィードバックに努めます。

所管課

―

主な事業・取組みⅲ

基金を活用した若者の主体的な地域活動への支援（２－（１）：再掲）

目的・内容

若者が地域とつながりを持ち、多様な出会いや経験を通して、主体的に活動できるよう、基金を活用した補助の仕組みを構築し、若者の地域活動を応援します。

所管課

子ども・若者支援課

主な事業・取組みⅳ

地域の支援者や支援団体の連携促進

目的・内容

ユースコーディネーターを軸として、地域の支援者や支援団体との連携を促進し、地域資源とのネットワークを構築します。

所管課

子ども・若者支援課

項目名〈単位〉

ネットワーク連絡会〈回〉

現況値(2024年度)

―

令和7年度(2025年度)

４

令和8年度(2026年度)

６

令和9年度(2027年度)

６

令和10年度(2028年度)

６

令和11年度(2029年度)

６

③若者に向けた文化・情報の発信

主な事業・取組みⅰ

「情熱せたがや、始めました。」による情報発信の強化

目的・内容

若者が主体となり、SNSを活用した情報発信を強化することで、より多くの若者に世田谷区の魅力や若者の活動を後押しする情報を発信します。

所管課

子ども・若者支援課

項目名〈単位〉

SNSによる投稿数〈件〉

現況値(2024年度)

850（見込み）

令和7年度(2025年度)

900

令和8年度(2026年度)

900

令和9年度(2027年度)

900

令和10年度(2028年度)

900

令和11年度(2029年度)

900

主な事業・取組みⅱ

若者支援に関する情報提供の充実

目的・内容

若者自身が居場所や若者施策に関する情報を知る機会を逸しないように、若者情報誌「Cheer!」の配布やSNS等を活用した周知・PRを充実させます。

所管課

子ども・若者支援課

（２）若者自身がライフプランを描き実現するための支援

現在の取組み

就労を望む一人でも多くの方が安定した仕事に就けるよう、三茶おしごとカフェや区内中小企業等人材マッチング等にて、就労支援やスキル習得、マッチングの場の提供等に取り組んでいます。せたがや若者サポートステーションの運営支援を通して、働くことに悩みのある若者の支援に取り組んでいます。働くことが困難な状況等でも望むような働き方で働くことができるよう、就労に臨むまでの段階も含めての支援について、関係所管と連携して検討を行っています。

生活困窮者への支援として、ぷらっとホーム世田谷において、一人ひとりの課題やニーズに応じた支援プランを作成し、住居確保給付金支給事業、就労支援や就労準備支援、住まい相談を含む家計改善支援、フードパントリー等の総合的な支援を行っています。

男女共同参画センター｢らぷらす｣の運営において、らぷらすフェスタ、起業ミニ　メッセ、セクシュアル・マイノリティフォーラム等イベントの実施や、男女及び多様な性の区民等を対象に、悩みごと・DV、働き方、起業・経営等についての相談事業（電話・面接）や、グループでの相談会・交流会等を実施しています。

ライフプランの選択肢を増やすきっかけとして、若者が多様な人生観・職業観に触れたり、出会いの機会を創出する「若者のみらい応援イベント」を実施しています。

マルチ商法、美容医療サービス、通販サイトでのトラブル等、若者が被害を受けやすい消費者被害の事例について、チラシ配付等により大学生等に向けた啓発活動を行っています。

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓受付等、性的マイノリティ等多様な性への支援を推進しています。

課題

ワーク・ライフ・バランスや働くことに対する価値観の多様化等、世代や属性等によっても考え方の多様性はますます広がる中、気軽に労働相談ができる環境等のセーフティネットの充実が求められるとともに、兼業・副業やテレワーク、在宅勤務等多様な働き方が可能な就労先等の情報をより得られる環境が必要になっています。

ぷらっとホーム世田谷の相談者のうち、約半数が40代以下であり、経済的な課題を抱えている若者は多い状況です。ほとんどの方が早期の就労による自立をめざすものの、疾病や障害、ひきこもり等の就労阻害要因を抱え、一般就労になかなか結びつかない方や定着しない方も多い状況です。金融リテラシーが乏しく、家計のやりくりができず、カードローン等の多重債務を抱え、相談時にはかなり深刻化している方が多い状況です。

多様な生き方・働き方があることを前提に、職業生活においても一人ひとりがその選択において能力を十分に発揮できるよう、再就職支援等、女性の就業環境の整備を進めるとともに、既存の制度では十分な支援を受けられずに働く女性たちが取り残されることがないよう、セーフティネットとしての施策の整備が必要です。

若者調査において、悩んでいることや心配なことをたずねたところ、「お金のこと（55.5％）」が最も高く、「仕事のこと（43.9％）」、「進学、就職のこと（42.7％）」が続き、経済的基盤やライフプランに関する悩みが多い結果となりました（29ページ参照）。また、今まで出会ったことのない人と出会える場や交流の機会が欲しいという意見がみられました。若者がライフプランを考えるきっかけづくりの取組みが必要です。

子ども期から若者期にかけて、お金や経済について正しく理解して、適正な金融リテラシーや消費者トラブル（SNSトラブル等）に関する知識を身に付ける必要があります。また、金銭目当てに闇バイトに安易に応募する等して、重大な犯罪に加担してしまう若者が増えています。

「男は仕事」「女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識の解消は一定の進展を見せていると考えられるが、依然、意識と行動の格差がみられます。

めざす状態

誰もが自己の個性及び能力を発揮することができる働きやすい環境が整備され、起業の促進及び多様な働き方の実現が図られるとともに、安心して働くことができるセーフティネットとしての相談体制が充実されている。

ぷらっとホーム世田谷において、若者一人ひとりにあった希望や特性をいかせる包括的かつ継続的な就労支援の実施により、働く準備段階の支援が充実し、若者の誰もが望むような働き方ができている。多重債務等、深刻な状態になる前に相談支援機関につながることで、生活の立て直しが図られている。様々な就労支援機関と連携し、求人情報や有効な支援手法を共有する等、区全体のネットワークで支援されている。

社会情勢等により、就労及び生活面での困難を抱えるフリーランスや非正規雇用で働く女性等の支援がより充実されている。

自らに合った進路やライフプランの選択ができるよう、多様な経験、出会いの機会等が充実し、それぞれの人生のあり方を応援する環境がつくられている。

お金や経済について正しく理解して、適正な金融リテラシーや消費者トラブル（SNSトラブル等）に関する知識を身に付けるための学ぶ機会が提供されるとともに、金銭目当ての闇バイトの危険性等について啓発が行われている。

男女がともに互いを理解し合い、それぞれの個性をいかすことができるよう、引き続き、固定的な性別役割分担意識の解消の取組みが進み、意識と行動の格差を埋めるための施策が実施されている。

施策展開

①生活の安定と多様な働き方への支援

主な事業・取組みⅰ

若者の安定的雇用の促進

目的・内容

若者をはじめ就労を望む一人でも多くの方が安定した仕事に就けるよう、各事業の充実に取り組むことで、若者の安定的雇用の促進を図ります。

所管課

工業・ものづくり・雇用促進課

項目名〈単位〉

区内企業等と求職者のマッチングイベント開催数〈回〉

現況値(2024年度)

45（見込み）

令和7年度(2025年度)

45

令和8年度(2026年度)

45

令和9年度(2027年度)

45

令和10年度(2028年度)

45

令和11年度(2029年度)

45

主な事業・取組みⅱ

若者の多様な働き方への支援の推進

目的・内容

若者を含む多くの方の起業の促進及び多様な働き方の実現に向けた、安心して働くことができるセーフティネットとしての相談体制の充実を図ります。

所管課

工業・ものづくり・雇用促進課

項目名〈単位〉

多様な働き方の相談・社会保険労務士相談の実施回数〈回〉

現況値(2024年度)

155（見込み）

令和7年度(2025年度)

155

令和8年度(2026年度)

155

令和9年度(2027年度)

155

令和10年度(2028年度)

155

令和11年度(2029年度)

155

主な事業・取組みⅲ

経済的課題等を抱える若者への支援の充実

目的・内容

就労阻害要因を抱える若者も含めた方々に対し、働く準備段階の支援としてぷらっとホーム世田谷において就労準備支援事業を実施します。

所管課

生活福祉課

項目名〈単位〉

就労準備支援事業プログラムの実施回数〈回〉

現況値(2024年度)

260（見込み）

令和7年度(2025年度)

265

令和8年度(2026年度)

270

令和9年度(2027年度)

275

令和10年度(2028年度)

280

令和11年度(2029年度)

285

主な事業・取組みⅳ

女性への就業等支援の促進

目的・内容

女性のキャリア形成、育児や介護をしながら働き続けられることを可能にする職場環境の整備に向けた支援や、困難を抱えて働く可能性が大きい女性等への支援に取り組むことを通じて、若年女性を含めた女性への就業等支援の促進を図ります。

所管課

人権・男女共同参画課

項目名〈単位〉

就労・起業支援講座・イベント開催数〈回〉

現況値(2024年度)

14（見込み）

令和7年度(2025年度)

14

令和8年度(2026年度)

14

令和9年度(2027年度)

14

令和10年度(2028年度)

14

令和11年度(2029年度)

14

項目名〈単位〉

働き方・起業・経営相談の実施回数〈回〉

現況値(2024年度)

60（見込み）

令和7年度(2025年度)

60

令和8年度(2026年度)

60

令和9年度(2027年度)

60

令和10年度(2028年度)

60

令和11年度(2029年度)

60

②ライフプランの選択肢を増やす多様な経験や正しい知識を得る機会の創出

主な事業・取組みⅰ

ライフプランの選択肢を増やす機会の充実

目的・内容

様々な大人との交流や若者同士の交流等を通じて、若者自身のライフプランの選択肢を増やすことができる機会を充実します。

所管課

子ども・若者支援課

項目名〈単位〉

イベント・プログラムの実施回数〈回〉

現況値(2024年度)

26（見込み）

令和7年度(2025年度)

26

令和8年度(2026年度)

26

令和9年度(2027年度)

26

令和10年度(2028年度)

26

令和11年度(2029年度)

26

主な事業・取組みⅱ

消費者教育の推進

目的・内容

中学生から大学生等の若者が、適正な金融リテラシーや消費者トラブル（SNSトラブル等）に関する知識を身に付け、消費者力を向上させることができるよう、学ぶ機会の提供や注意喚起等の啓発を行います。

所管課

消費生活課

項目名〈単位〉

区立中学生向けの消費生活に関する副教材等の配布〈回〉

現況値(2024年度)

２（見込み）

令和7年度(2025年度)

２

令和8年度(2026年度)

２

令和9年度(2027年度)

２

令和10年度(2028年度)

２

令和11年度(2029年度)

２

項目名〈単位〉

区内大学等への消費生活に関する啓発チラシの配布〈回〉

現況値(2024年度)

１（見込み）

令和7年度(2025年度)

１

令和8年度(2026年度)

１

令和9年度(2027年度)

１

令和10年度(2028年度)

１

令和11年度(2029年度)

１

主な事業・取組みⅲ

性的マイノリティ支援の推進

目的・内容

パートナーシップ宣誓開始以来、多様な形の家族の支援も求められており、若者を含む誰もが人生のパートナーや大切な人と安心して暮らすことのできる支援体制を構築します。

所管課

人権・男女共同参画課

項目名〈単位〉

講座・イベント開催数〈回〉

現況値(2024年度)

４（見込み）

令和7年度(2025年度)

６

令和8年度(2026年度)

４

令和9年度(2027年度)

４

令和10年度(2028年度)

４

令和11年度(2029年度)

４

項目名〈単位〉

相談・居場所事業実施回数〈回〉

現況値(2024年度)

60（見込み）

令和7年度(2025年度)

60

令和8年度(2026年度)

60

令和9年度(2027年度)

60

令和10年度(2028年度)

60

令和11年度(2029年度)

60

■　若者施策の方向性について　■

４　妊娠期からの切れ目のない子育て支援

（１）妊娠期から人や支援につながりながら、子育てできる環境づくり～世田谷版ネウボラの深化～

現在の取組み

「今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）」に基づき、子どもやベビーカーを押した保護者が歩いて15分で行くことができる身近な場所に子育て中の親子が気軽に立ち寄り、思い思いの時間を過ごしながら情報交換したり、育児相談できる「おでかけひろば」の運営支援と整備を進めています。

すべての児童館が子育て支援館となり、地区の身近な相談や見守りの中核的役割を果たすとともに、地域子育て支援コーディネーターや社会福祉協議会と連携して、子育てに必要な地域資源開発に取組み、在宅子育て支援の充実を図っています。

令和５年度（2023年度）から、ネウボラ・チーム（保健師・母子保健コーディネーター・子育て応援相談員）に、地域子育て支援コーディネーターを加え、伴走型の相談支援として「世田谷版ネウボラ」をより強化しています。伴走型相談支援の充実により、今までつながるきっかけを持てなかった妊婦や１歳までの子どもを育てる家庭に対し、妊娠期から１歳を迎える時期までに実施する家庭訪問やアンケート等の事業により、アプローチの幅を広げ、身近な地域の子育て資源や支援につないでいます。

両親学級における支援の充実として、地域の子育て情報や団体情報等の発信の強化やプログラムの中で地域資源へのつなぎを意識した情報発信等を行っています。

世田谷区出産・子育て応援ギフト、バースデーサポート事業やせたがや０→１子育てエール（ファミリー・アテンダント事業）等を通じて、経済的支援と一体的に日常的な困りごとや悩みの早期把握及び子育て支援情報の提供を行うとともに、ネウボラ・チーム等が連携して伴走支援を実施し、孤立防止と地域で見守る支援の強化を図っています。

産後ケア事業は、区内施設への宿泊（ショートステイ）、日帰り（デイケア）や、居宅訪問（アウトリーチ）により母子の身体ケアや育児相談等を実施しており、出産後の心身ともに不安定な時期に実施することで、育児不安の解消や児童虐待予防を図っております。各総合支所子ども家庭支援センター、健康づくり課は委託事業者との間で連携し、特にリスクの高い利用者については相互に情報を共有することで、事業利用後にも引き続き、必要に応じた相談や支援を行っています。

課題

ニーズ調査の結果では、日常的に子どもをみてもらえる親族や友人・知人が誰もいない、と回答した割合が、小学校就学前、就学後ともに、半数にのぼっており、コロナ禍の影響もあり、妊娠や出産、子育てが、配偶者やパートナーだけで行われている現状があります。日々の暮らしの身近なところで、地域の人々や支援につながりながら、子どもを育てることができる環境づくりが急務となっています。

多様化しているニーズに迅速に応えていく必要があることから、児童館や保育園、おでかけひろば等が、それぞれの特徴を生かし、連携しながら子育て家庭を地域で支えていくことが求められています。

今までつながりにくかった妊娠後期や転入世帯等、配偶者やパートナーも含め、出産前からネウボラ面接各種事業の機会で着実に捉え、情報や子育て支援事業等につながるよう工夫しながら、地域や支援につながるための取組みを充実する必要があります。

令和４年（2022年）児童福祉法改正を踏まえ、子育て世帯等が身近なところで気軽に相談できる地域子育て相談機関を整備していく必要があります。

妊娠期からおでかけひろばにつながる機会は増えてきたものの、今後もつながる取組みを充実させていく必要があります。特に孤立しやすいとされる０歳児を育てる家庭に対する見守りや、孤立防止に向けた取組みを強化する必要があります。引き続き、関係機関と連携して、情報が届きにくい家庭への周知の充実を図る必要があります。

出産年齢の高齢化、妊娠・出産期や子育て期の孤立化に対するサポート不足といった課題があり、区立産後ケアセンターを中心に産後ケア事業の需要は増加してきている中、希望日程で利用することができない状況が恒常的に続いています。利用要件を満たしている家庭が、希望通りに利用できる体制を実現し、育児不安の解消につなげ健やかな育児ができるよう支援するとともに、利用中に地域の資源について情報提供し、利用後にも必要に応じて支援につなげていく連携の仕組みを整える必要があります。

小学校に就学以降の子どもを育てる保護者は、幼児期とは異なる悩みを抱えることが多く、また、コロナ禍以前に比べると保護者同士が知り合う機会も減ってきており、個別に相談しやすい場や保護者同士が語り合う機会が求められています。児童館での相談対応として、乳幼児期からの継続した相談の場の確保だけでなく新たな保護者とのつながりをどう広げていくか検討していく必要があります。

保護者同士が交流する機会として、家庭教育学級を実施していますが、保護者が参加しやすい活動となるよう実施方法等を検討・改善する必要があります。

■　子どもをみてもらえる親族や友人・知人の有無　■

【日常的】

【緊急時】

「世田谷区子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査（就学前児童保護者、就学児童保護者）」（令和４年）より作成

■　妊娠中、身近な方できにかけてくれた、助けてくれた人　■

■　出産後、一緒に子育てや家事を手伝ってもらった人　■

「世田谷区子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査（就学前児童保護者）」（令和４年、平成30年）より作成

めざす状態

身近な場で保護者同士がつどい、交流し、支援者や地域の友人に気軽に悩みを相談できることで、地域の中で楽しみながら子育てをすることができている。

身近な相談機関や相談につながる仕組みの充実により、妊娠期から子育て中のすべての保護者が、地域の人々や子育て支援に気軽につながることができ、必要な情報を得ながら、人や支援に支えられ、地域社会とのつながりの中で、妊娠期から孤立感なく安心して生活できている。

施策展開

①身近なところで人や支援につながる場の充実

主な事業・取組みⅰ

おでかけひろばの整備

目的・内容

子育て中の親子が気軽に立ち寄り、交流や育児相談、子育て情報の提供を受けることができる場を、子どもやベビーカーを押した保護者が歩いて15分で行ける距離に整備します。

所管課

子ども家庭課

確保の内容は「第６章　子ども・子育て支援事業計画」で定めます。

主な事業・取組みⅱ

地域子育て相談機関の充実

目的・内容

従来の利用者支援事業（基本型）に、子育てステーション、おでかけひろばを位置づけ、子育て世帯等が身近なところで気軽に相談できる地域子育て相談機関を充実します。

所管課

子ども家庭課

確保の内容は「第６章　子ども・子育て支援事業計画」で定めます。

②伴走型相談支援の強化

主な事業・取組みⅰ

ネウボラ・チームの連携による伴走支援の強化

目的・内容

各地域でのネウボラ・チーム連携会議の定期的な開催により、普段から支援者側の顔の見える関係づくりを行い、伴走型支援の強化を図ります。

所管課

子ども家庭課、健康推進課、各総合支所子ども家庭支援課、健康づくり課

③人や支援につながるための仕組みの充実

主な事業・取組みⅰ

両親学級の充実

目的・内容

妊婦及びパートナーが地域で安心して過ごせるよう、講義や交流に加え、地域に密着した子育て支援に関する情報提供を行い、地域の人や支援につながる機会を充実します。

所管課

健康推進課

項目名〈単位〉

実施回数〈回〉

現況値(2024年度)

122（見込み）

令和7年度(2025年度)

122

令和8年度(2026年度)

122

令和9年度(2027年度)

122

令和10年度(2028年度)

122

令和11年度(2029年度)

122

主な事業・取組みⅱ

妊婦等包括相談支援事業の実施

目的・内容

妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型相談支援の充実を図ります。

所管課

健康推進課、子ども家庭課、各総合支所健康づくり課、子ども家庭支援課

確保の内容は「第６章　子ども・子育て支援事業計画」で定めます。

主な事業・取組みⅲ

せたがや０→１子育てエール（ファミリー・アテンダント事業）の実施

目的・内容

家庭訪問により、子育て家庭の困りごとの早期把握及び子育て支援情報の提供を行うほか、地域の人や支援につながるために、伴走支援を実施します。

所管課

子ども家庭課

主な事業・取組みⅳ

産前・産後訪問支援事業（さんさんプラスサポート事業・ツインズプラスサポート事業）の実施【子育て世帯訪問支援事業】

目的・内容

家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、訪問ヘルパーが、不安・負担を抱えた子育て家庭や妊産婦等がいる家庭、多胎妊婦や３歳未満の多胎児を育てる家庭を訪問し、家事・育児補助等の支援を実施します。

所管課

子ども家庭課

確保の内容は「第６章　子ども・子育て支援事業計画」で定めます。

主な事業・取組みⅴ

認可保育施設での子育て支援の充実

目的・内容

認可保育施設が地域の子育て支援の拠点となり、全ての子育て家庭に対する子育て支援に取り組みます。

所管課

保育課

主な事業・取組みⅵ

産後ケア事業の拡充

目的・内容

心身ともに不安定になりやすい産後の母子及びその家庭を対象として、子育て支援の充実及び児童虐待の未然防止を目的として実施します。利用要件を満たしている家庭が希望通りに利用できる体制を実現するため、事業の拡充に取り組みます。

所管課

児童相談支援課

確保の内容は「第６章　子ども・子育て支援事業計画」で定めます。

主な事業・取組みⅶ

ようこそ児童館へ事業の実施

目的・内容

乳幼児期家庭訪問（赤ちゃん訪問）においてチケットを配布し、児童館来館時に絵本をプレゼントする「ようこそ児童館へ事業」を実施し、子育て中の保護者が区の子育て支援とつながるきっかけづくりに取り組みます。

所管課

児童課

項目名〈単位〉

実施回数〈冊〉

現況値(2024年度)

2,300（見込み）

令和7年度(2025年度)

2,500

令和8年度(2026年度)

2,630

令和9年度(2027年度)

2,860

令和10年度(2028年度)

3,110

令和11年度(2029年度)

3,380

主な事業・取組みⅷ

ピアサポーター等による多胎児支援事業の実施

目的・内容

多胎児を持つ保護者を対象に、ピアサポーター（当事者）による支援をはじめ、多胎児ならではの体験談や子育ての情報共有等、相互に交流する機会を児童館において提供し、多胎児を持つ保護者が安心して子育てができる環境づくりを進めます。

所管課

児童課

主な事業・取組みⅸ

産前・産後のセルフケア講座の実施

目的・内容

児童館において、産前・産後の母親に対し、子育て経験を持つ支援者から学び交流する機会を提供し、必要な支援や地域の子育て支援情報につなげていきます。

所管課

児童課

④就学後の子どもを育てる保護者が身近なところで相談できる場や機会の充実

主な事業・取組みⅰ

児童館での相談支援の実施

目的・内容

地域子育て相談機関として、乳幼児期から継続した関係づくりを進めながら、就学後の子どもの保護者の相談支援に取り組みます。

所管課

児童課

確保の内容は「第６章　子ども・子育て支援事業計画」で定めます。

■　妊娠期から人や支援につながりながら、子育てできる環境づくり～世田谷版ネウボラの深化～　■

■　区の子ども・子育て支援の予防型機能区分のイメージ　■

（２）保護者の子育て力をともに支えるための支援

現在の取組み

１歳６か月児健康診査後のフォローグループ(親子支援グループ)として、おおむね２歳前後の子と保護者向けに、育児対応の気づきと学びの支援を実施することで、発達障害等の早期発見につないでいます。

発達支援親子グループ事業（わくわくおやこひろば）は、母子保健や関係機関との連携を図りながら、発達や育児への不安を抱える親子へのグループ支援等、支援の充実に取り組んでいます。

乳幼児教育支援センターでは、豊かな親子関係づくりとお子さんたちの健やかな成長に向けて、家庭内で基本的な生活習慣やコミュニケーション等のライフスキルを身に付けるためのヒントとなるとともに、保護者の方々の子育てに関する不安を和らげる手助けとなるように家庭教育・子育て支援事業の実施に取り組んでいます。

地域で子育て中の親同士が出会い、交流を深める場や機会と身近な相談機能の充実を図るとともに、保護者がひと息つくことができる「おでかけひろば」での「ほっとひと息事業（レスパイト事業）」の充実や、理由を問わない子どもの一時預かり等を通し、在宅での子育てを支援しています。

課題

特に乳幼児期は、保護者にとっても、はじめての子育ての経験であり、子どもともに保護者自身も育つことができるための支援をきめ細かに行う必要があります。また、これまで地域や親族とのつながりの中で得ることができていた子育ての知識を得ることが難しくなってきており、また、子育て家庭の孤立が進み、他の家庭の子育てを見る機会が減っている現状があり、地域の人々やつながりの中で、保護者のウェルビーイングと成長を支える必要があります。

性別に関わらず、保護者の出産や子育てへの学びの意欲が高まっており、オンラインの更なる活用も含めて、保護者が継続的に学ぶことができる機会を充実させる必要があります。

おでかけひろばや児童館、教育総合センター等で、子育てに関することを学んだり、リフレッシュしたりする機会は多く実施されていますが、施設間の連携も含めて、情報をどのように保護者に届けるかについては、課題があります。

乳幼児健診をはじめとした母子保健事業の機会を通じ、発育・発達に不安を持つ保護者に早期に気づき、適切な支援を行う必要があります。また、１歳６か月児健康診査後のフォローグループ(親子支援グループ)等の気づきと学びから親子の健やかな成長に資する支援についての周知を図り、その機会や内容は社会状況を注視して最適化を図る必要があります。

子どもの発達に不安を抱えた保護者に対して、発達支援親子グループ事業を実施していますが、身近な地域での参加ニーズに対応していくため、地域施設等へのアウトリーチを実施する必要があります。

乳幼児教育支援センターで実施している家庭教育・子育て支援事業について、参加希望者にとって参加しやすい実施方法を検討していく必要があります。

保護者が自分の時間を持つことができるよう、ほっとステイを実施していますが、施設によって稼働率に差があることから、利用ニーズを満たすことが課題となっています。また、ファミリー・サポート・センター事業について、需要数を満たすために援助会員の確保や質の維持・向上に向けた取組みが求められます。在宅ワークの日常化と職場への回帰の両面がみられる中、しっかりと子育て世帯のニーズを捉える必要あります。

■　子育てについて楽しいと感じる程度　■

【就学前児童】

【就学児童（６～９歳）】

「世田谷区子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査（就学前児童保護者、就学児童保護者）」（令和４年、平成30年）より作成

■　子育ての心配ごとや悩みごとの相談先数（子育てを楽しく感じるか別）　■

【就学前児童（令和４年度）】

【就学児童（令和４年度）】

「世田谷区子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査（就学前児童保護者、就学児童保護者）」（令和４年）より作成

めざす状態

保護者が、子育ての情報や育児に関する知識等を得ることができ、子育てを自分だけで背負わず、地域の人々や支援につながりながら、子どもとともに成長し、子育てしている。

父親の子育てへの参画の意識、一緒に育てる意識が早い時期から醸成され、母親も父親もともに子育てを楽しむことができ、ウェルビーイングな状態にある。

乳幼児健診をはじめとした母子保健事業において、子どもの発育・発達に不安を抱える保護者へ早期に対応することで、親子の健やかな成長を促すサポートができている。

子どもの発達に不安を抱える保護者が、身近な場所で気軽に参加でき、その子にあった関わり方に気づき、また同じような不安を抱えた親同士がつながる機会がある。

保護者が自分のために使うことができる時間を持ち、リフレッシュをしながら、子どもと向きあう時間を楽しむことができている。

施策展開

①保護者の学びの支援

主な事業・取組みⅰ

発達支援親子グループ事業の拡充

目的・内容

子どもの発達に不安を抱える保護者が、その子にあった関わり方に気づき、支援機関につながるきっかけとなるよう、地域でわくわくタイムや心理士相談等を実施します。

所管課

子ども家庭課、障害保健福祉課

項目名〈単位〉

実施回数〈回〉

現況値(2024年度)

12（見込み）

令和7年度(2025年度)

18

令和8年度(2026年度)

24

令和9年度(2027年度)

30

令和10年度(2028年度)

30

令和11年度(2029年度)

30

主な事業・取組みⅱ

家庭教育・子育て支援事業の実施

目的・内容

子育てに関する不安を和らげ、豊かな親子関係づくりのきっかけとなるような講演会やワークショップ等を実施します。

所管課

乳幼児教育・保育支援課

主な事業・取組みⅲ

父親向けWLB（ワーク・ライフ・バランス）推進講座の実施

目的・内容

父子が共に講座に取り組むことで、男女共同参画に親しむ機会を提供し、性別に関わらず、家事、育児・介護を担える支援の充実に取り組みます。

所管課

人権・男女共同参画課

②保護者がリフレッシュできる場・機会の充実

主な事業・取組みⅰ

保育施設等における一時預かりの拡充（１－（１）：再掲）

目的・内容

保育施設等での一時預かりを充実し、需要量見込みに対応した提供体制を確保します。

所管課

保育課、保育認定・調整課

主な事業・取組みⅱ

ほっとステイ事業の実施

目的・内容

保護者がリフレッシュできるよう、時間単位で理由を問わず利用可能な一時預かりである「ほっとステイ」を実施します。

所管課

子ども家庭課

確保の内容は「第６章　子ども・子育て支援事業計画」で定めます。

主な事業・取組みⅲ

ファミリー・サポート・センター事業の充実

目的・内容

会員目線から利便性を高める検討を行うことや援助会員確保に向けた事業の見直しにより、事業の活性化に取り組みます。

所管課

子ども家庭課

確保の内容は「第６章　子ども・子育て支援事業計画」で定めます。

主な事業・取組みⅳ

おでかけひろばにおける「ほっとひと息事業（レスパイト事業）」の実施

目的・内容

おでかけひろばの新規整備にあたっては、引き続き保護者のレスパイト機能（通称：「らっこルーム」「らっこスペース」）を併設します。

所管課

子ども家庭課

項目名〈単位〉

箇所数〈か所〉

現況値(2024年度)

24（見込み）

令和7年度(2025年度)

32

令和8年度(2026年度)

35

令和9年度(2027年度)

35

令和10年度(2028年度)

35

令和11年度(2029年度)

35

主な事業・取組みⅴ

赤ちゃん・子どものショートステイの実施

目的・内容

保護者の疾病、出産、介護、育児疲れ等の要件により一時的に児童を養育することが困難となった場合に、施設等で児童を短期間養育する体制を引き続き確保します。

所管課

児童相談支援課

確保の内容は「第６章　子ども・子育て支援事業計画」で定めます。

５　支援が必要な子ども・若者・子育て家庭のサポート

（１）要保護児童・養育困難家庭への重層的支援

現在の取組み

令和２年（2020年）４月に特別区初の児童相談所を開設し、区民生活に密着した基礎自治体として、あらゆる子どもには家庭を与えられるべきという視点に立ち、子どもが家庭で健やかに養育されるよう保護者支援を重点的に行うとともに、子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用を大きな柱として、地域の支援を最大限に活用した予防型の児童相談行政の展開に取り組んでいます。

地域における子どもに関するあらゆる相談の一義的な窓口である子ども家庭支援センターと、強力な法的権限や高度な専門性を有する児童相談所の「一元的な運用」により、両機関の職員がチームとなり、日常から担当区域の情報共有を行い、必要に応じて双方が持つ機能を組み合わせた支援や問題の解決まで協働で関わる「のりしろ型支援」を着実に推進しています。

令和４年（2022年）改正児童福祉法において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭センターの設置について、市区町村の努力義務とされたことに伴い、子育て世代包括支援センター（健康づくり課）と子ども家庭総合支援拠点（子ども家庭支援課）を、新たに「こども家庭センター」として位置づけた上で、合同ケース会議の開催やサポートプランの作成等、母子保健と児童福祉の更なる連携強化を図っています。

家庭での養育が困難と判断された場合、代替養育を必要とする子どもに対し、「家庭養育優先原則」に基づき、家庭と同様の養育環境において養育されるよう、里親等への委託を推進するとともに、里親を必要とする子どもが里親家庭で養育できるよう、数の確保や育成を図り、里親家庭が地域で孤立することのないよう、地域みんなで里親家庭を支える体制を構築しています。

課題

令和４年（2022年）改正児童福祉法において、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況等を踏まえ、子どもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、子どもの権利擁護の図られた児童福祉施策を推進するための措置を講ずる内容の改正が行われました。子育てに不安や困難を抱える世帯が、社会的に孤立せず、必要な情報を得て、適切な支援につながることができるよう、当事者視点に立った情報提供を行い、支援の必要性を早期に発見し、適切な支援につなぎ、虐待の未然防止や親子間における適切な関係性の構築を図ることが必要です。

不適切な養育や親子関係の不調等で、分離して生活している親子のみならず、在宅で生活する親子も含め、家族関係の再構築に向け、関係修復、再発防止に向けた家庭の養育支援や環境改善を行うとともに、子どもと保護者が、安心して地域で生活できるよう、多様なメニューにより重層的・継続的な支援が行われることが必要です。

産後ケア事業については、リスクの高い家庭を確実に受け入れることで、引き続き、児童虐待予防事業としての役割を果たすとともに、未然防止という観点において、潜在的なリスクを抱える家庭を発見し、早い段階で計画的・包括的な支援につなげる仕組みを構築する必要があります。

子育てを保護者だけのものにせず、地域社会全体でともに支え合うまちを文化として築いていくため、すべての子どもに関わりを持つ学校をはじめとした教育機関や、保育園・幼稚園・地域の子育て支援機関等、様々な関係機関が有機的につながり、地域のネットワークの中で、支援が重なり合いながら、子どもと子育て家庭を支える地域づくりが重要です。

多様化、複雑化するニーズに応えられるよう、専門性の向上や相談支援体制・対応力の強化に取り組んでいくとともに、地域や行政それぞれの立場で、支援ニーズを把握し、連携して対応できるための質の底上げを図っていく必要があります。

家庭養育優先原則に則り、特に、愛着形成において重要な時期である乳幼児における里親等委託を推進する必要があります。また、未委託家庭に対し、養育の機会を増やす等、養育力向上に向けた取組みを進め、委託家庭数を増やす必要があります。

■　世田谷区児童相談所相談経路別受理状況　■

資料：令和５年度世田谷区児童相談所運営状況（事業概要）等報告（速報版）

■　世田谷区児童虐待相談の対応状況　■

（件）

児童相談所

令和２年度（2020年度）

1,431

令和３年度（2021年度）

1,579

令和４年度（2022年度）

1,650

令和５年度（2023年度）

1,648

子ども家庭支援センター

令和２年度（2020年度）

1,177

令和３年度（2021年度）

1,415

令和４年度（2022年度）

1,568

令和５年度（2023年度）

1,617

合計

令和２年度（2020年度）

2,608

令和３年度（2021年度）

2,994

令和４年度（2022年度）

3,218

令和５年度（2023年度）

3,265

※不受理となったもの、調査の結果非該当となったものは除く。

資料：令和５年度世田谷区児童相談所運営状況（事業概要）等報告（速報版）

めざす状態

虐待の未然防止や回復に向けた子育て支援の充実、子どもや子育て家庭が日頃利用する場において見守り、支えることができる体制及び関係機関のネットワークの強化により、支援が必要な子どもや子育て家庭が早期に発見され、適切な場・支援につながり、子どもの権利が守られている。

里親家庭が地域で孤立することのないよう、地域みんなで里親家庭を支えるとともに、里親家庭であっても、どんな家庭であっても、地域のみんなで子どもたちの成長を支え、子育てに協力しあえる街、「里親子フレンドリーシティ」が構築されている。

施策展開

①予防型の児童相談行政の推進

主な事業・取組みⅰ

児童相談行政に携わる人材の育成及び専門性の向上に向けた取組みの推進（人材育成研修計画の一層の充実、交換研修の実施等）

目的・内容

「世田谷区児童相談所の人材育成研修計画」及び「世田谷区子ども家庭支援センター職員人材育成研修実施要領」に基づき、経験年数及び職層に応じた様々な研修の実施を通じ、継続的な人材育成と専門性の向上に取り組みます。

所管課

児童相談支援課

こども家庭福祉行政に携わる都道府県（児童相談所）職員研修（児童福祉司任用後研修等）

項目名〈単位〉

受講者数〈人〉

現況値(2024年度)

68（見込み）

令和7年度(2025年度)

66

令和8年度(2026年度)

64

令和9年度(2027年度)

63

令和10年度(2028年度)

62

令和11年度(2029年度)

61

②地域で安心して暮らすことができるための環境整備と支援の充実

主な事業・取組みⅰ

ショートステイ事業の実施【子育て短期支援事業】

目的・内容

保護者の疾病等により、一時的に子どもを養育することが困難となった場合や虐待のおそれ、そのリスク等が見られる場合に、１歳から中学生以下の子どもを児童養護施設で短期間養育しながら、生活指導や発達・行動の観察、保護者を支援します。

所管課

児童相談支援課

確保の内容は「第６章　子ども・子育て支援事業計画」で定めます。

主な事業・取組みⅱ

養育支援等ホームヘルパー訪問事業（養育困難家庭）の実施【子育て世帯訪問支援事業】

目的・内容

子どもの養育が困難と認められる世帯に対し、一定期間ホームヘルパーを派遣することにより、虐待予防並びに当該世帯の自立及び児童の健全な育成を支援します。

所管課

児童相談支援課

確保の内容は「第６章　子ども・子育て支援事業計画」で定めます。

主な事業・取組みⅲ

産前・産後訪問支援事業（さんさんプラスサポート事業・ツインズプラスサポート事業の実施）【子育て世帯訪問支援事業】（４－（１）再掲）

目的・内容

家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、訪問ヘルパーが、不安・負担を抱えた子育て家庭や妊産婦等がいる家庭、多胎妊婦や３歳未満の多胎児を育てる家庭を訪問し、家事・育児補助等の支援を実施します。

所管課

子ども家庭課

主な事業・取組みⅳ

学生ボランティア派遣事業の実施【子育て世帯訪問支援事業】

目的・内容

被虐待児童及び要保護児童等（小・中学生）に大学生・大学院生のボランティアを派遣し、会話や遊び、学習を通して児童の健全な育成及び自立を支援します。

所管課

児童相談支援課

確保の内容は「第６章　子ども・子育て支援事業計画」で定めます。

主な事業・取組みⅴ

親子関係形成支援事業の実施（ペアレント・トレーニング）

目的・内容

子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施し、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報交換ができる場を設け、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

所管課

児童相談支援課

確保の内容は「第６章　子ども・子育て支援事業計画」で定めます。

主な事業・取組みⅵ

地区の子どもの見守り等のネットワーク強化に向けた取組み（２－（３）再掲）

目的・内容

児童館が中核となり、子どもの見守りネットワークを緊密にしながら、子ども家庭支援センターや児童相談所との連携を強化します。

所管課

児童課

主な事業・取組みⅶ

要保護児童支援協議会の枠組みを活用した関係機関との連携

目的・内容

学校をはじめとする関係機関と連携しながら、虐待を受けている子ども等に対し適切な支援を行っていくことに加え、支援対象児童等の早期発見や予防的取組みの推進を図ります。また、研修会等の実施を通じて、各機関における支援者同士が児童虐待等に対する知識を得ながら、日常的に顔の見える関係を構築します。

所管課

児童相談支援課

③家庭養育を優先した社会的養護の推進

主な事業・取組みⅰ

里親支援事業の実施

目的・内容

里親支援センターの設置（１か所）により、一貫した体制で継続的に里親等支援を実施し、里親等が相談しやすい環境を整え、里親等委託を推進します。

所管課

児童相談支援課

主な事業・取組みⅱ

乳幼児短期緊急里親制度の実施

目的・内容

一時保護が必要となった乳幼児を家庭と同様の環境で保護し、早期の家庭復帰や里親等委託をめざします。

所管課

児童相談支援課

項目名〈単位〉

―（里親数）

現況値(2024年度)

―（―）

令和7年度(2025年度)

試行（４）

令和8年度(2026年度)

検証（４）

令和9年度(2027年度)

実施（４）

令和10年度(2028年度)

実施（４）

令和11年度(2029年度)

実施（４）

主な事業・取組みⅲ

効果的な里親制度の普及啓発

目的・内容

区民に身近なイベント等でチラシ・パンフレットの配布や啓発動画の上映等の啓発活動を行い、里親制度の理解を深めるとともに、里親になりやすい環境を整えます。

所管課

児童相談支援課

項目名〈単位〉

啓発活動〈回〉

現況値(2024年度)

５（見込み）

令和7年度(2025年度)

６

令和8年度(2026年度)

６

令和9年度(2027年度)

６

令和10年度(2028年度)

６

令和11年度(2029年度)

６

主な事業・取組みⅳ

養育家庭体験発表会の充実

目的・内容

里親制度について、より多くの区民に理解してもらえるよう、開催内容の充実を図ります。

所管課

児童相談支援課

項目名〈単位〉

回数〈回〉

現況値(2024年度)

１（見込み）

令和7年度(2025年度)

１

令和8年度(2026年度)

１

令和9年度(2027年度)

１

令和10年度(2028年度)

１

令和11年度(2029年度)

１

（２）配慮が必要な子ども・若者への支援

現在の取組み

各保健福祉センターに心理職である発達支援コーディネーターを配置し、発達障害児（者）、その家族等からの相談に応じています。相談対応において、児童・若者のライフステージが変わってもこれまでの有効な支援の内容が途切れることのないよう、就学や進学、就労等の際、情報の引継ぎや支援の継続性を確保できるようサポートしています。

発達障害ピアサポート支援プログラム「みつけばハウス」において、発達障害特性のあるおおむね15歳～25歳の若者世代に対し、社会的自立に向けた準備機会を創出するためピアサポートによる支援や体験型プログラムを提供しています。また、対象年齢を30～50代に拡げたミドル世代のプログラムも継続的に実施しています。

区立保育園（５か所）で、医療的ケアの必要な子どもの受け入れを実施しています。また、安全安心な医療的ケアのため、医療的ケア児の健康状態判定支援・情報交換システムを利用しています。

認可保育園（こども園を含む）や幼稚園等を対象に、「児童支援事業所ぷらみんぽーと」及び「世田谷区発達障害相談・療育センターげんき」より専門性を持つ講師の派遣を行い、巡回技術支援研修を実施し、職員の障害児保育技術の向上と園児への理解と支援につなげています。

医療的ケア相談支援センターを開設し、医療的ケア児とその家族に向けたワンストップでの相談支援を中心に様々な支援に取り組みました。また、医療的ケア児や重症心身障害児を受け入れる短期入所や日中一時、在宅レスパイト事業等を実施しています。さらに、「医療的ケア児の笑顔を支える基金」を活用し、医療的ケア児等世帯を支援する事業の実施や、災害時の支援充実のため人工呼吸器等を使用する医療的ケア児に対し、ポータブル電源等の配付に取り組んでいます。

課題

発達障害に関する認識の高まり等により、発達支援コーディネーターへの相談件数は増加傾向にあり、引き続き、継続的な支援が必要です。また、各所属で支援を受けていた児童・若者が、就学や進学、就労等ライフステージが移行する際、有効な支援が途切れるケースがあるため、関係機関と連携しながら支援の継続性を確保する必要があります。

発達特性の傾向により生きづらさを抱える若者に対し、社会的自立に向けた準備の機会を創出する「みつけばハウス」が利用しやすい施設となるよう、ピアサポート等によるプログラムを充実していますが、必要な方に情報が届いていないという課題があります。

配慮が必要な子どもの増加に伴い、巡回技術支援の対象施設が増加しており、研修等、新たな手法による技術支援を検討する必要があります。また、近年、学習障害（LD、限局性学習症）等学習支援へのニーズが高まる一方、未だに十分な支援体制が構築できていません。今後は支援機関の専門性を高めるとともに、教育機関とも連携し、地域で合理的配慮が受けられるよう取組みを進める必要があります。

放課後等デイサービスについて、利用者の増加傾向が続いているため、住んでいる地域や近隣施設において通所施設が利用できるよう、区内５地域のバランスを勘案し、利用者の障害特性や希望する支援を尊重しながら、施設整備を進める必要があります。

医療の進歩等により、区内の医療的ケア児（者）は増加傾向にあるため、引き続き、看護師等の担い手支援・確保、研修や医療的ケア連絡協議会等を通じた関係機関連携、医療的ケア児を受け入れる施設の整備・充実を図る必要があります。また、災害時において医療機器等の電源を確保したうえで、安心して在宅避難を継続するための互助体制を構築する必要があります。

■　18歳未満の障害手帳所持者数　■

資料：世田谷区統計書（各年４月１日）

めざす状態

乳幼児期から成人期までライフステージを通じて、福祉と教育等、関係機関同士が連携し、子ども・若者に関する情報が途切れることなく、引き継がれ、支援につながっている。

配慮が必要な子ども・若者及び保護者が、孤立せず安心して生活を継続することができるよう、保健・医療・福祉・教育が連携して、子どもの個性をいかした支援に取り組んでいる。また、当事者・家族が生活上の困難を感じたときに必要な支援につながることができるよう、関係機関における連携・協力が図られている。

生きづらさを抱える若者が、困った際に発達支援コーディネーターや発達障害相談・療育センター「げんき」などの相談機関を通じ、必要に応じ「みつけばハウス」などの居場所に円滑につながることができるよう、相談体制が構築・周知されている。

施設等への巡回支援や専門職員から支援者への技術的な支援、保健センター専門職による地域に身近な存在である児童館での出前型講座の実施、所属機関との連携、研修、講演等を通じて、子どもに関わる支援者・大人への理解促進、対応スキルの向上が図られ、適切な合理的配慮を受けながら住み慣れた地域で支え合い選択した自分らしい生活を安心して継続できている。

医療的ケアが必要な子どもとその家族について、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関による協議会において連携が図られ、医療的ケア相談支援センターでの相談支援、区立保育園での預かり、区立小・中学校、幼稚園、新BOP学童クラブへの看護師配置、 障害児通所施設の拡充等、支援の充実が図られている。また、災害時、医療機器の電源確保等、医療的ケア児世帯が安心して在宅避難を継続できる互助体制が構築されている。

施策展開

①配慮が必要な子ども・若者への連携した途切れのない支援の実施

主な事業・取組みⅰ

発達障害支援に関する相談体制の充実

目的・内容

発達障害相談・療育センターや発達相談室における教育と連携した学習支援（LD支援）の充実を図るとともに、一部発達相談室の開室日数を増やします。

所管課

障害保健福祉課

項目名〈単位〉

LD支援施設数〈か所〉

現況値(2024年度)

１

令和7年度(2025年度)

２

令和8年度(2026年度)

２

令和9年度(2027年度)

２

令和10年度(2028年度)

２

令和11年度(2029年度)

２

主な事業・取組みⅱ

個別的継続支援の実施

目的・内容

心理職である発達支援コーディネーターが継続的な相談を行い、有効な支援が途切れることのないよう当事者・保護者のサポートを行います。

所管課

障害保健福祉課

項目名〈単位〉

延べ相談件数〈件〉

現況値(2024年度)

3,400（見込み）

令和7年度(2025年度)

3,450

令和8年度(2026年度)

3,500

令和9年度(2027年度)

3,500

令和10年度(2028年度)

3,500

令和11年度(2029年度)

3,500

②日常を過ごす場や地域で安心して過ごせる支援の充実

主な事業・取組みⅰ

専門職による児童館での出前型発達相談の実施

目的・内容

保健センターの専門職による出前型の講座を保護者に身近な存在である児童館で実施し、発達に関する保護者の不安軽減を図ります。

所管課

障害保健福祉課

項目名〈単位〉

出張回数〈か所〉

現況値(2024年度)

９（見込み）

令和7年度(2025年度)

20

令和8年度(2026年度)

26

令和9年度(2027年度)

26

令和10年度(2028年度)

実施状況をみて検討

令和11年度(2029年度)

実施状況をみて検討

主な事業・取組みⅱ

新たな技術支援の実施

目的・内容

児童福祉施設への専門職による巡回の際、新たに事後フォローを実施するとともに、配慮児に関する専門的な研修を実施し、支援者の資質向上を図ります。

所管課

障害保健福祉課

項目名〈単位〉

専門研修実施回数〈回〉

現況値(2024年度)

５（見込み）

令和7年度(2025年度)

５

令和8年度(2026年度)

５

令和9年度(2027年度)

実施状況をみて検討

令和10年度(2028年度)

実施状況をみて検討

令和11年度(2029年度)

実施状況をみて検討

③医療的ケアが必要な子どもへの支援の充実

主な事業・取組みⅰ

医療的ケア児等とその家族を対象とした取組みに対する支援

目的・内容

世田谷区医療的ケア児の笑顔を支える基金を活用して、医療的ケアが必要な子ども等を対象としたキャンプ等のイベント企画に対して経費助成を行います。

所管課

障害保健福祉課

項目名〈単位〉

実施件数〈件〉

現況値(2024年度)

２（見込み）

令和7年度(2025年度)

３

令和8年度(2026年度)

３

令和9年度(2027年度)

４

令和10年度(2028年度)

４

令和11年度(2029年度)

４

主な事業・取組みⅱ

人工呼吸器等医療的ケア児へのポータブル電源の配布

目的・内容

世田谷区医療的ケア児の笑顔を支える基金を活用して、災害時の備えとして、ポータブル電源を配布します。

所管課

障害保健福祉課

項目名〈単位〉

延べ配布数〈件〉

現況値(2024年度)

141（見込み）

令和7年度(2025年度)

160

令和8年度(2026年度)

180

令和9年度(2027年度)

200

令和10年度(2028年度)

220

令和11年度(2029年度)

240

主な事業・取組みⅲ

区立保育園における医療的ケアが必要な子どもへの支援の充実

目的・内容

医療機関と連携しながら、区立保育園における医療的ケアが必要な子どもの受け入れの充実に取り組みます。

所管課

保育課

主な事業・取組みⅳ

区立幼稚園等における医療的ケアが必要な子どもへの支援

目的・内容

必要に応じた看護師の配置や義務教育機関への円滑な接続を行うため、保護者や医療機関との連携に取り組みます。

所管課

乳幼児教育・保育支援課

主な事業・取組みⅴ

新BOP学童クラブにおける医療的ケアが必要な子どもへの支援

目的・内容

医療的ケアが必要な子どもが安心して過ごすことのできるインクルーシブな居場所として、保護者や学校、その他の関係機関と連携、協力しながら、看護師の配置をはじめとした環境整備に取り組みます。

所管課

児童課

主な事業・取組みⅵ

区立小・中学校における医療的ケアが必要な子どもへの支援

目的・内容

必要に応じた看護師の配置等、医療的ケアが必要な子どもが学校等で安心して学び育つことができるよう、保護者や医療機関との連携に取り組みます。

所管課

支援教育課

（３）生活困難を抱える子どもの支援～子どもの貧困対策の推進～

現在の取組み

世田谷区子どもの貧困対策計画（令和２年度（2020年度）～令和６年度（2024年度））に基づき、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されないよう、貧困の連鎖を断ち切ると同時に、新たな貧困の連鎖を生まないように地域と連携しながら全庁的に子どもの貧困対策を推進しています。

子どもに対しては、地域における多様な学習支援、生活困窮世帯等の子どもと家庭を支える学習・生活支援の拠点事業、国の制度の狭間にある生活保護世帯から進学する若者に対する給付型奨学金等を通じて、保護者に対しては既存の各種手当の利用促進と同時に、養育費の取り決めに関する公正証書作成費等費用の助成等を通じて、支援・サービスの充実に取り組んでいます。

当事者の視点に立った支援・サービスの周知や相談体制等の推進、支援者の気づきの感度の向上と関係機関による連携促進により、支援につながる仕組みの強化を図っています。

課題

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されることがないよう、子どもの貧困の解消に向けて、子どもの権利を保障する切れ目のない子どもの貧困対策を推進していくことが不可欠です。

実態調査から、経済的な理由による生活困難※を抱える高校生世代が１割以上存在し、子どもの食や体験、日常的な活動、学習、心身の健康面等での影響を受けていることがわかり、中学校卒業後の支援の充実が求められています。

実態調査によると、生活困難を抱える保護者は、新型コロナウイルス感染症拡大前よりも収入が減っており、経済的な理由で保護者自身も必要なものや機会が制約されています。また、保護者自身が子ども期に暴力や育児放棄といった困難を抱えていた割合が高いことがわかり、子どものみならず保護者への支援も求められます。

生活困難を抱える家庭ほど、利用・相談意向があるにも関わらず支援・サービスの利用や公的な相談機関につながっていないという課題があり、支援につながっていない子ども・若者への見守りやアプローチの方法が少ないため、専門職を十分に配置し、アウトリーチ型支援、伴走型支援等の充実が求められます。

子どもの貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえ、子どもの貧困は家庭の自己責任ではなく社会全体で受け止めて取り組むべき課題であるとの認識の下、関係機関をはじめ地域が一体となって連携を強化し、子どもの貧困対策を推進する必要があります。

※世田谷区における子どもの貧困の把握

めざす状態

すべての子どもが多様な選択肢を持ち、夢や希望を持つことができるように、乳幼児期から高等教育段階まで、特に高校進学時及び高校中退防止、学び直しの支援をはじめ、生活困難を抱える子どもの学力・進路保障に向けた支援が整っている。

教育と福祉の連携により、学校を地域に開かれ、地域につながっていくプラットフォームと位置づけ、生活困難を抱える子どもを早期に把握し、支援につなげる体制の強化が図られている。

生活困難を抱える子ども・若者が自身の権利を認識し、本来持っている力を発揮するために、安心して過ごせる子ども・若者の居場所や多様な体験の機会の提供の充実が図られている。

親の妊娠・出産期から子どもが若者となり卒業、就職して、社会的自立が確立されるまでを見据え、生活困難を抱える子ども・若者や保護者の衣食住をはじめ生活の安定に向けた支援の充実が図られている。

生活困難を抱える保護者が所得を増やし、仕事と両立して安心して子育てができるように、求職時等の子どもの預かりの充実をはじめ子育てと仕事を両立ができる環境が整っている。

保護者が自立に向けて生活の見通しをもてるように、個々の状況に応じたきめ細かな就労支援の充実が図られている。

子どもの健やかな育ちが、家庭の経済状況に左右されることがないよう、ひとり親家庭のみならずふたり親家庭を含め、子どもに関する経済的負担の軽減を図る施策の充実やその周知の強化が図られている。

生活困難を抱える子どもや保護者が、社会的に孤立せず、必要な情報を得て、適切な支援につながることができるように、当事者の視点に立った情報提供、アウトリーチ支援やプッシュ型の支援体制の強化が図られている。

子どもや子育て家庭に関わる支援者が、子どもの貧困や支援・サービスへの理解を深め、気づきの感度を高めることにより、生活困難を抱える子どもや保護者を確実に必要な支援につなぐことができる人材の育成・体制の充実、官民を超えた連携が強化されている。

施策展開

①教育の支援

主な事業・取組みⅰ

子どもの育ちを支える乳幼児期の教育・保育の支援の充実

目的・内容

生活困難を抱える子どもの育ちの保障と家庭の子育て環境の安定のために、緊急保育等区立保育園による支援体制が維持できるようセーフティネットの強化に取り組みます。

また、子どもたちが様々な体験を通じ、非認知能力等、生きる力を身に付けることのできる環境づくりや教育・保育施設における地域資源の活用等による教育・保育の支援の充実を図ります。

所管課

保育課、乳幼児教育・保育支援課

主な事業・取組みⅱ

学校における学力定着に向けた取組みの推進

目的・内容

少人数教育を推進するとともに、複数の教員によるチーム・ティーチングや少人数による学習、習熟度別学習等の充実を図り、個に応じた、きめ細かい学習支援を充実し、すべての子どもが学力定着を図ることができる取組みを推進します。

所管課

教育指導課

主な事業・取組みⅲ

地域における切れ目ない学習支援の拡充

目的・内容

生活保護・生活困窮世帯やひとり親家庭の小学生から高校生を対象に切れ目ない学習支援の拡充を図り、子どもの学習習慣や学力の定着、中学卒業後の進路保障や高校中退防止に向けた多様な学習支援を充実します。

所管課

生活福祉課、子ども家庭課、教育指導課、教育相談課

主な事業・取組みⅳ

高等教育の進学に向けた支援の充実

目的・内容

社会的養護や生活保護世帯から大学等へ進学する若者への給付型奨学金を継続実施するとともに、国の修学支援新制度や民間の奨学金等の情報提供の充実を図ります。

また、大学等の受験料や塾等の受講料に対する支援制度の周知を強化することにより、利用促進につなげ、家庭の教育費の負担軽減を図ります。

所管課

生活福祉課、子ども家庭課、児童相談支援課

主な事業・取組みⅴ

学校での気づきを契機とした早期把握・支援につなぐための体制強化

目的・内容

学校と子ども家庭支援センターや児童相談所等の保健福祉分野との日常的な連携を強化することにより、生活困難を抱える子どもを早期に発見し、子どもの中学校卒業後を見据え、年齢で途切れることのない支援体制を強化します。

所管課

子ども家庭支援課、子ども・若者支援課、児童課、子ども家庭課、児童相談支援課、保育課、保育認定・調整課、教育指導課、地域学校連携課、教育相談課

②生活の安定に資するための支援

主な事業・取組みⅰ

子ども・若者が選べる多様な居場所の充実

目的・内容

児童館や青少年交流センター等のポピュレーションアプローチと、子どもと家庭を支える学習・生活支援の拠点事業や母子生活支援施設の多機能化による子どもの居場所事業等のハイリスクアプローチとの両輪により、子どもや若者が安心して過ごすことができ、自ら選択できる多様な居場所の充実を図ります。

所管課

子ども・若者支援課、児童課、子ども家庭課

主な事業・取組みⅱ

体験の機会の保障のための支援の充実

目的・内容

児童館や青少年交流センター等での体験プログラムやひとり親家庭親子でスマイル体験応援事業等を通じて、子どもの育ちに必要な多様な体験機会の提供や、生活困窮世帯の費用負担の軽減を推進します。

所管課

子ども・若者支援課、児童課、子ども家庭課、生涯学習課

主な事業・取組みⅲ

食の提供に関する取組みの推進

目的・内容

子ども食堂やフードパントリーのみならず、児童館や青少年交流センター等の身近な場所で食に困窮した子どもや若者に対して、無料や低額で食品や食事を提供するとともに、必要な支援につなげる取組みを推進します。

所管課

生活福祉課、子ども・若者支援課、児童課、子ども家庭課

主な事業・取組みⅳ

住宅支援の推進

目的・内容

区営住宅における子育て世帯向け住戸やひとり親世帯家賃低廉化補助事業の拡充、社会的養護のもとを巣立った若者への家賃補助やシェアハウスの提供、母子生活支援施設の活用等により、住宅支援を進めます。

所管課

子ども家庭課、児童相談支援課、住宅課、居住支援課

主な事業・取組みⅴ

妊娠・出産期から生活の安定に向けた支援の充実

目的・内容

妊娠期面接や乳幼児期の子育て支援・サービスを通じて、生活困窮や養育困難等の複合的な課題を抱えている家庭を早期に把握します。また、ホームヘルパー訪問事業や子ども配食事業等を通じて、子育てや暮らしをサポートするための支援の充実を図ります。

所管課

健康づくり課、子ども家庭支援課、子ども家庭課、児童相談支援課、健康推進課

③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

主な事業・取組みⅰ

求職時等の子どもの預かりの充実

目的・内容

求職時等、保育の必要性のある生活困難を抱える家庭のニーズにも対応できるよう、保育施設の定員の確保に取り組むとともに、保育施設等での一時預かりや幼稚園の預かり保育を拡充します。

所管課

子ども・若者支援課、子ども家庭課、保育課、保育認定・調整課、乳幼児教育・保育支援課

主な事業・取組みⅱ

安心して子育てをしながら就労できる環境づくりに向けた事業者への働きかけの推進

目的・内容

子育てと仕事を両立できるよう、ニーズに応じた柔軟で多様な働き方の推進に向けた事業者への働きかけを促進します。

所管課

人権・男女共同参画課、工業・ものづくり・雇用促進課

主な事業・取組みⅲ

個々の状況に応じたきめ細かな就労支援の充実

目的・内容

保護者自身が生活の見通しを立て、働き方について考える機会を提供します。ハローワークと福祉事務所等が連携した就労支援や、三茶おしごとカフェでのワンストップ窓口としての総合的な支援等を通じて安定的な雇用を促進します。

所管課

生活支援課、工業・ものづくり・雇用促進課、生活福祉課

④経済的負担の軽減のための支援

主な事業・取組みⅰ

親の妊娠・出産期から子どもが若者となり社会的自立するまでを見据えた経済的負担の軽減の充実

目的・内容

子どもの養育や教育等にかかる費用の負担軽減を実施するとともに、離婚に向け実質的にひとり親となっている家庭や家計急変の家庭への支援のあり方や、一時的な負担が生じる償還払いではない支援の方法を検討する等、充実を図ります。

所管課

生活福祉課、子ども・若者支援課、児童課、子ども家庭課、児童相談支援課、保育課、保育認定・調整課、学務課

主な事業・取組みⅱ

経済的支援につながるための情報発信・相談体制の強化

目的・内容

子ども家庭支援センターや生活保護のケースワーカー、ひとり親メルマガ等を通じ、経済的負担の軽減に係る支援・サービスに関するきめ細かな情報提供や、地域のひとり親家庭支援拠点等での家計管理や教育費等に関する相談対応を充実します。

所管課

生活支援課、子ども家庭支援課、子ども家庭課

⑤支援につながる仕組みづくり

主な事業・取組みⅰ

当事者の視点に立った情報提供の推進

目的・内容

障害者や外国にルーツを持つ方等に配慮し、やさしい日本語や多言語の活用をはじめ当事者の視点にたち、分かりやすい情報提供を進めます。

所管課

－

主な事業・取組みⅱ

アウトリーチやプッシュ型による支援体制の強化

目的・内容

地域子育て支援コーディネーターや子どもの居場所フローター、ユースコーディネーター、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、ケースワーカーをはじめ支援者によるアウトリーチ支援やプッシュ型支援により、生活困難を抱える子どもや家庭に直接的に働きかけ、支援を届ける取組みを強化します。

所管課

－

主な事業・取組みⅲ

多機関が連携した支援体制の強化

目的・内容

要保護児童支援協議会や子ども・若者支援協議会、重層的支援会議等の枠組みの活用や子どもの貧困に関する研修を通じて、支援者の各種施策に対する理解を促進し、顔が見える関係による支援体制を強化するための取組みを進めます。

所管課

－

（４）ひとり親家庭の子どもの支援

現在の取組み

多様な媒体を活用した情報提供や戸籍窓口、子ども家庭支援センター等との連携強化を通じて、支援につながる取組みを行っている。

休日の養育費相談会や、公正証書作成等費用の助成事業による、子どもの生活や教育に必要な養育費確保に向けた支援をしている。

親の離婚が子どもに与える影響や養育費・面会交流等の取り決めの重要性等、離婚に係る知識に関する講座等を通じて、離婚直後から安定した生活を送るための支援に取り組んでいる。

令和３年度（2021年度）に定めた母子生活支援施設の支援者のガイドラインに基づき、施設等に入所しているひとり親家庭だけでなく、広く地域で暮らすひとり親家庭等も含め支えていく地域のひとり親家庭支援拠点をめざし、母子生活支援施設等の機能強化や支援の質の向上を図っている。

ひとり親家庭の学習支援事業「かるがもスタディルーム」では、従来の学習支援とともに進学相談等の支援に取り組んでいる。

課題

ひとり親は、子育てと生計の役割をひとりで担っていることから、経済的な負担に加え、肉体的、精神的な負担も大きく、日常生活や、住居、収入等、様々な場面で困難に直面することがあります。そのため、各家庭が状況に応じて、必要な情報に容易にアクセスできることが必要です。

ひとり親家庭には、冊子やメールマガジンを通じて支援や窓口に関する情報提供を行っていますが、区のひとり親家庭調査では支援等の認知状況は低い結果となっています。そのため、悩みを抱えながらも相談することを躊躇うひとり親が、気軽に相談先につながれるよう、ひとり親家庭になる前後から情報を入手しやすくし、効果的な情報提供をしていくことが求められます。

離婚後の子どもが安心して生活を送ることができるよう、養育費や親子交流等を取り決める重要性や、それらが子どもの成長を支えるために大切なものであることをさらに普及していくことが求められます。

民法等の改正を受けて、父母がやむをえず離婚をすることになっても、離婚検討の段階から子どもの利益を念頭に置き、離婚後の生活等を考えることができるよう相談を受け止めていくことが必要です。

ひとり親家庭の親は家庭内に限らず地域にも相談できる相手がおらず、孤立しやすい傾向にあります。地域での孤立を防止する取組みが求められています。

ひとり親家庭調査では、離婚等によりひとり親になった家庭のうち、養育費を受け取っていると回答した家庭は約３割であり、ひとり親家庭の経済状況や子どもの生活水準の安定に向け、養育費確保のための相談支援や養育費の取り決めを進めるための支援が必要です。

離婚等によりひとり親家庭になった直後は、生活環境の大きな変化に伴い、親も子も日常生活や気持ち等に様々な不安やストレスを抱える時期であり、早期に支援を行う必要があります。

子どもにとって、親の離婚・死亡等の喪失体験や親の面前DV等過酷な体験は、特にひとり親になった初期において大きな精神的ダメージであり、親も含め支援が必要となります。

ひとり親は仕事や家事を一手に担わざるを得ない状況であることから、自分が倒れたときの子どもの将来や、子どもの学力・進路等を心配している親も多く、こうした不安や悩みに応えていく必要があります。

ひとり親家庭の子どもは、経済的な理由で学習塾に行きたくても行くことができない 、聞きたくても近くに聞ける大人がいない等、学習環境に課題を抱えていることがあります。また、子どもが進学をイメージできる機会や進路を選択できる環境づくりを行う必要があります。

ひとり親に時間の余裕がなく親子で休日を過ごせずにいることや、経済的事情等で子どもが学校外で多様な経験をすることが困難な場合があります。こうした子どもたちが健やかに、地域の大人や子どもたちと成長できるような体験の機会を検討する必要があります。

仕事と子育ての両立や、収入に不安を抱えるひとり親が多く存在しており、生活の安定と向上に向けた就労支援の環境が整備されている必要があります。

■　経済的な理由でできていないこと　■

＜小学生、中学生、高校生世代のお子さんがいる家庭のみ＞

資料：世田谷区ひとり親家庭調査

■　養育費の受取状況　■

＜ひとり親になった理由が「離婚」、「未婚」かつ子どもが認知されている人＞

※平成30年度は、選択肢が「はい」、「いいえ」となっている。

資料：世田谷区ひとり親家庭調査

めざす状態

支援を必要とするひとり親家庭が、求める情報に容易にアクセスでき、施策が認知されやすい情報提供、周知ができている。

離婚前の家庭相談等を通じて、有益な支援の情報が得られ、早期に支援やサービスにつなぐことができている。

離婚前提の別居等により実質的にひとり親の状態となっている方を含む多くのひとり親家庭の不安や悩みに寄り添う相談体制が整い、前向きに子育てができ、安心して生活を送ることができている。

ひとり親家庭が生活と仕事を両立するためのシステムや環境が整っており、支援を必要とするひとり親家庭がニーズにあったサービスを利用できている。

ひとり親家庭に寄り添った相談ときめ細かな支援を通じて、ひとり親家庭が地域で自立し、親も子も安定した生活基盤を築くことができている。

地域資源や関係機関との連携強化により、母子家庭も父子家庭も地域で孤立することなく、つながりを作ることができている。

身近な地域でひとり親家庭の子どもの学習機会や環境が充実し、将来の自立に向けたステップアップが図られている。

ひとり親家庭の子ども自身の希望が尊重され、将来の進路選択の機会の確保ができている。

ひとり親家庭の親子が地域との豊かな体験を通して、子どもの健やかな成長や学びの充実につながっている。

ひとり親がこれから新たに就業をめざすことや個々のライフステージに合わせたキャリアアップに向けて、経済的自立に向けた支援の環境が整備されている。

就業に効果的な資格取得や講座受講の期間中に、生活費等の不安を軽減することで、ひとり親が安心して能力開発に取り組んでいる。

施策展開

①つながる情報提供、相談機能の充実

主な事業・取組みⅰ

分かりやすい情報提供の実施

目的・内容

就業支援、住宅支援、子育て支援等、ひとり親家庭に役立つ情報を分かりやすい内容で発信することで、ひとり親家庭が必要な施策を認知し、利用につながる情報提供を実施します。また、離婚を検討している方等に向けて、養育費や親子交流等の重要性や離婚が子どもに与える影響等、講座を通して子どもと安心して暮らすための情報を提供します。

所管課

子ども家庭課

主な事業・取組みⅱ

関係機関と連携した情報提供の実施

目的・内容

東京都ひとり親家庭支援センター「はあと」等と連携し、法律相談や親子交流支援等、最新の情報を必要な方に届けられるよう取り組みます。

所管課

子ども家庭課

主な事業・取組みⅲ

窓口等での相談・制度案内の充実

目的・内容

窓口等での相談・制度案内の充実のため、子ども家庭支援センターを中心に関係機関との連携を強化し、地域資源の有効活用を図ります。信頼関係を深める中で、潜在的困難さを引き出し、きめ細かな対応のできる相談支援に努めます。

所管課

各総合支所子ども家庭支援課

主な事業・取組みⅳ

地域のひとり親家庭支援拠点の実施

目的・内容

母子生活支援施設の多機能化の一環として、妊娠期から子どもが高校生世代になるまで切れ目なく支援するために、地域のひとり親家庭等に対する相談支援や情報提供等を離婚検討の段階から実施します。

所管課

子ども家庭課

②子育て・日常生活における多面的な支援の充実

主な事業・取組みⅰ

ホームヘルパー訪問事業の実施

目的・内容

小学３年生以下の児童のいるひとり親家庭に対し、一定期間ホームヘルパーを派遣することにより、虐待予防並びに当該世帯の自立及び児童の健全な育成を支援します。

所管課

児童相談支援課

項目名〈単位〉

実家庭数〈世帯〉

現況値(2024年度)

25（見込み）

令和7年度(2025年度)

28

令和8年度(2026年度)

32

令和9年度(2027年度)

37

令和10年度(2028年度)

43

令和11年度(2029年度)

49

主な事業・取組みⅱ

ひとり親世帯家賃低廉化補助事業の推進

目的・内容

賃貸人に対する助成を拡充することにより、補助対象住宅の拡充を図り、ひとり親世帯の居住の安定と福祉の向上を推進します。

所管課

居住支援課

主な事業・取組みⅲ

母子生活支援施設

目的・内容

当事者の視点に立って、入所者の安全で安心な暮らしや退所者等の地域での暮らしを支援します。また、当事者主体の支援力の向上に向けて、施設職員や関係機関の人材育成を行います。

所管課

子ども家庭課

主な事業・取組みⅳ

シンママカフェ、シンパパ向け講座の実施

目的・内容

シングルマザーやシングルファザーが、同じ立場の方と分かち合いを行い、必要な情報を得ることができる地域の居場所を提供します。

所管課

人権・男女共同参画課

項目名〈単位〉

回数〈回〉

現況値(2024年度)

８（見込み）

令和7年度(2025年度)

８

令和8年度(2026年度)

８

令和9年度(2027年度)

８

令和10年度(2028年度)

８

令和11年度(2029年度)

８

主な事業・取組みⅴ

養育費確保に向けた支援の充実

目的・内容

離婚前の方や養育費の取り決めをしていないひとり親に、養育費に関する相談や養育費の取り決めに関する公正証書等作成支援のほか、取り決め後の不払い養育費の履行確保までを見据えた支援の拡充に取り組みます。

所管課

子ども家庭課

③子どもの健やかな成長に向けた支援の充実

主な事業・取組みⅰ

ひとり親家庭等の子どもの学習支援

目的・内容

学習習慣や基礎学力の定着、高校受験のサポートに向け、小学生から高校生まで対象に応じた多様な学習支援を実施します。

所管課

子ども家庭課

主な事業・取組みⅱ

ひとり親家庭親子でスマイル体験応援事業

目的・内容

家庭の経済状況に関わらず、親子が多様な体験機会を得ることができるよう、利用促進のための検討や事業の見直しにより、事業の活性化に取り組みます。

所管課

子ども家庭課

項目名〈単位〉

利用人数〈人〉

現況値(2024年度)

1,209（見込み）

令和7年度(2025年度)

1,252

令和8年度(2026年度)

1,296

令和9年度(2027年度)

1,341

令和10年度(2028年度)

1,388

令和11年度(2029年度)

1,436

④将来設計を見据えた多様な働き方サポートの充実

主な事業・取組みⅰ

母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業の実施

目的・内容

ひとり親家庭の主体的な能力開発の取組みを支援し、自立の促進を図ります。

所管課

子ども家庭課

主な事業・取組みⅱ

母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等給付事業の実施

目的・内容

就職に必要な資格の取得を促進するため、受講期間中の給付金の支給により、生活の負担軽減を図る支援を実施します。

所管課

子ども家庭課

主な事業・取組みⅲ

ひとり親家庭就労支援セミナーの実施

目的・内容

在宅就業やこれから新たに就業をめざす方に、パソコン講座によるスキルアップを図り、経済的自立に向けた支援を実施します。

所管課

子ども家庭課

（５）悩みや困難、生きづらさを抱える子ども・若者への支援

現在の取組み

ヤングケアラーとその家族への支援として、関係機関の横断的な連携を促進し、早期に必要な支援につながる仕組みづくりを行うとともに、支援の基盤強化を図るため、ヤングケアラーコーディネーター業務及びLINEを活用した相談業務を実施しています。また、ヤングケアラーへの理解を深めるための普及啓発の取組みや、横断的連携の強化に向けた支援マニュアルの作成・配布を行っています。

社会参加のきっかけをつかめない、学校生活になじめない等の生きづらさ・困難を抱えた若者を支援するため、「メルクマールせたがや」において、他の支援機関とのネットワークを一層強化し、アウトリーチを含む相談支援機能の充実を図るとともに、居場所｢メルサポ｣の活用等により、様々な段階にいる参加者同士の交流促進を図っています。また、当事者や家族の活動へのサポートやピアサポートの場から専門機関につながる仕組みの充実を図るとともに、家族会や家族セミナー等、家族を通じた本人へのアプローチに取り組んでいます。当事者が安心して過ごせ、同じ悩みを持つ人と交流・相談ができる居場所があることで、当事者が社会に踏み出しやすくなる環境づくりや、居場所活動を行う団体へ支援しています。

ひきこもり支援として、令和４年（2022年）４月に開設した年齢を問わないひきこもり相談窓口「リンク」を中心に、関係機関と連携を強化しながら課題・ニーズに寄り添ったきめ細かな切れ目のない支援を行うとともに、社会的理解の促進セミナー等を開催し、ひきこもり等課題を抱える若者への正しい理解と区の支援体制の周知に取り組んでいます。

悩みを抱える子ども・若者への支援として、休日・夜間を含めた相談体制を充実するとともに、「支援ガイド」や「せたがやこころのSOSナビ」を作成し情報発信する等、相談窓口の普及啓発を図ることにより、相談支援につながる取組みを進めています。また、10代の自殺者の増加が社会問題化するなか、こころサポーターの養成、ゲートキーパー講座の実施・拡充を図る等、身近な人が悩みや不安を抱えた時に気づき支えることができる人材の育成に取り組んでいます。

犯罪被害者等相談窓口の運営として、相談専用ダイヤルによる相談のほか、対面相談を実施するとともに、相談者へ寄り添い、必要な支援を適切に把握し、関係機関等と連携し、多面的なコーディネートを行っています。

青少年補導連絡会等において、子ども・若者の保護・指導等を行う職にある方々が、子ども・若者の実態等の情報共有や個別ケースの検討を行うことで、地域での連携を深めながら、加害者支援や再発防止に取り組んでいます。

外国にルーツがある方への支援として、生活情報冊子（ライフ・イン・セタガヤ等）を発行し、区内に転入する外国人等へ英語・中国語・韓国語の３言語に翻訳した生活便利帳等の配付や、外国人のためのリレー専門家相談会の実施やタブレット端末による通訳サービス等の活用促進、「やさしい日本語」職員研修を実施しています。

外国にルーツのある児童・生徒への支援として、梅丘中学校内に帰国・外国人教育相談室を設置しています。帰国・来日したばかりで日本語が分からない児童・生徒のために、在籍校に補助員を派遣し、個別指導（初期指導）を行っているほか、日本語習得が不十分な児童・生徒に対しては、相談員による訪問指導や通級指導を行っています。さらに指導が必要と判断した場合には、補習教室を開催し、日本語指導と教科補習及びカウンセリングを行っています。また、保護者に対しては、必要に応じて通訳者の派遣を実施しています。

児童養護施設退所者等への支援として、せたがや若者フェアスタート事業（給付型奨学金、資格等取得支援、家賃支援、住宅支援、居場所・地域交流支援、相談支援（せたエール））を実施しています。

困難な問題を抱える女性への支援方針の策定のため、関係所管の課長級に学識経験者を交えた庁内検討会を設置し検討を実施しています。また、男女共同参画センター｢らぷらす｣の運営において各種相談事業・多様な性の区民等を対象に、悩みごと・DV等についての相談事業（電話・面接）や、グループでの相談会・交流会等を実施しています。

女性スタッフと日々の困りごとから女性ならではの悩み等について話すことができる、小学校５年生～24歳までの女性のフリースペース「あいりす」を実施しています。

課題

子ども・若者が抱える悩みや困難は、学校や家庭環境のこと、性的指向やジェンダーアイデンティティ、思春期のメンタルヘルスの不調等、こころやからだのことも含めて、多岐に及んでおり、多様化・複雑化しています（小中学生は22ページ参照、若者は29ページ参照）。

小中学生と若者アンケート調査の結果から、悩んでいることやつらいこと、心配なこと等について、話を聞いてくれる人が「いない」、「誰にも話さない、話したくない」と回答した割合は、１割を超えています（小中学生は22ページ参照、若者は29ページ参照）。

悩みが深刻になるほど相談につながりにくい傾向があるといわれており、早期に支援につながるよう、保護者や周囲の大人への普及啓発の充実もあわせて取り組んでいく必要があります。また、子ども・若者が、気軽に相談ができ支援につながるよう、相談体制・相談機能の強化が必要です。さらに、子ども・若者の変化や様子に、日常を過ごす学校や学校以外の児童館、青少年交流センター、居場所等の関係機関において、身近な周囲の大人が気づきの感度を上げ、関係機関が連携して支援につなげることができるよう、一層の地域人材の育成が必要です。

中学校卒業後の子ども・若者は区と接点を持つことが難しく、課題が複雑化・複合化してから支援につながることがあるため、保護者同士が交流する機会として、家庭早期に相談支援機関の情報が届くよう周知・広報に取り組むとともに、より相談しやすく、支援につながりやすい環境の整備が課題となっています。

若者調査の結果から、「孤独だと感じる」「自分の精神状態は健康ではないと思う」と回答した若者は２割を超えています（25、28ページ参照）。

生きづらさを抱える若者の中には、本人だけの問題ではなく、家庭の状況等の問題が複雑に絡み合い、解決が難しい場合があります。当事者本人や家族等へのピアサポートの充実と活動のサポートをするとともに、本人や家族の心に寄り添いながら、伴走型の支援を継続する等、つながり続けられる支援体制の充実や支援者のスキルアップが必要です。また、生きづらさを抱える若者への社会的理解が不足しているため、家族や学校等の地域での理解促進のための働きかけが必要です。

若者を含め、外国にルーツがある方が、ことばが通じず、地域生活で生じる様々な問題を抱えたまま孤立しやすい現状があるため、多言語化・やさしい日本語化の推進に加え、区の相談体制の安定した運営や、庁内、クロッシングせたがや等との連携により、それぞれ必要な行政・生活情報を得ることができる環境づくりが必要です。

帰国・外国人児童・生徒及び日本語指導を必要としている児童・生徒は、全国的に見て、特に小・中学生に増加傾向が見られます。生活言語はある程度使えているように見えても、学習言語は一段ハードルが上がること、２つの言語を使用する環境にいても、両言語共に年相応のレベルに達していない状態や、年相応の教育を受けていない状況があり、生活や学習に影響を及ぼす児童・生徒もいます。さらに、生活習慣の違い等による不適応の問題が生じる場合もあります。

児童養護施設退所者等は、親族からのサポートが望めないため、精神的にも経済的にも厳しい現実に直面しています。奨学金給付者のうち中途退学する者が多いという実態も踏まえ、相談支援（せたエール）で、継続したきめ細かなサポートを行っていますが、専門性の向上や地域の若者支援機関との連携強化、アウトリーチによる支援の充実が必要です。

若年女性、性的指向や性自認等を理由とした若者期のこころの健康問題等、若者やその家族が抱える悩みや課題が多様化・複雑化しています。問題の早期発見や未然防止、発生後の適切な対応のため、支援における専門性の向上やニーズに応じた相談支援機能、各種講座の更なる充実が必要です。若年女性については実態の把握が難しく、行政機関だけでは支援が行き届かない場合があるため、専門性や柔軟性をもった民間団体との協働を視野に支援に取り組む必要があります。

めざす状態

子ども・若者に関する相談や支援体制の充実が図られ、子ども・若者やその家族が、悩みや困難を抱えた時に、身近な周囲の大人や関係者が気づき、声をかけ、関係機関の連携の中で、必要な支援や場につながっている。

若者が、不安を感じた際に、ためらうことなく、身近で気軽に相談ができる場があり、生きづらさを抱えた時に相談できる人や機関を知っている。また、本人のみならず家族全体が支援につながり、困った時や状況が変化した時にも本人や家族が頼れる相談先がある。

生きづらさを抱える若者が支援機関につながり続けられるよう支援体制が充実している。また、家族や社会全体が生きづらさを抱える若者について正しく理解し、当事者が悩みを相談しやすい環境となっている。

児童養護施設退所者等の置かれている状況やニーズに応じ、本人の意思を最大限に尊重しながら、適切な支援が受けられ、社会的自立に向けて安定した生活を送ることができている。

関係機関や民間団体等との連携・協働により、若年女性に必要な支援を提供するとともに、困難な問題を抱えた、またそのおそれのある方が早期に相談や支援につながっている。

施策展開

①ヤングケアラーへの支援体制の充実

主な事業・取組みⅰ

ヤングケアラー支援基盤強化事業の実施

目的・内容

ヤングケアラーコーディネーター業務及びLINE相談窓口の実施により、ヤングケアラー支援の基盤強化を図ります。

所管課

子ども家庭課

主な事業・取組みⅱ

ヤングケアラー支援に関する研修等の実施

目的・内容

教育・高齢・障害・生活福祉・医療・地域等に向けた研修等の実施により、支援者の気づきの感度を上げ、支援につながる環境づくりを行います。

所管課

子ども家庭課

項目名〈単位〉

研修〈回〉

現況値(2024年度)

20

令和7年度(2025年度)

10

令和8年度(2026年度)

６

令和9年度(2027年度)

６

令和10年度(2028年度)

６

令和11年度(2029年度)

６

②生きづらさを抱える若者と家族に寄り添う支援

主な事業・取組みⅰ

せたがや若者フェアスタート事業の拡充

目的・内容

虐待等の経験があり、親族等からのサポートがなく困難な状況にある若者の社会的自立に向け、基金の趣旨を踏まえながら、更なる支援の拡充を行います。

所管課

児童相談支援課

主な事業・取組みⅱ

児童養護施設退所者等相談支援事業の実施

目的・内容

児童養護施設退所者等が社会的自立に向けて安定した生活を送ることができるよう、児童養護施設退所者等相談支援事業（せたエール）において、気軽に利用できる居場所事業の実施により、支援ニーズを把握し個別相談につなげます。居場所に呼び込むための働きかけとして、関係機関への訪問や連絡会議等への参加等の連携強化に向けた取組みを行い、対象者の掘り起こしを行います。

所管課

児童相談支援課

項目名〈単位〉

関係機関との連携の回数〈回〉

現況値(2024年度)

28（見込み）

令和7年度(2025年度)

35

令和8年度(2026年度)

36

令和9年度(2027年度)

37

令和10年度(2028年度)

38

令和11年度(2029年度)

39

主な事業・取組みⅲ

若者の相談支援機能の充実

目的・内容

メルクマールせたがやにおいて、不登校やひきこもり等生きづらさを抱えた若者と家族への相談支援を行います。

所管課

生活福祉課

項目名〈単位〉

延べ相談対応件数〈件〉

現況値(2024年度)

4,350（見込み）

令和7年度(2025年度)

4,400

令和8年度(2026年度)

4,450

令和9年度(2027年度)

4,500

令和10年度(2028年度)

4,550

令和11年度(2029年度)

4,600

主な事業・取組みⅳ

若者総合支援センターの連携強化

目的・内容

中高生世代から39歳までの若者を対象とした居場所｢メルサポ｣の活用等により、様々な段階にいる参加者同士の交流促進を図ります。

所管課

生活福祉課、工業・ものづくり・雇用促進課

項目名〈単位〉

メルサポの開催回数〈回〉

現況値(2024年度)

25（見込み）

令和7年度(2025年度)

25

令和8年度(2026年度)

25

令和9年度(2027年度)

25

令和10年度(2028年度)

25

令和11年度(2029年度)

25

主な事業・取組みⅴ

生きづらさを抱える若者への社会的理解の促進

目的・内容

生きづらさを抱える若者の家族や支援者等を対象とした家族会や出張セミナーを実施します。

所管課

生活福祉課

項目名〈単位〉

家族会・出張セミナーの実施回数〈回〉

現況値(2024年度)

15（見込み）

令和7年度(2025年度)

15

令和8年度(2026年度)

15

令和9年度(2027年度)

15

令和10年度(2028年度)

15

令和11年度(2029年度)

15

③多様化する悩みや困難、課題に応じた支援

主な事業・取組みⅰ

こころのサポーター養成講座の実施

目的・内容

メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識を持つ人を増やし、子ども・若者が必要なサポートにつながることができるよう人材を育成します。

所管課

健康推進課

項目名〈単位〉

実施回数〈回〉

現況値(2024年度)

３（見込み）

令和7年度(2025年度)

３

令和8年度(2026年度)

５

令和9年度(2027年度)

５

令和10年度(2028年度)

５

令和11年度(2029年度)

５

主な事業・取組みⅱ

ゲートキーパー講座の実施

目的・内容

子ども・若者の自殺者を減らすため、自殺対策を担う人材を育成します。

所管課

健康推進課

項目名〈単位〉

実施回数〈回〉

現況値(2024年度)

９（見込み）

令和7年度(2025年度)

10

令和8年度(2026年度)

10

令和9年度(2027年度)

10

令和10年度(2028年度)

10

令和11年度(2029年度)

10

主な事業・取組みⅲ

犯罪被害者等相談窓口の実施

目的・内容

警察の犯罪被害者認知や被害届の有無に関わらず、すべての犯罪の被害者を対象とし相談を受け、必要な支援のコーディネートや支援先への確実なつなぎ等に取り組みます。

所管課

人権・男女共同参画課

主な事業・取組みⅳ

加害者支援（再発防止）の実施

目的・内容

青少年補導連絡会等における子ども・若者の実態把握や情報共有を通して、子ども・若者に関わる人々の気づきの感度を高め、地域全体で連携しながら加害者支援や再発防止に取り組みます。

所管課

子ども・若者支援課

主な事業・取組みⅴ

在住外国人の相談体制の安定した運営（タブレット端末等を利用した多言語通訳サービスの活用）

目的・内容

多言語通訳サービスを導入したタブレット端末等を活用し、子育てや就労、住宅について等外国人住民が抱える様々な困りごとの解決に向け、庁内の横断的な連携により相談体制の安定した運営を図ります。

所管課

文化・国際課

主な事業・取組みⅵ

職員向け「やさしい日本語」研修の実施

目的・内容

外国人住民が必要な情報を理解しやすいよう、職員向け「やさしい日本語」研修を実施し、区全体での分かりやすい情報発信に努めます。

所管課

文化・国際課

主な事業・取組みⅶ

外国にルーツのある児童・生徒への日本語指導及び教育相談の実施

目的・内容

区立小・中学校に在籍する外国人及び海外から帰国した児童・生徒を対象に、日本語指導や教科補習等を行うとともに、保護者に対しても教育相談や通訳者の派遣等を実施し、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう支援します。

所管課

教育指導課、学務課

主な事業・取組みⅷ

デートDV防止出前講座の実施

目的・内容

デートDV防止等にかかる必要な知識の習得や互いを尊重し合うコミュニケーションのあり方の啓発に向けた出前講座を実施する等、DV防止の取組みを推進します。

所管課

人権・男女共同参画課

項目名〈単位〉

回数〈回〉

現況値(2024年度)

０

令和7年度(2025年度)

５

令和8年度(2026年度)

６

令和9年度(2027年度)

６

令和10年度(2028年度)

６

令和11年度(2029年度)

６

④悩みや困難を抱える女性のための居場所と支援の充実

主な事業・取組みⅰ

若年女性のための居場所づくり

目的・内容

民間団体との連携・協働のもと、支援の届きにくかった若年女性を対象に、気軽に立ち寄り相談もできる身近な地域の居場所づくりに取り組みます。

所管課

子ども・若者支援課

項目名〈単位〉

補助団体数〈団体〉

現況値(2024年度)

―

令和7年度(2025年度)

１

令和8年度(2026年度)

１

令和9年度(2027年度)

１

令和10年度(2028年度)

１

令和11年度(2029年度)

１

主な事業・取組みⅱ

「あいりす」の利用促進に向けた取組み

目的・内容

大学連携による居場所「あいりす」において、ユースコーディネーターとの連携やイベントの実施により、小学校５年生～24歳までの女性が利用につながるきっかけづくりに取り組みます。

所管課

子ども・若者支援課

項目名〈単位〉

イベント実施回数〈回〉

現況値(2024年度)

５（見込み）

令和7年度(2025年度)

５

令和8年度(2026年度)

５

令和9年度(2027年度)

５

令和10年度(2028年度)

５

令和11年度(2029年度)

５

主な事業・取組みⅲ

女性のための悩みごと・DV相談の実施

目的・内容

若年女性を含む、DVをはじめとした様々な悩みを抱える女性を対象に電話相談、面接相談、LINE相談等を通じた支援に取り組みます。

所管課

人権・男女共同参画課

項目名〈単位〉

相談件数〈件〉

現況値(2024年度)

1,580

令和7年度(2025年度)

1,580

令和8年度(2026年度)

1,580

令和9年度(2027年度)

1,580

令和10年度(2028年度)

1,580

令和11年度(2029年度)

1,580

主な事業・取組みⅳ

女性のためのニットクラブの実施

目的・内容

参加者同士が一緒に安心して過ごせる環境で手仕事をする等、無理のないコミュニケーションを通じ、様々な問題を抱えた当事者女性や困難に気づいていない当事者女性が、お互いの悩みを共有でき、あわせてらぷらすの講座事業や相談事業を案内することで、若年女性に対しても相談、講座、行政窓口等につながるきっかけづくりに取り組みます。

所管課

人権・男女共同参画課

項目名〈単位〉

回数〈回〉

現況値(2024年度)

６

令和7年度(2025年度)

７

令和8年度(2026年度)

７

令和9年度(2027年度)

７

令和10年度(2028年度)

７

令和11年度(2029年度)

７

６　保健福祉分野と教育分野が連携した子ども・若者への支援

（１）保健福祉分野と教育分野の連携強化

現在の取組み

子どもに身近な新BOPと児童館では、児童館に所属する職員を新BOPに配置するという組織体制のもと、子ども・若者部と教育委員会の共同所管による運営や、児童館の地域懇談会、学校協議会等を通じて、学校等と課題を抱える子どもの情報を共有し、必要な支援につなげる等、子どもの見守りネットワークの取組みを進めています。

要保護児童支援協議会のネットワークを活用し、虐待を受けている子どもをはじめとする支援対象児童等の早期発見、適切な支援、予防的取組みの推進を図るとともに、関係機関による研修会の実施等を通じて、支援者同士が児童虐待等に対する知識を得ながら、日常的に顔の見える関係の構築に向け取り組んでいます。

子どもの貧困対策の推進として、生活困窮支援・サービス周知用冊子の教職員への配布や福祉・教育関係者等に対するフォーラムの実施を通じて、支援につながる仕組みの強化を図っています。また、子どもと家庭を支える学習・生活支援の拠点事業において、児童相談所や子ども家庭支援センター、学校との連携により、経済的困窮に加え養育困難、社会的孤立等、複合的困難を抱えている家庭や、虐待等によりハイリスクな家庭の中学生と保護者への支援を強化しています。

ヤングケアラーとその家庭への支援として、各関係機関等との緊密な連携を促進し、早期に必要な支援につながる仕組みづくりを行うとともに、ヤングケアラーコーディネーター業務等を通じて、支援基盤の強化を図っています。また、ヤングケアラーへの理解を深めるための普及啓発の取組みや、横断的連携の強化に向けた支援マニュアルの作成・配布を行っています。

課題を抱える子ども・若者に対し、要保護児童支援協議会や、子ども・若者支援協議会、重層的支援協議会等の枠組みを活用し、保健福祉分野と教育分野を含む多職種多機関が連携しながら、本人や家族の個別の状況に応じた切れ目のない支援を行っています。

「メルクマールせたがや」において、ティーンズサポート事業の実施等、地域で活躍している方々や区内教育機関との連携協力により、支援が必要な不登校・ひきこもり状態にある若者の早期支援につなげています。また、区立中学校や教育相談室への訪問等、事業周知と連携の強化を図っています。

教育委員会と児童相談所との連携のための会議を定期的に開催し、それぞれの立場からの意見交換を行うとともに、教育委員会と子ども家庭支援センター、児童相談所が協力して、幼稚園長・小中学校長の合同研修会を実施し、学校と関係機関が各々の役割を理解し、連携協力できるよう努めています。

保健所と教育委員会が連携し、学校で事例検討会を開催することで、児童・生徒の精神保健に関する様々な課題について専門的視点を加えた検討を通じて、教育と保健福祉の連携強化につながるよう努めています。

課題

子ども・若者、その家庭が抱える課題は、複雑・多様化しており、背景には社会的要因があり、社会全体で解決していくものであり、当事者やその関係者だけで解決するのは難しい状況にあります。また、プライバシー保護の観点から、家庭内の状況や情報を把握することが難しくなっている現状もあり、一つの機関だけで課題解決できないことが多く、地域の中で、日常的に、福祉分野と教育分野の関係機関が連携しあい、情報を共有しながら、子ども・若者、その家庭を見守り、支えていくことがとても重要です。

本人や家族が、抱えている課題を自覚していないことや、家庭内の問題であるため支援の対象として認識されず、潜在化しやすいことから、日常的に子ども・若者が過ごす学校、児童館や新BOP、青少年交流センター、居場所等で、子ども・若者に関わる大人が、日々の対話の中から、悩みや課題に気づき、早い段階で支援につなげられるよう、更なる普及啓発と気づきの感度を上げるための人材育成の取組みを強化していく必要があります。

中学校卒業後の子ども・若者への支援が十分ではないため、教育、児童福祉等の支援機関との連携強化を図り、年齢で途切れることのない支援の充実が必要です。

近年、児童・生徒がリストカットやオーバードーズ等の行動を起こしてしまう事案が増加　かつ低年齢化しており、その理由やそこに至るまでの過程が不明であったり、周囲が気づかなかったりする状況があります。今後、学校と関係機関がより密接に連携する体制を構築し、適切に支援することが必要です。

めざす状態

保健福祉分野と教育分野が、これまで以上に、日常的に連携することで、子ども・若者が、ライフステージを通して、途切れることなく支援につながり、地域の中で見守られ、成長している。

子ども・若者の周囲にいる大人が、子ども・若者、子育て家庭が抱える悩みや課題に気づき、早い段階で支援につなげることができている。

施策展開

①多機関が連携した支援体制の強化

主な事業・取組みⅰ

地区の子どもの見守り等のネットワーク強化に向けた取組み（大項目２―（３）再掲）

目的・内容

新BOP学童クラブの運営や児童館地域懇談会等を通じて、学校等と相互に課題を抱える子どもの情報を共有し、必要な支援につなげる等、日常的に子どもを見守り支えるネットワークを強化します。

所管課

児童課

主な事業・取組みⅱ

要保護児童支援協議会の枠組みを活用した関係機関との連携（大項目５―（１）再掲）

目的・内容

学校をはじめとする関係機関と連携しながら、虐待を受けている子ども等に対し適切な支援を行っていくとともに、支援対象児童等の早期発見や予防的取組みの推進を図ります。また、研修会等の実施を通じて、各機関における支援者同士が児童虐待等に対する知識を得ながら、日常的に顔の見える関係を構築します。

所管課

児童相談支援課

主な事業・取組みⅲ

子どもの貧困対策推進連絡会の開催

目的・内容

子どもの貧困対策を全庁的に推進するため、福祉・教育部局をはじめ関連部署による庁内連絡会を定期的に開催し、多機関連携を推進します。

所管課

子ども家庭課

主な事業・取組みⅳ

ヤングケアラー支援に関する研修等の実施（大項目５―（５）再掲）

目的・内容

教育・高齢・障害・生活福祉・医療・地域等に向けた研修等の実施により、支援者の気づきの感度を上げ、支援につながる環境づくりを行います。

所管課

子ども家庭課

主な事業・取組みⅴ

課題を抱える子ども・若者への支援体制の強化（子ども・若者支援協議会の開催）

目的・内容

子ども・若者支援協議会において、情報共有や支援内容の検討等をすることで、多機関が連携した支援体制の強化に取り組みます。

所管課

子ども・若者支援課

主な事業・取組みⅵ

メルクマールせたがやにおけるティーンズサポート事業の実施

目的・内容

支援が必要な不登校・ひきこもり状態にある若者の早期支援のため、教育機関等と連携しながらティーンズサポート事業を実施します。

所管課

生活福祉課

項目名〈単位〉

延べ相談件数〈件〉

現況値(2024年度)

900

令和7年度(2025年度)

925

令和8年度(2026年度)

950

令和9年度(2027年度)

975

令和10年度(2028年度)

1,000

令和11年度(2029年度)

1,025

主な事業・取組みⅶ

学校事例検討会

目的・内容

精神科医や総合教育相談室等が学校に出向き、精神保健課題について事例検討を行うことで、教育と保健福祉の連携強化や、生徒・保護者への支援力の向上を図ります。

所管課

健康推進課、学校健康推進課

項目名〈単位〉

実施校〈校〉

現況値(2024年度)

３（見込み）

令和7年度(2025年度)

４

令和8年度(2026年度)

４

令和9年度(2027年度)

４

令和10年度(2028年度)

４

令和11年度(2029年度)

４

主な事業・取組みⅷ

教育委員会・児童相談所との連携のための会議の開催

目的・内容

教育委員会と児童相談所それぞれの立場から、より適切な支援の在り方についての意見交換を行います。

所管課

教育指導課、児童相談所

主な事業・取組みⅸ

幼稚園長・小中学校長の合同研修会の開催

目的・内容

教育委員会と子ども家庭支援センター、児童相談所が協力して研修会を実施し、学校と関係機関が各々の役割を理解し、連携協力できるよう努めます。

所管課

教育指導課、児童相談所、各総合支所子ども家庭支援課

主な事業・取組みⅹ

教育委員会・保健福祉部局との政策連携のための会議の開催

目的・内容

教育委員会と保健福祉部局が、子ども・若者、子育て家庭等の政策・施策レベルで課題を共有しあい、連携を強化するための意見交換を行います。

所管課

―

（２）「共に学び、共に育つ」教育の充実

現在の取組み

世田谷区教育振興基本計画に基づき、将来の社会参加に向け、持てる力を発揮していけるよう、児童・生徒や保護者の声に耳を傾け、成長に目を注ぎ、学ぶ達成感や生きる力を育みながら、障害のあるなしにとどまらず、すべての多様な児童・生徒が共に学び共に育つインクルーシブ教育の推進、特別支援教育の充実に取り組んでいます。また、世田谷区立小・中学校特別支援学級等整備計画に基づき、特別支援学級等について計画的整備を進めるとともに、就学相談（支援や配慮を必要とする子どもの就学や進学等の相談）体制の改善、充実に取り組んでいます。

総合的な教育相談の拠点として、総合教育相談窓口において、不登校、特別支援教育等、様々な相談に対応しています。

不登校児童・生徒数が増加傾向にある中で、不登校生徒の実態に合わせた特別な教育課程に基づき世田谷らしい学びを展開する「学びの多様化学校（不登校特例校）分教室」の運営、登校できない児童・生徒の社会的自立の促進に向けた心の居場所としての「ほっとスクール」の充実、ICTを活用した相談・学習支援の実施、ほっとルーム（別室登校）や学校生活サポーターの配置・拡充を図っています。

令和６年（2024年）３月に策定した不登校児童・生徒への支援に関する教職員共通の指針となる「不登校支援ガイドライン」に基づき、不登校の未然防止、早期発見・早期対応等の各段階で支援ができるよう、教職員に向けた研修等を実施し、組織的・継続的に適切な支援を行っています。

課題

庁内の関係所管 と組織横断的に連携して、インクルーシブ教育に関するガイドラインを策定するとともに、教職員等とインクルーシブ教育に関する情報の共有と更なる理解の促進を図り、インクルーシブ教育を進めていく必要があります。

これまで、通常の学級及び特別支援学級における人的支援や児童・生徒の支援に関する助言等を行うチームによる学校支援を進めてきましたが、今後も、配慮や支援を必要とする子どもたちの学びを支えていくために、人的支援や相談支援の体制を強化するとともに、特別支援学級を計画的に開設し、特別支援教育の充実を図る必要があります。

世田谷区の不登校児童・生徒数は、令和４年度（2022年度）で小学校725人、中学校815人、合計1,540人となっており、令和元年度（2019年度）以降、急激な増加傾向にあります。

不登校を未然に防ぐための学校の支援や、不登校になっても学校の出席につながる支援、さらには不登校状態の長期化またはひきこもりになった児童・生徒への支援等、個々の状況に合わせた支援策の充実が重要です。また、不登校児童・生徒の学校への復帰を目的とするのではなく社会的自立を支援することが必要です。今後は、増え続ける不登校を未然に防止できるような魅力ある学校づくりが求められます。

めざす状態

子どもが権利の主体として、一人ひとりの子どもが豊かに育つことが保障され、相互理解と相互尊重に基づき、共に学び、共に育ち、共に成長する学校が築かれている。

児童・生徒の支援に関する助言等を行うチームによる相談支援等の充実が図られ、配慮や支援を要する児童・生徒に応じた学びが充実している。

特別支援学級等に入級を希望する児童・生徒の増加に対応するために特別支援学級等の開設整備が進み、地域的なバランスを踏まえた適正な学級配置が実現され、通学の負担軽減が図られている。

不登校等の早期発見や未然防止及び深刻化防止への適切な対応が図られ、教育相談等による児童・生徒とその保護者の問題解決を支援する仕組みが構築されている。

児童・生徒、保護者の状況を的確に把握し、多様性や個性に応じた支援方針を定め、ICTの活用も視野に入れた多様なプログラムの実施により、学校外の居場所や学びの場を選ぶことも可能とする等、一人ひとりの状況に即した適切な支援が行われている。

学校内外の教育相談において、相談員等の体制の強化や資質向上が図られ、複雑化・多様化し増加する相談に適切に対応できている。

施策展開

①インクルーシブ教育の推進

主な事業・取組みⅰ

インクルーシブ教育の推進

目的・内容

インクルーシブ教育に関するガイドラインを策定し、理解の促進を図るとともに、相談支援体制の充実を図る。

所管課

教育指導課、支援教育課

②特別支援教育の充実

主な事業・取組みⅰ

児童・生徒の支援に関する助言等を行うチームによる支援の充実

目的・内容

区立小・中学校を巡回し、児童・生徒の支援に関する助言等を行うチームによる支援の充実を図り、学校の支援に取り組む。

所管課

支援教育課

主な事業・取組みⅱ

特別支援学級の開設等

目的・内容

特別支援学級等を希望する児童・生徒の増加に対応し、地域的なバランスを踏まえた適正な設置と通学の負担の軽減を図るために、特別支援学級等の整備に取り組む。

所管課

支援教育課

③教育相談・不登校支援の充実

主な事業・取組みⅰ

ほっとスクール（教育支援センター）の充実

目的・内容

不登校児童・生徒数の推移や動向を注視しながら、ほっとスクール増設を行うとともに、５地域への展開を前提に整備を進める。

所管課

教育相談課

項目名〈単位〉

設置数〈か所〉

現況値(2024年度)

３

令和7年度(2025年度)

３

令和8年度(2026年度)

４

令和9年度(2027年度)

４

令和10年度(2028年度)

４

令和11年度(2029年度)

４

主な事業・取組みⅱ

ほっとルーム（別室登校）の充実

目的・内容

ほっとルーム（別室登校）の区立小・中学校全校への設置をめざす。

所管課

教育相談課

項目名〈単位〉

設置数〈校〉

現況値(2024年度)

64

令和7年度(2025年度)

90

令和8年度(2026年度)

90

令和9年度(2027年度)

90

令和10年度(2028年度)

90

令和11年度(2029年度)

90

主な事業・取組みⅲ

新たな学びの多様化学校（不登校特例校）の開設・運営

目的・内容

増え続ける不登校児童・生徒のニーズに対応した教育機会を確保するため、新たに学びの多様化学校（不登校特例校）を開設する。

所管課

教育相談課

項目名〈単位〉

設置数〈校・室〉

現況値(2024年度)

分教室１室

令和7年度(2025年度)

分教室１室

令和8年度(2026年度)

学校１校

分教室１室

令和9年度(2027年度)

学校１校

分教室１室

令和10年度(2028年度)

学校１校

分教室１室

令和11年度(2029年度)

学校１校

分教室１室

７　子ども・若者の成長を支える地域社会づくり

（１）子ども・若者、子育てに携わる人材の確保及び育成、支援

現在の取組み

地域における身近な子育て支援の拠点となる、おでかけひろば等のスタッフ研修を事業者と協働して、経験年数やスキルに応じた体系的なプログラムに基づく研修を実施し、人材の育成支援等に取り組んでいます。

人材確保や定着のための支援や保育士等就職相談会等の取組みを通じて、保育士等の教育・保育に携わる人材の確保に取り組んでいます。また、「世田谷区保育の質ガイドライン」の普及啓発を図るとともに、様々な研修やワークショップ等を実施し、人材の資質・能力の向上に取り組んでいます。

乳幼児教育支援センターでは、「世田谷区教育・保育実践コンパス」の考え方に基づき、教諭・保育士を対象に施設種別や設置主体の違いを超えた研修の実施や専門人材の派遣等により人材育成に取り組んでいます。

児童館を拠点として、地域とともに子どもの成長を支える環境を整えるため、福祉的対応をはじめとした支援力向上の取組み等、児童館職員の人材育成を推進しています。

青少年交流センターにおいて、研修会や勉強会等を通じて、ユースワーカーの人材育成を推進しています。青少年地区委員会・青少年補導連絡会にて合同研修会を実施し、委員の資質・能力向上に取り組んでいます。

課題

おでかけひろば等に関わる人材の確保及び育成、支援について、重層的な研修を実施していますが、近年開設したおでかけひろばもあり、各施設の経験や専門性、特色等を考慮しつつ、相談対応スキルを高めていく必要があります。

保育士資格取得をめざす学生の減少等、福祉人材の不足状況が続いていることから、引き続き、人材確保及び人材育成に取り組む必要があります。また、子どもの育ちを支える基盤の厚みを増す取組みとして、子ども・若者が、将来の職業選択の一つとして、福祉の現場を知ってもらう取組みや働きかけも大切です。

令和６年度に改訂する「世田谷区保育の質ガイドライン」を、保育園長会や保育サポート訪問、研修等の機会を捉え、保育士等の教育・保育に携わる人材へ共有し、日々の保育で活用していく必要があります。

預かり保育の拡充、要配慮児童の増加等により、幼稚園教諭等に求められる役割は多様化しており、研修内容の工夫や専門人材の派遣等を通じた人材育成が必要です。また、働き方改革による取組み等により研修受講時間を確保する等、就労環境を改善していくことも課題となっています。

乳幼児教育支援センター研修を通じて「世田谷区教育・保育実践コンパス」の考え方を区内乳幼児教育・保育施設での共有化を図ります。また、時代にキャッチアップした実践的で効果的な研修内容とするとともに、多様な施設の職員が参加しやすくなるよう、テーマや実施方法等について工夫していく必要があります 。

子どもの権利を実感できる居場所の充実に向けて、権利を基盤とした子どもとの関わりやハイリスクの子どもへの対応等、児童館職員の専門性の一層の強化を図る必要があります。また、児童館が地区の相談支援と見守りネットワークの中核となり、関係機関と連携しながら、地域資源の把握や開発等、人材の確保及び育成、支援に取り組む必要があります。

若者は、学齢期を終えると環境が変化し社会とのつながりが希薄になり、自立に向けて様々な課題を抱えています。若者の悩みや課題が深刻化しないよう若者と支援機関等をつなげ、若者の課題に寄り添う人材育成、支援に取り組む必要があります。

子どもの権利を考慮した関わりを行うためには、職員一人ひとりの倫理観、人間性並びに福祉職員としての職務及び責任の理解と自覚を身につける必要があります。

めざす状態

地域の多様な人々が、様々なつながりや関わりの中で、子ども・若者の育ちや成長を見守り支えている。

すべてのおでかけひろば・ほっとステイ事業等において、子育てに関する保護者の様々な不安や悩みに寄り添い、適切な情報提供が行われ、必要に応じて関係機関につなぐことができている。

乳幼児期の教育・保育の現場に、質の高い人材が確保されるとともに、質の確保・向上に向けた育成が継続されている。

児童館が地区の相談支援と見守りネットワークの中核となり、各居場所と連携しながら権利学習や事例検討等の取組みを推進し、日常の場面から、子どもの居場所での支援の質の向上が図られている。また、四者連携の取組みや地域子育て支援コーディネーター等との連携により、地域資源の把握と開発が進み、支援に関わる人材が確保・育成されている。

若者の居場所での支援の質の向上が図られているとともに、自立に向けた若者の課題に応じて関係機関につなぐことができている。

国、東京都、養成校や区内大学、民間団体等との連携、子ども・若者が参加する取組み（体験やボランティア活動等）等を通じて、子どもの育ちを支える基盤の厚みが増し、子ども・若者、子育て支援に関わる人材が確保・育成・専門性の向上が図られている。

施策展開

①地域の子ども・子育て支援に携わる人材の確保・育成

主な事業・取組みⅰ

児童館地域懇談会の実施

目的・内容

子どもや子育てに関わる地域の人々が参加する児童館地域懇談会の実施を通じて、子どもの見守りに関する課題共有や意見交換を行い、スキルの向上につなげます。

所管課

児童課

項目名〈単位〉

実施回数〈回〉

現況値(2024年度)

68（見込み）

令和7年度(2025年度)

70

令和8年度(2026年度)

70

令和9年度(2027年度)

72

令和10年度(2028年度)

74

令和11年度(2029年度)

76

②子ども・若者、子育て支援に携わる専門人材の確保・育成・専門性の向上

主な事業・取組みⅰ

おでかけひろば・ほっとステイ事業の人材育成を目的とした研修の実施

目的・内容

経験年数やスキルに応じた体系的なプログラムに基づく、おでかけひろばスタッフ向けの研修や、ほっとステイスタッフの従事者養成を目的とした研修を実施します。

所管課

子ども家庭課

主な事業・取組みⅱ

乳幼児教育支援センター研修の実施

目的・内容

時代にキャッチアップした実践的で効果的な内容とするとともに、多様な施設の職員が参加しやすくなるよう、テーマや実施方法を見直しながら実施します。

所管課

乳幼児教育・保育支援課

主な事業・取組みⅲ

「世田谷区保育の質ガイドライン」の普及啓発（２－（２）：再掲）

目的・内容

令和６年度に改訂した「世田谷区保育の質ガイドライン」を通じて、区がめざす保育のあり方や子どもの権利の普及啓発に取り組みます。

所管課

保育課

主な事業・取組みⅳ

児童館職員研修の充実

目的・内容

子どもの権利を基盤とした児童館運営やハイリスクの子どもへの支援力向上等を目的とした児童館職員研修を実施します。

所管課

児童課

項目名〈単位〉

受講職員数〈人〉

現況値(2024年度)

315（見込み）

令和7年度(2025年度)

320

令和8年度(2026年度)

325

令和9年度(2027年度)

330

令和10年度(2028年度)

340

令和11年度(2029年度)

350

主な事業・取組みⅴ

若者の成長と自立を支える職員等のスキルの向上

目的・内容

青少年交流センターのユースワーカーや青少年健全育成業務に関わる委員への研修を充実させ、職員等の資質・能力向上に取り組みます。

所管課

子ども・若者支援課

主な事業・取組みⅵ

子ども・若者、子育て支援に携わる専門人材の確保

目的・内容

国、東京都、養成校や区内大学等、民間団体等と連携しながら、社会状況の変化等を踏まえた効果的な人材確保策に取り組みます。

所管課

―

主な事業・取組みⅶ

子ども・若者、子育て支援施設等の現場の積極的な魅力発信と体験やボランティア活動等の充実

目的・内容

小・中・高校、養成校や区内大学等の学生や区民に対し、職業選択の一つとして考えてもらえるよう、子ども・若者、子育て支援施設等の現場の魅力を様々な手法を用いて積極的に発信するとともに、教育委員会等とも連携して、子ども・若者の体験やボランティア活動等を充実します。

所管課

―

（２）子育てに係る手続きの負担軽減、情報を届ける仕組みの充実

現在の取組み

子育て情報誌等の発行や区公式LINEによる子育て支援情報の発信等により、子育てに関する情報や地域の活動等の情報を提供しています。

保育入園事務の一連の業務等において、一体的にデジタル化・オンライン化を推進することで保護者の利便性向上及び事務の効率化に取り組んでいます。

課題

情報が届きにくい妊娠後期や転入世帯等に、情報を着実に届ける機会やツール等を充実する必要がある。

子育て世代のニーズを的確に捉えながら、必要なデジタル化・オンライン化の環境を整えていくためには、システムの開発のみならず、定期的なアップデートが必要となる等、相応のシステム経費とそれに対応するための専門的な人材が必要です。また、幼児教育・保育の無償化制度の開始や第２子以降の保育料補助の拡充等、補助メニューが増えたことにより、幼児教育・保育の保育料等に関する情報提供について、施設種別によって制度や手続きが異なることから、区民にわかりやすい周知が課題となっています。また、一部の認可外保育施設や一時預かり事業については、区に在園情報がないことから、保護者が手続きをする必要があり、プッシュ型の情報提供が困難な状況にあります。

めざす状態

妊娠期から子育て中のすべての保護者が、得た情報をいかし、身近な地域で孤立感なく充足した生活を送ることができている。

子育て世帯の方が、いつでも・どこでも、気軽に保育関連の申請や内容を確認できるような、デジタル化・オンライン化の環境を整えるとともに、デジタル化による事務の効率化もあわせて実施していくことで、休日・夜間等でも申請しやすい環境が整い、保護者の利便性向上が図られている。また、幼児教育・保育無償化に関する問合せ窓口の一元化により、保護者からの相談に対応できる体制が整備されている。

施策展開

①子育てに関する情報を届けるための情報発信

主な事業・取組みⅰ

区公式LINE等を活用した子育て支援情報の発信

目的・内容

子育て世帯に対して、区公式LINE等を活用して、区の子育て支援情報を発信し、着実に届けます。

所管課

子ども・若者支援課

項目名〈単位〉

区公式LINE子育て情報の登録者数〈件〉

現況値(2024年度)

17,844（見込み）

令和7年度(2025年度)

23,844

令和8年度(2026年度)

29,844

令和9年度(2027年度)

35,844

令和10年度(2028年度)

41,844

令和11年度(2029年度)

47,844

主な事業・取組みⅱ

せたがや０→１子育てエール（ファミリー・アテンダント事業）の実施（４―（１）：再掲）

目的・内容

家庭訪問により、子育て家庭の困りごとの早期把握及び子育て支援情報の提供を行うほか、地域につながる伴走支援を実施します。

所管課

子ども家庭課

②保育入園事務のデジタル化・オンライン化による保護者の利便性向上と事務の効率化

主な事業・取組みⅰ

保育入園事務に関する業務の一体的なデジタル化・オンライン化

目的・内容

申請・受付・審査・選考・通知・保管といった、保育入園事務の一連の業務を一体的にデジタル化・オンライン化していく

所管課

保育認定・調整課

項目名〈単位〉

デジタル化・オンライン化の推進

現況値(2024年度)

電子通知実証実験・一部導入、運用ルール見直し、AI-選考導入、AI自動音声案内の実証実験実施

令和7年度(2025年度)

電子通知の拡充、運用ルールの見直し、新たなツール導入・検証・改善

令和8年度(2026年度)

新たな取組み検討・推進

令和9年度(2027年度)

新たな取組み検討・推進

令和10年度(2028年度)

新たな取組み検討・推進

令和11年度(2029年度)

新たな取組み検討・推進

主な事業・取組みⅱ

幼児教育・保育の無償化・負担軽減補助金に関する問合せの一元化

目的・内容

対象施設に応じて所管が多岐に分かれている問い合わせや事務を共通化・一元化することで一体的に実施する

所管課

子ども・若者支援課、保育課、保育認定・調整課

項目名〈単位〉

問い合わせの一元化

現況値(2024年度)

業務設計・試行

令和7年度(2025年度)

一部実施・検証、拡大検討

令和8年度(2026年度)

実施拡大・検証、拡大検討

令和9年度(2027年度)

事業拡大・検証、拡大検討

令和10年度(2028年度)

事業拡大・検証

令和11年度(2029年度)

事業拡大・検証

（３）地域の子育て力への支援

現在の取組み

民間事業者や地域団体等と連携し、啓発グッズ等を活用しながら、広く区民等に周知・啓発を行い、地域みんなで子育てを応援する気運醸成（世田谷版ＷＥラブ赤ちゃんプロジェクト）に取り組んでいます。また、中学生等に赤ちゃんとふれあう機会を提供するための活動（乳幼児ふれあい体験）を行う団体を支援し、地域で子どもを支える地域づくりに取り組んでいます。「子ども・子育てつなぐプロジェクト」及び「子育てメッセ」として、団体同士の交流と学びの機会を提供し、活動の継続・発展を支援しています。

子ども・若者基金による子育て活動団体や自主学習のサポートをする学び場の運営をする団体等への助成を通じて、様々な地域活動を支援するとともに、新たな活動の機会の提供や充実に取り組んでいます。また、子ども・若者基金をメニュー化し、寄附文化の醸成、啓発にも取り組んでいます。さらに、世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金を活用した若者への支援を実施し、地域や社会全体で子ども・若者を支える気運醸成にも取り組んでいます。

課題

子どもや若者たちの声を聴く中で、自分のしたいように過ごしたいと思っても、時間の使い方や過ごし方を決める余地が制限されたり、その時間を持つことができないぐらい忙しい状況に置かれ（競争的な社会のもとでの教育虐待（ときに教育という名目で遊びや余暇、健康的な生活を制限される）やしつけ等）、子どもの権利が行使できなかったり、保障されなかったりする実態が明らかになりました。このことは、決して、子どもやその周囲だけの責任ではなく、子どもと保護者の心身の状況や家庭の社会経済状況、子どもが通う施設や学校の状況、地域の環境、政策や社会情勢・文化、さらには、保護者も含めた周囲の大人が育った環境等の相互作用によるものであり、区を含めた地域社会の責任です。そのことから、子ども・若者の育ちと成長、子育てを保護者だけのものとせず、地域社会全体でともに支え合うことを明確にし、子どもの権利が保障されるまちを文化として築いていく必要があります。

地域や社会全体で子ども・若者、子育てを応援する気運醸成に向けて、より幅広い年齢層の区民への周知・啓発に取り組む必要があります。また、子育て活動団体や区民の個別活動にはそれぞれ限界がある中で、情報共有や連携する機会を持ち、団体同士や区民が、身近な地域でつながり、ともに支え合って活動できるような取組みを行う必要があります。

地域の子育て支援において、保護者等が、支援の担い手になる形で、循環が生まれていますが、子どもや子育て家庭を支えたい人がいても、活動のきっかけや情報がなかったりして、支援の担い手につながらないこともあり、担い手にどのようにつなげていくか、検討する必要があります。

子ども・若者基金について、地域や社会全体で子ども・若者を支えるため、より一層の寄附文化の醸成に向けた、広報活動の強化や新たな使途の検討が必要となっています。また、児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金についても、基金の趣旨を踏まえながら、更なる有効活用を行う必要があります。

■　地域の子ども・子育て支援への参加意向　■

「世田谷区子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査（就学前児童保護者、就学児童保護者）」（令和４年）より作成

めざす状態

子ども・若者も、大人も尊重され、対話の中で互いを理解し、ともに成長していける地域社会が実現し、子どもの権利が当たり前に保障される文化が醸成されている。

地域や社会全体に、子ども・若者、子育てを応援する気運が醸成され、子ども・若者、子育て家庭が見守られていることを実感できている。

子育て活動団体や支援者同士が顔の見える関係の中で、つながりを深め、地域に根差した活動がより活性化している。また、活動を始めたい人や団体が、気軽に活動を始めるきっかけを見つけることができ、地域の社会資源が増えている。

地域の中で人や支援につながりながら子育てしていた保護者や子ども・若者が、成長とともに、支えられていた側から支援の担い手や支える側として活動し、次代を支える好循環が構築されている。

施策展開

①子どもの育ちを見守り支える気運醸成と地域で子育てを支える地域社会づくり

主な事業・取組みⅰ

子どもの権利に関する普及啓発と気運醸成（子どもの権利の日の制定）

目的・内容

子どもの権利の日を制定し、子どもに関わる施設や事業者に幅広くイベント等の実施を呼びかけ、すべての区民に、子どもの権利と条例の普及啓発を行い、気運を醸成することで、子どもの権利が当たり前に保障される地域社会づくりを進めます。

所管課

子ども・若者支援課

主な事業・取組みⅱ

子ども・若者基金の活用

目的・内容

基金の効果的な活用を検討するとともに、メニューの見直し等に取り組みます。

所管課

子ども・若者支援課

主な事業・取組みⅲ

児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金の活用

目的・内容

基金の趣旨を踏まえながら、児童養護施設退所者等への支援にいかせるよう、基金の有効活用に取り組みます。

所管課

児童相談支援課

主な事業・取組みⅳ

乳幼児ふれあい体験事業

目的・内容

小・中・高校生世代の子どもたちが、地域団体が実施する地域の赤ちゃんとその保護者とふれあう体験授業を通し、赤ちゃんの存在を実感し、子育ての意義や地域の人等への理解を深めることを目的として取り組みます。

所管課

子ども家庭課

項目名〈単位〉

団体

現況値(2024年度)

５

令和7年度(2025年度)

６

令和8年度(2026年度)

６

令和9年度(2027年度)

７

令和10年度(2028年度)

７

令和11年度(2029年度)

７

項目名〈単位〉

校

現況値(2024年度)

22

令和7年度(2025年度)

26

令和8年度(2026年度)

26

令和9年度(2027年度)

28

令和10年度(2028年度)

28

令和11年度(2029年度)

28

主な事業・取組みⅴ

世田谷版ＷＥラブ赤ちゃんプロジェクト

目的・内容

「泣いてもいいよ」とメッセージを伝えることで、地域みんなで赤ちゃんを見守り、子育てを応援していることを示したり、「赤ちゃんが泣くのは自然なこと」の理解を広げる取組みを、基金を活用して実施します。

所管課

子ども家庭課

主な事業・取組みⅵ

児童館地域サポーター発掘事業

目的・内容

地域全体で子どもを見守る環境づくりを推進していくため、児童館の子育てサークル等を通じて、子どもや子育て支援の協力者を増やしていきます。

所管課

児童課

主な事業・取組みⅶ

男女共同参画先進事業者表彰

目的・内容

仕事と子育てや介護等の家庭生活との両立支援や女性の活躍推進等に積極的に取り組む事業者を顕彰することにより、男女共同参画推進の意識啓発を図ります。

所管課

人権・男女共同参画課

項目名〈単位〉

表彰事業者数

現況値(2024年度)

２

令和7年度(2025年度)

３

令和8年度(2026年度)

４

令和9年度(2027年度)

４

令和10年度(2028年度)

４

令和11年度(2029年度)

４

②地域でともに支え合う活動の推進とネットワークづくり

主な事業・取組みⅰ

基金を活用した子どもの主体的な地域活動への支援（２－（１）：再掲）

目的・内容

子どもたちが、地域の中で「したい、やってみたい」企画を提案し、公開審査会で審査・団体を決定し、その活動費用を世田谷区子ども・若者基金から補助し、子どもたちの活動を支援します。

所管課

子ども・若者支援課

主な事業・取組みⅱ

基金を活用した若者の主体的な地域活動への支援（２－（１）：再掲）

目的・内容

若者が地域とつながりを持ち、多様な出会いや経験を通して、主体的に活動できるよう、基金を活用した補助の仕組みを構築し、若者の地域活動を応援します。

所管課

子ども・若者支援課

主な事業・取組みⅲ

世田谷区子ども・子育て地域活動支援助成事業

目的・内容

基金を活用し、区内で子育て支援活動を行う団体や個人に助成することで、地域の子育て力が高め、身近な地域で子ども・子育てを応援する支援の循環を図ります。

所管課

子ども家庭課

主な事業・取組みⅳ

子ども・子育てつなぐプロジェクト

目的・内容

地域の子育て支援活動の充実を図るため、区内の子ども・子育て家庭支援活動を行っている団体等が、団体主体の交流や情報交換等できる交流会を実施します。

所管課

子ども家庭課

主な事業・取組みⅴ

地区の子どもの見守り等のネットワーク強化に向けた取組み（２－（３）：再掲）

目的・内容

多様な地域資源を有機的につなげるため、児童館地域懇談会等を実施し、日常的に子どもを見守り支えるネットワークの強化や多世代の交流を推進していきます。

所管課

児童課

主な事業・取組みⅵ

地域の支援者や支援団体の連携促進（３－（１）：再掲）

目的・内容

ユースコーディネーターを軸として、地域の支援者や支援団体との連携を促進し、地域資源とのネットワークを構築します。

所管課

子ども・若者支援課

主な事業・取組みⅶ

青少年地区委員会活動を通じた子ども・若者の健全育成の推進

目的・内容

各地区で実施している、青少年地区委員会の様々な活動を通じ、子ども・若者に世代を超えた多様な方々とつながり支えられる経験を提供することで、地域全体で健全育成を推進していきます。

所管課

子ども・若者支援課、各総合支所地域振興課

（４）子ども・若者、子育てを支える基盤

現在の取組み

子どもや子育て家庭が、暮らしやすく、子育てしやすいと感じられるよう、住環境の整備やまちのバリアフリー化、出かけやすい道路や交通環境の整備等、まちづくりに取り組んでいます。

子どもが犯罪や事故に巻き込まれないよう、地域の見守りによる犯罪防止や自ら身を守るための危険回避プログラムの実施等に取り組んでいます。また、妊産婦や子育て家庭に対する災害への備えの周知活動や、妊産婦等に配慮した避難所等の整備に取り組んでいます。

幼児教育・保育の無償化や、妊婦超音波検査費用助成、区独自の出産費用の一部助成（第１子から所得制限なしで一律５万円）や高校生世代までを対象とする子ども等医療費助成等を実施し、妊娠や子育てに関わる経済的負担の軽減に取り組んでいます。

課題

子どもや子育て家庭が、安心して暮らすことができるよう、引き続き、まちづくりに取り組む必要があります。

公的住宅として多様なニーズに対応した住宅供給が求められるなか、新たな子育て世帯向け住戸の確保が課題となっています。また、祖父母と近居・同居していない子育て世帯では、日常的に子どもを見てもらえる親族や友人・知人が「誰もいない」という回答が約７割を占めていること、さらに、区への転入理由で「親や子等の親族が近くにいる」という回答が約１割と一定数あること等、子育て世帯を取り巻く状況やニーズ等を踏まえ、子育ての孤立化防止を目的に、地域での支え合いとともに、親族で支え合える居住支援策も必要です。

子どもや子育て家庭の安全・安心が守られる環境づくりを推進するために、危険回避プログラムの実施数の向上に向けて、リーフレットの配布やDVDの貸出しによる継続的な周知と、掲載内容の更新に取り組む必要があります。また、福祉避難所（母子）の開設・運営に向けた取組みについて、より実効性を持ったマニュアルの整備と必要な物品の備蓄に取り組む必要があります。

仕事と子育ての両立の難しさ、家事・子育てにおけるジェンダーバランスや女性がケアを行う人であるというジェンダーバイアス、子育てや教育に関する経済的負担等、様々な課題があり、多様な価値観を尊重しつつ、希望する方が、子どもを産むこと、育てることを選択し、保護者もウェルビーイングにいられる環境をつくることが重要です。

地域や人とのつながりが希薄化や少子化の流れの中で、世代間、子育て世帯やそれ以外の世帯との交流が少なくなっており、その対立を生まないためにも、多世代交流を含めた地域や人とのつながりの回復に資するための施策展開が必要です。

■　祖父母の同居・近居状況　■

【就学前児童】

【就学児童（６～９歳）】

「世田谷区子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査（就学前児童保護者、就学児童保護者）」（平成30年、令和４年）より作成

めざす状態

「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの視点に基づき、子どもや、妊産婦から子育て家庭を含む、誰もが快適に安全・安心な移動ができ、住みやすい魅力的な街づくりが進んでいる。

子どもや子育て家庭の安全・安心が確保されている。

多様な価値観を尊重しつつ、多様性を認め合いながら、子どもを産むこと、育てることを希望する選択を、世代を超えて、地域社会全体で応援できる環境が整備されている。

施策展開

①子ども・子育てにやさしいまちづくり

主な事業・取組みⅰ

ひとり親世帯家賃低廉化補助事業の推進（５－（４）：再掲）

目的・内容

賃貸人に対する助成を拡充することにより、補助対象住宅の拡充を図り、ひとり親世帯の居住の安定と福祉の向上を推進します。

所管課

居住支援課

主な事業・取組みⅱ

子育て支援マンションの推進

目的・内容

東京都の制度と連携し、子育て世帯が安心して子育てできるマンションの整備を進めます。

所管課

居住支援課

項目名〈単位〉

認証累計件数〈件〉

現況値(2024年度)

０（見込み）

令和7年度(2025年度)

１

令和8年度(2026年度)

１

令和9年度(2027年度)

２

令和10年度(2028年度)

２

令和11年度(2029年度)

３

主な事業・取組みⅲ

子育て世帯向け区営・区立住宅の供給拡充

目的・内容

区営・区立住宅における子育て世帯向け住戸の拡充を図り、子育てしやすい環境を充実します。

所管課

住宅課

項目名〈単位〉

子育て世帯向け住戸数〈戸〉

現況値(2024年度)

74（見込み）

令和7年度(2025年度)

78

令和8年度(2026年度)

82

令和9年度(2027年度)

86

令和10年度(2028年度)

90

令和11年度(2029年度)

94

主な事業・取組みⅳ

トイレ・ベンチ等のユニバーサルデザイン情報の公開・更新

目的・内容

区ホームページにトイレ・ベンチ情報を公開するとともに、トイレ内のバリアフリー整備に関する情報を掲載します。

所管課

都市デザイン課

主な事業・取組みⅴ

地域公共交通の活性化及び公共交通不便地域対策の推進

目的・内容

区民が住み慣れた地域で自立して暮らし続けられるよう、地域公共交通の維持・確保・整備に向けて、交通事業者等と協議しながら、交通まちづくりを推進していきます。また、様々な交通手段を活用し、区民が快適かつ安全・安心に移動ができるよう、鉄道駅やバス停留所から一定以上の距離がある公共交通不便地域対策を推進します。

所管課

交通政策課

主な事業・取組みⅵ

誰もが安心して歩ける道路整備

目的・内容

歩道の整備・維持管理により、安全で安心な歩行者空間を確保します。また、無電柱化推進計画に基づき、歩道内の電柱をなくすとともに、歩道のない交差点へのカラー舗装化等道路の交通安全対策を実施し、誰もが円滑に移動できる環境づくりを進めます。

所管課

土木計画調整課

②子ども・子育て家庭の安全・安心

主な事業・取組みⅰ

危険回避プログラムの実施

目的・内容

「初めてのいってきます！」の冊子等を用いてより多くの子ども関連施設においてプログラムを実施します。

所管課

子ども・若者支援課

項目名〈単位〉

危険回避プログラム実施率〈％〉

現況値(2024年度)

61（見込み）

令和7年度(2025年度)

65

令和8年度(2026年度)

65

令和9年度(2027年度)

65

令和10年度(2028年度)

65

令和11年度(2029年度)

65

主な事業・取組みⅱ

妊産婦、乳幼児のための災害への備えの周知

目的・内容

リーフレット「妊産婦・乳幼児のための災害への備え」を区ホームページに掲載、妊婦、区内子ども関連施設等に配布する等、周知に努めます。

所管課

子ども・若者支援課

主な事業・取組みⅲ

福祉避難所（母子）の開設・運営に向けた取組み

目的・内容

災害時における福祉避難所（母子）の円滑な開設・運営に向けた準備に取り組みます。

所管課

子ども・若者支援課

③妊娠や出産、子育てを希望する選択を支えるための環境の充実

主な事業・取組みⅰ

妊活オンライン相談事業の実施

目的・内容

妊娠を希望する区民を対象とした専門職によるオンライン相談を実施するとともに、将来の妊娠のための健康管理等に関する普及啓発事業に取り組みます。

所管課

健康推進課

主な事業・取組みⅱ

子どもの医療費助成の実施

目的・内容

０歳～18歳年度末までの子どもの保健の向上と健やかな育成を図り、子育て家庭を支援するため、医療費を助成します（所得制限なし）。

所管課

子ども家庭課

主な事業・取組みⅲ

出産費助成の実施

目的・内容

安心して子どもを産むことができる環境の整備と母体の保護を図るため、子どもの出産に対して助成金を支給します（所得制限なし）。

所管課

子ども家庭課

主な事業・取組みⅳ

私立幼稚園保護者補助金の実施

目的・内容

未移行幼稚園に在籍している区内在住の園児保護者の負担軽減を図ります。

所管課

子ども・若者支援課

主な事業・取組みⅴ

認可外保育施設等保育料負担軽減補助金の実施

目的・内容

認可外保育施設等を利用する区内在住児童の保護者の負担軽減を図ります。

所管課

保育認定・調整課

主な事業・取組みⅵ

幼児教育・保育無償化

目的・内容

幼稚園や保育施設等を利用する３～５歳児、及び住民税非課税世帯の０～２歳児の保育料を無償化します（一部施設は上限額あり）。

所管課

子ども・若者支援課、保育課、保育認定・調整課、乳幼児教育・保育支援課

主な事業・取組みⅶ

多世代近居・同居推進助成事業の実施

目的・内容

18歳未満の子どものいる子育て世帯と親世帯が区内で新たに近居・同居する場合、転居した世帯に対しその初期費用の一部を助成することにより、子育ての孤立化の解消等を目的とした多世代の近居・同居を推進します。

所管課

居住支援課

主な事業・取組みⅷ

ジェンダーギャップの解消の促進

目的・内容

性差より個性をいかすことの大切さと、多様な生き方や働き方を自らが選択できることの意義、社会が多様性を包摂する方向に変遷していることを啓発する取組みを進めます。

所管課

人権・男女共同参画課

主な事業・取組みⅸ

性的マイノリティ支援の推進（３－（２）：再掲）

目的・内容

パートナーシップ宣誓開始以来、多様な形の家族の支援も求められており、誰もが人生のパートナーや大切な人と安心して暮らすことのできる支援体制を構築します。

所管課

人権・男女共同参画課

主な事業・取組みⅹ

女性への就業等支援の促進（３－（２）：再掲）

目的・内容

女性のキャリア形成、育児や介護をしながら働き続けられることを可能にする職場環境の整備に向けた支援や、困難を抱えて働く可能性が大きい女性等への支援に取り組みます。

所管課

人権・男女共同参画課

第６章　子ども・子育て支援事業計画（令和７年度（2025年度）～11年度（2029年度））

子ども・子育て支援法では、教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の実施主体である地方自治体の責務として、それぞれの事業の需要量見込みと確保の内容、実施時期を定めた「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしており、令和７年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）を計画期間とする第３期事業計画を策定することが定められています。また、事業計画の策定にあたっては、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和４年（2022年）６月）、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和６年（2024年）６月）等を反映した国の「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）を踏まえることとされています。

世田谷区では、基本指針と令和４年（2022年）５月に実施したニーズ調査結果を踏まえるとともに、世田谷区子ども・子育て会議に意見聴取を行ったうえで、事業計画を策定しました。

なお、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和４年（2022年）６月）では、「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、こども家庭センターを設置することが市町村の努力義務となりました。また、これとあわせて、子育てに困難を抱える家庭に対する具体的な支援を拡充していくため、新たな市町村の事業として、「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」を創設するとともに、これらに既存の「子育て短期支援事業」、「養育支援訪問事業」、「一時預かり事業」を加えた６事業（家庭支援事業）について、特に支援が必要な者に対する利用勧奨・措置の制度が導入されました。

また、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和６年（2024年）６月）では、「こども未来戦略」（令和５（2023年）年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、すべての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充として、「妊婦等包括相談支援事業」及び「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」が創設されました。また、新たに「産後ケア事業」が地域子ども・子育て支援事業に位置づけられました。

なお、「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」は、令和７年度（2025年度）に地域子ども・子育て支援事業として制度化し、令和８年度（2026年度）から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において実施が義務化されます。

１　圏域の設定

子ども・子育て支援事業計画は、圏域を設定したうえで、圏域ごとに需要量見込みを算出し、確保の内容を記載することとなっています。

圏域は、子ども計画（第２期）後期計画と同様に設定するとともに、新たに圏域の設定が必要なこども誰でも通園制度は全国の施設の利用が可能なことを踏まえ区全域で設定します。

教育・保育事業

年齢　０～２歳

保育の必要性※　保育の必要性あり

認定区分　３号認定

利用対象施設

保育所

認定こども園

地域型保育事業

圏域

５地域

教育・保育事業

年齢　３～５歳

保育の必要性※　保育の必要性あり

認定区分　２号認定

利用対象施設

保育所

認定こども園

圏域

５地域

教育・保育事業

年齢　３～５歳

保育の必要性※　保育の必要性なし

認定区分　１号認定

利用対象施設

幼稚園

認定こども園

圏域

区全域

地域子ども・子育て支援事業

圏域

区全域

こども誰でも通園制度

圏域

区全域

※世田谷区では月48時間以上の就労等を要件として保育の必要性があると認定しています。

２　将来人口推計

教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業及びこども誰でも通園制度の需要量見込みの算出にあたって、基本となる世田谷区の子どもの推計人口については、区が実施した人口推計を使用しており以下の表のとおりです。

数字は、令和７年度（2025年度）、令和８年度（2026年度）、令和９年度（2027年度）、令和10年度（2028年度）、令和11年度（2029年度）の順です。単位は（人）です。

0歳、5,825、5,796、5,763、5,739、5,724

1歳、5,889、5,844、5,815、5,782、5,758

2歳、5,852、5,809、5,765、5,736、5,704

3歳、6,247、5,787、5,744、5,701、5,672

4歳、6,124、6,232、5,773、5,731、5,687

5歳、6,472、6,119、6,226、5,768、5,725

0-2歳、17,566、17,449、17,343、17,257、17,186

3-5歳、18,843、18,138、17,743、17,200、17,084

6歳、6,993、6,485、6,131、6,238、5,779

7歳、7,102、7,012、6,502、6,148、6,255

8歳、7,366、7,110、7,020、6,510、6,155

9歳、7,636、7,395、7,138、7,048、6,536

10歳、7,564、7,636、7,395、7,138、7,047

11歳、7,632、7,606、7,678、7,435、7,178

6-11歳、44,293、43,244、41,864、40,517、38,950

12歳、7,349、7,718、7,692、7,765、7,520

13歳、7,558、7,441、7,814、7,788、7,862

14歳、7,724、7,590、7,473、7,848、7,821

12-14歳、22,631、22,749、22,979、23,401、23,203

15歳、7,397、7,753、7,619、7,501、7,877

16歳、7,357、7,456、7,815、7,680、7,561

17歳、7,230、7,373、7,473、7,832、7,697

15-17歳、21,984、22,582、22,907、23,013、23,135

■　世田谷区子どもの人口推計　■

【就学前人口（０～５歳）】

【小学生年齢人口（６～11歳）】

【中学生年齢人口（12～14歳）】

【高校生世代年齢人口（15～17歳）】

「世田谷区将来人口推計」(令和５年（2023年）７月／世田谷区)より作成

３　需要量見込み及び確保の内容と実施時期

需要量見込みは、子ども・子育て支援法に基づく法定計画として国の手引きに準拠し、ニーズ調査結果を基礎として算出しているため、「現在は利用していないが、必要となったら利用したい」といった潜在需要を含んでいます。原則として、ニーズ調査から算出する利用意向率（対象者のうち、当該事業を利用したいと考えている人の割合）に各年度の推計人口を乗じて算出しています。

確保の内容は、当該年度中に、どのくらいの数（定員や施設数等）を確保するか、という年度ごとの目標数値です。教育・保育事業は翌年度４月１日時点の見込み、地域子ども・子育て支援事業及びこども誰でも通園制度は、原則として年度末の見込みを記載します。

（１）教育・保育事業の需要量見込み及び確保の内容と実施時期

１）幼稚園、認定こども園教育標準時間利用による確保の内容と実施時期

幼稚園及び認定こども園の教育標準時間利用（以下、「幼稚園等」という。）によって確保する対象としては、１号認定の方及び２号認定のうち幼稚園等を希望する方となります。３歳から５歳で保育の必要性がない子どもは１号認定、保育の必要性がある子どもは２号認定となりますが、ともに幼稚園等を希望する方を対象としています。

ニーズ調査の結果、確保量が需要量を上回っている一方で、３歳以降も「保育施設の希望」が比較的高いことから、幼稚園等による一時預かりの拡充を進めます。

２）保育所、認定こども園保育時間利用、地域型保育事業等による確保の内容と実施時期

保育所、認定こども園保育時間利用、地域型保育事業等（以下、「保育施設」という。）により確保する対象としては、原則として、２号認定のうち、前記の幼稚園等の希望の方を除いた方と３号認定の方になります。３号認定は、０歳から２歳で保育の必要性がある子どもです。

ニーズ調査の結果では、０歳が実態と大きく乖離している状況があること、１歳と２歳で保育所等の需要（利用意向率）に差が生じている状況があります。そのため、需要量見込みについては、過去の保育所等を利用されている方や利用を希望されている方等の状況を分析して、次のように算出します。

０歳は、国が示した育児休業の取得状況等を踏まえて計算する手法を用いてニーズ調査の結果に育休取得の状況を反映して算出します。１歳は、０歳と同様にニーズ調査の結果に育休取得の状況を反映するとともに、ニーズ調査における潜在的ニーズを調整して算出します。２歳は、１歳の需要の算出結果を踏まえ、過去の１歳から２歳への利用状況の推移を勘案して算出します。

２号認定は、ニーズ調査の結果と２歳の需要の推移を勘案し算出します。また、推計では将来人口推計を用いていますが、将来人口推計と実績の乖離が一部生じている実態を踏まえ、需給状況に大きく影響する年齢では乖離を反映しています。

確保の内容については、既存の施設等の定員の見込みから１歳を除き需要量見込みを満たす状況となっています。そのため、１歳を中心に新規保育施設の整備や既存保育施設の受け入れ人数の拡充等に取り組みます。また、計画期間中に保育の需要量が見込みより増加することが判明した場合は、更なる定員の確保策に取り組んでいきます。

◆教育・保育事業の需要量見込み及び確保の内容と実施時期（全地域）

※③新制度に移行しない幼稚園については、令和７年度より閉園予定園の募集しない学年の定員数を除いた数を確保数としている。

◆教育・保育事業の需要量見込み及び確保の内容と実施時期（地域別）

（２）子ども・子育て支援事業の需要量見込み及び確保の内容と実施時期

１）利用者支援に関する事業

①事業概要

子ども及びその保護者等、または妊娠している方もしくはその配偶者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等の地域連携を実施する事業です。

令和４年（2022年）児童福祉法改正により、市町村は地域子育て相談機関の整備に努めることとしており、中学校区に１か所を目安に設定することを原則としています。また、計画上は利用者支援事業を活用したもの・していないものを合算した地域子育て相談機関の数値を、基本型とは別に記載することとしています。

基本型

地域子育て支援コーディネーター及び中間支援センターに加え、子育てステーション、おでかけひろばにおいて実施。

地域子育て相談機関

基本型に加え、利用者支援事業を活用していないものとして児童館等において実施。

特定型

各総合支所子ども家庭支援課に子育て応援相談員を配置して実施。

こども家庭センター型

各総合支所において実施。

※児童福祉法等の改正を踏まえ、令和６年（2024年）４月より、従来の子育て世代包括支援センター（健康づくり課）と子ども家庭総合支援拠点（子ども家庭支援課）を、新たに「こども家庭センター」として位置づけた。

妊婦等包括相談支援事業型

各総合支所において実施。

※子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和６年（2024年）６月）で、「こども未来戦略」（令和５（2023年）年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するための、すべての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充として創設され、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた。

②確保の内容

利用者支援事業は、地域において、緊密に連携し、ネットワークによる相談支援を実施しています。令和７年度（2025年度）より、従来の利用者支援事業（基本型）６か所に加え、子育てステーション、おでかけひろばを新たに基本型に位置づけます。また、利用者支援事業を活用しない地域子育て相談機関として、児童館等を位置づけ、身近な場所で相談できる体制を強化します。

数字は、≪参考≫令和５年度（2023年度）、≪参考≫令和６年度（2024年度）、令和７年度（2025年度）、令和８年度（2026年度）、令和９年度（2027年度）、令和10年度（2028年度）、令和11年度（2029年度）の順です。

基本型、需要量見込み(か所)、6、6、57、60、60、60、60

確保の内容（か所）、6（実績）、6（見込）、57、60、60、60、60

前年度比、-、0、51、3、0、0、0

地域子育て相談機関、需要量見込み(か所)、-、-、83、86、86、87、88

確保の内容（か所）、-、-、83、86、86、87、88

前年度比、-、-、-、3、0、1、1

特定型、需要量見込み(か所)、5、5、5、5、5、5、5

確保の内容（か所）、5（実績）、5（見込）、5、5、5、5、5

前年度比、-、0、0、0、0、0、0

こども家庭センター型、需要量見込み(か所)、5、5、5、5、5、5、5

確保の内容（か所）、5（実績）、5（見込）、5、5、5、5、5

前年度比、-、0、0、0、0、0、0

妊婦等包括相談支援事業型、需要量見込み(か所)、-、-、5、5、5、5、5

確保の内容（か所）、-、-、5、5、5、5、5

前年度比、-、-、-、0、0、0、0

基本型：こども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施する。

特定型：待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施する。

地域子育て相談機関：地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行う。必要に応じ、こども家庭センターと連絡調整を行うとともに、地域の住民に対し、子育て支援に関する情報の提供を行う。

こども家庭センター型：母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象として、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施するとともに、こども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行うことにより、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援や虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目ない対応等市町村としての相談支援体制を構築する。あわせて、特定妊婦、産後うつ、障害がある方への対応や地域資源の開拓等、多様なニーズに対応できるような体制整備を行う。

妊婦等包括相談支援事業型：妊娠時から妊産婦等に寄り添い、妊婦・その配偶者等に対して、出産・育児等の見通しを立てるための面談等を実施することにより、ニーズに応じた情報提供や相談に応じ、時機を逸せず必要な支援へつなげる伴走型相談支援を行う。

２）延長保育（時間外保育事業）

①事業概要

保育所等において、通常の開所時間（11時間）を超えて保育を行う事業です。

②確保の内容

ニーズ調査結果に基づく需要量見込みでは、平成30年度（2018年度）調査と比較して、令和５年度（2023年度）以降の需要量見込みが大幅に減少している状況にあります。今後、需要量の回復も想定される中、希望する保護者が延長保育を利用できるよう、現状の延長保育の実施体制（確保の内訳）を維持します。

数字は、≪参考≫令和５年度（2023年度）、≪参考≫令和６年度（2024年度）、令和７年度（2025年度）、令和８年度（2026年度）、令和９年度（2027年度）、令和10年度（2028年度）、令和11年度（2029年度）の順です。

需要量見込み（人）、1,969、1,912、1,814、1,773、1,748、1,717、1,708

確保の内容（人）、5,383（実績）、5,579（見込）、5,300、5,300、5,300、5,300、5,300

前年度比、-、196、-279、0、0、0、0

３）一時預かり事業

①事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業です。子育て中の親のリフレッシュ等育児負担の軽減を図るため、理由を問わずに子どもを短時間預かるほっとステイや、幼稚園の預かり保育事業を含めて、一時預かり事業としています。

一時預かり事業は、幼稚園等に通園する児童を対象とした「幼稚園による一時預かり」と「その他の一時預かり」に分けて需要量見込み及び確保の内容を記載しています。

②確保の内容

ⅰ　幼稚園による一時預かり

幼稚園による一時預かりについては、私立幼稚園独自の預かり保育事業や一時預かり事業（幼稚園型）、区独自の預かり事業等の拡充により確保します。

数字は、≪参考≫令和５年度（2023年度）、≪参考≫令和６年度（2024年度）、令和７年度（2025年度）、令和８年度（2026年度）、令和９年度（2027年度）、令和10年度（2028年度）、令和11年度（2029年度）の順です。

需要量見込み（人日）、495,320、471,418、453,548、436,574、427,089、413,990、411,232

確保の内容（人日）、406,945（実績）、406,770（見込）、407,662、408,554、409,446、410,339、411,232

前年度比、-、-175、892、892、892、893、893

ⅱ　その他の一時預かり

その他の一時預かりについては、ほっとステイや保育所等の一時保育とファミリー・サポート・センター事業をあわせています。需要量見込みに対して、保育所等における一時保育の拡充とファミリー・サポート・センター事業の充実を中心に、令和11年度までに確保します。なお、令和８年度以降の需要量見込み及び確保の内容は、こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の制度導入に伴う影響を反映しています。

数字は、≪参考≫令和５年度（2023年度）、≪参考≫令和６年度（2024年度）、令和７年度（2025年度）、令和８年度（2026年度）、令和９年度（2027年度）、令和10年度（2028年度）、令和11年度（2029年度）の順です。

需要量見込み（人日）、255,314、249,947、235,831、192,182、182,435、171,964、166,496

確保の内容（人日）一時預かり…①、194,856（実績）、185,688（見込）、193,207、156,915、153,212、147,982、147,149

前年度比、-、-9,168、7,519、-36,292、-3,703、-5,230、-833

確保の内容（人日）ファミサポ…②、20,097（実績）、20,640（見込）、21,495、22,350、23,205、24,060、24,915

前年度比、-、543、855、855、855、855、855

確保総計（①＋②）、214,953（実績）、206,328（見込）、214,702、179,265、176,417、172,042、172,064

４）ファミリー・サポート・センター事業〔就学児〕（子育て援助活動支援事業）

①事業概要

子育てのサポートを受けたい方（利用会員）と援助協力が可能な方（援助会員）が身近な地域で子育ての相互援助を行う会員制の仕組みです。援助会員は利用会員の子どもの短時間の預かりや送迎等の活動を実施します。

②確保の内容

ニーズ調査結果に基づく需要量見込みは、利用実態と大きく乖離しており、潜在的な需要が含まれていると考えられます。令和７年度（2025年度）からの需要量見込みは、ニーズ調査結果に基づく需要量見込みのほかに、実際に利用している会員数の割合や就学児の近年の利用実績を踏まえて推計していますが、推計後も潜在的な需要は含まれていることから、実際のニーズに確保の内容が満たない場合は、本計画の中間見直し時に検討します。

数字は、≪参考≫令和５年度（2023年度）、≪参考≫令和６年度（2024年度）、令和７年度（2025年度）、令和８年度（2026年度）、令和９年度（2027年度）、令和10年度（2028年度）、令和11年度（2029年度）の順です。

需要量見込み（人日）、37,766、37,200、35,030、33,924、32,606、31,456、30,259

確保の内容（人日）、5,123（実績）、5,160（見込）、5,374、5,588、5,802、6,016、6,230

前年度比、-、37、214、214、214、214、214

５）学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）

①事業概要

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後や長期休暇中に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。区では、小学校内での放課後の自由な遊び場であるBOP事業と一体的に新BOP学童クラブの運営を行っており、令和６年（2024年）４月から民設民営放課後児童クラブの運営も開始しました。

②確保の内容

低学年（１～３年生）について、新BOP学童クラブでは、定員を設けることなく条件を満たしている児童の受け入れを行っています。新BOP学童クラブの大規模化や狭あい化の解消をめざして整備を行う民設民営放課後児童クラブの誘致も進め、各年度の需要量見込みに対応していきます。

高学年（４年生以上）については、BOPや児童館、そしてプレーパーク等の民間事業者が運営する子どもの居場所において、児童の成長にあわせて継続した見守りを実施することで対応をしています。なお、配慮が必要な児童に関しては、新BOP学童クラブ等で６年生まで子どもの育ちに寄り添っています。

数字は、≪参考≫令和５年度（2023年度）、≪参考≫令和６年度（2024年度）、令和７年度（2025年度）、令和８年度（2026年度）、令和９年度（2027年度）、令和10年度（2028年度）、令和11年度（2029年度）の順です。

需要量見込み（人）

計、9,264、9,058、10,380、10,457、10,367、10,285、10,022

１年生、3,163、3,039、3,459、3,357、3,305、3,447、3,230

２年生、2,961、2,863、3,181、3,310、3,191、3,109、3,223

３年生、2,133、2,142、2,716、2,785、2,895、2,774、2,664

低学年、8,257、8,044、9,356、9,452、9,391、9,330、9,117

４年生、650、649、654、633、611、603、559

５年生、255、265、265、267、259、250、247

６年生、102、100、105、105、106、102、99

高学年、1,007、1,014、1,024、1,005、976、955、905

確保の内容（人）、8,962（実績）、9,187（見込）、10,380、10,457、10,367、10,285、10,022

前年度比、-、225、1,193、77、-90、-82、-263

６）ショートステイ事業（子育て短期支援事業）

①事業概要

赤ちゃん・子どものショートステイは、保護者の疾病等により、一時的に子どもを養育することが困難となった場合に、０歳から12歳の子どもを対象に、児童養護施設１か所、乳児院２か所で短期間養育する事業です。平成30年度（2018年度）からは、要支援家庭を対象としたショートステイを実施しており、保護者の強い育児疲れ等により、虐待のおそれやそのリスク等が見られる場合に、１歳から中学生以下の子どもを上記の児童養護施設で短期間養育しながら、生活指導や発達・行動の観察、保護者への支援をしています。今後は、子どものショートステイの受け皿の拡大及び、児童養護施設から遠い地域の家庭や家庭的な環境での預かりが適する家庭の利用促進のために一般家庭宅でのショートステイ委託を進めます。

②確保の内容

ショートステイ事業は、育児不安等を解消し児童虐待予防のための支援をする機能も担っており、時期を逃さず適切に利用へつなげる必要があるため、実績を踏まえた事業量を確保します。

数字は、≪参考≫令和５年度（2023年度）、≪参考≫令和６年度（2024年度）、令和７年度（2025年度）、令和８年度（2026年度）、令和９年度（2027年度）、令和10年度（2028年度）、令和11年度（2029年度）の順です。

需要量見込み（人日）、1,169、1,240、1,976、1,978、1,980、1,982、1,984

確保の内容（人日）、3,765（実績）、3,957（見込）、4,053、4,149、4,245、4,341、4,437

前年度比、-、192、96、96、96、96、96

７）養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

①事業概要

ⅰ　養育支援訪問事業

令和４年（2022年）の児童福祉法改正により、新たに「子育て世帯訪問支援事業」が位置づけられました。そのため、これまで養育支援訪問事業に位置づけていた「養育支援等ホームヘルパー訪問事業（養育困難家庭）」、「学生ボランティア派遣事業」、「さんさんプラスサポート事業」は、「子育て世帯訪問支援事業」に位置づけます。本事業には、新たに「保健師による養育支援訪問事業」を位置づけ、需要量及び確保の内容を定めます。

ⅱ　子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組みを実施する事業です。区では、区全域に関する課題の検討や関係機関との円滑な連携を確保するための環境基盤整備等を担う「全区協議会」、地域における課題検討等を行う「地域協議会」等の開催を通じて、支援者同士が児童虐待等に対する知識を得ながら、日常的に顔の見える関係を構築しています。

②確保の内容

ⅰ　養育支援訪問事業

利用実績及び需要量の見込みを踏まえて事業量を確保します。

数字は、≪参考≫令和５年度（2023年度）、≪参考≫令和６年度（2024年度）、令和７年度（2025年度）、令和８年度（2026年度）、令和９年度（2027年度）、令和10年度（2028年度）、令和11年度（2029年度）の順です。

需要量見込み（件）、294、306、941、936、931、927、925

確保の内容（件）、339（実績）、330（見込）、941、936、931、927、925

前年度比、-、-9、611、-5、-5、-4、-2

８）ひろば事業（地域子育て支援拠点事業）

①事業概要

子育て中の親子が気軽に立ち寄り、交流できる場で、子育て相談や子育て情報の提供を通して、子育てに対する不安の解消や負担感の軽減、地域の子育て支援機能の充実を図る事業です。区では、児童館や子育てステーション、おでかけひろば等で事業を実施しています。

②確保の内容

「ベビーカーや子どもが歩いていける距離（15分）」に設置されるよう面的な整備を進め、令和11年度（2029年度）までに83か所確保することをめざします。

数字は、≪参考≫令和５年度（2023年度）、≪参考≫令和６年度（2024年度）、令和７年度（2025年度）、令和８年度（2026年度）、令和９年度（2027年度）、令和10年度（2028年度）、令和11年度（2029年度）の順です。

需要量見込み（人日）、413,210、423,210、448,210、463,210、463,210、468,210、473,210

需要量見込み（か所）、71、73、78、81、81、82、83

確保の内容（人日）、413,210（実績）、423,210（見込）、448,210、463,210、463,210、468,210、473,210

前年度比、-、10,000、25,000、15,000、0、5,000、5,000

確保の内容（か所）、71（実績）、73（見込）、78、81、81、82、83

前年度比、-、2、5、3、0、1、1

９）病児・病後児保育事業

①事業概要

保育所等に通っている乳幼児が病気やケガ等で集団保育が困難な時期に、専門施設において一時的に保育を行う事業です。

②確保の内容

需要量見込みの伸びを勘案し、現在の事業量（施設数と定員数）を維持します。

数字は、≪参考≫令和５年度（2023年度）、≪参考≫令和６年度（2024年度）、令和７年度（2025年度）、令和８年度（2026年度）、令和９年度（2027年度）、令和10年度（2028年度）、令和11年度（2029年度）の順です。

需要量見込み（人日）、25,222、25,233、21,200、21,300、21,500、21,700、22,200

確保の内容（人日）、25,200（実績）、25,200（見込）、25,200、25,200、25,200、25,200、25,200

前年度比、-、0、0、0、0、0、0

10）乳児期家庭訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）

①事業概要

生後４か月に至るまでの乳児がいる家庭へ、保健師または乳児期家庭訪問指導員（助産師等）が家庭訪問を行い、乳児の発育・発達状況や育児環境の把握を行うとともに、地域の保健サービス等の情報提供を行う事業です。

②確保の内容

訪問率100％をめざし、実績見込み数である委託訪問指導員、嘱託訪問員あわせて54人の体制を維持します。

数字は、≪参考≫令和５年度（2023年度）、≪参考≫令和６年度（2024年度）、令和７年度（2025年度）、令和８年度（2026年度）、令和９年度（2027年度）、令和10年度（2028年度）、令和11年度（2029年度）の順です。

需要量見込み（人）、6,542、6,441、5,780、5,751、5,718、5,694、5,679

確保の内容（人）、6,003（実績）、5,931（見込）、5,780、5,751、5,718、5,694、5,679

前年度比、-、-72、-151、-29、-33、-24、-15

確保の内容　委託訪問指導員、54、54、49、49、49、49、49

前年度比、-、0、-5、0、0、0、0

確保の内容　嘱託訪問員、5、5、5、5、5、5、5

前年度比、-、0、0、0、0、0、0

11）妊婦健診事業

①事業概要

妊婦に対して実施する妊婦健康診査の14回分の費用の一部を負担する事業です。

②確保の内容

都内契約医療機関で実施する体制により、充足できています。引き続き、現行体制を維持します。

数字は、≪参考≫令和５年度（2023年度）、≪参考≫令和６年度（2024年度）、令和７年度（2025年度）、令和８年度（2026年度）、令和９年度（2027年度）、令和10年度（2028年度）、令和11年度（2029年度）の順です。

需要量見込み（人）、6,839、6,734、6,310、6,278、6,242、6,216、6,200

確保の内容 実施場所：都内契約医療機関

12）子育て世帯訪問支援事業

①事業概要

本事業は、令和４年（2022年）の児童福祉法改正により、新たに位置づけられた事業です。

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。区では、これまで養育支援訪問事業に位置づけていた「Ⅰ　産前・産後訪問支援事業（さんプラスサポート事業）」、「Ⅱ　養育支援等ホームヘルパー訪問事業（養育困難家庭）」、「Ⅲ　学生ボランティア派遣事業」に、「Ⅰ　産前・産後訪問支援事業（ツインズプラスサポート事業）」を加え、本事業に位置づけます。

②確保の内容

現行の契約事業者で実施する体制を維持することにより充足できています。引き続き、現行体制を維持します。

Ⅰ　産前・産後訪問支援事業（さんさんプラスサポート・ツインズプラスサポート事業）

数字は、令和７年度（2025年度）、令和８年度（2026年度）、令和９年度（2027年度）、令和10年度（2028年度）、令和11年度（2029年度）の順です。

需要量見込み計（件）、411、409、406、404、403

確保の内容（件）、411、411、411、411、411

前年度比、-、0、0、0、0

確保の内容（事業者）、38、38、38、38、38

前年度比、-、0、0、0、0

Ⅱ　養育支援等ホームヘルパー訪問事業（養育困難家庭）

数字は、令和７年度（2025年度）、令和８年度（2026年度）、令和９年度（2027年度）、令和10年度（2028年度）、令和11年度（2029年度）の順です。

需要量見込み（件）、112、119、127、135、144

確保の内容（件）、112、119、127、135、144

前年度比、-、7、8、8、9

確保の内容（事業者数）、13、13、13、13、13

前年度比、-、0、0、0、0

Ⅲ　学生ボランティア派遣事業

数字は、令和７年度（2025年度）、令和８年度（2026年度）、令和９年度（2027年度）、令和10年度（2028年度）、令和11年度（2029年度）の順です。

需要量見込み（件）、10、13、16、19、22

確保の内容（件）、10、13、16、19、22

前年度比、-、3、3、3、3

確保の内容（事業者数）、1、1、1、1、1

前年度比、-、0、0、0、0

13）児童育成支援拠点事業

①事業概要

本事業は、令和４年（2022年）の児童福祉法改正により、新たに位置づけられた事業です。

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。区では、子どもと家庭を支える学習・生活支援の拠点事業を位置づけます。

②確保の内容

区内北部及び区内南部の２か所にて充足するかは、令和６年度（2024年度）に開設する２か所目の実施状況を踏まえて、本計画の中間見直し時に、検討します。

数字は、令和７年度（2025年度）、令和８年度（2026年度）、令和９年度（2027年度）、令和10年度（2028年度）、令和11年度（2029年度）の順です。

需要量見込み（人）、121、121、123、125、124

確保の内容（人）、80、80、80、80、80

前年度比、-、0、0、0、0

14）親子関係形成支援事業（ペアレント・トレーニング）

①事業概要

本事業は、令和４年（2022年）の児童福祉法改正により、新たに位置づけられた事業です。

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。区では虐待三次予防事業として位置づけます。

②確保の内容

この間の実績及び需要量の見込みを踏まえて事業量を確保します。

数字は、令和７年度（2025年度）、令和８年度（2026年度）、令和９年度（2027年度）、令和10年度（2028年度）、令和11年度（2029年度）の順です。

需要量見込み（人）、20、20、24、24、24

確保の内容（人）、16、24、24、24、24

前年度比、-、8、0、0、0

15）産後ケア事業

①事業概要

産後の心身共に不安定な時期に育児不安や育児疲れがあり、ご家族等から支援を受けられない母子を対象に短期入所（ショートステイ）型や通所（デイサービス）型、居宅訪問（アウトリーチ）型により、心身のケアや育児のサポートを行い、育児不安の解消や児童虐待予防を図る事業です。

②確保の内容

対象となる方が希望通りに利用できる体制をめざし、ショートステイ型を中心に利用枠の拡充を図ることで、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行います。

数字は、令和７年度（2025年度）、令和８年度（2026年度）、令和９年度（2027年度）、令和10年度（2028年度）、令和11年度（2029年度）の順です。

需要量見込み（人日）、11,811、12,176、12,520、12,885、13,264

確保の内容（人日）、8,294、10,484、11,944、13,404、14,864

前年度比、-、2,190、1,460、1,460、1,460

内訳

ショートステイ型、5,804、7,994、9,454、10,914、12,374

デイサービス型、1,710、1,710、1,710、1,710、1,710

アウトリーチ型、780、780、780、780、780

16）妊婦等包括相談支援事業

①事業概要

妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図ることを目的としています。

②確保の内容

全ての妊婦に対して面談等により情報提供や相談を行う体制を維持します。

数字は、令和７年度（2025年度）、令和８年度（2026年度）、令和９年度（2027年度）、令和10年度（2028年度）、令和11年度（2029年度）の順です。

需要量見込み（件）、17,728、17,638、17,538、17,466、17,420

確保の内容（件）こども家庭センター、17,728、17,639、17,538、17,466、17,420

前年度比、-、-90、-100、-72、-46

（３）こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の需要量見込み及び確保の内容と実施時期

１）事業概要

すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するために、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる制度です。

世田谷区では、保育の待機児童対策を優先する必要があることから、令和８年度から制度を導入することとしています。

計画策定時において、国が定める事項の多くが検討中の状況のため、国の手引き等を踏まえて、制度を利用する対象者・利用可能枠を以下のとおり仮定しました。

対象者：０歳６か月～３歳未満の保育所等に通っていない子ども

利用可能枠：月10時間

２）確保の内容

需要量見込みは、将来人口推計（実績との乖離を反映）から、教育・保育事業の需要量見込みで推計した保育所等に通っている子どもを除いた人数を基本に、一定の利用割合を反映して推計しました。

確保の内容は、計画策定時に確保量を見込むために必要な基準や給付の内容が国から示されていないことから見込みが難しい状況がありますが、令和11年度に需要量を満たすよう計画的に利用可能枠を確保することとしました。

※需要量見込みと確保の内容は、今後国が示す制度の具体的な内容等を踏まえ、計画策定後に内容を変更する可能性があります。

第７章　子どもの貧困対策計画

１　子どもの貧困対策計画の策定にあたって

（１）子どもの貧困対策に関する動き

１）全国の子どもの貧困の現状

貧困は、人間が生きるのに必要最低限の生活水準が満たされていない状態である「絶対的貧困」と、ある社会の中でほとんどの人が当たり前のもの、普通のこととしている生活ができない状態である「相対的貧困」という概念があります。

先進国の貧困は相対的貧困で捉えられ、厚生労働省の令和４年国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は11.5％となっています。日本では約９人に１人の子どもが、相対的貧困にあるといわれています。また、厚生労働省の令和３年度全国ひとり親世帯等調査によると、ひとり親世帯の就労率は母子世帯86.3％、父子世帯88.1％と、就労率が高いにも関わらず、ひとり親世帯の貧困率は44.5％となっています。

子どもの貧困は、単に経済的に困窮しているというだけでなく、生きる・育つ・守られる・参加するという「子どもの権利」が保障されないリスクを高め、子どもの将来にも影響を及ぼします。また、子どもの貧困は、外からは見えにくく、様々な要因が複雑に重なり、子どもとその家庭だけでは解決できないという課題があり、社会全体で解決することが重要です。

■　子どもの貧困率の推移　■

「2022（令和４）年国民生活基礎調査」より作成　※平成30年以降新基準

■　子どもがいる現役世帯の貧困率の推移　■

「2022（令和４）年国民生活基礎調査」より作成　※平成30年以降新基準

２）子どもの貧困対策に関する国の動き

国は、平成26年１月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行、同年８月には「子供の貧困対策に関する大綱」を制定し、令和元年６月に法改正、同年11月には大綱の見直しを図りながら、子どもの貧困対策を総合的に推進してきました。

令和５年４月のこども基本法の施行に伴い、これまでは別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく３つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものとして、令和５年12月に「こども大綱」が閣議決定されました。「こども大綱」では、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されました。

令和６年６月の法改正では、「こども大綱」の内容を踏まえ、法律名に「貧困の解消」が明記され、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」となりました。また、「貧困により、こどもが適切な養育・教育・医療を受けられないこと、多様な体験の機会を得られないこと、その他こどもの権利利益が害され、及び社会から孤立することのないようにするため」等、解消すべき「こどもの貧困」が具体化されました。同時に、基本理念として、こどもの貧困の解消に向けた対策は、「こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない」こと及び「貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない」ことが明記されました。

３）子どもの貧困対策に関する区の動き

区では、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「子供の貧困対策に関する大綱」及び「子ども計画（第２期）」を踏まえ、平成27年11月に、貧困の未然防止、連鎖の防止の観点から、区の子どもの状況に即した子どもの貧困対策の展開を図るため、「支援につながる」「学びや居場所の支援」「生活の支援」「仕事の支援」「住まいの支援」を５つの柱とする大枠の方向性を定めました。

平成28年度に、子どもへの支援だけでなく、親への支援も視野に入れた横断的な検討を行うため、「子どもの貧困対策推進連絡会」を設置し、庁内横断的に子どもの貧困対策を推進してきました。

国の動きも踏まえ、令和２年３月には、「教育の支援」「生活の安定に資するための支援」「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」「経済的負担の軽減のための支援」「支援につながる仕組みづくり」の５つを柱とした「子どもの貧困対策計画」を、「子ども計画（第２期）後期計画」に内包する形で策定しました。

この間、子どもに対しては、地域における多様な学習支援、生活困窮世帯等の子どもと家庭を支える学習・生活支援の拠点事業、国の制度の狭間にある生活保護世帯から進学する若者に対する給付型奨学金等を通じて、保護者に対しては既存の各種手当の利用促進と同時に、養育費の取り決めに関する公正証書作成費等費用の助成等を通じて、支援・サービスの充実に取り組んでいます。同時に、子どもの食の支援事業や「子どもと家庭の生活応援ガイドブック」等を通じて、当事者の視点に立った支援・サービスの周知や相談体制等の推進を図るとともに、子どもの貧困対策推進フォーラム等を通じて、支援者の気づきの感度の向上と関係機関による連携を促進し、支援につながる仕組みの強化を図っています。

（２）子どもの貧困対策計画策定の趣旨

１）策定の趣旨

区は、国の施策と連動しながら、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されることがないよう、すべての子どもが健やかに育成される環境を整備していくと同時に、子どもの貧困の解消と貧困の世代間連鎖を断ち切ることをめざし、子どものことを第一に考えた適切な支援に、包括的かつ早期に取り組んできました。

子どもの貧困対策の推進にあたっては、親の妊娠・出産期や子どもの乳幼児期における早期の課題把握から、子どもの学校教育段階、さらに子どもが卒業、就職して、社会的自立が確立されるまで、切れ目のない支援を行うことが重要です。また、子どもの貧困の背景には様々な社会的要因があることを踏まえ、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、関係機関をはじめ地域が一体となり推進する必要があります。

このことから、これまでの取組みをさらに充実・発展させていくことも踏まえ、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく子どもの貧困対策計画を策定しました。

２）計画の位置づけ

本計画は、「こどもの貧困の解消に向けた対策推進法（令和６年（2024年）６月改正）」に基づく子どもの貧困対策計画として、「子ども・若者総合計画（第３期）」に内包するかたちで位置づけます。

３）計画の期間

本計画は、「子ども・若者総合計画（第３期）」にあわせ、令和７年度から令和16年度の10年間を計画期間とします。

２　世田谷区の子どもを取り巻く現状

（１）支援制度利用者の状況

１）18歳未満生活保護受給者数の推移

区の生活保護受給者数、保護率の過去６年間の推移をみると、区全体、18歳未満ともに令和元年度から令和３年度にかけて微減傾向が見られ、その後は横ばい傾向にあります。

■　生活保護受給者数、保護率の推移　■

東京都福祉局「福祉局月報」等より作成

２）児童扶養手当受給者数の推移

区の児童扶養手当受給者数（全額もしくは一部支給されている養育者の数）の過去５年間の推移をみると、令和６年度は前年度に比べ微増していますが、その他はおおむね微減傾向にあります。

■　児童扶養手当受給者数の推移　■

「世田谷区保健福祉総合事業概要」より作成

３）就学援助認定者数の推移

就学援助の対象者は、国公立小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者のうち、生活保護を受給している方（要保護）と前年の合計所得金額が区の定める支給対象基準額以下の方（準要保護）です。準要保護には、全費目（学用品費・給食費・修学旅行費等を支給）と給食費のみ（給食費を支給）の２種類の認定区分があります。

要保護及び準要保護（全費目）児童・生徒数、全児童・生徒における要保護及び準要保護（全費目）児童・生徒数の割合について、過去５年間の推移をみると、令和２年度に区立小・中学校の在籍者全員に対し、申請の意思確認を実施したことにより、令和元年度から令和２年度にかけて増加しました。令和３年度以降は卒業まで毎年の申請を不要とし、新入生全員に対し、申請の意思確認を実施していますが、微減傾向にあります。

■　就学援助認定者数推移（小学校）　■

「教育のあらまし「せたがや」」等より　※認定者数は年度末時点のもの

■　就学援助認定者数推移（中学校）　■

「教育のあらまし「せたがや」」等より　※認定者数は年度末時点のもの

（２）子どもの生活実態調査

令和７年度以降の子どもの貧困対策計画の策定にあたり、子どもの生活実態を把握するために、小学５年生と中学２年生のすべての子どもと保護者を対象に実施した平成30年度子どもの生活実態調査に続き、令和５年９月～10月までの間に、高校２年生世代の子どもと保護者を対象にしたアンケート調査を実施しました。

１）子ども・保護者アンケート調査

◆調査概要

①調査対象

高校２年生世代のすべての子ども本人とその保護者

（子どもは、平成18年４月２日から平成19年４月１日までの間に生まれた者で、令和５年８月８日時点で世田谷区に住民登録のある者）

②調査対象数

6,875世帯

③調査方法

各世帯に子ども用及び保護者用のアンケートを郵送配布し、子ども、保護者それぞれ自記式にて任意回答の上、インターネットまたは郵送で回収

④有効回答数（率）

子ども　1,611票（23.4％）、保護者　2,121票（30.9％）

うちマッチングできた件数　1,482票（21.6％）

⑤調査期間

令和５年９月１日～10月２日

◆調査結果

世帯タイプ、生活困難度（211ページ参照）に関するクロス集計による分析により、主に以下のことが明らかになりました。

①生活困難の状況

15.4％の高校２年生世代が経済的な理由による生活困難を抱えている

困窮層では５割の子どもが、周辺層では約７割の子どもがふたり親世帯に属している

②家計の状況

約16％の世帯が、家計が赤字で生活しており、その割合は生活困難度が上がるほど高くなる

困窮層、周辺層にて、約３割が新型コロナウイルス感染拡大前に比べ収入が減っている

③子どもの生活

９割弱の子どもが平日にほぼ毎日３食食べるが、困窮層にてその割合は低い

生活困難層にて、様々な所有物・体験を「ほしい（したい）」と回答した割合が高い

困窮層にて、子どもが就労している割合が高く、収入を「家計の足し」にしている割合が高い

④子どもの学び

１割強の子どもが学校の授業が「わからない」と回答し、その割合は困窮層で３割弱にのぼる

困窮層、周辺層にて、学校の授業以外で勉強時間が短い傾向にある

５割の子どもが塾や予備校・家庭教師を利用しており、生活困難度が上がるほど、その利用頻度が低くなる傾向にある

今後進学を希望する子どものうち、約９割の子どもが「進学する予定である」と回答 し、「わからない」と回答した割合は困窮層にて高い

８割強の保護者が大学進学を期待するが、経済的に難しいと回答した割合は困窮層にて高い

⑤子どもの逆境体験

困窮層、周辺層にて、様々な逆境体験のある子どもの割合が高い

⑥子どもの健康

２割弱の子どもが抑うつ傾向にあるが、困窮層、周辺層では３割弱にのぼる

⑦保護者の状況

１割強の母親が抑うつ傾向にあるが、生活困難度があがるほどその割合が高くなる

困窮層にて、保護者が様々な所有物・体験を「金銭的にない（できない）」と回答した割合が高い

生活困難層の保護者は、成人する前に親から暴力を振るわれた経験、育児放棄をされた経験がある割合が高い

⑧制度・サービスの利用

（子ども）

「子ども食堂」「無料学習支援」の利用意向は、困窮層、周辺層の子どもにて高い傾向にある

約５割の子どもが使ってみたい場所やサービスとして「食料品が無料でもらえる場所」と回答し、その割合は困窮層、周辺層にて高い

（保護者）

利用意向があったが、利用しなかった保護者の割合は、「高校生等奨学給付金（授業料以外の教育費支援）」において、最も高い

生活困難層は、相談経験のある保護者が多い傾向にあるが、相談意向があったが相談にいたらなかった保護者の割合も高い傾向にある

■　世田谷区における生活困難の状況（高校２年生世代）　■

「令和５年度子どもの生活実態調査」（世田谷区）より作成

◆世田谷区における子どもの貧困の把握

子どもの生活実態調査【子ども・保護者に対するアンケート調査】の結果は、貧困を測定する指標である「生活困難度」に基づき、分析しています。

(１)生活困難度とは？

「生活困難度」は、貧困を測定する指標です。子どもの生活における困難を、①低所得に加え、剥奪指標(※)である②家計の逼迫、③子どもの体験や所有物の欠如の３つの要素から捉えています。

※社会の中で生活に必要なモノやサービス、社会的活動が、経済的な理由で奪われている状態にあるかどうかによって貧困を測定する指標

(２)生活困難層とは？

①低所得、②家計の逼迫、③子どもの体験や所有物の欠如の３つの要素のうち、２つ以上該当する世帯を「困窮層」、１つのみ該当する世帯を「周辺層」、いずれにも該当しない世帯を「一般層」、

と分類し、「困窮層」と「周辺層」を合わせた層を「生活困難層」としています。

◎子どもの生活実態調査結果について、詳しくは区ホームページを参照ください。（「世田谷区子どもの生活実態調査」で検索してください。）

３　子どもの貧困対策計画の方向性

（１）主な課題

これまでの取組みとそこから見えてきた課題認識及び子どもの生活実態調査結果から、主な課題として以下のことが見えてきました。

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されることがないよう、子どもの貧困の解消に向けて、子どもの権利を保障する切れ目のない子どもの貧困対策を推進していくことが不可欠です。

実態調査から、経済的な理由による生活困難を抱える高校生世代が１割以上存在し、子どもの食や体験、日常的な活動、学習、心身の健康面等での影響を受けていることがわかり、中学校卒業後の支援の充実が求められています。

実態調査によると、生活困難を抱える保護者は、新型コロナウイルス感染症拡大前よりも収入が減っており、経済的な理由で保護者自身も必要なものや機会が制約されています。また、保護者自身が子ども期に暴力や育児放棄といった困難を抱えていた割合が高いことがわかり、子どものみならず保護者への支援も求められます。

生活困難を抱える家庭ほど、利用・相談意向があるにも関わらず支援・サービスの利用や公的な相談機関につながっていないという課題があり、支援につながっていない子ども・若者への見守りやアプローチの方法が少ないため、専門職を十分に配置し、アウトリーチ型支援、伴走型支援等の充実が求められます。

子どもの貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえ、子どもの貧困は家庭の自己責任ではなく社会全体で受け止めて取り組むべき課題であるとの認識の下、関係機関をはじめ地域が一体となって連携を強化し、子どもの貧困対策を推進する必要があります。

（２）計画の方向性

上記の課題を受け、子どもの貧困対策計画として、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、保護者の子ども期からの貧困の連鎖を断ち切ると同時に、新たな貧困の連鎖を生まないよう、すべての子どもが健やかに育成される環境を整備していくとともに、ひとり親世帯のみならず、ふたり親世帯も含む生活困難を抱える子どもや保護者に対する支援を地域と連携しながら全庁的に推進していきます。

区が推進する多くの施策は子どもの貧困対策に何らかの形で寄与するという考えのもと、子どもへの支援・サービスの量及び質の充実、保護者への支援の充実、当事者視点に立った情報提供の推進とともに、アウトリーチやプッシュ型による支援体制の強化、及び多機関が連携した支援体制の強化による支援につながる仕組みづくりに取り組みます。

４　子どもの貧困対策計画の内容

国の動きを踏まえ、子どもの貧困対策計画は、保護者の健康状態の悪化により家庭が貧困の状況に置かれたり、子どもや保護者に障害があったり、外国にルーツがあり日本の文化や言語の理解が難しかったり、ヤングケアラー等、生活困難を抱える家庭が多様であることを考慮し、「教育の支援」「生活の安定に資するための支援」「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」「経済的負担の軽減のための支援」「支援につながる仕組みづくり」の５つの柱により施策を展開します。

なお、５つの柱のうち、「教育の支援」（③地域における切れ目ない学習支援の拡充）、「生活の安定に資するための支援」（①子ども・若者が選べる多様な居場所の充実、②体験の機会の保障のための支援の充実）、「支援につながる仕組みづくり」を重点施策として掲げています。（※印参照）

（１）教育の支援

【目標】

すべての子どもが多様な選択肢を持ち、夢や希望を持つことができるように、乳幼児期から高等教育段階まで、特に高校進学時及び高校中退防止、学び直しの支援をはじめ、生活困難を抱える子どもの学力・進路保障に向けた支援が整っている。

教育と福祉の連携により、学校を地域に開かれ、地域につながっていくプラットフォームと位置づけ、生活困難を抱える子どもを早期に把握し、支援につなげる体制の強化が図られている。

【施策展開】

①　子どもの育ちを支える乳幼児期の教育・保育の支援の充実

生活困難を抱える子どもの育ちの保障と家庭の子育て環境の安定のために、緊急保育等区立保育園による支援体制が維持できるようセーフティネットの強化に取り組みます。

また、子どもたちが様々な体験を通じ、非認知能力等、生きる力を身に付けることのできる環境づくりや教育・保育施設における地域資源の活用等による教育・保育の支援の充実を図ります。

②　学校における学力定着に向けた取組みの推進

少人数教育を推進するとともに、複数の教員によるチーム・ティーチングや少人数による学習、習熟度別学習等の充実を図り、個に応じた、きめ細かい学習支援を充実し、すべての子どもが学力定着を図ることができる取組みを推進します。

③　地域における切れ目ない学習支援の拡充　※

生活保護・生活困窮世帯やひとり親家庭の小学生から高校生を対象に切れ目ない学習支援の拡充を図り、子どもの学習習慣や学力の定着、中学卒業後の進路保障や高校中退防止に向けた多様な学習支援を充実します。

④　高等教育の進学に向けた支援の充実

社会的養護や生活保護世帯から大学等へ進学する若者への給付型奨学金を継続実施するとともに、国の修学支援新制度や民間の奨学金等の情報提供の充実を図ります。

また、大学等の受験料や塾等の受講料に対する支援制度の周知を強化することにより、利用促進につなげ、家庭の教育費の負担軽減を図ります。

⑤　学校での気づきを契機とした早期把握・支援につなぐための体制強化

学校と子ども家庭支援センターや児童相談所等の保健福祉分野との日常的な連携を強化することにより、生活困難を抱える子どもを早期に発見し、子どもの中学校卒業後を見据え、年齢で途切れることのない支援体制を強化します。

（２）生活の安定に資するための支援

【目標】

生活困難を抱える子ども・若者が自身の権利を認識し、本来持っている力を発揮するために、安心して過ごせる子ども・若者の居場所や多様な体験の機会の提供の充実が図られている。

親の妊娠・出産期から子どもが若者となり卒業、就職して、社会的自立が確立されるまでを見据え、生活困難を抱える子ども・若者や保護者の衣食住をはじめ生活の安定に向けた支援の充実が図られている。

【施策展開】

①　子ども・若者が選べる多様な居場所の充実　※

児童館や青少年交流センター等のポピュレーションアプローチと、子どもと家庭を支える学習・生活支援の拠点事業や母子生活支援施設の多機能化による子どもの居場所事業等のハイリスクアプローチとの両輪により、子どもや若者が安心して過ごすことができ、自ら選択できる多様な居場所の充実を図ります。

②　体験の機会の保障のための支援の充実　※

児童館や青少年交流センター等での体験プログラムやひとり親家庭親子でスマイル体験応援事業等を通じて、子どもの育ちに必要な多様な体験機会の提供や、生活困窮世帯の費用負担の軽減を推進します。

③　食の提供に関する取組みの推進

子ども食堂やフードパントリーのみならず、児童館や青少年交流センター等の身近な場所で、食に困窮した子どもや若者に対して、無料や低額で食品や食事を提供するとともに、必要な支援につなげる取組みを推進します。

④　住宅支援の推進

区営住宅における子育て世帯向け住戸やひとり親世帯家賃低廉化補助事業の拡充、社会的養護のもとを巣立った若者への家賃補助やシェアハウスの提供、母子生活支援施設の活用等により、住宅支援を進めます。

⑤　妊娠・出産期から生活の安定に向けた支援の充実

妊娠期面接や乳幼児期の子育て支援・サービスを通じて、生活困窮や養育困難等の複合的な課題を抱えている家庭を早期に把握します。また、ホームヘルパー訪問事業や子ども配食事業等を通じて、子育てや暮らしをサポートするための支援の充実を図ります。

（３）保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

【目標】

生活困難を抱える保護者が所得を増やし、仕事と両立して安心して子育てができるように、求職時等の子どもの預かりの充実をはじめ子育てと仕事を両立ができる環境が整っている。

保護者が自立に向けて生活の見通しをもてるように、個々の状況に応じたきめ細かな就労支援の充実が図られている。

【施策展開】

①　求職時等の子どもの預かりの充実

求職時等、保育の必要性のある生活困難を抱える家庭のニーズにも対応できるよう、保育施設の定員の確保に取り組むとともに、保育施設等での一時預かりや幼稚園の預かり保育を拡充します。

②　安心して子育てをしながら就労できる環境づくりに向けた事業者への働きかけの推進

子育てと仕事を両立できるよう、ニーズに応じた柔軟で多様な働き方の推進に向けた事業者への働きかけを促進します。

③　個々の状況に応じたきめ細かな就労支援の充実

保護者自身が生活の見通しを立て、働き方について考える機会を提供します。ハローワークと福祉事務所等が連携した就労支援や、三茶おしごとカフェでのワンストップ窓口としての総合的な支援等を通じて安定的な雇用を促進します。

（４）経済的負担の軽減のための支援

【目標】

子どもの健やかな育ちが、家庭の経済状況に左右されることがないよう、ひとり親家庭のみならずふたり親家庭を含め、子どもに関する経済的負担の軽減を図る施策の充実やその周知の強化が図られている。

【施策展開】

①　親の妊娠・出産期から子どもが若者となり社会的自立するまでを見据えた経済的負担の軽減の充実

子どもの養育や教育等にかかる費用の負担軽減を実施するとともに、離婚に向け実質的にひとり親となっている家庭や家計急変の家庭への支援のあり方や、一時的な負担が生じる償還払いではない支援の方法を検討する等、充実を図ります。

②　経済的支援につながるための情報発信・相談体制の強化

子ども家庭支援センターや生活保護のケースワーカー、ひとり親メルマガ等を通じ、経済的負担の軽減に係る支援・サービスに関するきめ細かな情報提供や、地域のひとり親家庭支援拠点等での家計管理や教育費等に関する相談対応を充実します。

（５）支援につながる仕組みづくり

【目標】

生活困難を抱える子どもや保護者が、社会的に孤立せず、必要な情報を得て、適切な支援につながることができるように、当事者の視点に立った情報提供、アウトリーチ支援やプッシュ型の支援体制の強化が図られている。

子どもや子育て家庭に関わる支援者が、子どもの貧困や支援・サービスへの理解を深め、気づきの感度を高めることにより、生活困難を抱える子どもや保護者を確実に必要な支援につなぐことができる人材の育成・体制の充実、官民を超えた連携が強化されている。

【施策展開】

①　当事者の視点に立った情報提供の推進　※

障害者や外国にルーツを持つ方等に配慮し、やさしい日本語や多言語の活用をはじめ当事者の視点にたち、分かりやすい情報提供を進めます。

②　アウトリーチやプッシュ型による支援体制の強化　※

地域子育て支援コーディネーターや子どもの居場所フローター、ユースコーディネーター、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、ケースワーカーをはじめ支援者によるアウトリーチ支援やプッシュ型支援により、生活困難を抱える子どもや家庭に直接的に働きかけ、支援を届ける取組みを強化します。

③　多機関が連携した支援体制の強化　※

要保護児童支援協議会や子ども・若者支援協議会、重層的支援会議等の枠組みの活用や子どもの貧困に関する研修を通じて、支援者の各種施策に対する理解を促進し、顔が見える関係による支援体制を強化するための取組みを進めます。

（６）計画に基づく主な事業・取組み

子どもの貧困対策に資する事業の一部を紹介します。なお、これらの事業の中には子どもの貧困対策を主目的としていないものも含まれます。（218ページ参照）

５　子どもの貧困対策計画の推進

子どもの貧困対策計画を横断的に推進するために、子どもの貧困対策推進連絡会を中心に、関係所管が連携・協力し、施策や個別事業の適切な調整を図り、全庁的に子どもの貧困対策に取り組みます。その推進にあたっては、子どもの主体的な参加のもと、子どもの生活実態調査や個別事業等を通じて、子どもの声を尊重するともに、保護者や地域と協働していきます。

また、全体の進捗管理や評価・検証は、「子ども・若者総合計画（第３期）」全体の推進体制において行います。

〇年齢別子どもの貧困対策事業

資料編

１　計画策定にあたっての検討状況

（１）世田谷区子ども・子育て会議及び世田谷区子ども・青少年協議会による検討

学識経験者、区民等にご意見を伺うため、区長の附属機関である「世田谷区子ども・子育て会議」で、「子ども・若者総合計画（第３期）」及び同計画を内包する「子ども・子育て支援事業計画」について検討いただきました。また、区長の附属機関である「世田谷区子ども・青少年協議会」でも検討いただきました。

１）世田谷区子ども・子育て会議

令和５年度（2023年度）

第１回、6月23日

主な議題

令和７年度からの子ども計画（第３期）の策定に向けた検討スケジュール等について

世田谷区子ども条例と子どもの権利に関する報告書を踏まえた今後の方向性について

第２回、9月11日

主な議題

諮問「世田谷区子ども条例」の改正にあたっての考え方について

子ども計画第３期検討部会での検討状況について

①小学生（低学年・高学年）、中学生アンケート項目について

②ひとり親家庭アンケート項目について

第３回、12月27日

主な議題

子どもの権利部会の検討状況について

小学生・中学生アンケート結果（速報値）について

第４回、3月27日

主な議題

答申「世田谷区子ども条例」の改正にあたっての考え方について

子ども計画（第３期）検討部会での検討状況について

令和６年度（2024年度）

第１回、4月30日

主な議題

世田谷区子ども条例の一部改正について（骨子案たたき台）

第２回、7月12日

主な議題

世田谷区子ども条例の一部改正について（素案）

子ども・若者総合計画（第３期）（素案）について

第３回、10月25日

主な議題

世田谷区子ども条例の一部改正に向けた論点の整理について

第４回、12月13日

主な議題

世田谷区子ども条例の一部改正について（案）

子ども・若者総合計画（第３期）（案）について

２）世田谷区子ども・青少年協議会

令和５年度（2023年度

第１回、7月25日

主な議題

審議議案依頼「若者と共につくる若者政策の実現に向けて」

検討の方向性について　等

第２回、12月26日

主な議題

子ども・若者総合計画（第３期）の策定にあたって　等

第３回、3月28日

主な議題

子ども・若者総合計画（第３期）の策定にあたって　等

令和６年度（2024年度）

第４回、7月25日

主な議題

子ども・若者総合計画（第３期）（素案）について　等

第５回、10月21日

主な議題

子ども・若者総合計画（第３期）における若者施策の方向性について　等

第６回、12月9日

主な議題

子ども・若者総合計画（第３期）（案）について　等

（２）世田谷区子ども計画（第３期）検討部会による検討

児童福祉分野等の学識経験者や子ども・子育て施策に関わる専門家の知見、区民の意見を計画の策定に反映させるため、「世田谷区子ども計画（第３期）検討部会」を設置し、子ども・若者総合計画（第３期）について検討いただきました。

令和５年度（2023年度）

第１回、8月2日

主な議題

計画の検討にあたっての考え方

小学生、中学生、ひとり親家庭アンケート調査項目について

第２回、8月23日

主な議題

小学生、中学生、ひとり親家庭アンケート調査項目について

子ども・子育て家庭の現状と今後の子ども・子育て施策の方向性について（意見交換）

第３回、10月31日

主な議題

子ども・若者総合計画(第３期)の策定にあたっての考え方

第４回、12月18日

主な議題

小学生、中学生アンケート単純集計結果（速報）報告

骨子案に向けた現状と方向性（学齢期）

第５回、1月19日

主な議題

第２期後期計画の評価

骨子案に向けた現状と方向性（妊娠期から未就学期）

第６回、3月21日

主な議題

ひとり親家庭アンケート調査結果報告

子ども・若者総合計画（第３期）骨子（たたき台）について

令和６年度（2024年度）

第７回、5月21日

主な議題

子どもの権利とウェルビーイングを保障するために必要なこと：これまでの研究から（山口　有紗氏）

子ども・若者総合計画（第３期）（骨子）及び計画体系

【子ども・青少年協議会小委員会との合同開催】

第８回、6月14日

主な議題

教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の需要量見込み及び確保の内容の考え方

政策の柱と計画に定める成果指標の考え方

素案に向けたこれまでのまとめ

第９回、6月26日

主な議題

子ども・子育て支援事業計画の需要量見込み及び確保の内容の考え方

計画の推進体制　子どもの権利委員会

計画の内容

第10回、10月22日

主な議題

第５章 計画の内容

第６章 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の需要量見込み及び確保の内容の考え方

第11回、11月15日

主な議題

第１章　指標を用いた計画の評価

第５章 計画の内容

第６章 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の需要量見込み及び確保の内容の考え方

パブリックコメント及び子ども・若者の声ポストの実施結果

（３）世田谷区子ども・青少年協議会小委員会による検討

子ども・若者施策に関わる学識経験者や専門家の知見、若者を含む区民等の意見を計画の策定に反映させるため、小委員会を設置し、子ども・若者総合計画（第３期）について検討いただきました。

令和５年度（2023年度）

第１回、8月30日

主な議題

若者調査の調査項目について　等

第２回、9月28日

主な議題

若者調査の調査項目について　等

第３回、10月23日

主な議題

若者調査の調査項目について　等

第４回、11月6日

主な議題

子ども条例の改正について

【子ども・子育て会議子どもの権利部会との合同開催】

第５回、1月16日

主な議題

若者調査結果（速報）

子ども計画（第２期）後期計画 若者計画の評価・検証　等

第６回、1月31日

主な議題

子ども条例の改正について

【子ども・子育て会議子どもの権利部会との合同開催】

第７回、2月27日

主な議題

次期計画策定に向けて　等、

令和６年度（2024年度）

第８回、4月23日

主な議題

次期計画策定に向けて　等

第９回、5月21日

主な議題

子ども・若者総合計画（第３期）（骨子）及び計画体系

【子ども・子育て会議子ども計画（第３期）検討部会との合同開催】

第10回、6月27日

主な議題

子ども・若者総合計画（第３期）（素案）について　等

第11回、9月3日

主な議題

子ども・若者総合計画（第３期）における新規事業案について　等

第12回、11月19日

主な議題

第１章 計画の推進体制

第４章 政策の柱における指標の目標値について

第５章 計画の内容　等

（４）区民・事業者・子育て支援者との意見交換

１）区民版子ども・子育て会議における意見交換

区民版子ども・子育て会議は、平成26年度から、子育て活動の支援団体が中心となり、子ども・若者、子育て支援を行っている区民や活動団体、若者や子育て中の区民に呼びかけ、開催しています。

毎回、テーマを設定し、ワークショップ形式で意見交換をしており、子ども・若者総合計画（第３期）の策定に関しても、幅広くご意見をいただき、計画策定の参考にしました。

令和５年度（2023年度）

第１回、6月1日

主な議題

基本計画から子ども子育てを考える～いまこそ、地域のネットワーク力で！～

第２回、9月7日

主な議題

子どもたちをとりまく「遊び」の環境を考える

第３回、1月15日

主な議題

お父さんの地域活動図鑑

令和６年度（2024年度）

第１回、4月4日

主な議題

子どもがいきいきわくわく育つまち！「子どもが遊ぶ」ことを語る

第２回、7月30日

主な議題

学童期・若者の居場所マッピング

第３回、9月19日

主な議題

子どもの権利条例及び子ども・若者総合計画（第３期）の素案について

２）子ども・青少年会議及び子ども条例検討プロジェクトで出された意見

子ども・若者総合計画（第３期）の策定に向けて、子ども・若者の声を聴くために、子ども・青少年会議及び子ども条例検討プロジェクトを開催しました。

①令和５年度（2023年度）子ども・青少年会議

第１回、10月14日

対象　中学生　高校生

会場　希望丘青少年交流センター

主な内容　日常生活の中でのみんなの「なんでやねん」

第２回、11月18日

対象　小学生

会場　若林児童館

主な内容　日常生活の中でのみんなの「なんでやねん」

第３回、12月9日

対象　小学生　中学生　高校生

会場　玉川台区民センター

主な内容　「自分たちでできること・世田谷区への提言」のまとめ

第４回、1月20日

対象　小学生

会場　北沢タウンホール

主な内容　計画や条例に反映して欲しいこと、「こんなまちになってほしい」という世田谷区への提言

主な意見

・先生方と生徒がフラットな関係性で話し合える環境が必要。

・情報が中高生に伝わっていない。

・ホームページのデザインに中高生の声を反映するといい。

・Wi-Fiや電源が使える自習室やスタディカフェが欲しい。

・休み時間の過ごし方を自分たちで選択できるようにしてほしい。

・雨でも自由に遊べる場所が欲しい。

・習い事や塾、宿題があり遊べない。

・環境に関することは、子どもの意見もちゃんと聞いて決めてほしい。

②令和６年度（2024年度）子ども・青少年会議

第１回、7月6日

対象　小学生　中学生　高校生

会場　池尻児童館

主な内容　日常生活の中でのみんなの「なんでやねん」

第２回、8月28日

対象　小学生　中学生　高校生

会場　玉川台児童館

主な内容　日常生活の中でのみんなの「なんでやねん」

第３回 8月31日

対象　小学生　中学生　高校生

会場　松沢児童館

主な内容　日常生活の中でのみんなの「なんでやねん」

第４回 9月7日

対象　小学生　中学生　高校生

会場　喜多見児童館

主な内容　日常生活の中でのみんなの「なんでやねん」

第５回 10月5日

対象　小学生　中学生　高校生

会場　粕谷児童館

主な内容　日常生活の中でのみんなの「なんでやねん」

第６回 10月12日

対象　小学生　中学生　高校生

会場　池之上青少年交流センター

主な内容　各児童館で出た「自分のなんでやねん！」から、必要な子どもの権利について考える。

主な意見

・自由に移動して友達と遊んだり、学んだりする権利が奪われている。

・心を休ませる権利が必要。

・プライベートの権利が欲しい。

③令和６年度（2024年度）子ども条例検討プロジェクト

前期

第１回、6月13日

対象　中学生　高校生

会場　池之上青少年交流センター

主な内容　子ども条例や子どもの権利について理解を深め、権利について考える

第２回、6月20日

対象　中学生　高校生

会場　池之上青少年交流センター

主な内容　子どもたち自身が考える条項について検討

第３回、7月4日

対象　中学生　高校生

会場　池之上青少年交流センター

主な内容　子どもたち自身が考える条項について検討

第４回、7月11日

対象　中学生　高校生

会場　池之上青少年交流センター

主な内容　子どもたち自身が考える条項案の完成、区長への報告会

後期

第１回、10月24日

対象　中学生　高校生

会場　池之上青少年交流センター

主な内容　前期検討会の振り返りと、前文の検討

第２回、11月7日

対象　中学生　高校生

会場　池之上青少年交流センター

主な内容　子どもの権利、目標の検討と、前文のまとめ

第３回、11月21日

対象　中学生　高校生

会場　池之上青少年交流センター

主な内容　条文のまとめ、区長への報告会

３）パブリックコメント・シンポジウム等でのご意見・ご提案

子ども・若者総合計画（第３期）素案について、区のおしらせや区のホームぺージを通じて、パブリックコメントを実施しました。

また、素案をテーマにした区民版子ども・子育て会議と子どもの権利に関するシンポジウムの開催や、事業者等への説明を通じて、様々なご意見・ご提案をいただきました。

パブリックコメントでは、16人の方から、32件のご意見・ご提案をいただきました。

実施日　令和6年9月15日

内容　区のおしらせ特集号

実施日　9月15日～10月15日

内容　区のホームページ、区窓口等

実施日　10月8日

内容　子どもの権利に関するシンポジウム（参加者数：200名）

４）子ども・若者の声ポストでのご意見・ご提案

子ども・若者総合計画（第３期）の策定にあたり、素案について、区のホームぺージ「子ども・若者の声とともにつくるページ」の「子ども・若者の声ポスト」を通じて、子ども・若者からの意見を募集しました。

「子ども・若者の声ポスト」では、13人の方から、16件のご意見・ご提案をいただきました。

実施日　9月15日～10月15日

対象　小学校１年生～29歳の子ども・若者（区内在住、在学、在勤）

内容

・学年

・条例前文（「子どもの想い」「大人へのメッセージ」「区や大人の決意表明」）について

・権利カタログについて

・「めざすまちの姿」について

・「計画の目標」について

・「７つの政策の柱」について、特にがんばってほしい取組み

・ふだんどんな方法で知りたい情報を手に入れているか

（５）アンケート調査、ヒアリング調査

世田谷区子ども計画（第３期）後期計画の策定にあたり、６つのアンケート調査と２つのヒアリング調査を実施しています。調査の概要は下表のとおりです。

調査名　「子ども・子育て支援事業計画」ニーズ調査

調査対象　世田谷区に居住する０～９歳の児童の保護者各年齢1,000人ずつ計10,000人

調査方法　郵送配布、郵送回収・インターネット回答

実施時期　令和４年（2022年）５月９日～５月23日

回答率（数）　就学前児童52.3％　就学児童55.0％

調査名　ひとり親家庭調査

調査対象　児童育成手当受給世帯のうち、申請理由が離婚、死亡、生死不明、遺棄、未婚である世帯の保護者　3,816人

調査方法　郵送配布、郵送回収・インターネット回答

実施時期　令和５年（2023年）11月１日～11月22日

回答率（数）　48.3％

調査名　小学生調査

調査対象　区立小学校に通う児童（５校）低学年：1,519人　高学年：1,533人

調査方法　調査依頼文のみ学校を通じて配布・インターネットによる回答

実施時期　令和５年（2023年）10月２日～10月23日

回答率（数）　低学年48.9％　高学年46.8％

調査名　中学生調査

調査対象　世田谷区に居住する12～14歳の子ども各年齢1,000人ずつ計3,000人

調査方法　調査依頼文のみ郵送配布・インターネットによる回答

実施時期　令和５年（2023年）10月２日～10月23日

回答率（数）　27.0％

調査名　子どもへのヒアリング調査

調査対象　日本語が母国語でない子、障害のある子、児童養護施設で生活をする子、未就学児（４種別、５施設）

調査方法　子どもの権利部会委員とともに現地に伺い、対面でヒアリング。

実施時期　令和５年（2023年）12月18日、12月22日、12月27日

回答率（数）　【回答者数】24名

調査名　若者アンケート調査

調査対象　世田谷区に居住する15～29歳の若者6,000人

調査方法　調査依頼文のみ郵送配布・インターネットによる回答

実施時期　令和５年（2023年）11月15日～12月６日

回答率（数）　14.6％

調査名　若者施設利用者等ヒアリング調査

調査対象　世田谷区の主要な若者施設・団体等を利用している若者、及び施設・団体等を運営している職員（19施設・団体）

調査方法　子ども・青少年協議会委員とともに現地に伺い、対面でヒアリング。若者、支援者は別々に実施。

実施時期　令和５年（2023年）10月26日～11月29日

回答率（数）　【回答者数】若者47名　支援者19名

調査名　子どもの生活実態調査（高校生世代）

調査対象　令和５年度（2023年度）高校２年生世代のすべての子ども本人とその保護者　6,875世帯

調査方法　郵送配布、郵送回収・インターネット回答

実施時期　令和５年（2023年）９月１日～10月２日

回答率（数）　子ども23.4％　保護者30.9％　マッチング21.6％

（６）世田谷区子ども・子育て会議及び世田谷区子ども・青少年協議会委員名簿

１）世田谷区子ども・子育て会議（敬称略）

No.1　加藤 悦雄　※　大妻女子大学 教授　会長

No.2　久保田 純　日本大学 准教授　副会長

No.3　猪熊 弘子　駒沢女子短期大学 教授

No.4　佐藤 亜樹　※　東洋大学 准教授

No.5　米原 立将　※　流通経済大学 准教授

No.6　林 大介　浦和大学 准教授

No.7　半田 勝久　日本体育大学 准教授

No.8　西 智子　※　元 日本女子大学 特任教授

世田谷区乳幼児教育アドバイザー

No.9　髙橋 直之　児童養護施設 東京育成園 園長

No.10　三瓶 七重　砧地域子育て支援コーディネーター きぬたまの家

No.11　加藤 剛　※　NPO法人せたがや子育てネット 理事

No.12　小嶋 泰輔　※　世田谷区民間保育園連盟

No.13　石井 俊子　※　東京都認証保育所協会 世田谷地区

No.14　金子 貴昭　※　世田谷区私立幼稚園協会 副理事長

No.15　金子 永美子　世田谷区私立幼稚園PTA連合会

No.16　川浪 公子　世田谷区立幼稚園・こども園PTA連絡協議会 会長　～R6.5

No.16　宮越 麻衣　世田谷区立幼稚園・こども園PTA連絡協議会 会長　R6.5～

No.17　奥村 明日　公募区民委員

No.18　安藤 毅　※　公募区民委員

No.19　橋本 典明　公募区民委員

令和５年（2023年）５月～令和７年（2025年）３月末時点までの就任委員

※は、子ども計画（第３期）検討部会の委員

２）世田谷区子ども・青少年協議会（敬称略）

No.1　森田　明美　※　東洋大学名誉教授　会長

No.2　林　大介　※　浦和大学社会学部准教授　副会長

No.3　佐藤　正幸　世田谷区議会議員

No.4　津上　仁志　世田谷区議会議員

No.5　桜井　純子　世田谷区議会議員

No.6　若林　りさ　世田谷区議会議員

No.7　堀井　雅道　※　国士舘大学文学部准教授

No.8　石井　基子　※　世田谷区青少年委員会副会長

No.9　齋藤　潔　青少年下馬・野沢地区委員会会長　～R6.5

No.9　八田　明美　青少年下馬・野沢地区委員会会長　R6.6～

No.10　開發　一博　世田谷区立小学校PTA連合協議会会長

No.11　栄　裕美　世田谷区立中学校PTA連合協議会会長　～R6.5

No.11　栗花落　久子　世田谷区立中学校PTA連合協議会会長　R6.6～

No.12　明石　眞弓　※　世田谷区民生委員児童委員協議会、主任児童委員部会　部会長

No.13　大橋　海斗　※　公募区民

No.14　勢能　克彦　※　公募区民

No.15　若林　麻衣　※　公募区民

No.16　磯　浩之　渋谷公共職業安定所長

No.17　前川　美穂　東京保護観察所保護観察官　～R6.7

No.17　小池　望美　東京保護観察所保護観察官　R6.7～

No.18　渡邉　明宣　世田谷少年センター所長　～R5.9

No.18　峯島　智　世田谷少年センター所長　R5.9～R6.9

No.18　村田　祐介　世田谷少年センター所長　R6.9～

No.19　廣岡　武明　※　メルクマールせたがや施設長

No.20　下村　一　※　希望丘青少年交流センター長

No.21　奥村　啓　※　労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団

東京中央事業本部　世田谷エリアマネージャー

No.22　森嶌　正巳　※　『情熱せたがや、始めました。』運営委託事業者

No.23　新井　佑　※　特定非営利活動法人neomura　代表理事

No.24　近藤　三知香　※　若者と咲かせるネットワーク・せたがや

No.25　鳥生　咲希　※　協定大学（昭和女子大学） 学生

No.26　三沢　勝斗　※　協定大学（日本大学文理学部） 学生

No.27　遠藤　恵理菜　※　『情熱せたがや、始めました。』メンバー、大学生

No.28　中谷　友美　※　しもきた倶楽部メンバー、大学生

令和５年（2023年）６月～令和７年（2025年）3月末時点までの就任委員　※は、小委員会の委員

２　用語解説

ア行

あいりす

小学５年生～24歳までの女性が利用できる若者の身近な居場所。事業運営は、区と連携協定を結ぶ昭和女子大学の学生が行っている。

アウトリーチ

支援ニーズがあるが、保険・医療・福祉施設等の拠点におけるサービスでは利用することが困難な人に対して、状況に応じて専門スタッフや援助者が訪問し、支援を提供するしくみ。

アセスメント

個人や家族の状態像を理解し、必要な支援を考えたり、将来の行動を予測したり、支援に対する意向の成果を調べ、分析し、援助の方針を立てること。

アタッチメント・愛着形成

不安や恐怖等を感じたときに「特定のだれか（アタッチメント対象）」にくっつき、ケアされることで安心感を得ようとする本能的な欲求や行動のこと。アタッチメントが安定していると、子どもは自分や社会への基本的な信頼感を育むことができ、アタッチメント対象を安全基地として外の世界を探索することができる。

アプローチ・スタートカリキュラム

乳幼児期における教育・保育と小学校教育を円滑に接続するためのアプローチカリキュラムとスタートカリキュラム。アプローチカリキュラムとは、幼稚園・保育所等から小学校へと変わる環境に対し、子どもたちが適応していける力を身に付け、小学校への期待や希望が持てるように教育・保育活動を充実させることを目的として作成するカリキュラム。スタートカリキュラムとは、小学校に入学した子どもが、幼稚園・保育所等での遊びや生活を通した学びと育ちを基礎として、新しい学校生活で主体的に自己を発揮していくことを目的として作成するカリキュラム。

あんしんすこやかセンター

世田谷区における地域包括支援センターの名称。地域包括支援センターは、高齢者に関する様々な相談を受ける「総合相談・支援」、介護予防事業を推進する「介護予防ケアマネジメント」、ケアマネジャーや医療機関等と連携し、支援する「包括的・継続的ケアマネジメント支援」、高齢者虐待や消費者被害の防止、成年後見制度の利用支援を行う「権利擁護」の４つの機能を持っている。

生きづらさを抱える若者

学校生活や就労時の体験、対人関係でのつまずきなどを起因として、社会生活や他者との関わりがうまくいかず、目指す生き方に向かって進めない、または、目指す方向がわからないために悩んでいる若者。

意見箱

子どもがいつでも考えや意見を投書できるよう、一時保護所や児童養護施設等に設置している箱。

一時保護

児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、または児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、一時保護所またはその他の施設等において児童を一時的に保護すること。

居場所｢メルサポ｣

世田谷若者総合支援センター内にある気軽に立ち寄れて、交流できる居場所。

ウェルビーイング

身体的、精神的、社会的に満たされ、その人にとってちょうど心地よい、幸せな状態であることをいう。

ACEs（子ども時代の逆境的体験）

子ども時代の逆境的体験。虐待やネグレクト、家庭内での暴力やメンタルヘルスの不調、貧困、排除等

SNS

Social Networking Serviceの略。人と人との社会的なつながりを維持・促進する様々な機能を提供する、会員制のオンラインサービス。

LGBTQ

レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる人）、クエスチョニング（性のあり方をあえて決めないまたは決められない人）またはクイア（多様な性を包括する言葉）の頭文字をとった言葉。

おでかけひろば

子育て世帯の育児のストレスや不安感の軽減を目的とし、親子が自由につどい、親同士の交流や子育て相談ができる場。

カ行

教育総合センター

子ども、保護者、教員への支援を通じて学校や子ども全体を支える拠点施設。各教科の知識や考え方を統合的に活用して課題の解決をめざすSTEAM（スティーム）教育（科学、技術、工学、芸術、数学）の講座や乳幼児期の遊びなど、子どもたちが様々な体験・交流ができる施設。

クロッシングせたがや

せたがや国際交流センターのことで、インターネットや情報誌を活用し、外国人住民向けのさまざまな情報等の提供はじめ、くらしの面での問い合わせ対応や日本語教室の開催、国際交流・国際貢献活動等などを行う団体情報の収集・提供、国際交流・多文化共生イベントなどを行っている。

ケースマネジメント

困難な課題等を持ち支援を必要とする対象者に対して、事例の進捗状況や援助の適否、問題点、課題等について、把握、分析、調整等を行うこと。

ゲートキーパー

自分や家族、友人など身近な方のからだやこころのストレスサインに早めに気付き、必要時、相談窓口に橋渡しを行い、「生きることを支援する」役割の人をいう。

合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

合理的配慮

障害者が日常生活や社会生活を送る上で状況に応じて行われる配慮。筆談や手話、読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化、ルールの見直しなど過度の負担にならない範囲で個別の対応において提供されるべきもの。

子育て応援相談員

各総合支所子ども家庭支援課に配置され、子ども・子育ての相談支援の充実を図るため、子育て支援に関する情報の収集や提供、相談、助言やサービス利用の支援などを行う利用者支援事業を実施。

こころサポーター

メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識と理解に基づいて、家族や同僚など身近な人に対して「傾聴」を中心に支えることができる人。

子育てステーション

利便性の高い駅前に設置する「あそび」「そうだん」「あずかり」「ほいく」の４つのサービスを集中させた多機能型の子育て支援拠点施設。

こども家庭センター

母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援を行うとともに、新たに、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、民間団体と連携しながら支援体制を強化するための地域資源の開拓などを担うこととされている機関。

令和４（2022）年に改正された児童福祉法等により、令和６（2024）年４月から市町村は「こども家庭センター」の設置に努めなければならないこととされており、「こども未来戦略」等において全国展開を図ることとされている。

子どもの居場所フローター

フリーな立場で遊軍的に動く職員のことを意味する海外の事例を参考とし、子どもの居場所づくりに関して館運営に縛られずに自由に動く児童館職員の呼称。

子どもの権利

誰にでも保障される基本的人権のほかに、子どもが一人の人間として大切にされ、成長するために必要な人権を「子どもの権利」という。

令和７年の「世田谷区子ども条例」一部改正では、国連「子どもの権利条約」が規定する子どもの権利も踏まえながら、条例の名称を「世田谷区子どもの権利条例」に変更するとともに、具体的な「子どもの権利」を条文に規定した。

サ行

里親

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童を養育することを希望する者で都道府県知事が適当であると認める者。

里親支援センター

里親支援事業を行うほか、里親や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に従事する者、その養育される児童、里親になろうとする者について、相談その他の援助を行い、家庭養育を推進するとともに、里子が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的とする施設。

サポートプラン

こども家庭センターにおいて、支援の必要性が高い妊産婦・子ども及びその家庭を中心に、課題解決のための支援方針を作成する過程で、対象者自身が自らの課題と得られる支援内容を理解し、状況の変化に応じて支援内容の見直しを行いながら効果的な支援を受けるために作成するもの。

ジェンダー（社会的性別、Gender）

社会的規範にもとづく男女の分類を包括的に表すことば。「男らしさ」や「女らしさ」に関する社会的通念や、性別に応じて異なる役割期待などに加え、近年では単に「性別」を指す場合にも用いられるようになりつつある。生物学的性別（セックス／sex、肉体的な特徴にもとづいて出生時に割り当てられた性別）と密接に関連はしているが、両者は同じものではない。

児童福祉司

児童相談所の命を受けて、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行う等児童の福祉増進に努めるフィールド・ソーシャルワーカー。

児童福祉審議会

児童福祉法第８条に基づき、世田谷区児童福祉審議会条例により設置された区長の附属機関。委員は学識経験者及び区民のうちから、区長が委嘱する委員25人以内で構成されている。審議会には、児童福祉に関する専門的事項を調査審議するため、必要に応じて部会を置くことができ、里親部会、措置部会、児童虐待死亡事例等検証部会及び保育部会を設置している。

児童養護施設

保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する施設。できる限り家庭的な環境で、安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設の小規模化・地域分散化が推進されている。

社会的養護

保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭の支援を行うこと。

｢情熱せたがや、始めました。｣(略して、ねつせた！)

若者世代に必要な情報が届いていない課題より、区の取組みとして発足。高校生・大学生世代の若者自身が、若者世代に馴染みのあるSNSを通して世田谷の魅力を情報発信していく団体。

新ＢＯＰ学童クラブ

保護者が働いていたり病気などのため、放課後に家庭で保護・育成にあたることのできない世帯の小学校低学年の児童に、健全な遊びや安全な生活の場を提供する事業。配慮が必要な子どもは、安全確保及び対応が可能な範囲で６年生まで受け入れている。

新ＢＯＰ事業

区立小学校施設を活用し、安全・安心な遊び場を確保し、遊びを通して社会性、創造性を培い、児童の健全育成を図るBOP（ボップ＝Base Of Playing：遊びの基地）事業に、学童クラブ事業を統合し、一体的に運営する事業。

スクールカウンセラー

学校内における教育相談機能として、教職員と連携しながら、いじめや不登校など、児童・生徒や保護者が抱えている課題の解決に向け、児童・生徒や保護者を支援する心理の専門職。

スクールソーシャルワーカー

福祉分野に関する専門的な知識や技術を用いて、家庭や福祉関係施設など関係機関と連携しながら、児童・生徒を取り巻く環境に働きかけて支援を行う福祉の専門職。

青少年交流センター

主に中高生世代～39歳までの若者の居場所として、区内３か所に設置されている施設。施設には、自由にくつろぐことのできる多目的スペース、音楽・ダンス等の表現活動のできる多目的ホールのほか、学習室、音楽スタジオ、調理室等、様々な機能を備えている。

青少年地区委員会

地域の青少年の健全な育成を図ることを目的に、区内28か所のまちづくりセンター区域を単位に設置され、委員は地区内の町会・自治会、学校、PTA、民生委員・児童委員、青少年委員、その他の青少年育成団体などから選出。スポーツ大会、音楽・映画観賞会などの余暇活動や地域環境浄化活動、非行防止に関する活動などの青少年健全育成事業を実施している。

青少年補導連絡会

青少年の保護・矯正・指導に関する職にある人が、相互の連携を密にし、連絡協議、ケース発表などを行い、それぞれの活動に役立たせることを目的とした組織。委員は保護司、民生委員・児童委員、少年補導員、小中学校長及び生活指導主任、警察署少年係職員などからなる。

性自認（性同一性、ジェンダー・アイデンティティ）

自分の性別が女性・男性のいずれであるかについての内的な感覚・自覚。大半は生物学的性別（肉体的な特徴にもとづいて出生時に割り振られた性別）と一致するが、一致しないケースもあり、また、そもそも男女の二分法にあてはまらないケースもある。核となる部分は幼年期におおむね形成されるが、その後も生育環境の影響も受けながら発達すると考えられている。

性的指向

人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念をいう。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛(ヘテロセクシュアル)、同性に向かう同性愛(ホモセクシュアル)、男女両方に向かう両性愛(バイセクシュアル)を指す。

性的マイノリティ

「性的少数者」「セクシュアル・マイノリティ」とも表現される。「からだの性」と「自認する性」が異なる人や、「好きになる性」が同性である人など、多数派とは違う性のあり方を持つ人々、すべてを含んだ言葉。

世田谷版ネウボラ

妊娠期から就学前までの切れ目ない支援を 行うことを目的として、区・医療・地域が連携し、 すべての妊産婦や乳幼児を育てる家庭に寄り 添い相談支援を行う、顔の見えるネットワーク体制。

世田谷若者総合支援センター

働くことに悩む若者を対象に、就労に向けた準備、仕事体験等の就労に向けた実践支援を目的とした「せたがや若者サポートステーション」に加え、ひきこもりなどの生きづらさを抱えた若者の支援を目的とした「メルクマールせたがや」を合わせた施設。

せたホッと（せたがやホッと子どもサポート）

子どもの人権を擁護し、救済を図るために条例によって設置された、公正・中立で独立性と専門性のある第三者機関。子どもの権利侵害に関する相談を受け、助言や支援を行うとともに、申立て等により、調査、調整を行いながら、子どもの関係機関等に対して協力・改善を求めていく。

ソーシャルワーク

生活していく上での問題を、社会資源を用いて解決したり緩和したりすることで、質の高い生活を支援し、ウェルビーイングを高めていくことを目指していく社会福祉援助。（技術のひとつ。）

そとあそびプロジェクト・せたがや

すべての子ども達に、自由で主体的で創造的な外遊び機会を保障することをミッションに、すべての区民や企業・団体と行政が、民間を中心に真に協働してネットワークを作り、計画策定・実施、会議体で協議を進め、外遊びを推進している。

タ行

代替養育

保護者のない子どもまたは保護者に監護させることが不適当であると認められる子どもを、里親等に委託し、または施設に入所させて養育すること。

たからばこ

小学５年生～中高生世代が利用できる若者の身近な居場所。事業運営は、区と連携協定を結ぶ日本大学文理学部の学生中心で行っている。

Cheer!～わかものライフガイド～

主に中学生から30歳代までの若者に向けて世田谷区が制作した冊子。自由に利用できる施設やイベント、相談窓口などをまとめた情報誌。青少年交流センターや児童館などで配布している。

地域子育て支援コーディネーター

「おでかけひろば」の中など、区内６か所に配置されており、研修を受けたスタッフが相談者に寄り添いながら、生活に密着した地域の民間情報や公的な支援情報報などの提供や相談支援を行っている。

特定妊婦

出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。

特別支援教育

障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

ナ行

乳児院

保護者の養育を受けられない乳幼児を養育する施設。

乳幼児教育アドバイザー

乳幼児教育・保育の専門家であり、保育者等の資質及び専門性の向上や、アプローチ・スタートカリキュラムの実践及び検証にあたっての助言・支援等を目的として配置している。

乳幼児教育支援センター

乳幼児期における教育・保育のより一層の充実をめざし、令和３年12月開設の教育総合センターに乳幼児期の教育・保育の推進拠点として整備された。乳幼児期の教育・保育の現場を担う教員・保育士の人材育成、公私立の枠を超えた幼稚園・保育所等の連携や幼・保・小の連携の促進、家庭教育の支援等に取り組んでいる。

ネグレクト

衣食住の環境が劣悪な状態に児童を置いたり、必要な医療措置や危険性からの保護などに関する怠慢や拒否により、児童の健康状態や安全を損なう行為。

ハ行

配慮が必要な子ども

心身の成長・発達等に起因する問題により、生活をしていく上で何らかの合理的配慮を要する状態にある子ども。

発達支援コーディネーター

発達障害のある方ご本人の特性やこれまでの情報などを整理し、必要な支援が受けられるようにコーディネートする専門の相談員（心理職）。地域における支援のネットワーク作りの手伝い、支援情報の引継ぎのサポート、お子さんの支援情報等をまとめるスマイルブックの作成のサポート等を行う。

発達障害相談・療育センター「げんき」

世田谷区「発達障害支援基本方針」に基づいた発達障害支援の中核的拠点。発達障害に関する相談や療育、関係機関への支援や人材育成、また、広く区民に発達障害についての理解を促進する活動など、地域支援事業を行っている。

PCEs（子ども時代のポジティブな体験）

子ども時代のポジティブな体験。家庭や学校や地域で、温かく応答的な関係性や、居場所があること等

ひきこもり相談窓口「リンク」

年齢を問わず、ひきこもり当事者の方や家族を支援する相談窓口。「ぷらっとホーム世田谷」と「メルクマールせたがや」が共同で運営している。

フードパントリー

世田谷区社会福祉協議会が、住民の身近な地域において生活困窮者等に対して食料提供を行うとともに、それぞれの状況・意向に応じた適切な相談支援機関に繋ぐ事業。及び、食の支援を通した地域での支援ネットワーク作りに関する事業。

ぷらっとホーム世田谷

世田谷区在住者が「仕事」「お金」「ココロとカラダ」のことなど身の回りの様々な困りごとを相談できる窓口。 世田谷区社会福祉協議会が世田谷区の委託を受けて運営している。

母子生活支援施設

未婚や離婚・死別などの配偶者のいない女性や、ＤＶ、児童虐待、夫からの遺棄、夫の行方不明・拘置などにより実質的に夫婦としての共同生活が難しい状況にあり、養育すべき児童を有している世帯を保護するとともに、自立の促進のために生活を支援し、あわせて退所後も相談その他の支援を行う施設。

母子保健コーディネーター

助産師、保健師、または看護師の資格を持っており、妊娠期における面接相談業務、支援プランの作成、妊娠期から子育て期までの相談業務または支援に関する関係機関との連絡調整等を行う。

ほっとスクール

心理的理由などで登校できないでいる区内在住の児童・生徒のための「心の居場所」として、自主性を養い、社会性を育みながら、学校生活への復帰や自分らしい進路の実現に向けて気持ちを整えていくための支援を行う施設。

マ行

メルクマールせたがや

世田谷若者総合支援センター内にあり、様々な理由から社会との接点を持てず、社会的自立に向けた一歩を踏み出すことができない、ひきこもりなどの生きづらさを抱えた方の支援を目的としている。中高生世代以上の世田谷区民の方・その家族を対象に、ひきこもり等悩み相談、社会参加へのきっかけ作り、各種セミナー、各種プログラム等を実施している。

面前ＤＶ

子どもの見ている前で、配偶者間で暴力を振るうこと。子どもに対する心理的虐待にあたる。

ヤ行

ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者。

ユースコーディネーター

青少年交流センターにおける、悩みや課題を抱える若者や地域活動に参加・参画したい若者を、適切な居場所や支援につないだり、地域資源（居場所や支援機関等）のサポートやネットワーク構築を行うスタッフの呼称。

ユースサポーター

世田谷区内の児童館や青少年交流センターで実施されるイベントに、中高生世代のサポート役として参加して、一緒に活動するボランティアスタッフ。

ユースリーダー事業

青少年交流センターと児童館で活動する中高生世代同士の交流の機会を創出し、 区内全域にわたる中高生世代の成長支援と次世代の担い手づくりを推進する事業。

ユースワーカー

青少年交流センターにおける、若者一人ひとりの「やってみたい」、「やってみよう」をサポートする専門スタッフ。

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用しやすいように生活環境を構築する考え方をいう。

養育家庭

里親の種類のひとつ。養子縁組を目的とせずに、一定期間子どもを養育する里親。

児童福祉法上は養育里親という。

養育困難家庭

日常生活における児童の養育に支障が生じている家庭。

要保護児童

保護者のない児童または保護者に監護させることが不適当であると認められる児童。

要保護児童支援協議会

要保護児童の適切な保護、支援等を行うため、子どもに関係する機関等により構成される子どもを守る地域ネットワーク。

ラ行

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(Reproductive

Health/rights）

1994年（平成６年）にカイロで開催された国際人口・開発会議において、リプロダクティブ・ヘルス／ライツという概念が提唱された。いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。また、思春期や更年期における健康上の問題等、生涯を通じての性と生殖に関する課題が広く含まれている。

レスパイト

乳幼児や、障害児（者）、高齢者などをケアしている家族などが、一時的にケアから解放され、休息をとれるようにする支援。

３　参考データ

■　３区分別人口の推移　■

■　子どもがいる世帯の推移（６歳未満、18歳未満）（世田谷区）　■

「国勢調査（平成17年、22年、27年、令和２年）」より作成

合計特殊出生率とは、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

進学や就職に伴う未婚女性の流入により、都市部の合計特殊出生率は低めに出る傾向があり、世田谷区でも合計特殊出生率対象年齢（15～49歳）女性の人口の割合は全国平均より高いことから、合計特殊出生率は全国平均を下回っています。

■　年次別出生数と合計特殊出生率の推移（世田谷区）　■

「世田谷区保健福祉総合事業概要」より作成

＜参考：年次別出生数と合計特殊出生率の推移（全国）＞

「人口動態統計」（令和５年は概数）より作成

■　人口及び合計特殊出生率対象年齢（15～49歳）女性の人口の割合（世田谷区）　■

「世田谷区住民基本台帳」（各年１月１日）より作成

＜参考：人口及び合計特殊出生率対象年齢（15歳～49歳）女性の人口の割合（全国）＞

総務省統計局『人口推計』」（各年４月１日現在）より作成

■　婚姻件数の推移及び初婚年齢の推移（世田谷区・東京都）　■

「人口動態統計」、「世田谷区統計書」より作成

＜参考：婚姻件数の推移及び初婚年齢の推移（全国）＞

「人口動態統計」より作成

■　母親の年齢別出産状況の推移（世田谷区）　■

「世田谷区保健福祉総合事業概要」より作成

＜参考：母親の年齢別出産状況の推移（全国）＞

「人口動態統計」（令和５年は概数）より作成

■　出産順位別割合の状況（世田谷区）　■

「世田谷区保健福祉総合事業概要」より作成

＜参考：出生順位別割合の状況（全国）＞

「人口動態統計」（令和５年は概数）より作成

■　女性（20～49歳）の就業状況の割合（世田谷区）　■

「国勢調査（平成27年、令和２年）」より作成

■　女性の労働力率の推移（世田谷区）　■

※労働力状態「不詳」を除く。　「国勢調査（平成22年、27年、令和２年）」より作成

■　出産前後の母親の離職の経験　■

世田谷区子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査（就学前児童保護者）より作成

■　希望する教育・保育施設　■

「世田谷区子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査（就学前児童保護者）」（令和４年、平成30年）より作成

■　養育状況（令和６年（2024年））　■

「世田谷区保健福祉総合事業概要」（４月１日現在）より作成

■　乳幼児の養育状況の推移（世田谷区）　■

「世田谷区保健福祉総合事業概要」（各年４月１日現在）より作成

■　せたホッとの相談件数の推移　■

「せたがやホッと子どもサポート活動報告書（令和５年度）」より作成

■　児童館の世代別入館者数の推移　■

「世田谷区保健福祉総合事業概要」より作成

■　児童館の利用頻度　■

「世田谷区小中学生アンケート調査」より作成

■　子育ての心配ごとや悩みごとの相談先　■

【就学前児童】

【就学児童（６～９歳）】

「世田谷区子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査（就学前児童保護者、就学児童保護者）」（令和４年、平成30年）より作成

■　国立・公立・私立別小学校児童・中学校生徒数の割合　■

【小学校】

【中学校】

※学校の所在地別

「学校基本調査（令和５年度）」より作成

■　不登校者数の割合　■

【小学校】

【中学校】

「第２次世田谷区不登校支援アクションプラン」より作成

資料：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）

■　ひとり親家庭の就労状況　■

※平成30年度は、選択肢が「はい」、「いいえ」となっている。

資料：世田谷区ひとり親家庭調査

■　ひとり親家庭の雇用形態　■

＜仕事をしている人＞

資料：世田谷区ひとり親家庭調査

４　世田谷区子どもの権利条例

平成13年12月10日条例第64号

改正

平成24年12月10日条例第82号

平成26年３月７日条例第14号

令和２年３月４日条例第11号

令和７年３月５日条例第68号

目次

前文

第１章　総則（第１条―第３条）

第２章　子どもの権利（第４条－第９条）

第３章　子ども・子育てを支え合う地域づくり（第10条－第14条）

第４章　基本となる政策（第15条―第24条）

第５章　子どもの権利擁護（第25条―第35条）

第６章　推進計画・推進体制・評価検証など（第36条－第39条）

第７章　雑則（第40条）

附則

（子どもの意見表明）

１．子どもの思い

私たちは、自分の意見や思いを受けとめてもらったとき、喜びを感じます。

きれいで自然豊かな世田谷を守っていきたいです。

私たちの未来にもっと希望をもちたいです。

自分で様々な選択をして自分らしく生きたいです。

子ども同士が交流し、つながる機会を増やしたいです。

安心できる場所を増やしたいです。

自由に、やりたいことにチャレンジして、学びを深め、成長していきたいです。

大人に意見や思いを届けたいです。

こんな思いがかなう世田谷にしたいです。

２．大人へのメッセージ

大人世代の「あたり前」は、子ども世代の「あたり前」とは違います。

大人たちには、自分が子どもだった時の気持ちを思い出して、子どもと同じ目線に立って向き合ってほしいです。

子どもはきっとこう感じているという決めつけではなく、私たちの言葉や思いを信じてください。

そして、言葉や思いをしっかり受けとめた上で向き合ってください。

みんなが意見や思いを尊重し合って、何かを恐れずに、自由に発言や表現できる環境が欲しいです。

個性が認められ自分らしく生きたいので、多様性が尊重されることが必要です。

好奇心がくすぐられる体験、機会など、ワクワクを育ちや学びに取り入れてほしいです。

すべての子どもが安心でき、教育を受けられる多様な環境が欲しいです。

いろんな不安をもっている子どもの味方になってくれる人がいる場所を増やしてください。

「できるかできないか」だけを見るのではなく、「やっている姿」も見てください。

私たちがどんな進路を選んでも、一人ひとりに合わせた応援をしてください。

（区や大人の決意表明）

子どもは、生まれながらにして今を生きる権利の主体です。

子ども時代に、周囲の人に意見や思いを受けとめてもらった経験は、子どもの安心や自信につながり、その後を生きる大きな力となります。

私たち区や大人は、子どもの思いを大切に受けとめ、子どもにとって一番よいことは何かを真剣に考え、対話し、応えていくよう努力します。

子どもたちがこの条例を通じて、自分に権利があること、また、大人や他の子どもにも権利があることを知ることは、社会における責任ある生活を送る上で、大切なお互いの権利の尊重や、信頼関係の構築につながります。

私たち区や大人は、今と未来をつくるパートナーである子どもの声を聴き、対話しながら、地域が子どもを支え、子どもが地域を豊かにし、誰もがつながり支え合う地域づくりに努めます。

この条例は、日本国憲法、子どもの権利条約（平成元年（1989年）11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」をいいます。）と、こども基本法の理念に基づき制定します。

私たち区や大人は、子どもが権利の主体として、一人ひとりの子どもが豊かに育つことが保障され、自分らしく幸せな今を生き、明日からもよい日と思える社会を実現していきます。

第１章　総則

（条例制定の趣旨）

第１条　この条例は、子どもの権利が当たり前に保障される文化をつくり、一人ひとりの子どもが、今を自分らしく幸せに生きて、明日に希望を抱きながら、豊かに育つことができる社会をつくるための基本的な事柄を定めるものです。

（言葉の意味）

第２条　この条例において「子ども」とは、次の人のことをいいます。

（１）まだ18歳になっていないすべての人

（２）この条例の趣旨を踏まえ、まだ18歳になっていないすべての人と同等の権利を認めることが適当であると認められる人

２　この条例において「大人」とは、過去に子どもであったすべての人のことをいいます。

３　この条例において「保護者」とは、子どもの親や祖父母、里親その他子どもの親に代わり養育する人のことをいいます。

４　この条例において「学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者」とは、区内において、子どもが育ち、学び、活動したり、過ごしたりすることができる場所やこれらを支援する組織団体・法人のことをいいます。

５　この条例において「区民・団体・事業者」とは、子どもが地域の中で関わる多様な大人や子ども、地域で活動する組織団体・法人のことをいいます。

６　この条例において「区」とは、区長部局のほか、教育委員会などの行政委員会も含めたすべての執行機関のことをいいます。

（条例の目標）

第３条　この条例の目標は、次のとおりとします。

(１)子どもが考える「一人ひとりが笑顔で自分らしくチャレンジできるまち」をつくります。

(２)子どもは、生まれながらにして今を生きる権利の主体であり、自分らしく、幸せに生きる権利をもっています。私たち区や大人は、子どもの思いや意見を受けとめ、子どもとともに、子どもにとって最もよいことを考え、実現していきます。

(３)子どもが身を置くあらゆる場において、子どもに関わるあらゆる人によって、子どもの権利が当たり前に保障され、子ども自身が子どもの権利を実感できる文化と社会をつくり出し、発展させ、継承していきます。

第２章　子どもの権利

（基本となる権利）

第４条　平成元年（1989年）11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」（以下「子どもの権利条約」といいます。）に定める４つの一般原則をもとに、次に掲げる権利を定めます。これらの基盤となる権利は、年齢、発達、性別、ＬＧＢＴＱなどの性的指向とジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無など（以下「年齢など」といいます。）にかかわらず、すべての子どもに保障されなければなりません。また、これらの権利を実現するための政策の実施に当たっては、年齢などに十分に配慮しなければなりません。

（１）いかなる理由でも差別されない権利

（２）子どもに関係のあることが決められ、行われるときは、子どもにとって最もよいことが何かを考えられる権利

（３）生きる権利と成長・発達する権利

（４）自分に関係のあることについて、自由に自分の意見や思いを表明する権利

（自分らしくいられる権利）

第５条　子どもは、自分らしくいられます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

（１）自分らしくいられ、個性が尊重される権利

（２）公正に評価される権利

（豊かに過ごす権利）

第６条　子どもは、様々な経験を通して、自分を豊かに成長・発達させることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

（１）今も将来も豊かに生きることができる権利

（２）自分のやりたいことを追求できる権利

（３）思い切り遊び、自分にとって楽しいことをする権利

（４）自分が知りたい情報を得られる権利

（５）心や身体が疲れた時に休息することができる権利

（社会から守られ、支援を受ける権利）

第７条　子どもは、安心して過ごすため、社会から守られ、支援を受けることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

（１）安全で安心して生きることができる権利

（２）健康に暮らせる権利

（３）生活環境と自然環境が守られる権利

（自分で自分のことを決める権利）

第８条　子どもは、自分に関することを自分で決めることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

（１）自分で選択して自由に自己決定できる権利

（２）自分らしく学び、成長・発達できる権利

（３）様々なことに挑戦して失敗できる権利

（意見を表明し、参加・参画する権利）

第９条　子どもは、自分の意見や思いを表明し、自分に関わることに参加・参画することができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

（１）意見や思いを様々な方法で表すことができる権利

（２）対話をして協働する権利

（３）地域に参画する権利

第３章　子ども・子育てを支え合う地域づくり

（保護者の役割など）

第10条　保護者は、子どもの権利を守るため、子どもにとって最もよいことを第一に考え、子どもの意見を聴き、その実現に向けて子どもに寄り添い、成長・発達を支え、子どもの身近な安全基地となる大切な役割を担います。

２　保護者は、子どものためを思い、良かれと思ってすることが、子どもの意思に反していたり、成長・発達の機会を奪うことになっていたりしないかを、子どもの意見や思いを聴きながら、子どもとともに考えます。

３　保護者自身も安心して、自分らしく、幸福であることが大切です。保護者は地域で子育てを支えられ、必要な支援を受ける権利が保障されます。

（学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者の責務）

第11条　学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者は、子どもが人間性を豊かにし、将来への可能性を開いていけるよう、子どもの主体性を尊重し、子どもの権利を保障する責務があります。

２　学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者は、子どもの権利を保障するため、区や区民・団体・事業者と連携・協力する責務があります。

３　子どもに関わる事業者は、その雇用する労働者が子育てをしやすい環境を整備するとともに、地域の子どもが自分らしく、豊かに育つことができるよう配慮しながら事業活動を行う責務があります。

（区民・団体・事業者の役割）

第12条　区民・団体・事業者は、地域の中で、子どもと子育てをしている家庭を見守り、ともに住みやすい地域をつくっていくという意識をもち、子どもの権利が保障された地域づくりを担います。

２　事業者は、その雇用する労働者が子育てをしやすい環境の整備に努めるとともに、その事業活動が子どもの権利の保障につながるよう、配慮に努めなければなりません。

（区の責務）

第13条　区は、子どもの権利を保障するための政策を総合的に実施する責務があります。

２　区は、子どもについての政策を実施するときは、保護者、学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者、区民・団体・事業者と連携・協働し、子どもへの支援を展開します。

（地域の中で支える子どもにやさしいまちづくり）

第14条　区や子どもを含むすべての区民は、地域の中で支える子どもにやさしいまちの実現に向けて、誰もがつながり、助け合いながら、自発的な活動が継続できるよう必要な取組を行います。

第４章　基本となる政策

（子どもが参加・参画できる機会の確保と意見や思いの尊重）

第15条　区は、様々な場面や機会で、子どもの多様な意見や思いを受けとめ、対話しながら、子どもとともに子どもの権利を実現します。

２　区は、子どもが主体となって、安心して意見表明をすることができる会議を実施するとともに、会議以外の意見表明の場も確保し、子どもが地域社会の主体となって参加・参画することができる仕組みづくりに努めていきます。

３　区は、様々な工夫のもとで、意見表明が苦手な子どもや意見表明の場があってもなかなか意見表明ができない子どもの声を聴き、乳幼児など意見表明の手段が限定される子どもの思いを受けとめ、子どもの意見を尊重するよう努めていきます。

４　区は、子どもの意見や思いを大切に受けとめて、その意見や思いの実現などについて検討した結果と、その理由について子どもに伝えていくよう努めていきます。

（子どもの居場所づくり）

第16条　区は、子どもが必要と考える、多様な居場所づくりと居場所の質の確保に努めていきます。

２　区は、子どもが居心地よく安心して過ごすことができることに加え、子どもとの対話を重ねながら、次の複数の要素を取り入れた子どもの居場所を実現するよう努めていきます。

（１）子どもの権利の視点から、自由があり自分らしくいられること。

（２）場の一員である実感がもて、意思を伝えようと思え、伝えた意見が受けとめられたと感じられること。

（３）自分のことを自分で決められること。

３　学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者は、連携を強化することで、子どもが多様なコミュニティの中でのびやかに育つことができ、安心して過ごすことができる居心地のよい環境の整備に努めていきます。

（虐待の予防など）

第17条　誰であっても、子どもを虐待してはなりません。

２　区は、虐待を予防するため、学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者などと連絡をとり、協力しながら、子育てをしている家庭に対し、必要なことを行うよう努めていきます。

３　区は、虐待を早期に発見し、子どもの命と安全を守るため、児童相談所と子ども家庭支援センターとの強力な連携のもと、子どもや子育てをしている家庭に対する適切な支援と的確な子どもの保護に努めていきます。また、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者などと連絡をとり、協力しながら、虐待の予防に努めていきます。

（いじめや差別の予防など）

第18条　誰であっても、いじめられたり、差別されたりすることなく安心して過ごすことができる権利があります。

２　区は、いじめや差別を予防するため、すべての区民に必要な理解が広まるための普及啓発を推進し、未然防止や早期発見に努めていくとともに、いじめや差別があったときに、速やかに解決するため、保護者や学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者などと連絡をとり、協力するなど必要な仕組みを作るよう努めていきます。

（貧困などの対策）

第19条　誰であっても、貧困などに関連する生まれや育った環境などにかかわらず、安心して育つことができる権利があります。

２　区は、貧困などの防止と解消に向けて、子どもの現在と将来がその生まれや育った環境に左右されることがないよう、すべての子どもが自分らしく豊かに育つことができる環境の整備に努めていきます。

（健康と環境づくり）

第20条　区は、子どもの健康を保持し、増進していくとともに、子どもが自分らしく豊かに育つための安全で良好な環境を整備するよう努めていきます。

（子どもの権利学習の支援）

第21条　区は、子どもが子どもの権利について学習するための支援に努めていきます。

２　区は、子どもに関わる大人が子どもの権利について理解し、子どもに教えることができるようになるための支援に努めていきます。

（子育て支援ネットワークの形成）

第22条　区は、子どもの育ちや子育てを、子どもや保護者個人の責任とはせず、地域社会全体でともに支え合い、子ども一人ひとりの権利が保障される地域づくりを推進していきます。

２　区は、多様な主体による子育て支援ネットワークの形成における、中心的な役割を担います。

（人材育成）

第23条　区は、子どもの意見形成や意見表明を支援するため、必要な人材育成に努めていきます。

２　区は、子どもの意見形成や意見表明を支援する人材を継続的に育成するとともに、支援を受けた子どもが次の担い手となる循環が生まれる環境の整備に努めていきます。

（普及啓発）

第24条　区は、この条例の存在と理念について、すべての区民に理解してもらうよう努めていきます。

２　区は、様々な工夫をしながら、乳幼児を含めた子どもに対してだけでなく、大人に対しても、この条例の普及啓発を実施していきます。

３　区や大人は、子どもが自分らしく生きていくことができる社会において、自ら考え責任ある生活を送るために、自分自身に子どもの権利があることや、お互いを認め合い尊重することの大切さを伝えていきます。

４　区民が子どもの権利について理解と関心を深めることができるよう、子どもの権利条約が国際連合で採択された11月20日を、「世田谷区子どもの権利の日」として定めます。

第５章　子どもの権利擁護

（世田谷区子どもの権利擁護委員の設置）

第25条　区は、子どもの権利を擁護し、子どもの権利の侵害を速やかに取り除くことを目的として、区長と教育委員会の附属機関として世田谷区子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を設置します。

２　擁護委員は、５人以内とします。

３　擁護委員は、人格が優れ、子どもの権利について見識のある人のうちから区長と教育委員会が委嘱します。

４　擁護委員の任期は３年とします。ただし、再任することができるものとします。

５　区長と教育委員会は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行いがあると判断したときは、その職を解くことができます。

（擁護委員の仕事）

第26条　擁護委員は、次の仕事を行います。

(１)子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること。

(２)子どもの権利の侵害についての調査をすること。

(３)子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。

(４)子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。

(５)子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること。

(６)子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援をすること。

(７)活動の報告をし、その内容を公表すること。

(８)子どもの権利の擁護についての必要な理解を広めること。

（擁護委員の務めなど）

第27条　擁護委員は、子どもの権利を擁護し、子どもの権利の侵害を取り除くため、区長、教育委員会、保護者、区民、事業者など（以下「関係機関など」といいます。）と連絡をとり、協力しながら、公正かつ中立に仕事をしなければなりません。

２　擁護委員は、その地位を政党や政治的目的のために利用してはなりません。

３　擁護委員は、仕事をする上で知った他人の秘密を漏らしてはなりません。擁護委員を辞めた後も同様とします。

（擁護委員への協力など）

第28条　区は、擁護委員の設置の目的を踏まえ、その仕事に協力しなければなりません。

２　保護者、区民、事業者などは、擁護委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。

３　区は、附属機関としての役割を担い活動する擁護委員の独立性を尊重しなければなりません。

（相談と申立て）

第29条　次に定める者は、擁護委員に、自分の権利への侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。また、誰であっても、擁護委員に、次に定める者の権利の侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。

(１)区内に住所を有する子ども

(２)区内にある事業所で働いている子ども

(３)区内にある学校、児童福祉施設などに、通学、通所や入所している子ども

(４)子どもに準ずる者として規則で定める者

（調査と調整）

第30条　擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための申立てに基づき、また、必要に応じて、子どもの権利の侵害についての調査をするものとします。ただし、擁護委員が特別の事情があると認めるときを除き、規則で定める場合においては、調査をしないことができます。

２　擁護委員は、関係機関などに対し調査のために必要な書類を提出するよう求めることや、その職員などに対し調査のために質問することができるものとします。

３　擁護委員は、調査の結果、必要と認めるときは、子どもと関係機関などとの仲介をするなど、子どもの権利の侵害を取り除くための調整をすることができます。

（要請と意見など）

第31条　擁護委員は、調査や調整の結果、子どもの権利の侵害を取り除くため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための要請をすることができます。

２　擁護委員は、子どもの権利の侵害を防ぐため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための意見を述べることができます。

３　要請や意見を受けた区長や教育委員会は、その要請や意見を尊重し、適切に対応しなければなりません。

４　要請や意見を受けた区長と教育委員会以外の関係機関などは、その要請や意見を尊重し、対応に努めなければなりません。

５　擁護委員は、区長や教育委員会に対して要請をしたときや意見を述べたときは、その対応についての報告を求めることができます。

６　擁護委員は、必要と認めるときは、要請、意見、対応についての報告の内容を公表することができます。この場合においては、個人情報の保護について十分に配慮しなければなりません。

７　擁護委員は、その協議により要請をし、意見を述べ、また、この要請や意見の内容を公表するものとします。

（見守りなどの支援）

第32条　擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための要請などをした後も、必要に応じて、関係機関などと協力しながら、その子どもの見守りなどの支援をすることができます。

（活動の報告と公表）

第33条　擁護委員は、毎年、区長と教育委員会に活動の報告をし、その内容を公表するものとします。

（擁護委員の庶務）

第34条　擁護委員の庶務は、子ども・若者部で行います。

（相談・調査専門員）

第35条　擁護委員の仕事を補佐するため、相談・調査専門員を設置します。

２　相談・調査専門員は、子どもの声を聴く専門家として、子ども本人などからの相談に応じ、必要に応じて擁護委員に報告します。

３　相談・調査専門員は、子どもの権利に関する普及啓発活動を実施します。

４　擁護委員に準じて、第27条の規定は、相談・調査専門員に適用します。

第６章　推進計画・推進体制・評価検証など

（推進計画）

第36条　区長は、子どもについての政策を進めていくための基本となる計画（以下「推進計画」といいます。）を作ります。

２　区長は、推進計画を作るときは、当事者である子どもや区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。

３　区長は、推進計画を作ったときは、速やかに公表します。

（推進体制）

第37条　区長は、子どもについての政策を計画的に進めていくため、推進体制を整備します。

（国、東京都などとの協力）

第38条　区は、子どもが自分らしく、豊かに育つための環境を整備するため、国、東京都などに協力を求めていきます。

（評価検証など）

第39条　区長は、子どもについての政策において、子どもの権利を保障するため、第三者機関による調査と評価検証を行う体制を整備します。

２　区長は、評価検証などに当たっては、当事者である子どもや区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。

第７章　雑則

（委任）

第40条　この条例を施行するために必要なことは、区長が定めます。

附則

この条例は、平成14年４月１日から施行します。

附則（平成24年12月10日条例第82号抄）

１　この条例中第１条の規定は、平成25年４月１日から施行します。ただし、同条中世田谷区子ども条例第２章の次に１章を加える改正規定（第19条から第23条までに係る部分に限ります。）は、規則で定める日から施行します。（平成25年５月規則第64号で、同25年７月１日から施行）

附則（平成26年３月７日条例第14号）

この条例は、平成26年４月１日から施行します。

附則（令和２年３月４日条例第11号）

この条例は、令和２年４月１日から施行します。

附則（令和７年３月５日条例第68号）

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行します。

（世田谷区地域保健福祉推進条例の一部改正）

２　世田谷区地域保健福祉推進条例（平成８年３月世田谷区条例第７号）の一部を次のように改正する。

第28条第１項第４号中「世田谷区子ども条例」を「世田谷区子どもの権利条例」に、「第19条」を「第29条」に改める。

子ども・子育て応援都市宣言

子どもは、ひとりの人間としてかけがえのない存在です。

うれしいときには笑い、悲しいときには涙を流します。感情を素直にあらわすのは、子どもの成長のあかしです。子どもは、思いっきり遊び、失敗しながら学び、育ちます。子どもには、自分らしく、尊重されて育つ権利があります。

子どもは、地域の宝です。

大人は、子どもをしっかり見守り、励まし、支えます。地域は、子育て家庭が楽しく子育てできるように応援します。子どもは、成長に応じて社会に参加し、自分のできることと役割、みんなで支えあう大切さを学んでいきます。

子どもは、未来の希望です。今をきらめく宝です。

大人は、子どもにとっていちばんよいことを選び、のびのびと安心して育つ環境をつくります。

世田谷区は、区民と力をあわせて、子どもと子育てにあたたかい地域社会を築きます。ここに、「子ども･子育て応援都市」を宣言します。

平成２７年３月３日

世田谷区

世田谷区子ども・若者総合計画（第３期）

令和７(2025)年度～令和16(2034)年度

令和７年（2025年）３月発行

発行：世田谷区　子ども・若者部

〒154―8504

東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号

電話　03-5432-2528

FAX　03-5432-3016

広報印刷物登録番号No.2368